

平成 29 年度

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

大阪府包括外部監査人

松 葉 知 幸

## 目 次

第1	包括外部監査の概要	- 3 -
1	外部監査の種類	- 3 -
2	選定した特定の事件及び監査対象期間	- 3 -
3	事件を選定した理由	- 3 -
4	包括外部監査の方法	- 4 -
5	包括外部監査人及び補助者の資格と氏名	- 5 -
6	包括外部監査の実施期間	- 5 -
7	利害関係	- 6 -
8	監査報告書の構成及び記載方法	- 6 -
9	本監査結果報告書で使用する用語	- 7 -
10	監査対象施設、所管課の一覧	- 10 -
第2	包括外部監査による監査の結果及び意見の一覧	- 12 -
第3	公の施設及び指定管理者制度の概要	- 42 -
1	大阪府の公の施設	- 42 -
2	公の施設とその管理方法の変遷	- 45 -
3	大阪府における指定管理者制度の導入	- 45 -
4	大阪府における指定管理者制度の運用	- 47 -
第4	包括外部監査の結果及び意見	- 48 -
1	各施設についての結果・意見	- 48 -
(1)	近つ飛鳥博物館・近つ飛鳥風土記の丘	- 48 -
(2)	スポーツ施設	- 61 -
ア	体育会館（エディオンアリーナ大阪）	- 61 -
イ	門真スポーツセンター（東和薬品 RACTAB ドーム）	- 71 -
ウ	臨海スポーツセンター	- 78 -
エ	3施設共通（体育会館、門真 SC、臨海 SC）	- 88 -
オ	2施設共通（体育会館、臨海 SC）	- 93 -
(3)	少年自然の家	- 94 -
(4)	中央図書館	- 103 -
(5)	狭山池博物館	- 113 -
(6)	服部緑地	- 117 -
(7)	堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地）	- 129 -
(8)	府営駐車場	- 139 -

(9) 男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター） .....	- 147 -
(10) 国際会議場.....	- 157 -
(11) 上方演芸資料館.....	- 165 -
(12) 江之子島文化芸術創造センター.....	- 170 -
(13) 労働センター .....	- 178 -
(14) 北大阪高等職業技術専門校.....	- 187 -
(15) 夕陽丘高等職業技術専門校.....	- 190 -
(16) 障がい者交流促進センター.....	- 194 -
(17) 青少年海洋センター・ファミリー棟.....	- 208 -
(18) 花の文化園.....	- 218 -
(19) 大阪府民の森（北河内地区）（くろんど園地、ほしだ園地、緑の文化園むろいけ園地） .....	- 224 -
2 各施設に共通した課題についての結果・意見.....	- 231 -
3 総括的意見 .....	- 255 -

## 第1 包括外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

### 2 選定した特定の事件及び監査対象期間

#### (1) 選定した特定の事件（監査テーマ）

公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について  
—指定管理者制度を採用する施設を中心として—

#### (2) 外部監査対象期間

平成28年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）。ただし、必要な範囲で過年度及び平成29年度についても監査対象とした。

### 3 事件を選定した理由

監査テーマの選定にあたっては、大阪府の施策としての重要度、財政への影響度、大阪府民の関心の高さ、過去の包括外部監査のテーマとの重複の有無などを考慮し、上記監査テーマを選定した。

公の施設は、地方自治法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」とされている。大阪府のホームページでは現在、公の施設として72の施設が掲載されている。

公の施設については、平成15年6月の地方自治法の改正により、その管理運営に民間の能力を活用して住民サービスの向上を図り、施設の設置目的を効果的に達成することを主眼とし、併せて経費の節減を図ることを目的として指定管理者制度が導入された。大阪府は、平成17年4月、「大阪府における指定管理者制度の導入及び運用について（基本的な考え方）」を制定し、平成18年度より本格的に指定管理者制度を導入している。また、大阪府は、平成27年2月に定めた「行財政改革推進プラン（案）」に基づき、「民でできるものは民へ」の理念のもと、公の施設の民営化や指定管理者制度のより一層の導入を進めている。

指定管理者制度が大阪府において本格的に導入されてから既に10年が経過しており、その成果と課題を検証すべき時期が到来していると考えられる。また、総務省も、同制度が住民サービスの質の向上を第一の目的とする旨を指摘しているように、指定管理者制度の導入によって公共サービスの水準の確保という地方自治法改正の目的が達成されているか否かは、公の施設の利用者である大阪府民にとって重大な関心事であると考えられる。さらに、大阪府の財政にとっても、公の施設及び指定管理者制度にかかる支出は大きなものであり、重要度が高いと考えられる。過去の大阪府の包括外部監査において、公の施設や指定管理者制度を直接のテーマとしたものはないことから、監査テーマとする意義があると考えた。

#### 4 包括外部監査の方法

##### (1) 監査の要点

選定した監査対象施設の管理運営に関する財務事務の執行について、以下の基本的視点から監査を実施した。

- ア 適法性（地方自治法第2条第16項）、経済性、効率性、有効性（同法第2条第14項）。
- イ 住民の福祉に寄与するものであるか（同法第2条第14項）。
- ウ 組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）。

上記基本的視点の下で、公の施設に関し、特に以下の観点からの監査を行った。

- ① 公の施設の管理運営が適切に行われているか。
- ② 指定管理者制度の導入の可否の判断が適切に行われているか。
- ③ 指定管理者の募集が適切に行われているか。競争原理が働いているか。
- ④ 指定管理者が選定された施設において、
  - ・ 大阪府と指定管理者との間の契約等の内容は適切か。
  - ・ 設置目的に照らし、有効に利用されているか。
  - ・ 府民のニーズに沿った管理・運営がなされているか。
  - ・ 管理運営及びその評価は経済性・効率性・有効性の観点から適切に行われているか。
  - ・ P D C A サイクルは適切に機能しているか。
  - ・ 府民サービスの向上と経費の節減がバランスを保っているか。

##### (2) 主な監査手続

ア 監査手続は概ね以下の手法で行った。

- (ア) 大阪府の財政状況に関する資料の収集検討、公の施設に関する情報の収集分析
- (イ) 公の施設全般を所管する行政経営課に対して予備調査として質問表を送付し、その回答と資料の提供を受けた後、ヒアリングを実施した。
- (ウ) 上記予備調査の結果を踏まえ、後述のとおり 22 施設を選択し、各施設の所管課に対し質問表を送付し、その回答と資料の提供を受けた後、各所管課へのヒアリングを実施した。
- (エ) 各所管課に対するヒアリングの後、指定管理者が選定されている施設については、指定管理者へ質問表を送付し、その回答と資料の提供を受けた。その後、大阪府直営の施設も含め 22 施設の現地に赴き、実査及び指定管理者のヒアリングを実施した。22 施設への往査は、8 月下旬から 10 月上旬にかけて実施した。
- (オ) 上記各手続後、あらためて行政経営課に対し質問表を送付し、その回答と資料の提供を受け、ヒアリングを実施した。

イ 監査手続において留意した事項

- (ア) 監査対象施設の絞り込み

上記予備調査の終了後、大阪府の 72 の公の施設のうち 22 施設を選択し、本調査の対象とした。72 という施設数は、大阪府が公開している公の施設一覧によるものである。

少数の施設を対象とする場合、当該施設のより詳細な監査が可能となるが、大阪府における指定管理者制度の実情と課題を検討するためには、広く横断的課題を検出することが必要であると思われた。他方、公の施設全般を対象とすることは時間的にも困難であることから、可能な限り多数かつ多様な施設を対象とする方針をとった。また、72 の施設の中には、同種の施設が複数存在し、指定管理者制度の採用と直営との選択につき変遷がある施設や、過去に監査委員や包括外部監査人の監査対象となった施設、次年度に指定管理者制度を導入することが決定している施設など様々な施設がある。このような要素を考慮し、最終的に 22 施設を対象とすることとした。

(イ) 補助者の担当について

対象施設及びその所管課が多数となるため、6名の補助者を2名ずつの3グループに分け、それぞれ7～8の施設を担当する体制をとった。

(ウ) 会計的視点について

補助者には、当初2名の公認会計士を含める予定であったが、利害関係に疑義が生じたため、結果として1名のみを選定した。監査における会計的視点を確認するため、監査手続の初期の段階で、地方公共団体の監査事務局での業務経験もある公認会計士の補助者に、公認会計士の視点における監査の留意点等について、監査人及び弁護士である補助者全員がレクチャーを受け、認識を共通にする会議を開催した。

また、監査手続の開始前に、大阪府の財政に詳しい公認会計士（上記補助者とは別の公認会計士）より、大阪府の財政全般に関する説明を受ける機会を持った。

(3) 監査対象部局

ア 知事部局

イ 教育庁

ウ 指定管理者

5 包括外部監査人及び補助者の資格と氏名

外部監査人	弁護士	松葉知幸
補助者	弁護士	井上圭吾
補助者	弁護士	板野充倫
補助者	弁護士	和田義之
補助者	弁護士	東 尚吾
補助者	弁護士	片山裕介
補助者	公認会計士	道幸尚志

6 包括外部監査の実施期間

平成 29 年 4 月 3 日から平成 30 年 1 月 31 日まで

## 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定されている利害関係はない。

## 8 監査報告書の構成及び記載方法

### (1) 留意した事項

監査報告書は大阪府へ提出するものであるが、公表が予定されているため、大阪府民にとって少しでもわかりやすい記載となるよう努めるとともに、監査の結果及び意見が所管課をはじめとする関係者にとって対応しやすいものとなるよう、可能な限り具体的な記載とするよう心がけた。また、一覧性を高めるため、監査の結果・意見をまとめた一覧を作成することとした（本監査結果報告書第 2）。

### (2) 構成

本報告書は、目次（1～2 頁）のと通りの構成としているが、対象事件（監査テーマ）は、公の施設と指定管理者制度に関するもので、多くの施設や所管課が関係することから、個々の施設に関する監査の結果・意見と、複数の施設ないし全体に共通する監査の結果・意見が存在することとなった。そのため「第 4 包括外部監査の結果（監査の結果及び意見）」の 1 において、施設毎の監査の結果・意見をできるだけコンパクトに見やすく記載し、同 2 において、複数の施設あるいは全体に共通する監査の結果・意見を記載し、さらに同 3 において、大阪府における指定管理者制度全般について総括的意見を述べることとした。

### (3) 監査結果の書き分け

監査結果については、原則として次のとおり書き分けている。

**【監査の結果】** 適法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、是正・改善を求めるもの。

**【意見】** 監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、大阪府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解。

### (4) 監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果及び意見については簡単な見出しを記載し、見出しの前に監査の結果・意見の別を記載した。監査の結果及び意見については、それぞれ通し番号を付した。

個々の施設に関する監査の結果・意見については施設の名称又は略称を記載し、全般的な監査の結果・意見については、施設全般と記載した。

### (5) なお、本監査結果報告書に記載した金額等の数値の多くは概数であるため、合計した数値がその内訳と一致しない場合があることにご留意いただきたい。

## 9 本監査結果報告書で使用する用語

本監査結果報告書においては、次の表に記載した用語について、「用語の説明」欄に記載した意味で使用した。なお、これらはいくまでも本監査結果報告書で用いた用語の意味を示すものであり、一般的な定義や用法を示したものではないことに留意されたい。

用語	用語の説明
一者応募	指定管理者の選定は、多数の応募者によって様々な提案がされることが望ましく、公募によることが原則であるが、公募した場合にも一者しか応募しない場合を一者応募という。一者応募の場合、競争性が発揮されないことが危惧される。
運用マニュアル	公の施設の所管課が指定管理者制度の導入及び運用を円滑かつ適正に行うことを目的として、大阪府が定めたマニュアル。正式名称は「公の施設の指定管理者制度にかかる運用マニュアル」。
公の施設	地方公共団体によって、住民の福祉を増進させる目的をもって設けられた、住民の利用に供するための施設（地方自治法第244条第1項）。
価格点	審査基準において、委託料又は納付金の額などに配点される評価点。運用マニュアルによれば、原則として、価格点は100点満点の50点とされている。
管理委託料	大阪府から指定管理者に対して支払われる委託費のこと。指定管理料、管理運営委託料といわれる場合もある。利用料金制を採用している公の施設のうち、収益性が高い施設に関しては、大阪府が指定管理者に管理委託料を支払わない場合がある。
管理運営業務協定書	地方公共団体と指定管理者との間で締結された、公の施設の管理運営に関する協定書。管理運営業務契約書と同義。
管理運営業務契約書	指定管理者の指定とともに、大阪府と指定管理者との間で、指定管理業務の具体的な内容（業務の範囲、事業報告書の提出、管理委託料や納付金の支払い等）について定めた文書。一般に、行政処分である指定の附款（条件）と解されている。
基本情報	大阪府が公の施設につき、大阪府民への情報提供のためにホームページにおいて提供している各施設の情報。
Q&A	公の施設の所管課の参考として指定管理者制度の運用のために行政経営課が作成した質疑応答集。
共同事業体	指定管理者又はその応募者が複数の法人等で構成されている場合をいう。法人格はなく、民法上の組合と解される場合が多い。
行政経営課	財務部に所属し、公の施設改革や指定管理者制度に関する事務などを担当している。

再委託	公の施設の管理運営業務を行う指定管理者が、管理運営業務の一部について第三者に委任し、または請け負わせること。
参考価格	指定管理者に管理委託料を支払う場合、または指定管理者から納付金が支払われる場合に、募集に際して大阪府が提示する管理委託料又は納付金の額。応募者が提案した管理委託料が参考価格を上回る場合、又は納付金が参考価格を下回る場合は、審査対象外となる。
指定管理者指定要件書	指定管理者を公募によらず募集する場合、大阪府が、指定しようとする者に対して、指定管理者選定の目的、施設の概要、業務の範囲及び内容等、指定に関する基本条件等をまとめて示す文書。
指定管理者	公の施設の管理者として地方公共団体が指定した者。
指定管理者制度	地方自治法 244 条の 2 第 3 項に基づき、地方公共団体が管理者として指定した民間事業者等に公の施設の管理を行わせる制度。
指定申請書	公の施設の指定管理者に指定されることを希望する団体が大阪府に提出する申請書。
消耗品	物品のうち、比較的短期間に消耗され、その品質又は形状が変わるもの（大阪府財務規則第 6 章）。具体的には、取得価格が 10 万円未満の動産を指す。
所管課	個々の公の施設を担当する部署。
審査基準	選定委員会でを行う指定管理者の選定に際しての審査の基準。審査基準としては、平等利用のための方策、施設の効用を最大限発揮するための方策、適正な業務遂行のための能力及び財務基盤、管理に係る経費の減縮に関する方策等につき評価項目と配点を予め決めておく。
事業計画書	公の施設の指定管理者が大阪府に提出する翌期の事業運営の計画書。
事業報告書	公の施設の指定管理者が終了した年度にどのような事業運営を行ったかを総括する文書で大阪府に提出するもの。
自主事業	指定管理者が施設の設置目的等を損なわない範囲で、指定管理業務に加えて、自主的に実施する事業。
準則例 3	運用マニュアルで定められている指定管理者募集要項の例。所管課では、これを参考として施設の募集要項を作成する。
準則例 11	運用マニュアルで定められている管理運営業務契約書の例。所管課では、これを参考として施設の管理運営業務契約書を作成する。
条例・規則	公の施設の設置及び管理に関する事項は条例で定められる（地方自治法第 244 条の 2 第 1 項）。監査対象施設の設置条例及び規則については、各施設の概要に記載している。なお、各施設の監査結果の記載において、単に「条例」、「規則」と記載しているものは、当該施設の設置条例及び規則を指す。

選定委員会	指定管理者に応募した者の審査を行う機関で、各施設の所管部局に設置される。正式名称は「指定管理者選定委員会」という。構成は、原則として、弁護士、公認会計士、経済界・経営分野の学識経験者の専門家各1名と、当該施設の分野に関連する専門家2名の合計5名で構成される。
貸与物品	大阪府が指定管理者に対し、指定管理業務に必要なものとして貸与する物品。
直営	指定管理者制度を導入せず、大阪府が直接公の施設の運営に当たること。
納付金	一部の利用料金制を採用している公の施設に関して、指定管理者から大阪府に対して支払われる金銭のこと。 指定管理者の収支とは関係なく定額の納付金が定められている施設もあれば、指定管理者の収入が支出を上回った場合にのみ納付金が発生する施設もある。
評価委員会	大阪府附属機関条例第2条第2項に基づき、公の施設の指定管理者の業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるために設けられた附属機関。
備品	物品のうち、性質又は形状が変わることなく、原形のまま比較的長期間にわたって使用又は保存に耐えて財産的価値のあるもの（大阪府財務規則第6章）。具体的には、耐用年数が3年以上で、取得価格が10万円以上の動産を指す。ただし、公印類、美術こつとう品、図書館等に備付けの図書類については、取得価格によらず備品となる。
物品	大阪府の所有する動産を指す。物品には、備品や消耗品などが含まれる（地方自治法第239条第1項、大阪府財務規則第6章）。
本部経費	会社等法人全体を管理するために必要な本部機能にかかわるコストで、代表者の報酬や本社の賃料等が代表例となる。このコストは収益により回収する必要があるため、一般に各事業部門に一定の基準で配賦される。
募集要項	指定管理者を公募する際、指定管理者選定の目的、施設の概要、業務の範囲及び内容、募集に際しての基本条件、募集の手続等について、まとめて大阪府が作成する文書であり、指定管理者との契約書では、指定管理者が募集要項を遵守することが規定されている。
目的外使用許可	地方公共団体が有する行政財産（公用又は公共用に供することを目的として管理する財産）について、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可すること（地方自治法第238条の4第7項）。
利用料金	公の施設の利用の対価として、公の施設の利用者が支払う料金で、指定管理者の収入として指定管理者が収受することが認められているもの。利用料金の額は、条例の定めるところにより大阪府の承認を受けて指定管理者が定める（地方自治法第244条の2第8項）。

10 監査対象施設、所管課の一覧

\*対象施設の括弧内は施設の略称

対象施設（略称）	担当部署		
	部	局・室	課・グループ
近つ飛鳥博物館・近つ飛鳥風土記の丘 (近つ飛鳥)	教育庁		文化財保護課 文化財企画グループ
体育会館		教育振興室	保健体育課 競技スポーツグループ
門真スポーツセンター（門真 SC）			
臨海スポーツセンター（臨海 SC）			
少年自然の家		市町村教育室	地域教育振興課 社会教育グループ
中央図書館			
狭山池博物館	都市整備部	河川室	河川環境課 環境整備グループ
服部緑地		都市計画室	公園課 公園活性化グループ
堺泉北港の緑地		港湾局	経営振興課 施設運営グループ
府営駐車場		交通道路室	都市交通課 公共交通計画グループ
男女共同参画・青少年センター (ドーンセンター)	府民文化部		男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ
国際会議場		都市魅力創造局	企画・観光課 観光振興グループ
上方演芸資料館（ワッハ上方）		文化・スポーツ室	文化課 文化振興グループ
江之子島文化芸術創造センター			文化課 文化創造グループ
労働センター	商工労働部	雇用推進室	労政課 労政・労働福祉グループ
北大阪高等職業技術専門校 夕陽丘高等職業技術専門校			人材育成課 技術専門校グループ
障がい者交流促進センター (ファインプラザ大阪)	福祉部	障がい福祉室	自立支援課 社会参加支援グループ

青少年海洋センター・ファミリー棟	政策企画部	青少年・地域安全室	青少年課 健全育成グループ
花の文化園	環境農林水産部	農政室	推進課 地産地消推進グループ
府民の森・北河内地区		みどり推進室	みどり企画課 総務・自然環境グループ

## 第2 包括外部監査による監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。

なお、監査の実施に際し、施設ごとの監査手続がなるべく均質なものとなるよう留意したが、包括外部監査という手続の性格、施設の特異性、担当者に関心及び時間的制約などから、監査結果は必ずしも均質性・網羅性のあるものとはなっていない。ついては、他の施設の監査結果であっても、該当可能性のある事項については、参考としていただきたい。

### 近つ飛鳥博物館・近つ飛鳥風土記の丘

#### 【監査の結果1】 共同事業体の収支報告

指定管理者は、収支報告において、共同事業体の構成員への支払を委託費名目で一括して記載しているが、そのような記載は改め、構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにした収支報告を行うべきである。

#### 【意見1】 一者応募と公募・非公募の選択

近つ飛鳥では、指定管理者制度を導入した平成18年度以後、4回の公募を行っているが、いずれも一者応募で、公益財団法人大阪府文化財センター又は同センターが代表者となった共同事業体が指定管理者となっており、実質的には同一の指定管理者が継続して管理を行っている。大阪府では、公募を継続する場合、競争性を発揮する方法及び他の事業者が参入しやすい環境を検討すべきである。また、公募に価値がないと判断するなら、指定管理者によるサービスの維持・向上を促す方策を検討するうえ非公募にすることも検討すべきである。

#### 【監査の結果2】 管理運営業務契約書の不備

大阪府は、管理運営業務契約書の作成に際し、その内容に齟齬がないようにチェックするとともに、当該契約書において引用した別紙を添付するなど、契約書の適正性を確保すべきである。

#### 【監査の結果3】 施設賠償責任保険の加入義務

大阪府は、次回の指定管理者の募集に際しては、募集要項（又は指定管理者指定要件書）及び管理運営業務契約書において、指定管理者に対し大阪府も被保険者とする施設賠償責任保険への加入義務を定めるべきである。

#### 【監査の結果4】 事業報告書の記載内容

指定管理者が提出した平成28年度事業報告書には、指定管理者指定要件書で求められている、利用者ニーズへの対応状況、人権研修の実施状況、その他研修の実施状況についての記載がない。指定管理者は指定管理者指定要件書及び管理運営業務契約書に基づいて事業報告書を提出すべきであり、大阪府は指定管理者から提出された事業報告書を確認し、不備があれば、適正な事業報告書の提出を求めるべきである。

**【意見 2】 所管課と指定管理者が会議を開催した場合の議事録作成**

所管課と指定管理者は、毎月 1 回、定期的に指定管理業務につき協議する会議を開催しているが、協議結果につき議事録を作成していない。大阪府は指定管理者との会議を開催した場合には議事録を作成すべきである。

**【監査の結果 5】 自主事業の収支報告の義務付け**

近つ飛鳥の事業報告では、自主事業につき、一切の報告がされていない。指定管理者は、自主事業の収支を大阪府に報告すべきであり、大阪府は指定管理者に自主事業の報告を求めるべきである。

**【監査の結果 6】 収支報告の正確性の確保（収支の一致について）**

指定管理者は、収支が赤字であるにもかかわらず、収支報告において収支一致との内容で報告している。しかし、指定管理者は収支が赤字の場合は赤字として報告すべきである。また、大阪府は、収支報告を受けた際にその内容を確認し正確な収支報告を求めるべきである。

**【監査の結果 7】 本部経費**

大阪府は、指定管理者に対し、その提出する収支報告書において、本部経費の計上の有無及び計上している場合はその額を明記することを求めるとともに、本部経費の計算方法の報告を求め、本部経費の妥当性を検討すべきである。

**【監査の結果 8】 法定点検に対する対応**

指定管理者は、法定点検において、不良などの指摘を受けた場合は、指摘内容を一覧にして共同事業体間で情報共有を図り、速やかに補修などの対応措置をとるべきである。経過観察などとして速やかに対応措置をとらない場合は、共同事業体としてその旨を判断すべきである。

**【監査の結果 9】 契約締結時における貸与物品の確認**

大阪府は、指定管理者と管理運営業務契約書を締結する際には、貸与物品の存否を確認し、その内容（確認日時、確認者、物品の存否、損傷の有無など）を記録に残すべきである。

**【監査の結果 10】 寄贈品の取り扱い**

大阪府は、寄贈を受けた場合、所定の手続きを行い、寄贈品を管理すべきである。

**【監査の結果 11】 再委託の確認及び暴力団等でないことの誓約書の提出**

- 1 大阪府は、指定管理者が行う再委託を承諾する場合は、再委託業務の内容のほか再委託先、再委託金額等につき情報の提供を求めるべきである。
- 2 指定管理者は再委託先から暴力団等でないことの誓約書を徴求し、大阪府に提出すべきである。

**【監査の結果 12】 評価委員会の議事録の公表**

大阪府は、平成 28 年度第 2 回評価委員会の議事録を公表していなかった。評価委員会を開催した場合は、議事録を作成して、必ず公表すべきである。

体育会館

**【意見 3】 一者応募**

体育会館では、平成 22 年度及び平成 27 年度に実施した指定管理者の公募において、応募者はいずれも一者であった。大阪府は、現地説明会に参加した企業にヒアリングするなどして応募者を増やし、競争性のある募集手続にすることを検討されたい。

**【意見 4】 所管課と指定管理者が会議を開催した場合の議事録作成**

所管課と指定管理者は、四半期ごとに指定管理業務につき協議する会議を開催しているが、議事録は作成していない。大阪府は、会議を開催した場合、協議結果につき議事録を作成すべきである。

**【意見 5】 本部経費**

大阪府は、指定管理者に対し、年度報告において本社人件費の明細を求め、その額が指定管理者が応募に際して提出した指定管理者指定申請書で提案した額と同一であることを確認されたい。

**【意見 6】 会議室等の利用の促進**

指定管理者は、体育会館の会議室や多目的ホールの利用率を上げるため、稼働率の低い時間帯につき利用料金額を下げるなどして、稼働率を上げる方法を検討されたい。

**【意見 7】 暴力団利用者の排除**

大阪府は、体育会館における暴力団排除の姿勢を明確にするため、利用申込書に暴力団排除の姿勢をより明確に打ち出す記載を行うことが可能となるように、大阪府立体育会館条例施行規則を改正すべきである。

**【監査の結果 13】 利用料金を減免する場合の公表など**

大阪府立体育会館条例施行規則第 13 条第 3 号では、利用者間の均衡を失しない範囲内において、指定管理者が適当と認めるときは、利用料金を免除又は減額できると定められているが、指定管理者は、減免を行う場合は、予め明確な基準を文書で定め、かつ減免の内容をホームページなどにおいて公表すべきである。

**【監査の結果 14】 法定点検**

指定管理者は、法定点検において、不備、不具合などの指摘を受けた場合は、その不備、不具合の内容及びそれに対する措置の時期、内容、又は措置をしない場合はその理由などを一覧にして組織として情報を共有し、措置すべき事項については速やかに対応すべきである。

**【監査の結果 15】 契約締結時における貸与物品の確認**

大阪府は、指定管理者と管理運営業務契約書を締結する際には、必ず貸与物品の存否を確認し、その内容（確認時期、確認者、確認内容など）を記録に残すべきである。

**【意見 8】 再委託契約の締結時期**

指定管理者は、新たに指定管理者として指定を受けた場合は、再委託先との間で新たな再委託契約を締結すべきである。

**【監査の結果 16】 再委託先からの暴力団等でないことの誓約書の提出**

指定管理者は、再委託先から暴力団等でないことの誓約書を徴求し、大阪府に提出すべきである。

門真スポーツセンター

**【意見 9】 一者応募**

門真 SC では、指定管理者の公募に際し一者応募が続いており、また現地説明会に参加する企業も 1 団体であって、競争性に欠けていることから、大阪府は、類似施設の指定管理者などに新規応募につき障害となっている点をヒアリングするなどして、募集要項に反映させるべきである。

**【監査の結果 17】 事業報告書の記載事項**

指定管理者は、所管課に提出する事業報告書については、管理運営業務契約書において求められている事項を記載すべきである。

**【意見 10】 会議や調査などを実施した場合の記録化**

- 1 大阪府と指定管理者は、毎月 1 回、定期的に指定管理業務につき協議する会議を開催しているが、議事録は作成されていない。大阪府は、会議を開催した場合は、協議結果につき議事録を作成すべきである。
- 2 大阪府は、施設を調査し、又は指定管理者の会計関係書類を確認など行っているが、その場合、調査、確認内容等を報告書などの形で記録化すべきである。

**【意見 11】 キャンセル料**

本施設では、利用料金徴収前に利用の取消しがなされた場合、指定管理者がキャンセル料を徴求しているが、大阪府は、その可否及び法的根拠について検討すべきである。

**【監査の結果 18】 法定点検**

指定管理者は、法定点検において、不備、不具合などの指摘を受けた場合は、その内容及びそれに対する措置の時期、内容、又は措置をしない場合はその理由などを一覧にして組織として情報を共有し、措置すべき事項については速やかに対応すべきである。

**【監査の結果 19】 貸与物品の確認の記録化及び備品ラベルの貼付**

- 1 大阪府は、指定管理者と管理運営業務契約書を締結する際には、必ず貸与物品の存否を確認し、その内容を記録に残すべきである。
- 2 大阪府は、大阪府所有の備品に大阪府所定の備品ラベルが貼付されていない場合は、所定の備品ラベルを貼付すべきである。

**【意見 12】 指定管理者の貸与物品の確認**

大阪府は、指定管理者への貸与物品が多種、大量に存する施設については、貸与物品の管理及び確認方法を検討されたい。

**【意見 13】 再委託契約の締結時期**

指定管理者は、公募により新たに指定管理者となった場合は、再委託契約については新たな契約を締結すべきである。

臨海スポーツセンター

**【意見 14】 一者応募**

臨海 SC では、指定管理者の公募に際し一者応募が続いており、また現地説明会に参加する企業も 1 団体であって、競争性に欠けていることから、大阪府は、類似施設の指定管理者などに新規応募につき障害となっている点をヒアリングなどして、募集要項に反映させるべきある。

**【意見 15】 納付金の参考価格**

大阪府は、指定管理者の公募時の納付金の参考価格を定める際、施設の実情を反映した適正な価格とするよう検討されたい。

**【意見 16】 調査などを実施した場合の記録化**

大阪府は、施設を調査し、又は指定管理者の会計関係書類の確認などを行っているが、その場合、調査、確認内容等を報告書などの形で記録化すべきである。

**【意見 17】 本部経費**

大阪府は、指定管理者から本部経費の算出方法につき説明を受け、その妥当性を検討すべきである。

**【意見 18】 キャンセル料**

本施設では、利用料金徴収前に利用の取消しがなされた場合、指定管理者がキャンセル料を徴求しているが、大阪府は、その可否及び法的根拠について検討すべきである。

**【監査の結果 20】 法定点検**

指定管理者は、法定点検において、不備、不具合などの指摘を受けた場合は、その不備、不具合の内容及びそれに対する措置の時期、内容、又は措置をしない場合はその理由などを一覧にして組織として情報を共有し、措置すべき事項については速やかに対応すべきである。

**【監査の結果 21】 貸与物品の確認の記録化及び備品ラベルの貼付**

- 1 大阪府では、指定管理者との管理運營業務契約書締結時及び指定管理者が毎年3月と9月の貸与物品の保管状況にかかる報告書を提出する前に貸与物品の現物確認を行っているとのことであるが、貸与物品の現物確認を行った場合は、その内容（確認日時、確認者、確認内容など）を書面で記録化すべきである。
- 2 大阪府は、現物確認を行った際に、大阪府所有の備品に備品ラベルが貼付されていない又は判読できない備品ラベルが貼付されている場合は、所定の備品ラベルを貼付すべきである。

**【監査の結果 22】 再委託契約の締結時期**

指定管理者は、新たに指定管理者となった場合は、再委託契約については新たな契約を締結すべきである。

体育会館、門真 SC、臨海 SC

**【監査の結果 23】 募集要項の内容についての適切性の確保**

大阪府は、募集要項において、申請者の資格として「民法上の公益法人」を記載しているが、民法上の公益法人は制度として存在しないため、削除すべきである。

**【意見 19】 開館日、開館時間に関する民間による柔軟な運営**

大阪府は、民間による柔軟な運営をさせるため、臨時に、閉館日を開館日とすること、開館時間を早めること、閉館時間を延長することについては、大阪府の承認を不要とし、「指定管理者が相当と認めるとき」は行うことができるとの規則改正を検討されたい。

**【意見 20】 利用申込日に関する規則の改正及び周知**

- 1 体育会館、臨海 SC 及び門真 SC の利用申込みは、各規則上は、利用日の 2 か月前までを原則とし、特別の理由があると認めるときはこの限りではない、とされている（各規則第 4 条第 1 項）。しかし、各施設では支障が生じない限り 2 か月前までの申込みでなくても利用承認を行っており、規則と実務には齟齬が生じている。大阪府は規則を実務に合わせるように改正すべきである。
- 2 体育会館及び門真 SC では、2 か月前までの申込みでなくても利用承認をしていることにつきホームページ上で公開していない。体育会館及び門真 SC の指定管理者は上記取扱いをホームページにおいて公開すべきである。

**【意見 21】 評価委員会の活性化**

大阪府は、年 2 回開催されている大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会において、委員からの積極的かつ有意義な発言を促す工夫をすべきである。

**【監査の結果 24】 評価委員会の議事録における出席委員、欠席委員の氏名の明示**

大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会の議事録には、出席委員、欠席委員の氏名が明示されていないが、大阪府は議事録を作成する場合、出席委員、欠席委員の氏名を明示すべきである。

体育会館、臨海 SC

**【監査の結果 25】 開館時間の臨時変更に関する規則の改訂**

大阪府立体育会館条例施行規則第 2 条第 1 項及び臨海センタースポーツセンター条例施行規則第 2 条第 1 項ただし書の「特別の理由があると認めるときは、」との文言は不要であり、大阪府はこれを削除すべきである。

少年自然の家

**【監査の結果 26】 基本情報の正確性**

大阪府は、基本情報において正確な情報を提供すべきである。

**【監査の結果 27】 管理運營業務契約書に添付すべき貸与物品リストの添付漏れ**

大阪府は、管理運營業務契約書に添付すべき書類を添付し、適正な管理運營業務契約書を作成すべきである。

**【監査の結果 28】 事業報告書の提出時期**

指定管理者は、管理運営業務契約書に定められた事業報告書の提出期限を遵守すべきである。

**【監査の結果 29】 自主事業該当性の判断、事業計画書及び事業報告書の記載内容**

- 1 指定管理者は、自主事業に該当する事業を整理した上で、自主事業の収支を正確に把握すべきである。
- 2 指定管理者は、管理運営業務契約書によって定められた事業区分に従い、事業計画書及び事業報告書を作成すべきである。

**【意見 22】 本部経費の明確化**

指定管理者は、本部経費の金額、本部経費の計算方法及び本部経費を収支報告書のどの費目に計上したのか等が明らかとなるよう収支報告書を作成すべきである。

**【意見 23】 民間による柔軟な運営**

大阪府と指定管理者は、条例によって「日帰り」「宿泊」という利用形態の区分がされている場合であっても、協議により、「日帰り」「宿泊」の時間を季節に応じて柔軟に変更し、利用者サービスの向上を図ることを検討すべきである。

**【監査の結果 30】 貸与物品管理（指定管理期間終了時の確認）**

従前の指定管理者と同一の指定管理者が選定された場合であっても、従前の指定管理期間の終了に際しては、指定管理者と大阪府の双方が立ち会いのもとで、貸与物品のチェックをして、その結果を記載した報告書を作成すべきである。

**【意見 24】 貸与物品管理（確認方法）**

指定管理者は、貸与物品の有無をチェックする際は、物品の有無確認欄がある備品一覧表を用いるべきである。

**【監査の結果 31】 領収書管理**

指定管理者は、連番が付された手書きの領収書の束を使用する際には、ページを空けて使用すべきではない。また、連番が付された領収書が、ページを空けて使用されているのを発見した場合は、連番を修正すべきである。

**【意見 25】 再委託における主要な業務**

大阪府は、当該施設における主要な業務がどのような業務を指すのかについて、あらかじめ所管課としての見解を指定管理者に対して示した上で、指定管理者と共通認識を持つべきである。

**【監査の結果 32】 人権研修の実施の有無**

指定管理者は、事業計画書に全従業員に対する人権研修を行うことを記載しているから、これを遵守すべきである。

**【監査の結果 33】 人権研修以外の研修の実施の有無**

指定管理者は、指定申請書に、防災研修、AED・心肺蘇生法講習を実施することを記載しており、これらの講習を実施すべきである。

**【監査の結果 34】 評価委員会の議事録管理**

大阪府は、評価委員会において欠席委員がいる場合、出席した委員の氏名、欠席した委員の氏名を評価委員会議事録に記載すべきである。

中央図書館

**【意見 26】 基本情報の数値に誤りがあった場合の所管課の対応**

大阪府は、基本情報に掲載された数値に誤りを見つけた場合、速やかに、基本情報の担当部署である行政経営課に対して、数値の修正を求めるべきである。

**【意見 27】 共同事業体間の会議の議事録の作成**

指定管理者が共同事業体の場合、構成団体間における会議の議事録を作成すべきである。

**【監査の結果 35】 共同事業体の預金名義**

公の施設の指定管理業務に係る出入金に利用する預金口座の名義は、指定管理者である共同事業体の預金であることを明確にするため、共同事業体名に代表者名を冠した名義とすべきである。

**【監査の結果 36】 募集要項と契約条項の齟齬（再委託の範囲）**

大阪府の書面による事前の承諾があった場合に主要な管理運営業務を再委託できることとするのであれば、大阪府は、募集要項にもその旨を記載しておくべきである。

**【監査の結果 37】 施設賠償責任保険への加入など**

指定管理者は、大阪府を施設賠償責任保険の被保険者に追加した上で、所管課に対して保険証券の写しを提出すべきである。また、大阪府は、指定管理者から、施設賠償責任保険の保険証券の提出を受けて、契約内容を確認し、不備があれば指定管理者に対して指導をすべきである。

**【監査の結果 38】 事業報告書の数値が不正確**

指定管理者は、事業報告書における施設の利用状況について、正確な数値を記載すべきである。

**【監査の結果 39】 収支報告が不十分（自主事業の支出の報告が無い）**

指定管理者は、収支報告書の作成に際して、管理運営業務契約書で定められた自主事業の支出の報告をすべきである。

**【意見 28】 本部経費**

- 1 指定管理者は、本部経費の金額、本部経費の計算方法、本部経費を収支報告書のどの費目にあげたのか等が明らかとなる内容の収支報告書を作成すべきである。
- 2 指定管理者は、本部経費の金額を事前に決めていたのであれば、指定管理者の収入の多寡により本部経費の額を増減させるべきではない。
- 3 大阪府は、指定管理者の本部経費の金額、本部経費の計算方法、本部経費を収支報告書のどの費目にあげたのか等を正確に把握すべきである。

**【意見 29】 民間による柔軟な運営**

ホール附帯設備の利用料金について、条例の別表では利用時間ごとの料金区分が設定されていなくとも、指定管理者は、所管課との協議を経た上で、大阪府からの承認を得て、条例の別表の範囲内で、利用時間ごとの料金区分をして、利用者が利用しやすいような柔軟な運営に努めるべきである。

**【意見 30】 貸与物品管理（所管課）**

大阪府は、建築予算や設備予算で購入した物品のうち、建物に備え付けられておらず設備に該当しない物品を指定管理者に対して貸与する場合、上記物品を貸与物品リストに追加すべきである。

**【監査の結果 40】 【意見 31】 再委託業者の選定**

**【監査の結果】**

- 1 指定管理者は、指定管理業務であるカフェスペースの運営業務を、指定管理者ではない者と「協働」運営すべきではない。
- 2 指定管理者は、現在、カフェスペースの運営を行っている業者に関し、大阪府から再委託の承認を受けていないため、速やかに、大阪府との協議の上、大阪府からの承認を受けるべきである。

**【意見】**

大阪府は、今後、指定管理者によるカフェスペースの運営実態が、大阪府による事前の承諾が必要な場合であるか否かを事前に検討すべきである。

**【意見 32】【監査の結果 41】再委託の範囲の確認、暴力団等でないことの誓約書のひな形**

**【意見】**

大阪府及び指定管理者は、暴力団等でないことの誓約書の徴求及び大阪府の承諾が必要とされる主要な業務の範囲について事前に共通認識を有しておくべきである。

**【監査の結果】**

大阪府は、管理運営業務契約書に基づき添付される別紙7「誓約書」のひな形の記載を訂正すべきである。

狭山池博物館

**【意見 33】基本情報の更新時期**

大阪府は、所管課に変更があった場合は、基本情報を速やかに更新すべきである。

**【監査の結果 42】保守点検に対する対応の記録方法**

大阪府は、保守点検における多数の指摘事項のうち、修繕・取替の必要性が高いのはどの事項であるのか、直ぐには対応しないと判断したのはどの事項であるのか、直ぐには対応しないと判断した理由は何であるのか等について、一覧性のある形で記録しておくべきである。

**【意見 34】備品の保管場所**

大阪府は、備品の保管場所の変更があれば、備品一覧表の保管場所の記載を変更されたい。

**【監査の結果 43】図録出納簿への検印漏れ**

大阪府は、責任者が図録の販売状況を毎日チェックしているのであれば、1か月分の図録出納簿のデータをプリントアウトした書類にまとめて検印を押捺するのではなく、毎日作成している手書きの図録出納簿に検印を押捺すべきである。

服部緑地

**【意見 35】基本情報の更新時期**

大阪府は、事業報告書に基づき、速やかに指定管理者の決算を基本情報に反映すべきである。

**【意見 36】基本情報における内容**

大阪府は、基本情報に大阪府営19公園の財政状況を合算して掲載すべきではなく、個々の公園ごとの財政状況を掲載すべきである。

**【監査の結果 44】 府営公園管理要領と契約条項の齟齬**

大阪府の書面による事前の承諾があった場合に主要な管理運営業務を再委託できることとするのであれば、大阪府は、募集要項及び府営公園管理要領にもその旨を記載すべきである。

**【意見 37】 事業計画書の記載内容**

指定管理者は、事業計画書において、指定管理者が企画するイベントごとに、参加見込人数などの検証可能な具体的数値目標を記載すべきである。

**【意見 38】 事業報告書の記載内容**

指定管理者は、事業報告書において、事業計画書で提案した事業を履行できたかどうかを、一覧性がある形で記載すべきである。

**【意見 39】 収支報告が不十分（自主事業の支出の報告がない）**

大阪府は、指定管理者に対して、自主事業の収支報告をさせるよう協議するとともに、次回の指定時には、指定管理者に対して、自主事業の収支報告を義務付けるべきである。

**【意見 40】 利用料金の減免**

指定管理者は、本施設の利用料金の減免事由をホームページ等で明らかにすることにより、大阪府民の平等な利用の機会を確保すべきである。

**【意見 41】 貸与物品管理（貸与物品の範囲）**

大阪府は、「貸与物品一覧表」を作成する際、「備品」以外の貸与物品についても記載すべきである。

**【意見 42】 貸与物品管理（指定管理者による報告）**

大阪府は、貸与物品の保管状況につき、指定管理者に報告を義務付けるべきである。

**【監査の結果 45】 貸与物品管理（指定管理期間終了時の確認）**

従前の指定管理者と同一の指定管理者が選定された場合であっても、従前の指定管理期間の終了に際しては、指定管理者と大阪府の双方が立ち会いのもとで、貸与物品のチェックをして、返還届に代えて、その結果を記載した報告書を作成すべきである。

**【意見 43】 現金管理**

指定管理者は、現金管理にあたり、入金機を導入して、1日ごとに売上金を入金して、金庫内で現金を保管することのリスクを最小限に留めるべきである。

**【意見 44】 再委託の確認**

大阪府は、少なくとも、野外音楽堂の運営管理やバーベキュー施設貸出等業務といった業務の再委託については、大阪府による事前の承諾が必要とすべきである。また、指定管理者は、速やかに、これらの業務の再委託に対する大阪府の承諾を得るべきである。

**【意見 45】 人権研修の実施**

共同事業体を構成する各構成団体が、それぞれ人権研修を実施しているのであれば、共同事業体の代表者は、各構成団体による人権研修の実施状況を把握した上で、事業報告書に記載すべきである。

**【監査の結果 46】 業務履行の記録の不備**

指定管理者は、駐車場の売上日報の金額を毎日チェックしたのであれば、売上日報の徴収者と確認者の欄に検印を押捺すべきである。

**【意見 46】 指定管理者による自己評価**

指定管理者は、指定申請時に提案した事業の履行状況を自己評価するに際して、提案時の事業を、自己評価する年度に実施していないのであれば、「未実施」という自己評価をすべきである。また、提案時の事業から事業内容を変更したのであれば、事業内容を変更して実施したという自己評価をすべきである。

堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地）

**【意見 47】 公の施設としてのあり方**

大阪府は、本施設を泉大津市へ移管することや、指定管理期間を延長することも含め、今後のあり方を柔軟に検討し、早急に対応方針を定め、泉大津市との協議を進めるべきである。

**【意見 48】 基本情報の内容**

大阪府は、府の港湾事業全体の収支ではなく、本施設に限定した収支を算定し、基本情報において開示すべきである。

**【意見 49】 大阪府民に対する効果的な広報**

大阪府と指定管理者は、速やかに協議を行い、より効果的な広報活動を行う手段について、検討すべきである。

**【監査の結果 47】 施行規則と契約書等との齟齬**

1 大阪府と指定管理者は、速やかに協議を行い、大阪府港湾施設条例施行規則の規定と整合するよう、管理運営業務基本協定書第7条第1項の事業報告書の提出期限を「毎年度終了後30日以内」に変更する旨の書面による合意をすべきである。

また、大阪府は、今後の指定管理者の選定に際しては、大阪府港湾施設条例及び同施行規則と指定要件書及び管理運営業務基本協定書の記載との間に齟齬が生じないように留意すべきである。

2 大阪府は、速やかに指定管理者と協議の上、管理運営業務基本協定書第18条第2項の誤記を訂正する旨の書面による合意をすべきである。

3 大阪府は、速やかに指定管理者と協議の上、管理運営業務基本協定書第21条第1項の「停止させる」との文言を「解除する」に変更する旨の書面による合意をすべきである。

**【監査の結果 48】 事業計画書及び事業報告書の提出時期**

1 指定管理者は、事業計画書、収支計画書、管理体制計画書及び事業報告書の提出期限を遵守すべきである。

2 大阪府は、指定管理者に対し、上記各書類の提出期限を遵守するよう厳格に求めるべきである。

**【監査の結果 49】 事業計画書及び事業報告書の記載内容**

1 指定管理者は、速やかに、平成28年度の事業報告書について、より充実した内容のものを作成し直し、大阪府へ提出すべきである。

2 大阪府は、指定管理者が提出した事業計画書、収支計画書、管理体制計画書及び事業報告書について、その内容を十分に確認し、不十分なものであれば、再提出等を求めるべきである。

**【監査の結果 50】 使用許可及び利用料金の収納のあり方**

指定管理者は、再委託先の職員に対し、使用許可及び利用料金の徴収を事実上行わせる運用を廃止すべきである。

**【意見 50】 利用料金の妥当性**

大阪府は、指定管理者との間で、本施設のうちなぎさ公園の利用料金を段階的に値上げし、助松埠頭中央緑地のテニスコートと同程度の水準に近付ける方策について協議すべきである。

**【監査の結果 51】 再委託の承諾のあり方**

1 指定管理者は、今後、再委託の必要が生じた場合には、「やむを得ない理由」を明示した上で承諾を求めるべきである。

2 大阪府は、今後、指定管理者から再委託の承諾の求めがあった際、具体的に事情を確認した上で、「やむを得ない理由」の有無を検討すべきである。

**【監査の結果 52】 人権研修の実施**

管理運營業務基本協定書第 14 条の定めは、指定管理者が、(再委託先も含め) 実際に現場で管理運營業務に従事する職員に人権研修を受講させることを目的とするものであるから、指定管理者は、全員ではないとしても、泉大津市の担当者及び再委託先の職員のうち相当数が出席する形の人権研修を実施すべきである。

**【監査の結果 53】 不法占拠の解消に向けた措置**

大阪府及び指定管理者は、不法占拠者に対し、可能な範囲で必要な生活支援を行うことを検討すると同時に退去の実現に向けて粘り強く説得を続け、それでも退去に至らない場合には、訴訟等の法的措置を講ずることも検討すべきである。

府営駐車場

**【意見 51】 基本情報の内容**

大阪府は、基本情報を開示する際、指定管理者が赤字を補填するために支出した金額は収入として計上せず、管理運營業務の収支の実態が明らかとなるよう表示すべきである。

**【意見 52】 選定基準**

- 1 大阪府は、他の公の施設と同様に、納付金の金額とその他の考慮要素を織り交ぜて一段階で審査することにより、指定管理者の選定を行うべきである。
- 2 大阪府は、納付金の金額のみによって選定結果が左右されることが少なくなるよう、同項目に対する配点及び得点の算出方法に関し、十分な検討を行うべきである。

**【意見 53】 事業報告書の記載内容**

指定管理者は、事業計画書に記載した利用予定台数や収支見込等を事業報告書にも引用し、一見して目標の達成度を確認できるようにすべきである。

**【監査の結果 54】 事業報告書の記載内容**

指定管理者は、速やかに平成 28 年度の人権研修の実施状況を記載した補充の事業報告書を作成し、大阪府へ提出すべきである。

**【意見 54】 管理室の有効活用**

大阪府は、無人管理を継続するのであれば、江坂駐車場と新石切駐車場の管理室を有効に活用する方策について、検討すべきである。

**【監査の結果 55】 倉庫室の扉の修繕**

指定管理者は、早急に江坂駐車場の倉庫室の扉の修繕を行うべきである。

**【監査の結果 56】 【意見 55】 再委託の確認**

**【監査の結果】**

大阪府と、指定管理者は、再委託の承認の内容と実際の契約形態が異なっていること及び「管理運営業務の遂行管理」の再委託に当たる可能性のある広範な再委託がなされていることに関し、どのように対処すべきかを速やかに協議すべきである。

**【意見】**

再委託を承認するか否かを判断する際、大阪府は契約書案の開示を求めるべきである。また、再委託契約の締結後には、指定管理者から契約書の写しの提出を受けるべきである。

**【意見 56】 利用約款**

指定管理者は、約款について、文字の大きさにも留意した上で、利用者の目に触れやすい場所に掲示するなどの措置を講ずるべきである。

**【監査の結果 57】 放置車両への対応**

指定管理者は、本施設に放置された車両を撤去させる際には、法令の規定に沿った手続によるべきである。

男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）

**【意見 57】 中長期の修繕計画**

- 1 大阪府は、本施設の設備に関する補修計画について、指定管理期間とは関係なく、状況に応じ、適宜更新を行うべきである。
- 2 大阪府は、本施設の建物の躯体そのものに関し、早急に現在の状態を把握した上で、中長期的な修繕計画を策定すべきである。

**【意見 58】 基本情報の内容**

大阪府は、基本情報を開示する際、指定管理者の収支が実質的に赤字であれば、その旨を確認できるよう表示すべきである。

**【監査の結果 58】 共同事業体との契約**

- 1 大阪府及び指定管理者は、管理運営業務契約書にドーン運営共同体（現在の指定管理者）の構成員名を明記すべきである。

2 大阪府は、指定管理者と協議の上、ドーン運営共同体の各構成員が、大阪府に対し、連帯責任を負う旨の文書を取り交わすよう努めるべきである。

**【意見 59】 選定基準における価格点の算定方法**

- 1 大阪府は、次回の公募時においては、提案価格（大阪府が支払う委託料）に対する配点が50点を占めることの妥当性について、所管課と行政経営課との間で十分かつ柔軟な協議を行い、適切な審査基準を作成するよう努めるべきである。
- 2 大阪府は、選定時に用いる評価基準において、提案価格の点数を「最低価格÷提案価格」との方式で算定するのではなく、より合理的な算定方式を用いることができないか、十分に検討すべきである。

**【意見 60】 【監査の結果 59】 契約書の不備**

**【意見】**

大阪府は、次回の指定管理者との契約に際しては、利用料金制を採用すること及び基本修繕費の返納に関する事項などの金銭の支払いを伴う重要な事項について、募集要項を援用するだけにとどめず、管理運営業務契約書の本文に明記すべきである。

**【監査の結果】**

大阪府は、指定管理者と速やかに協議の上、管理運営業務契約書第19条第2項の誤記を訂正する旨の書面による合意をすべきである。

**【監査の結果 60】 事業報告書の記載内容**

指定管理者は、利用者ニーズ（傾向・分析）への対応状況及び人権研修の実施状況に記載した補充の報告書を作成し、速やかに大阪府へ提出すべきである。

**【意見 61】 所管課と指定管理者との協議**

大阪府と指定管理者との会議において協議した内容については、少なくともその要旨を記載した議事録を作成すべきである。

**【意見 62】 納付金の算定方法の明示**

大阪府は、次回の指定の際、管理運営業務契約書に納付金の算定方法を明記すべきである。

**【監査の結果 61】 利用の優先関係**

指定管理者又はその構成員（一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団が大阪府男女共同参画推進事業の受託者として大阪府との契約に基づき利用する場合を除く）がホール又は会議室等の施設を利用する際には、一般の利用者と同様の手続により、予約受付を行うべきである。

**【意見 63】 地下プール跡地**

大阪府及び指定管理者は、地下プール跡地を現状のまま放置して衛生面や建物への悪影響が生じるおそれがないか、常に注意を払い、定期的に確認すべきである。

**【意見 64】 再委託の承認のあり方**

大阪府は、再委託を承認するか否かを検討するに際し、指定管理者に対し、再委託に関する契約書案の提出を求め、再委託先の属性のみならず、再委託する業務の範囲や契約内容等を総合的に勘案した上、承諾の是非を決定すべきである。また、再委託契約締結後、大阪府は、指定管理者に対し、契約書の写しの提出を求めるべきである。

国際会議場（グランキューブ大阪）

**【意見 65】 中長期の修繕計画**

大阪府は、本施設の中長期修繕計画を具体的に策定すべきである。

**【監査の結果 62】 基本情報の記載の適切性**

大阪府は、基本情報に関し、記載の適切性について確認しておくべきである。

**【監査の結果 63】 募集要項の適切性（形式的な点）**

募集要項における「申請者の資格」中に、「民法上の公益法人」との記載があるが、法改正により「民法上の公益法人」は存在しないので、次の公募時における募集要項においては、当該記載について大阪府は、「一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人」等の記載に改めるべきである。

**【意見 66】 選定時の審査基準における価格点**

大阪府は、指定管理者選定時の審査基準における価格点について、一律に「50点」とするのではなく、施設に応じた柔軟な選定を行うべきである。

**【監査の結果 64】 契約条項と募集要項の齟齬**

大阪府は、指定管理者からの再委託を認める業務の範囲について、契約書条項と募集要項との間で齟齬が生じないようにすべきである。

**【意見 67】 事業報告書の記載内容**

指定管理者は、募集要項及び契約書で求められている人権研修を実施した場合は、事業報告書において、その実施内容と受講状況を明記すべきである。また、大阪府は、指定管理者に対し、募集要項及び契約書において、人権研修の実施内容及び受講状況を事業報告書へ記載することを求めるべきである。

**【意見 68】 指定管理者との協議実施時の議事録作成**

大阪府は、指定管理者と定例的な協議を行う際、議事録を作成すべきである。

**【意見 69】 キャンセル料**

大阪府は、本施設において指定管理者が利用申込みを取消した者に対して請求しているキャンセル料について、請求の可否及び法的根拠について検討すべきである。

**【監査の結果 65】 再委託の場合の暴力団等でないことの誓約書**

指定管理者は、再委託先から暴力団等に該当しない旨の誓約書を取得した場合は、速やかに大阪府に提出すべきである。

上方演芸資料館（ワッハ上方）

**【意見 70】 公の施設の管理の在り方**

大阪府は、本施設の効率的な運営を実現するために、施設の運営方針等について抜本的な改革方法を検討すべきである。

**【意見 71】 施設の成果指標など**

大阪府は、本施設の主目的である資料・情報の蓄積と継承について、当該資料がいかに府民サービスに供されるのかという利用の視点も踏まえながら、実効的な評価指標を定めるべきである。

**【意見 72】 事業計画書の作成**

大阪府は、直営施設であっても毎事業年度において事業計画書を作成することを検討すべきである。

江之子島文化芸術創造センター（enoco）

**【意見 73】 自主事業と委託事業の区分**

大阪府は、今回の指定管理者募集時には、自主事業に該当するか否かの明確な基準を募集要項において明示すべきである。

**【監査の結果 66】 共同事業体の収支**

大阪府は、指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体の構成員ごとの収支を合算した共同事業体としての収支を報告させるべきである。

**【意見 74】 共同事業体の預金名義**

指定管理者は、指定管理業務に関する収支を明確にするため、グループの名称に代表者名を冠した別口預金口座を作成すべきである。

**【意見 75】 一者応募**

大阪府は、指定管理者の公募の際、一者応募にとどまった点について、その原因分析を行い、適切な募集の条件を検討した上で、募集要項に反映させるべきである。

**【監査の結果 67】 事業計画書の提出時期**

指定管理者は、管理運営業務契約書において定められた期間内に事業計画書を提出すべきである。

**【監査の結果 68】 利用料金の減免**

指定管理者は、利用料金の減免基準をホームページ等で公開すべきである。

**【意見 76】 現金管理**

指定管理者は、本施設において保管する現金の上限を定めるべきである。

## 労働センター

**【意見 77】 公募における不適切な対応等**

平成 25 年 9 月の指定管理者公募時の募集要項において、本施設の貸会議室内の机・椅子等（会議用物品）を新たな指定管理者が用意する必要がある旨が記載されているが、これは施設内の会議用物品の所有権が指定管理者にあることに起因するものである。この結果、当時の指定管理者を除く応募者は、別途会議用物品につき多額の購入費用を負担することとなる。この募集条件は、他の応募予定者にとっては当時の指定管理者より不利な条件であったといえる。

また、応募を検討している者から質問のあった貸会議室に必須である机・椅子類の種類及び数量等について大阪府が実質的に開示しなかったのは、不適切な対応であったといわざるを得ない。

今後、大阪府では、上記の点を含め、不公平な公募条件にならないように留意するとともに、応募検討者からの質問には不公平が生じないよう真摯に対応すべきである。

**【意見 78】 施設の維持補修に関するリスク分担**

大阪府は、本施設の施設・設備・外構の経年劣化による維持補修について、大阪府の負担と指定管理者の負担の区分について合理的な基準を検討すべきである。

**【意見 79】 中長期修繕計画**

大阪府は、指定管理者の協力を得て、本施設について、中長期の修繕計画を検討すべきである。

**【監査の結果 69】 共同事業体における収支の開示**

指定管理者は、大阪府に対し、各構成団体の収支を合算した共同事業体としての収支を報告すべきである。

**【意見 80】 選定時の審査基準における価格点**

大阪府は、募集要項における納付金に関する価格点の算出方法について、上限額を設けず、提案価格とより連動した価格点を算出するような審査基準を検討すべきである。

**【意見 81】 再委託の承認時の契約金額の確認**

大阪府は、指定管理者による再委託を承認するか否かを判断するに際し、委託業務及び再委託先の属性のみならず、契約内容及び契約金額も確認すべきである。

北大阪高等職業技術専門校

**【意見 82】 基本情報の内容**

大阪府は、可能な限り、高等職業技術専門校の各校の情報を開示すべきである。

**【意見 83】 定員の充足等**

本施設は、職業訓練校として様々な有用な設備を有しているが、定員を充足していない訓練科目が存在している。施設の性質上、入校者の募集方法には様々な制約があるものの、すべての訓練科目で定員を充足するよう、積極的な施策を検討する必要がある。短期のテクノ講座についても、企業ニーズを踏まえた講座内容を検討する等内容の充実を図り、より多くの人々に受講してもらうように積極的にPRすべきである。

夕陽丘高等職業技術専門校

**【監査の結果 70】 収支報告書の誤り**

指定管理者は、大阪府に提出する収支報告書につき、十分確認の上、誤りのないものを提出すべきである。

**【意見 84】 10 万円未満の物品の現物確認**

指定管理者は、10 万円未満の物品（消耗品）であっても、施設において必要とされ、使用する物品については、定期的に現物確認を実施すべきである。

**【意見 85】 指定管理制度の終了**

本施設において、指定管理者制度を採用して実施されていた事務系の訓練科目については、平成 30 年 4 月以降、民間教育訓練機関の委託訓練の中で対応するという方針が決定している。指定管理者制度の終了にあたっては、5 年間の指定管理期間の総括として、指定管理者制度のメリット・デメリットを分析するとともに、そこで得たノウハウを今後の大阪府の直営校を含めた施策に活かすべきである。

障がい者交流促進センター

**【意見 86】 中長期の修繕計画**

大阪府は、本施設の中長期の修繕計画を策定すべきである。

**【意見 87】 中長期的な運営方針**

大阪府は、本施設の目的及び中長期の運営方針を明確にすべきである。

**【意見 88】 施設目的に即した目標設定**

大阪府は、本施設の現在の目的・意義に即して、施設の効果を測る適切な指標を設定すべきである。

**【監査の結果 71】 公の施設の基本情報変更にあたっての協議**

大阪府は、公の施設の基本情報の記載について、施設の目的や実情が適切に反映されているか否かを常に適切に把握し、修正の必要がある場合は、所管課と行政経営課の間で十分に協議を行ったうえで修正すべきである。

**【意見 89】 事業計画における数値目標**

- 1 大阪府は、指定管理者に対し、年度ごとの事業計画において数値目標を設定させる等により、年度ごとの評価をより分かり易くすべきである。
- 2 指定管理者は、事業計画において具体的な数値目標を設定すべきである。

**【監査の結果 72】 募集要項と契約書の齟齬（再委託）**

大阪府は、指定管理者の募集要項と委託契約書の再委託についての記載の齟齬を正すべきである。

**【意見 90】 一者応募（審査基準見直し・指定管理期間の長期化）**

大阪府は、指定管理者の募集段階で、一者応募にとどまった点について、その原因分析等を行うとともに、価格点以外の要素をより評価する方向での審査基準の見直しや指定管理期間をより長期に設定すること等も検討すべきである。

**【監査の結果 73】 管理運営委託料の返金精算処理**

大阪府は、指定管理者の経費削減に向けたインセンティブが損なわれないよう、返金精算処理のルールをより具体的に定めるべきである。

**【監査の結果 74】 施設賠償責任保険契約**

大阪府は、委託契約において指定管理者に施設賠償責任保険の加入を義務づけるとともに、指定管理者が加入する施設賠償責任保険契約については、大阪府を被保険者に追加すること、及び、指定管理業務開始にあたって、その保険証券の写しを提出することを義務づけるべきである。

**【意見 91】 協議録等の作成保存**

大阪府と指定管理者は、毎年実施している運営協議会、その他管理運営に関する協議等について、議事録その他記録の作成保存を徹底すべきである。

**【意見 92】 本部経費**

大阪府は、毎年度、指定管理者が提出する収支報告等において、本部経費が計上されているか否かを明記するよう求めるとともに、計上されている場合、その計算方法、考え方についても報告を求めべきである。

**【監査の結果 75】 物品管理**

- 1 大阪府は、大阪府所有の貸与物品の一覧表作成を徹底すべきである。
- 2 大阪府は、指定管理者が購入した備品等について、指定管理期間終了後の取扱いについても委託契約書上明記すべきである。

**【意見 93】 人権研修の実施**

指定管理者は、本施設の運営管理に携わる職員に広く人権研修を実施すべきである。

**【監査の結果 76】 使用料減免手続**

- 1 大阪府及び指定管理者は、大阪府立障がい者交流促進センター使用料徴収等事務取扱要領に則って使用料減免手続をすべきである。
- 2 同要領が、本施設の運用実態にそぐわない場合には、より効率的な要領に改めるか、利用料金制の導入も検討すべきである。

## 青少年海洋センター、ファミリー棟

### 【意見 94】 中長期の修繕計画

大阪府は、本施設の中長期の修繕計画を策定すべきである。

### 【意見 95】 ファミリー棟の今後のあり方

大阪府は、特にファミリー棟の今後のあり方を踏まえて、本施設の中長期の運営方針を策定すべきである。

### 【意見 96】 事業計画における数値目標

指定管理者は、事業計画において当該年度に重点的に取り組む目標を明確にすべきである。

### 【監査の結果 77】 共同事業体における契約書（当事者欄）

大阪府は、大阪府立青少年海洋センター管理運営業務契約書の受託者（乙）欄には、共同事業体名及び代表法人の表示を求めるべきである。

### 【意見 97】 一者応募

大阪府は、指定管理者の募集段階で、一者応募にとどまった点について、その原因分析等を踏まえ、競争性を確保できる応募のあり方を検討すべきである。

### 【監査の結果 78】 施設賠償責任保険加入の義務付け

大阪府は、委託契約において指定管理者に施設賠償責任保険の加入及び大阪府を被保険者とするこを義務づけるとともに、指定管理者が加入する施設賠償責任保険契約については、指定管理業務開始にあたって、その保険証券の写しを徴求すべきである。

### 【意見 98】 協議録等の作成保存

大阪府と指定管理者は、施設の運営管理に関する協議を行う際には、議事録その他記録の作成・保存を徹底するべきである。

### 【意見 99】 本部経費

大阪府は、毎年度、指定管理者が提出する収支報告書等において、本部経費が計上されているか否かを明記するよう求めるとともに、計上されている場合、その計算方法、考え方についても収支報告書等において明記させるべきである。

**【意見 100】 備品管理**

大阪府は、施設内にある府貸与備品の備品ラベルを契約書添付の貸与備品一覧と照合しやすいよう現在の備品番号や所管課を反映した新たな備品ラベルを貼付しなおすとともに、備品のみならず大阪府の貸与する物品の一覧表を作成すべきである。

**【監査の結果 79】 現金管理**

- 1 指定管理者は、利用料金収入とつり銭用（両替用）現金とを明確に区別して管理すべきである。
- 2 指定管理者は、金庫内管理現金額が一定額以上の高額になった場合には金融機関への預入処理を速やかに実施する等、その管理方法を見直すべきである。

**【監査の結果 80】 在庫管理**

指定管理者は、青少年海洋センター内で実施している物品販売について、棚卸しを実施するなど、在庫管理を適切に行うべきである。

**【監査の結果 81】 収入管理事務の徹底（領収印の漏れ）**

指定管理者は、利用料金収入の収受の際の領収印漏れのないよう領収事務を徹底すべきである。

**【監査の結果 82】 自動販売機収入の計上**

指定管理者は、大阪府に提出する収支報告において、自動販売機による収入を全て計上すべきである。

花の文化園

**【意見 101】 中長期の維持管理計画**

大阪府は、施設・設備の中長期的な維持管理に関する計画を早期に策定すべきである。

**【監査の結果 83】 共同事業体との契約**

- 1 大阪府及び指定管理者は、管理運営業務契約書に共同事業体の全構成員名を明記すべきである。
- 2 大阪府は、速やかに指定管理者と協議の上、指定管理者の構成員が大阪府に対し、連帯して責任を負う旨の書面による合意をするよう努めるべきである。

**【監査の結果 84】 売店及びレストランの収支の帰属**

大阪府は、速やかに指定管理者と協議を行い、指定管理者に売店及びレストランの収支を帰属させることの根拠を明確にしておくべきである。

**【意見 102】 参考価格（指定管理料の算定根拠）**

大阪府は、過去の実績値のみを考慮するのではなく、独自に他の要素も勘案した上、総合的な見地から参考価格を算定すべきである。

**【監査の結果 85】 事業計画書の提出時期**

指定管理者は、今後、事業計画書の提出期限を遵守すべきである。

**【意見 103】 会議室などの利用促進**

指定管理者は、ホームページ（特にトップページ）において、施設の貸出しを行っていることをよりわかりやすく表示するなど、より効果的な利用促進策を講ずるべきである。

**【意見 104】 再委託の承認**

- 1 大阪府は、再委託を承諾するか否かを検討するに際し、指定管理者より、事前に契約書案を提出させ、再委託の対象となる業務の範囲、再々委託の可否、営業秘密や個人情報の取扱い、指定管理者による再委託先に対する監督体制は十分であるかといった要素を含めて総合的に判断すべきである。
- 2 また、大阪府は、再委託を承認した後、承認したとおりに再委託がなされているか否かを確認するため、指定管理者が再委託先と締結した契約書の写しを提出させるべきである。

大阪府民の森（北河内地区）

**【意見 105】 事業計画における数値目標**

- 1 大阪府は、指定管理者に対し、年度ごとの事業計画において数値目標を設定させる等により、年度ごとの評価をより分かり易くすべきである。
- 2 指定管理者は、事業計画において具体的な数値目標を設定すべきである。

**【意見 106】 一者応募・継続受託**

大阪府は、指定管理者の募集段階で、一者応募にとどまった点について、その原因分析等を行い、参考価格設定に活かすとともに、価格点の見直しも検討すべきである。

**【意見 107】 収支報告と本部経費**

- 1 指定管理者は、指定管理者の収支報告のうち「一般管理費・諸経費」として計上されている金額については、収支差額を計上するのではなく、指定管理事業に関して直接支出した費用あるいは本部経費等の間接経費として算出した金額を計上すべきである。
- 2 指定管理者は、本部経費等の間接経費を計上する場合は、その計算方法及び考え方を収支報告において明記すべきである。

**【意見 108】 再委託**

大阪府は、「大阪府民の森（北河内地区）管理運營業務契約書」あるいは募集要項において、大阪府の事前の書面承諾が必要な再委託の範囲について、基準を明確にすべきである。

**【監査の結果 86】 施設賠償責任保険への加入義務**

大阪府は、委託契約において指定管理者に施設賠償責任保険の加入及び大阪府を被保険者とするこを義務づけるとともに、現在、指定管理者が加入する施設賠償責任保険契約については、大阪府を追加被保険者として追加するよう求めるべきである。

**【意見 109】 物品管理**

大阪府は、大阪府所有の貸与物品を特定するとともに、指定管理者購入の物品類について、一覧表を作成のうえ、貸与物品の管理が行えるようにすべきである。

**【意見 110】 駐車サービス券の管理**

指定管理者は、駐車サービス券の管理については、残数把握が正確にできるよう管理台帳を作成すべきである。

## 施設全般

**【意見 111】 基本情報の更新及び内容**

- 1 大阪府は、基本情報に記載されている内容につき、速やかに最新の情報を把握し、その内容に更新すべきである。
- 2 大阪府は、可能な範囲で基本情報の内容をチェックし、正確な情報の開示に努めるべきである。
- 3 大阪府は、基本情報につき、可能な限り個々の公の施設の情報を記載するようにすべきである。

**【意見 112】 施設のホームページのあり方**

大阪府は、指定管理者が作成する公の施設のホームページの内容につき、一定の基準を示すことを検討すべきである。

**【監査の結果 87】 共同事業体との契約書の整備**

- 1 大阪府は、共同事業体が指定管理者となる場合の管理運営業務契約書において、
  - (1) 共同事業体の構成員名を明記すべきである。
  - (2) 共同事業体の各構成員が、大阪府に対し、連帯責任を負う旨の文言を記載すべきである。
- 2 大阪府は「運用マニュアル」において、共同事業体を指定管理者とする場合の記載内容を前項に従って改訂すべきである。
- 3 大阪府は、共同事業体が指定管理者になる場合、事業の収支計画及び事業報告の収支報告において、構成員ごとの管理運営委託事業にかかる収支を合算した金額を報告するよう「運用マニュアル」 「募集要項」において記載し、各所管課に周知を図るべきである。

**【意見 113】 再委託の範囲、再委託に関する事前承諾**

- 1 大阪府は、運用マニュアル準則例 11 の管理運営業務契約書第 19 条（第三者への委託の禁止等）の文言を改訂し、管理運営業務の全部または主要な部分の再委託を禁止するとともに、主要な部分を各公の施設に応じて具体的に特定するよう求める文言を記載すべきである。
- 2 大阪府は、同準則例において、業務の一部の再委託については事前の承諾が必要であるとする文言を記載すべきである。
- 3 大阪府は、同準則例において、事前の承諾に際しては再委託契約の内容を所管課において十分に把握する仕組みを設ける旨の記載をすべきである。

**【意見 114】 施設の維持補修に関するリスク分担**

大阪府は、各施設の施設・設備・外構の維持補修について、府の負担と指定管理者の負担の区分について合理的な基準を検討するべきである。

**【意見 115】 再委託の場合の暴力団等でないことの誓約書の徴求**

大阪府は、指定管理者が業務委託（再委託）を行う場合、契約金額の多寡にかかわらず、すべての再委託先から暴力団等でないことの誓約書（反社誓約書）を取得するよう求めるべきである。

**【監査の結果 88】 指定の取消しと契約の解除**

大阪府は、運用マニュアル、準則例 3 「募集要項」、準則例 11 「管理運営業務契約書」の各記載について、大阪府や指定管理者の契約解除権を定める記載・条項は削除し、指定管理者への指定の取消しを基本とする規定とするべきである。

**【意見 116】 本部経費**

大阪府は、指定管理者の募集に際し、公の施設の管理運営業務にかかる収支計画の中に、本部経費を計上するか否か、及び、本部経費を計上する場合にはその計上の基準を明示させるべきである。

**【監査の結果 89】 施設賠償責任保険への加入など**

- 1 大阪府は、公の施設の各所管課に対し、公の施設の利用者に損害が発生した場合に備えて、速やかに、次の指導をすべきである。
  - ① 指定管理者に対して、指定管理者が被保険者となる施設賠償責任保険に加入させること。
  - ② 指定管理者に対して、大阪府を被保険者として追加させること。
  - ③ 指定管理者に対して、施設賠償責任保険の契約内容を証する書面を提出させること。
- 2 大阪府は、今後の指定管理者の募集においては、「運用マニュアル」準則例 3 の指定管理者募集要項や準則例 11 の管理運営業務契約書に関し、上記 1 ①～③を追記するよう訂正すべきである。

**【意見 117】 自主事業の収支報告**

大阪府は、指定管理者が行う自主事業について、収入支出のいずれについても区分して事業報告書に記載するよう、「運用マニュアル」準則例 3 の指定管理者募集要項及び準則例 11 の管理運営業務契約書を改訂すべきである。

**【意見 118】 選定時の審査基準における価格点**

- 1 大阪府は、指定管理者の選定委員会における審査基準において、提案価格に対する配点を原則 50 点とすることに関し、施設所管課と行政経営課との間で十分な協議を行い、施設の特質等に応じ、より柔軟に価格点の割合を定めるべきである。
- 2 大阪府は、選定委員会の審査基準において、価格点の算定方式について、単純に提案価格自体に得点を比例させる計算式（満点×提案価格のうち最低の価格÷提案価格＝得点）によって算定するのではなく、より実情に即した合理的な算定方式を用いるよう十分に検討すべきである。

**【監査の結果 90】 文書管理**

- 1 大阪府は、指定管理者に係る運用マニュアルにおいて、指定管理者による文書の保管義務、大阪府への提出義務及び後任の指定管理者への引継義務等について記載すると共に、準則例 11 の契約書においても、少なくとも指定期間を含む一定期間の文書保管義務、大阪府への提出義務及び後任の指定管理者への引継義務に関する規定を設けるよう改訂すべきである。
- 2 大阪府は、現在の指定管理者との間で協議し、管理運営業務に関する文書について、保管義務、大阪府への提出義務及び文書引継義務を定めた合意文書を締結するよう努めるべきである。

**【意見 119】 物品管理**

- 1 大阪府は指定管理者制度を採用する施設における物品の管理については、大阪府の備品管理のルールに加え、一層管理を適正に行うようルールを定め、運用マニュアルや、準則例 11 (管理運営業務契約書)に明記することを検討すべきである。
- 2 指定管理業務に必要な物品については、指定管理者が購入した物品も含め、その引継ぎが円滑にすすめられるよう、運用マニュアルや準則例 11 に、規定を設けるべきである。

**【意見 120】 管理運営業務契約書におけるその他の問題点**

- 1 大阪府は、募集要項の内容と管理運営業務契約書の内容との間で齟齬が生じないよう留意すべきである。
- 2 大阪府は、指定管理者との間で締結する管理運営業務契約書において、利用料金制の採用のような基本的かつ重要な事項については、募集要項を援用することとせず、契約書本文に明記すべきである。

**【意見 121】 キャンセル料**

大阪府は、公の施設の利用料金徴収前に利用申込みが取り消された場合のキャンセル料について、指定管理者による徴収の可否及び法的根拠の検討を行った上、各施設における取扱いを統一すべきである。

**【意見 122】 総括的意見**

大阪府は、指定管理者制度を採用する施設について

ア 民間団体が、指定管理者になろうとするインセンティブを高めるため、以下のような項目について、柔軟な制度設計により運用するよう検討すべきである。

(ア) 利用料金制や自主事業などにおいて指定管理者の創意工夫により公の施設が活性化することで生まれた利益の相当部分を指定管理者に配分すること。

(イ) 当該施設の設置目的、状況に応じ ①募集時の指定管理委託料や納付金の参考価格決定方法、②納付金を納付した後に生じる利益の配分、③選定時の評価項目の配点、計算方法、④指定管理期間、⑤利用料金、⑥自主事業 ⑦奨励金の導入、など柔軟に検討すること。

イ 前項の運用改善とあわせて、指定管理者の当該施設の収支状況をより一層明確に把握できるよう運用マニュアル、募集要項、管理運営業務契約書を改善すべきである。

### 第3 公の施設及び指定管理者制度の概要

#### 1 大阪府の公の施設

大阪府の公の施設の概要は、次のとおりである。

施設名	所管部局	指定管理者	指定期間
弥生文化博物館	教育庁	大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ	H29.4～H32.3
近つ飛鳥博物館	教育庁	大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ	H29.4～H32.3
近つ飛鳥風土記の丘	教育庁	大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ	H29.4～H32.3
狭山池博物館	都市整備部	直営	
体育会館	教育庁	南海ビルサービス・ミズノグループ	H28.4～H33.3
門真スポーツセンター	教育庁	OGMPなみはやドーム共同事業体	H27.4～H32.3
臨海スポーツセンター	教育庁	ミズノ・南海ビルサービスグループ	H28.4～H33.3
漕艇センター	教育庁	一般社団法人大阪ボート協会	H28.4～H33.3
男女共同参画・青少年センター	府民文化部	ドーン運営共同体	H28.4～H33.3
国際会議場	府民文化部	株式会社大阪国際会議場	H26.4～H31.3
労働センター	商工労働部	共同事業体エル・プラン	H26.4～H31.3
青少年海洋センター	政策企画部	NPO法人NAC、ナンプフードサービス(株)、(株)BSC・インターナショナル	H28.4～H33.3
青少年海洋センター (ファミリー棟)	政策企画部	NPO法人NAC、ナンプフードサービス(株)、(株)BSC・インターナショナル	H28.4～H33.3
少年自然の家	教育庁	少年自然の家共同事業体	H28.4～H38.3
上方演芸資料館	府民文化部	直営	
大型児童館ビッグバン	福祉部	一般財団法人大阪府地域福祉推進財団	H28.4～H33.3
花の文化園	環境農林水産部	住友林業緑化・E-DESIGN 共同企業体	H28.4～H33.3
中央図書館	教育庁	長谷工・大阪共立・TRCグループ	H27.4～H32.3
中之島図書館	教育庁	株式会社アスウェル	H28.4～H33.3
障がい者交流促進センター	福祉部	ファインプラザ大阪運営事業共同体	H25.4～H30.3
(女性自立支援センター) あゆみ寮	福祉部	社会福祉法人四天王寺福祉事業団	H26.4～H31.3
(女性自立支援センター) のぞみ寮	福祉部	社会福祉法人四天王寺福祉事業団	H26.4～H31.3
稲スポーツセンター	福祉部	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	H26.4～H31.3
こんごう福祉センター	福祉部	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	H29.4～H34.3
中河内救命救急センター	健康医療部	地方独立行政法人市立東大阪医療センター	H29.4～H34.3

修徳学院	福祉部	直営	
子どもサポーセンター	福祉部	直営	
砂川厚生福祉センター	福祉部	直営	
障がい者自立センター	福祉部	直営	
北大阪高等職業技術専門校	商工労働部	直営	
芦原高等職業技術専門校	商工労働部	直営	
東大阪高等職業技術専門校	商工労働部	直営	
夕陽丘高等職業技術専門校	商工労働部	株式会社東京リーガルマインド	H25.10～H30.3
南大阪高等職業技術専門校	商工労働部	直営	
(府民の森)〈北河内地区〉 くろんど園地	環境農林水産部	府民の森北河内地区管理共同事業体	H28.4～H33.3
(府民の森)〈北河内地区〉 ほしだ園地	環境農林水産部	府民の森北河内地区管理共同事業体	H28.4～H33.3
(府民の森)〈北河内地区〉 緑の文化園むろいけ園地	環境農林水産部	府民の森北河内地区管理共同事業体	H28.4～H33.3
(府民の森)〈中河内地区〉 くさか園地	環境農林水産部	府民の森中河内地区管理共同事業体	H28.4～H33.3
(府民の森)〈中河内地区〉 ぬかた園地	環境農林水産部	府民の森中河内地区管理共同事業体	H28.4～H33.3
(府民の森)〈中河内地区〉 なるかわ園地	環境農林水産部	府民の森中河内地区管理共同事業体	H28.4～H33.3
(府民の森)〈中河内地区〉 みずのみ園地	環境農林水産部	府民の森中河内地区管理共同事業体	H28.4～H33.3
(府民の森)〈南河内地区〉 ちはや園地	環境農林水産部	府民の森南河内地区管理共同事業体	H28.4～H33.3
(府民の森) ほりご園地	環境農林水産部	公益財団法人大阪YMCA	H25.4～H30.3
金剛登山道駐車場	環境農林水産部	一般財団法人大阪府みどり公社	H25.4～H30.3
(府営公園)住吉公園	都市整備部	都市公園住吉公園指定管理共同体	H29.4～H34.3
(府営公園)住之江公園	都市整備部	都市公園住之江公園指定管理共同体	H29.4～H34.3
(府営公園)浜寺公園	都市整備部	浜寺公園指定管理グループ	H29.4～H34.3
(府営公園)箕面公園	都市整備部	メイプルハーツ企業共同体	H29.4～H34.3
(府営公園)枚岡公園	都市整備部	枚岡公園指定管理グループ	H29.4～H34.3
(府営公園)服部緑地	都市整備部	服部緑地指定管理グループ	H25.4～H30.3
(府営公園)二色の浜公園	都市整備部	二色の浜公園管理連合会	H29.4～H34.3
(府営公園)久宝寺緑地	都市整備部	都市公園久宝寺緑地指定管理共同体	H25.4～H30.3

(府営公園) 大泉緑地	都市整備部	大泉緑地指定管理グループ	H25.4～H30.3
(府営公園) 寝屋川公園	都市整備部	寝屋川公園指定管理グループ	H25.4～H30.3
(府営公園) 蜻蛉池公園	都市整備部	蜻蛉池公園P&Mグループ	H25.4～H30.3
(府営公園) 深北緑地	都市整備部	深北緑地パートナーズ	H29.4～H34.3
(府営公園) 石川河川公園	都市整備部	石川河川公園指定管理グループ	H25.4～H30.3
(府営公園) せんなん里海公園	都市整備部	せんなんO・K・P	H25.4～H30.3
(府営公園) 長野公園	都市整備部	都市公園長野公園管理共同体	H29.4～H34.3
(府営公園) 山田池公園	都市整備部	ハートフル山田池	H25.4～H30.3
(府営公園) 錦織公園	都市整備部	錦織公園指定管理グループ	H29.4～H34.3
(府営公園) りんくう公園	都市整備部	ハートフルりんくう	H25.4～H30.3
(府営公園) 泉佐野丘陵緑地	都市整備部	直営	
堺泉北港の緑地 (汐見公園・なぎさ公園・助松埠頭中東緑地)	都市整備部	泉大津市	H29.4～H32.3
堺泉北港・阪南港・二色港・ 泉佐野港・泉州港・尾崎港・ 深日港	都市整備部	直営	
府営住宅	住宅まちづくり部	大阪府住宅供給公社・大阪ガスセ キュリティサービス株式会社共同体	H27.4～H32.3
		株式会社東急コミュニティー	または H29.4～H34.3
		日本管財株式会社	
		近鉄住宅管理株式会社	
		大阪府住宅供給公社・日本総合住生 活株式会社大阪支店共同体	
(府営駐車場) 江坂立体駐車場	都市整備部	タイムズ24株式会社	H28.4～H33.3
(府営駐車場) 新石切立体駐車場	都市整備部	タイムズ24株式会社	H28.4～H33.3
(府営駐車場) 茨木地下駐車場	都市整備部	タイムズ24株式会社	H28.4～H33.3
江之子島文化芸術創造センター	府民文化部	長谷工コミュニティ・E-DESIGN プ ラットフォームグループ	H29.4～H34.3
中央卸売市場	環境農林水産部	大阪府中央卸売市場管理センター株式会社	H29.4～H34.3
日本万国博覧会記念公園	府民文化部	直営	

## 2 公の施設とその管理方法の変遷

- (1) 公の施設とは、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする。」（地方自治法第 244 条第 1 項）との規定に基づき設置された施設である。公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定めるところとされており（地方自治法第 244 条の 2 第 1 項）、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に当該施設の管理を行わせることができる（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）、とされている。
- (2) 公の施設の管理方法の変遷

地方公共団体の財産の管理のあり方については、次のような地方自治法の変遷がある。

昭和 38 年、管理運営の委託の規定がない営造物という概念を改め、管理を公共団体または公共的団体に委託することができる「公の施設」という規定を設けた（管理委託制度）。平成 3 年には、管理を委託する相手方を地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの（いわゆる第三セクター）に拡大した。そして、平成 15 年 6 月の改正で管理委託制度という方式から指定管理者制度という方式に改めるとともに管理主体を民間団体にも拡大した。

これらの変遷は、地方公共団体の直営を当然とする発想から、外部の団体に管理を委ねるという方向へのものであるが、管理する団体の範囲を民間団体に拡張した変更は、地方分権の進展と地方公共団体の財政状況を踏まえた画期的なものといえる。しかし、その後の指定管理者制度の運用においては、従来の制度の下で管理委託を受けていた公共的団体や第三セクターが指定管理者となる場合が全国的にも多くみられる。

## 3 大阪府における指定管理者制度の導入

- (1) 大阪府は、平成 17 年 4 月に「大阪府における指定管理者制度の導入及び運用について（基本的な考え方）」を制定し、平成 18 年度より本格的に指定管理者制度の導入を開始した。

大阪府においても、指定管理者制度導入前は、多くの公の施設の管理運営を公共的団体あるいはいわゆる第三セクターに委託していた。そして、平成 18 年に多くの大阪府の公の施設について指定管理者制度が導入された際、指定を受けた団体・法人の多くは、従来管理業務の委託を受けていた公共的団体、第三セクターあるいはそうした団体を含む共同事業体であった。

今回の包括外部監査の対象とした 22 の公の施設のうち平成 17 年～18 年に指定管理者制度が採用されたのは 17 施設であるが、それらの施設の指定管理者は、従前の管理を受託していた団体・法人が過半である（当時、指定管理者となった共同事業体の構成員が確認できていない施設を除くと 11 施設である）。指定管理者の選考の場面で、それまで運営管理に関与していたことによるノウハウ等の蓄積が有利に働いた可能性はある

が、指定管理期間終了後の新たな指定管理期間においても、それらの団体・法人の多くが再び指定管理者となっている。

- (2) 一方、大阪府の財政状況は、「財政再建プログラム（案）」（平成20年6月）や「財政構造改革プラン（案）」（平成22年10月）などでも指摘されているように、極めて厳しいものである。そして、公の施設を含む行政財産に関しては、平成27年2月に「行財政改革推進プラン（案）」を公表し府有施設全体の計画的なマネジメントのため「ファシリティマネジメント基本方針」を策定することとし、同基本方針は同年11月に制定され、現在実施中である。

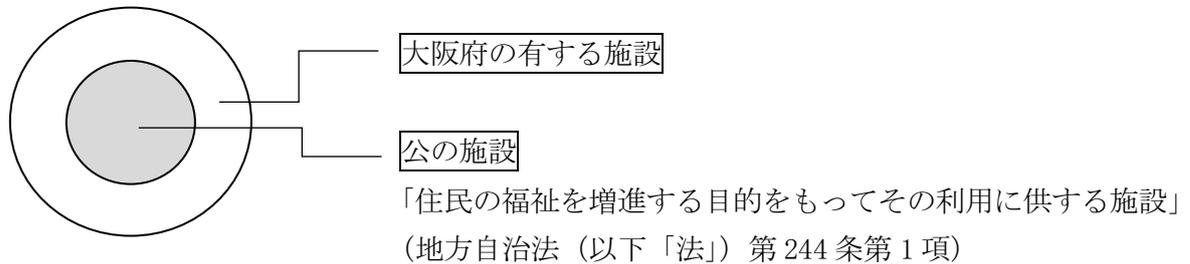
ファシリティマネジメント基本方針によると、公の施設を含む大阪府の所有する公共施設について、施設の劣化度と有効活用度という2つの評価基準にもとづいて「維持」、「建替え」、「有効活用」、「撤去・廃止」の4つの分類を行うこととしている。懸念されるのは、大阪府の財政課題が深刻になることで、この基準の適用が厳格化し、結果的に撤去や廃止対象が拡大し、府民への行政サービスの質や量が低下することである。公の施設の管理に指定管理者制度を導入した目的は、民間のノウハウ、活力を生かして府民サービスを向上させ、あわせて経費の節減を図ることである。しかし、施設の老朽化という回避できないハード面の課題をクリアしなければ、指定管理者制度を導入し、当面一定の有効な成果が得られたとしても、将来の問題は解消されていないことになる。

大阪府の財政の今後の見通しが厳しいものとなっている事実を前提とし、公の施設の管理について今後も指定管理者制度を採用するということであれば、住民の福祉の増大のため最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治体の責務から見て、末尾の総括的意見で述べるように、指定管理者制度の運用において、柔軟かつ大胆な改革が望まれていると考えられる。

#### 4 大阪府における指定管理者制度の運用

大阪府における指定管理者制度の運用のあり方を図示すると、次のとおりとなる。

##### (1) 公の施設

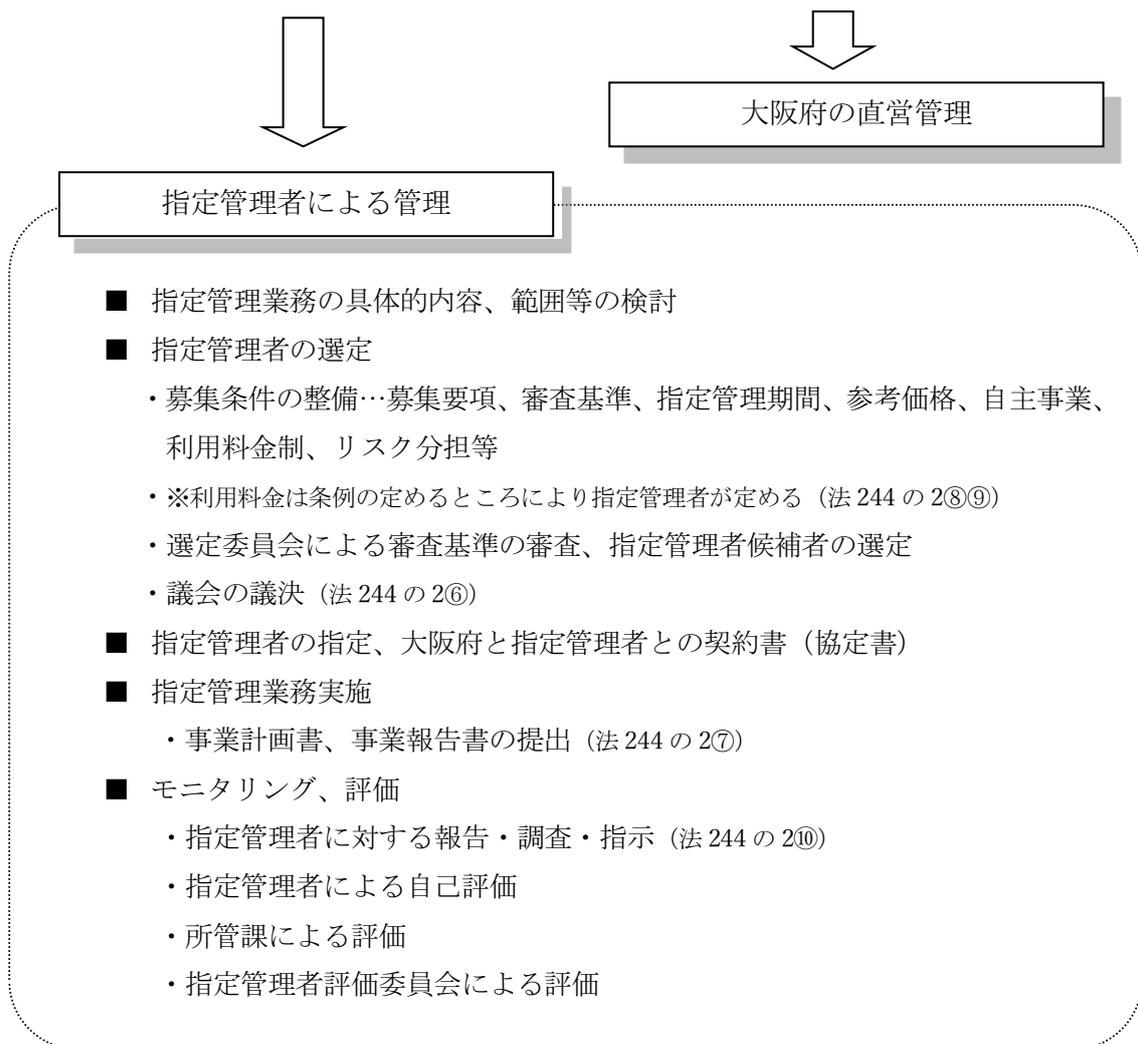


##### (2) 公の施設の設置・管理

###### 公の施設の設置

公の施設の設置及び管理に関する事項について条例で定める（法244の2）。

※法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものは除く。



#### 第4 包括外部監査の結果及び意見

##### 1 各施設についての結果・意見

##### (1) 近つ飛鳥博物館・近つ飛鳥風土記の丘

##### 【施設の概要】

施設名	近つ飛鳥博物館				
所管課	教育庁文化財保護課文化財企画グループ				
条例・規則等	大阪府立博物館条例、大阪府立博物館条例施行規則				
設置目的(条例による)	歴史、民俗等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して府民の利用に供し、もって府民の文化的向上に資する。				
開設年月日	平成6年3月25日(大規模修繕未実施)				
所在地	南河内郡河南町大字東山299				
敷地面積	14,352 m <sup>2</sup> (大阪府所有)				
建物構造	地上2階、地下1階(鉄骨鉄筋コンクリート造)				
延床面積	5,925 m <sup>2</sup> (大阪府所有)				
主な施設	常設展示室(地下907 m <sup>2</sup> 、1階410 m <sup>2</sup> )、特別展示室(269 m <sup>2</sup> )、ホール(170名、230 m <sup>2</sup> )、ハイビジョンコーナー(282 m <sup>2</sup> )など				
建設費	77.03億円				
運営形態	指定管理者による管理 (H18.4~H23.3) 財団法人大阪府文化財センター (H23.4~H28.3) 大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ (構成員は上記2者) (H28.4~H29.3) 同上 (H29.4~H32.3) 同上				
利用者数	平成27年度:124,228人 平成28年度:125,272人				
料金体系	利用料金制(平成18年4月より)				
府費負担(予算)	平成28年度 145,829千円				
指定管理者の収支(平成28年度決算)	(単位:千円)				
	収入	金額	支出	金額	収支
	施設使用料	4,461	給与手当	36,685	
	管理運営委託費	135,366	賃金	30,395	
	自己負担金	2,761	施設管理費	26,292	
	その他	4	その他	49,221	
合計	142,593	合計	142,593	0	
施設の特徴	安藤忠雄氏の設計にかかる建築物である。古墳が群集する近つ飛鳥風土記の丘に隣接している。両施設併せて指定管理者が募集され、平成18年以後、大阪府文化財センター又は同センターが代表となった共同事業体が指定管理者に指定され、				

	両施設を一体として管理している。公共交通機関によるアクセスは極めて不便である。周辺には、本施設以外には集客施設はない。常設展示等は充実しており、企画展なども多数開催されているが、本施設だけで利用者を増加させることには限界があると思われる。
--	---

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

#### 【施設の概要】

施設名	近つ飛鳥風土記の丘
所管課	教育庁文化財保護課文化財企画グループ
条例・規則等	大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例、大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例施行規則
設置目的（条例による）	一須賀古墳群を保存するとともに府民にこれと親しむ場を提供し、もって府民の文化的向上に資する。
開設年月日	昭和 61 年 6 月 1 日
所在地	南河内郡河南町大字東山 299
敷地面積	255,482 m <sup>2</sup> （大阪府所有）
建物構造	管理棟：地上 1 階（鉄筋コンクリート造）、トイレ及び休憩所：いずれも地上 1 階（鉄筋コンクリート造）、第 2 展望台地上 1 階（鉄筋コンクリート造）
延床面積	466 m <sup>2</sup> （大阪府所有）
主な施設	管理棟（415 m <sup>2</sup> ）、トイレ（19 m <sup>2</sup> ）、休憩所（23 m <sup>2</sup> ）、第 2 展望台（9 m <sup>2</sup> ）、駐車場（普通車 30 台）
建設費	0.82 億円
運営形態	指定管理者による管理 (H18.4～H22.3) 財団法人大阪府文化財センター (H23.4～H28.3) 大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ (構成員は上記 2 者) (H28.4～H29.3) 同上 (H29.4～H32.3) 同上
利用者数	平成 27 年度：101,127 人 平成 28 年度：105,023 人
料金体系	無料施設
府費負担（予算）	平成 28 年度 ▲233 千円 (大阪府は、別途、修繕費として 3,336 千円を負担)
指定管理者の収支（平成 28 年度決算）	近つ飛鳥博物館と一体として決算
施設の特徴	近つ飛鳥博物館に隣接した多数の古墳を有する施設である。

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

(注) 近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘は一体として運営されており、本報告においても両施設を纏めて記載した。「近つ飛鳥」という場合は、上記両施設を含んでいる。

【監査の結果 1】 共同事業体の収支報告

対 象 施 設
近つ飛鳥
監査の結果 1
指定管理者は、収支報告において、共同事業体の構成員への支払を委託費名目で一括して記載しているが、そのような記載は改め、構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにした収支報告を行うべきである。
事実関係及び理由
近つ飛鳥は、大阪府文化財センター（代表）と近鉄ビルサービスが共同事業体として指定管理者になっており、近鉄ビルサービスは主に施設の維持管理を担当している。平成 28 年度の指定管理者の収支内訳書によれば、指定管理者は近鉄ビルサービスに委託費として年間約 2629 万円を支払った旨の記載がある。近鉄ビルサービスは多くの維持管理業務を第三者に再委託しており、上記委託費 2629 万円には、近鉄ビルサービスが委託先に支払った実費のほかに近鉄ビルサービスの人件費や利益なども加算された額となっている。 しかし、近鉄ビルサービスは共同事業体の構成員であり、指定管理者から委託費の支払を受ける関係にはない。指定管理者から近鉄ビルサービスに対し委託費名目で一括して支払われることにより、警備、清掃、点検その他施設の維持管理に要した費用の内容や近鉄ビルサービスの人件費、利益額などが見えなくなっている。 指定管理者は、収支報告において、構成団体への支払を委託費名目で一括して記載するのではなく、構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにした収支報告を行うべきである。

【意見 1】 一者応募と公募・非公募の選択

対 象 施 設
近つ飛鳥
意見 1
近つ飛鳥では、指定管理者制度を導入した平成 18 年度以後、4 回の公募を行っているが、いずれも一者応募で、公益財団法人大阪府文化財センター又は同センターが代表者となった共同事業体が指定管理者となっており、実質的には同一の指定管理者が継続している。大阪府では、公募を継続する場合、競争性を発揮する方法及び他の事業者が参入しやすい環境を検討すべきである。また、公募に価値がないと判断するなら、指定管理者によるサービスの維持・向上を促す方策を検討のうえ非公募にすることも検討すべきである。
事実関係及び理由
近つ飛鳥では、平成 18 年度から指定管理が始まったが、応募は一者応募で、かつ大阪府文化財センター又は同センターが代表者となった共同事業体が指定管理者となっており、実質的には同一の指定管理者による管理が継続している。

平成 18 年度～平成 22 年度	(公財) 大阪府文化財センター
平成 23 年度～平成 27 年度	大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ
平成 28 年度	同上
平成 29 年度～平成 31 年度	同上

所管課は、近つ飛鳥は重要文化財公開承認施設であって、専門性をもった職員が必要であるなどの基準があることから、経験のある一者の応募となってもやむをえない、新たに新規参入を促す方策はない、とのことである。そもそも、博物館は、長期的視点で、資料の収集、保存、研究などを行う必要性があり、施設管理以外の部分は、指定管理者制度にはなじまない、との考えもある。

しかし、指定管理者制度を導入して指定管理者を公募する限り、類似施設を管理している団体などにヒアリングを実施するなどして、他の団体の応募の可能性を探るべきである。競争性を確保することにより、応募者は緊張感をもって対応することにならざるを得ず、仮に選定された指定管理者が同一であっても更なるサービスの向上などが望めるからである。

また、所管課が公募につき競争性を確保する工夫を行う意向がないなら、公募には手間と費用がかかり非効率であるので、非公募の採用も検討すべきである。ただし、非公募にする場合には、所管課の事業計画策定への積極的な関与、モニタリングの充実など、指定管理者によるサービスの維持・向上を促す方策を検討することが求められる。

**【監査の結果 2】 管理運營業務契約書の不備**

対 象 施 設
近つ飛鳥
監査の結果 2
大阪府は、管理運營業務契約書の作成に際し、その内容に齟齬がないようにチェックするとともに、当該契約書において引用した別紙を添付するなど、契約書の適正性を確保すべきである。
事実関係及び理由
大阪府と指定管理者が締結した平成 28 年 4 月 1 日付「大阪府立近つ飛鳥博物館及び大阪府立近つ飛鳥風土記の丘 管理運營業務契約書」には、以下の不備がある。
ア 第 20 条が二つ存在 契約書において第 20 条（再委託の禁止等）と第 20 条（甲の解除権）が記載され、第 20 条が二つある。 契約書の条項は慎重にチェックすべきである。
イ 条項の重複 契約書第 18 条第 2 項、第 3 項において、大阪府が指定を取り消した場合の効果を定める。第 18 条第 2 項は、指定取消の効果として第 21 条第 3 項を準用するが、同条項は第 18

条第3項と全く同じ条項であり、重複している。いずれかの規定は不要である。

ウ 別紙等の添付漏れ

上記管理運営業務契約書で引用され、契約書の一部となっている下記書類が契約書に添付されていなかった。また、下記書類を、契約時において、指定管理者に交付したかについても不明であった。

①頭書部分で引用 別記1「管理運営業務の仕様書」

②第9条第3項で引用 備品等を記載した「別記」

③第10条第1項で引用 リスク分担について記載した「別表」

契約書で引用した書類は契約書と一体となったものであり、契約書に添付すべきである。

なお、上記ア、イについては、新たに平成29年4月3日に締結された管理運営業務契約書では訂正されていた。

契約書は当事者間の権利義務関係を規律する重要な書類であり、所管課は契約書の適正性確保には十分な注意を払う必要がある。

【監査の結果3】 施設賠償責任保険の加入義務

対 象 施 設
近つ飛鳥
監査の結果3
大阪府は、次回の指定管理者の募集に際しては、募集要項（又は指定管理者指定要件書）及び管理運営業務契約書において、指定管理者に対し大阪府も被保険者とする施設賠償責任保険への加入義務を定めるべきである。
事実関係及び理由
近つ飛鳥では、指定管理者は、施設の賠償責任保険契約を保険会社と締結しているが、募集要項（又は指定管理者指定要件書）及び管理運営業務契約書においては保険契約の締結は義務付けられておらず、任意に締結していたものであった。また、行政経営課が作成している募集要項及び管理運営業務契約書の準則例でも、施設賠償責任保険契約の締結義務を定めていない。
施設においては、施設に起因して事故が発生し、指定管理者及び大阪府が責任を負う可能性があることから、募集要項（又は指定管理者指定要件書）及び管理運営業務契約書において、指定管理者に対し大阪府も被保険者とする施設賠償責任保険への加入義務を定めるべきである。

【監査の結果4】 事業報告書の記載内容

対 象 施 設
近つ飛鳥

監査の結果 4
<p>指定管理者が提出した平成 28 年度事業報告書には、指定管理者指定要件書で求められている、利用者ニーズへの対応状況、人権研修の実施状況、その他研修の実施状況についての記載がない。指定管理者は指定管理者指定要件書及び管理運営業務契約書に基づいて事業報告書を提出すべきであり、大阪府は指定管理者から提出された事業報告書を確認し、不備があれば、適正な事業報告書の提出を求めるべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 指定管理者指定要件書では、指定管理者は、毎会計年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を大阪府に提出することとなっている。</p> <p>ア 業務の実施状況</p> <p>イ 博物館及び風土記の丘の利用状況</p> <p>ウ 業務にかかる経理の状況</p> <p>エ その他大阪府教育委員会が必要と認める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ニーズ（傾向・分析）への対応状況</li> <li>・人権研修の実施状況</li> <li>・接遇研修や技術研修等、職員の資質向上に資する研修の実施状況</li> </ul> <p>指定管理者が所管課に提出した平成 28 年度の実業報告書には、上記エの記載がなかった。</p> <p>指定管理者は、指定管理者指定要件書に定められた事業報告書を提出する必要がある。</p> <p>2 所管課は、指定管理者から提出された事業報告書の内容を確認し、不備があれば、適正な事業報告書の提出を求め、そのうえで指定管理者の業務内容をモニタリングすべきである。</p>

**【意見 2】 所管課と指定管理者が会議を開催した場合の議事録作成**

対 象 施 設
近つ飛鳥
意見 2
<p>所管課と指定管理者は、毎月 1 回、定期的に指定管理業務につき協議する会議を開催しているが、協議結果につき議事録を作成していない。大阪府は指定管理者との会議を開催した場合には議事録を作成すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>所管課と指定管理者は、毎月 1 回、定期的に指定管理業務につき協議するための会議を開催して、業務内容や施設の修理項目などにつき協議しているが、協議結果につき、所管課も指定管理者も議事録を作成していない。</p> <p>議事録がなければ、後日、協議結果を確認することができない。ついては、協議結果を後</p>

日に確認できるようにするとともに、所管課と指定管理者との間において認識を共通にし、また、各組織においても情報を共有するために、会議を開催した場合は、協議結果につき議事録を作成すべきである。

【監査の結果5】 自主事業の収支報告の義務付け

対 象 施 設
近つ飛鳥
監査の結果5
<p>近つ飛鳥の事業報告では、自主事業につき、一切の報告がされていない。指定管理者は、自主事業の収支を大阪府に報告すべきであり、大阪府は指定管理者に自主事業の報告を求めるべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>近つ飛鳥では、自主事業として、図録の販売やミュージアムグッズを販売しているが、指定管理者は事業報告書にその収支を記載しておらず、大阪府には報告していない。</p> <p>しかし、指定管理者の自主事業収入は、入館料収入（利用料金）とともに管理運営費に繰り入れられ、大阪府が支出する管理運営委託料と併せて施設運営に使用されるべきものである。平成28年度公募の際の指定管理者指定要件書には記載はないが、平成29年度募集要項には、自主事業収入は、入館料収入（利用料金）とともに管理運営費に繰り入れられ、管理運営費に残額が生じた場合は、その用途につき、大阪府と協議するとされている。したがって、管理運営委託料の残額を把握するためには、自主事業の収支の把握が必要である。また、所管課は、自主事業も含めて施設全体の収支状況を把握し、指定管理者の業務につき経費がまかなえているかをチェックすべきであるし、次回以後の指定管理者の募集の参考とすべきである。</p> <p>自主事業収入は、上記のとおり事業報告書には記載がないが、指定管理者が期中で行う自己評価では、自主事業の活性化により収支のバランスの取れた事業をすすめることができたとし、平成28年度では6,781,104円（11月末現在）、平成27年度では12,624,296円（10月末現在）の自主事業収入があったことを自ら評価している。</p> <p>自主事業の収支報告を求めていることに関し、所管課は「施設運営費の財源として、「管理委託費」及び「自主事業収入」を充てることになっているが、自主事業収入額を把握するためには、現行の指定管理者の協力が必要であり、指定管理者へ過重な負担とならないようご協力いただける範囲で対応している」との趣旨の説明をしている。</p> <p>しかし、指定管理者から自主事業の収支の報告がなければ、施設運営費が足りているのか不足しているのかも把握できないし、指定管理委託料が適正であるかも判断できない。指定管理者制度は、公の施設の管理を民間に委ねることにより、住民サービスの向上及び経費の削減を図ることが目的であり、施設運営費が十分なものであるか否かは、大阪府も関心を持つべきものである。</p>

よって、指定管理者は自主事業の収支を事業報告書に記載して大阪府に報告すべきであり、所管課はその報告を求め、本施設における指定管理制度による収支状況を把握すべきである。

**【監査の結果6】 収支報告の正確性の確保（収支の一致について）**

対 象 施 設																											
近つ飛鳥																											
監査の結果6																											
<p>指定管理者は、収支が赤字であるにもかかわらず、収支報告において収支一致との内容で報告している。しかし、指定管理者は収支が赤字の場合は赤字として報告すべきである。また、大阪府は、収支報告を受けた際にその内容を確認し正確な収支報告を求めるべきである。</p>																											
事実関係及び理由																											
<p>近つ飛鳥の指定管理者の収支は、平成24年度、26年度、28年度において赤字であったにもかかわらず、指定管理者は事業報告書における収支報告で、収支が一致した旨の報告を行い、平成24年度、26年度の基本情報においても収支が一致した内容で公表されている。</p> <p>平成28年度事業報告書による収支報告は以下のとおりである。</p> <p>&lt;近つ飛鳥の平成28年度収支&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入項目</th> <th>収入額（円）</th> <th>支出項目</th> <th>支出額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入館料収入</td> <td>4,461,297</td> <td>事業費合計</td> <td>13,301,700</td> </tr> <tr> <td>府管理委託費収入</td> <td>135,366,668</td> <td>事務費</td> <td>129,291,976</td> </tr> <tr> <td>自己負担金</td> <td>2,761,091</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他収入</td> <td>4,620</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入合計</td> <td>142,593,676</td> <td>支出合計</td> <td>142,593,676</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定管理者は、赤字相当額を自己負担金との項目で収入計上し、収支を一致させていた。なお、平成24年度、26年度の基本情報においては、指定管理者の負担額を「その他」収入に計上することにより収支を一致させていた。</p> <p>しかし、指定管理者の収支は、大阪府が公の施設の管理状況を把握するために必要なものであり、正確に報告されるべきである。また、基本情報は府民に対し情報提供を行うことを目的としていることから、その内容は正確なものでなければならない。</p> <p>したがって、指定管理者は、その収支が赤字の場合には、赤字として報告すべきである。また、所管課としては、指定管理者から収支報告が提出された場合、その内容を確認し、指定管理者に正確な報告を求めるべきである。</p>				収入項目	収入額（円）	支出項目	支出額（円）	入館料収入	4,461,297	事業費合計	13,301,700	府管理委託費収入	135,366,668	事務費	129,291,976	自己負担金	2,761,091			その他収入	4,620			収入合計	142,593,676	支出合計	142,593,676
収入項目	収入額（円）	支出項目	支出額（円）																								
入館料収入	4,461,297	事業費合計	13,301,700																								
府管理委託費収入	135,366,668	事務費	129,291,976																								
自己負担金	2,761,091																										
その他収入	4,620																										
収入合計	142,593,676	支出合計	142,593,676																								

**【監査の結果7】 本部経費**

対 象 施 設	
近つ飛鳥	

## 監査の結果 7

大阪府は、指定管理者に対し、その提出する収支報告書において、本部経費の計上の有無及び計上している場合はその額を明記することを求めるとともに、本部経費の計算方法の報告を求め、本部経費の妥当性を検討すべきである。

### 事実関係及び理由

1 指定管理者は、平成 29 年度の指定管理者指定申請書の収支計算書において、本部人件費として「博物館人件費×9%」を計上するとしている。

指定管理者の説明によれば、これは指定管理者の代表者である（公財）大阪府文化財センターが定めている要綱にしたがったものであり、具体的な計算方法は、下記の通りとのことである。

（博物館事業受託に係る事務費に関する要綱）

第 1 条 この要綱は、公益財団法人大阪府文化財センター（以下「センター」という。）が博物館施設の管理運営事業を受託する場合に係る事務的経費について、その算定について定めるものである。

第 2 条 事務費の額は、当該事業に配置した人員の人件費（給与、賃金、報酬、福利厚生費、退職給与引当金）総額の 100 分の 9 とする。ただし、算出した額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（具体的な計算方法）

本部人件費＝博物館人件費×9%

\*博物館人件費＝（正職員、常勤嘱託及び非常勤の給与及び福利厚生費）＋（館長の報酬）＋（定期健康診断費＋胃検診費）

2 指定管理者は、当該施設にかかる経費だけではなく、本部における人件費などが必要である。それを本部経費として、施設の経費に加算することは当然である。本部経費については、各指定管理者の事業内容や体制によって、その算出方法が異なることから、大阪府としてはその内容が不当である認められない限り、指定管理者の算出方法を尊重することが必要であると考えられる。

そして、大阪府が本部経費の相当性を判断する前提として、指定管理者から大阪府にその算出方法が開示され、かつその相当性についての説明がされるべきである。特に、本部経費の算出方法をしばしば変更し、施設の損益の操作に利用されるようなことは許されるべきではない。

3 本施設では、平成 27 年の監査委員監査において、従事本部事務職員の人件費の本施設への配賦につき指摘を受けたことから、平成 28 年度からは総務系役職員 6 名の従事割合により管理費を各事業に配賦する方法に改め、平成 29 年度からは上記要綱を定めたことから上記要綱に従うことにした、とのことである。しかし、平成 28 年度の収支報告書の記載では、本部経費の計上の有無や額は明らかではない。また、所管課において、指定管理者が行った本部経費の算出方法の変更を検討した形跡がない。

所管課としては、本部経費の妥当性を判断するため、指定管理者に対し、その提出する収支報告書において本部経費の計上の有無及び計上している場合はその額を明記することを求めるとともに、本部経費の計算方法の報告を求め、本部経費の妥当性を検討すべきである。

【監査の結果8】法定点検に対する対応

対 象 施 設
近つ飛鳥
監査の結果8
<p>指定管理者は、法定点検において、不良などの指摘を受けた場合は、指摘内容を一覧にして共同事業体間で情報共有を図り、速やかに補修などの対応措置をとるべきである。経過観察などとして速やかに対応措置をとらない場合は、共同事業体としてその旨を判断すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 近つ飛鳥では、法定点検において、以下の通り、不良などの指摘を受けている。</p> <p>(自家用電気工作物点検)</p> <p>平成 27 年度 高圧機器・コンデンサーの更新推奨、電灯回路絶縁不良</p> <p>平成 28 年度 高圧機器・コンデンサーの更新推奨、電灯回路絶縁不良、高圧地絡 継電器不動作</p> <p>(消防設備点検)</p> <p>平成 27 年度 感知器不良、排煙設備不良</p> <p>平成 28 年度 感知器不良、排煙設備不良、誘導灯バッテリー不良</p> <p>自家用電気工作物点検については、「取り替えてください」との指摘を多数受けているが、改修などを行ったのは一部にすぎず、今後の具体的な対応予定についての説明もなかった。また、消防設備点検においては、平成 27 年度の指摘に対しては平成 28 年度に対応し、平成 28 年度の指摘（平成 28 年 12 月点検）については平成 29 年 12 月に対応予定とのことであり、1 年間未対応となっている。</p> <p>なお、指定管理者は、法定点検における指摘事項及び対応状況を一覧にするなどして共同事業体間で情報を共有している状況になかった。</p> <p>2 公の施設の安全性確保は指定管理者にとって重要な業務であり、法定点検における指摘内容及びその対応状況を一覧にして共同事業体間で情報共有を図るべきである。また、法定点検において不良などの指摘を受けた場合は、速やかに改善措置をとるなどの対応をすべきである。もし、経過観察などとして直ちに改善措置をとらない場合は、共同事業体として情報共有を図り、直ちに改善措置をとらないことにつき共同事業体としての判断をすべきである。</p>

【監査の結果 9】 契約締結時における貸与物品の確認

対 象 施 設
近つ飛鳥
監査の結果 9
<p>大阪府は、指定管理者と管理運営業務契約書を締結する際には、貸与物品の存否を確認し、その内容（確認日時、確認者、物品の存否、損傷の有無など）を記録に残すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>管理運営業務契約書には貸与物品の一覧表を添付することとなっている（ただし、平成 28 年度の契約では添付漏れ）。しかし、近つ飛鳥では、同一の指定管理者が継続する場合には、貸与物品の現物は確認していないとのことである。</p> <p>貸与物品の貸与は契約の内容をなすものであり、所管課としては、契約書に添付した貸与物品一覧表に記載された物品が存在するか現物の確認を行うべきである。特に、近つ飛鳥では、平成 18 年度に指定管理者制度を採用して以来、大阪府文化財センター又は同センターを含む共同事業体が一貫して指定管理者となっており、所管課は貸与物品を長期間にわたって確認していないおそれがある。</p> <p>所管課としては、管理運営業務契約書締結時には貸与物品の存在を確認し、その確認内容（確認日時、確認者、物品の存否、損傷の有無など）を記録として残すべきである。</p>

【監査の結果 10】 寄贈品の取り扱い

対 象 施 設
近つ飛鳥
監査の結果 10
<p>大阪府は、寄贈を受けた場合、所定の手続きを行い、寄贈品を管理すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>近つ飛鳥では、車椅子などの寄贈を受けているが、寄贈を受けるための手続きが行われていない。大阪府では、備品の寄附を受けた場合は、「寄附採納による受け入れ」手続きが定められており、近つ飛鳥でも寄附を受けた場合は、その手続きを行うべきである。</p>

【監査の結果 11】 再委託の確認及び暴力団等でないことの誓約書の提出

対 象 施 設
近つ飛鳥
監査の結果 11
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大阪府は、指定管理者が行う再委託を承諾する場合は、再委託業務の内容のほか再委託先、再委託金額等につき情報の提供を求めるべきである。</li> <li>2 指定管理者は、再委託先から暴力団等でないことの誓約書を徴求し、大阪府に提出すべきである。</li> </ol>

事実関係及び理由	
1	<p>管理運営業務契約書第 20 条には以下の定めがある。 (再委託の禁止等)</p> <p>第 20 条 乙は、管理運営業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 乙は、受任者又は下請人が、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例 58 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(注) 甲は大阪府、乙は指定管理者</p>
2	<p>指定管理者は、その業務を第三者に再委託する場合は、所管課の承諾を得る必要があるが、所管課が承諾をするに際し認識しているのは、再委託する業務内容のみであり、再委託先、再委託金額は認識していない。再委託につき所管課の承諾を必要としたのは、所管課において再委託先、再委託金額の妥当性をチェックするためであるが、上記では所管課はチェック機能を果たしていない。承諾をするに際しては、再委託契約書の提出を求め、再委託業務、再委託先、再委託金額等の内容を確認すべきである。</p>
3	<p>指定管理者は、再委託に際し、再委託先から暴力団などでないことの誓約書を徴求し、大阪府に提出する必要があるが、それを徴求していない。指定管理者は、管理運営業務契約書第 20 条第 3 項に従い、再委託先から誓約書を徴求して、大阪府に提出すべきである。</p>

【監査の結果 12】 評価委員会の議事録の公表

対 象 施 設	
近つ飛鳥	
監査の結果 12	
大阪府は、平成 28 年度第 2 回評価委員会の議事録を公表していなかった。評価委員会を開催した場合は、議事録を作成して、必ず公表すべきである。	
事実関係及び理由	
<p>近つ飛鳥では、指定管理者の業務を外部有識者によってモニタリングするために、年 2 回、評価委員会を開催している。1 回目の評価委員会では、①前年度のモニタリング評価等に対する指定管理者の対応、②当年度の指定管理者運営業務評価票の評価項目案及び③今後のスケジュールについて協議し、2 回目の評価委員会では、当年度の指定管理者運営業務の評価を行っている。</p> <p>平成 28 年度の第 2 回評価委員会は、平成 29 年 2 月 17 日に開催され議事録は作成されて</p>	

いたが、当該議事録を公表していなかった。所管課の説明によれば、近つ飛鳥の指定管理期間が平成 28 年度で終了し、評価委員会の委員の任期が終了することから、公表していなかったとのことである。

しかし、評価委員会は地方自治法 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関であり、人事局作成の「附属機関の設置及び運営に関する指針」では、「審議の結果や答申の内容については、附属機関の性質上、秘密性の保持が必要とされるものを除き、幅広く府民に公表するよう努めること。」とされている。評価委員会での議事録は、施設の状況を検討する場合に参考になるものであり、当然、公表すべきである。



	<p>により、にぎわいの創出を目指している。</p> <p>本施設は、指定管理者から大阪府に納付金が支払われている。年間納付金額は140,000千円（2年目以後は142,900千円）＋（年間利益額に一定率を乗じた額）となっている。平成28年度の納付金額は143,305千円である。</p> <p>なお、ネーミングライツが導入され、パートナー企業はエディオン株式会社、施設の愛称はエディオンアリーナ大阪となっている。</p>
--	---

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

【意見3】 一者応募

対 象 施 設
体育会館
意見3
<p>体育会館では、平成22年度及び平成27年度に実施した指定管理者の公募において、応募者はいずれも一者であった。大阪府は、現地説明会に参加した企業にヒアリングするなどして応募者を増やし、競争性のある募集手続にすることを検討されたい。</p>
事実関係及び理由
<p>1 体育会館では、平成18年度から指定管理が始まっているが、これまでの応募状況、選定状況は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度募集（平成18年～平成22年度指定管理） <ul style="list-style-type: none"> <li>応募者 5 団体</li> <li>指定管理者 南海グループ（代表者：南海電気鉄道株式会社、構成団体：南海ビルサービス株式会社）</li> </ul> </li> <li>・平成22年度募集（平成23年度～平成27年度指定管理） <ul style="list-style-type: none"> <li>応募者 1 団体</li> <li>指定管理者 南海ビルサービス株式会社</li> </ul> </li> <li>・平成27年度募集（平成28年度～平成32年度指定管理） <ul style="list-style-type: none"> <li>応募者 1 団体</li> <li>指定管理者 南海ビルサービス・ミズノグループ（代表者：南海ビルサービス株式会社、構成団体：美津濃株式会社）</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、平成27年度募集に際して、現地説明会に参加した企業は8社であった（南海ビルサービス・ミズノグループを除けば5社）。</p> <p>2 平成17年度募集時の応募者数や平成27年度の現地説明会への参加企業数をみると、必ずしも指定管理者にとって魅力のない施設ではないと思われる。</p> <p>但し、平成22年度、27年度募集における応募者は1者であり、かつ実質的には南海ビルサービス株式会社が指定管理者を継続している状態にある。</p>

3 公募においては、複数の事業者から施設の有効かつ効率的な利用につき多様な提案がされることが、利用者サービスの向上にも役立ち、望ましい。

体育会館の場合、平成 27 年度は現地説明会に多数の企業が参加していることから、一者応募であっても、必ずしも公募において競争性が発揮されていないとはいえないが、指定管理者の交代時における引継などに課題が存在する可能性もある。所管課においては、現地説明会への参加企業に対し、新規応募において問題となる可能性がある点（例えば、応募期間、本施設の指定管理についての情報公開の程度、引継など）などについてヒアリングを実施するなどして、新規応募者の参加を促すような募集手続にするようにされたい。

#### 【意見 4】 所管課と指定管理者が会議を開催した場合の議事録作成

対 象 施 設
体育会館
意見 4
所管課と指定管理者は、四半期ごとに指定管理業務につき協議する会議を開催しているが、議事録は作成していない。大阪府は、会議を開催した場合、協議結果につき議事録を作成すべきである。
事実関係及び理由
所管課と指定管理者は、四半期ごとに定期的に指定管理業務につき協議するための会議を開催している。その際、指定管理者は、会議資料として四半期の実績報告及び事業計画を記載した会議用資料を作成し配布しているが、協議結果についての議事録は作成していない。 会議においては、指定管理業務の実績だけではなく施設の修繕など、日常の業務から重要な項目にも協議が及ぶと考えられる。 議事録がなければ、後日、協議内容を確認することができない。については、協議結果を後日に確認できるようにするとともに、所管課と指定管理者との間において認識を共通にし、各組織においても組織として情報を共有するため、会議を開催した場合は、協議結果につき議事録を作成すべきである。

#### 【意見 5】 本部経費

対 象 施 設
体育会館
意見 5
大阪府は、指定管理者に対し、年度報告において本社人件費の明細を求め、その額が指定管理者が応募に際して提出した指定管理者指定申請書で提案した額と同一であることを確認されたい。

事実関係及び理由

1 指定管理者は、平成 27 年の応募に際して大阪府に提出した指定管理者指定申請書の収支計算書において、以下の人件費（年額）を計上している。

1 非常勤 総支配人 統括業務 180 万円

2 非常勤 本社部門 サポート業務 120 万円

指定管理者によれば、上記合計額 300 万円は本社人件費であり、これ以外の本部経費は計上していないとのことである。

2 指定管理者は、平成 28 年度の収支報告において、毎月の人件費を明らかにしているが、本社人件費の額までは記載していない。

人件費は、原則として本施設の業務に従事する者に支払われた実額であるが、上記本社人件費は、本社の人員が本施設の業務に費やした労務に対して一定額を配分した計算上の金額であり、実際に支払われた実額ではない。本施設では、利益が出れば指定管理者が大阪府に納付する金額が加算される方式を採用しており、人件費を含む経費額を正確に把握しておく必要がある。所管課としては、指定管理者に人件費の明細を求め、本社人件費の額が指定申請書の額と同一であることを確認することが必要である。

【意見 6】 会議室等の利用の促進

対 象 施 設

体育会館

意見 6

指定管理者は、体育会館の会議室や多目的ホールの利用率を上げるため、稼働率の低い時間帯につき利用料金額を下げるなどして、稼働率を上げる方法を検討されたい。

事実関係及び理由

1 体育会館の会議室や多目的ホールの利用率は減少している。

(施設の利用率)

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
多目的ホール	44.9%	45.4%	39.7%	39.5%	41.3%
会議室	41.2%	42.2%	38.7%	38.9%	34.8%

2 指定管理者は、空き情報をホームページで提供し、あるいは、稼働率の低い時間帯で自主事業を実施するなど、稼働率の向上に努めているが、本施設は大阪の中心の一つである難波に立地しており、更なる活用が見込まれる。指定管理者は、稼働率の低い時間帯につき利用料金額を下げるなど柔軟に利用料金を調整などして稼働率を上げることを検討されたい。

【意見 7】 暴力団利用者の排除

対 象 施 設
体育会館
意見 7
<p>大阪府は、体育会館における暴力団排除の姿勢を明確にするため、利用申込書に暴力団排除の姿勢をより明確に打ち出す記載を行うことが可能となるように、大阪府立体育会館条例施行規則を改正すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 体育会館の利用については、募集要項において次のとおり優先順位が定められている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 にぎわいづくり             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア プロ興業</li> <li>イ 国際規模の各種大会</li> <li>ウ 展示会・式典・有料行事等</li> </ol> </li> <li>2 全国規模、西日本等規模の各種大会</li> <li>3 当会館の恒常的な行事及び周年行事</li> </ol> <p>上記 1 の優先順位に加え、次の項目を勘案する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 各種行事の知名度、集客性に配慮</li> <li>イ 広く府民が参加できる行事</li> </ol> <p>そのため、本施設では、スポーツ大会だけではなく、プロ興業（プロレス、プロボクシングなど）や展示会、式典、セミナー、ファッションショー、アウトレットなどの利用も多数あり、暴力団に利用される可能性が否定できない。臨海 SC、門真 SC はスポーツ中心の利用であり、その点で体育会館は特別な存在である。</p> <p>2 条例では、体育会館の利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるときは、利用承認をしない（第 2 条第 2 項第 1 号）、また、利用承認を取消することができる（第 3 条第 4 号）と定めている。</p> <p>体育会館を利用するためには、利用申込書（規則第 4 条第 1 項、様式第三号）を指定管理者に提出する必要がある。利用申込書には、利用申込者の団体名、住所、代表者名、利用日時、利用施設、利用目的などのほかに、確認事項として、「<input type="checkbox"/> 暴力団の利益になるような利用ではありません。」との項目にチェックすることとなっている。</p> <p>利用申込書には、上記確認事項に違反した場合の利用の取消についての記載はないが、条例第 3 条 4 号に基づき、利用の承認を取り消すことができる。</p> <p>3 大阪府では、暴力団による不当な行為その他暴力団を利する行為を防止し、府の事務若しくは事業、府の区域における事業活動又は府民の生活に生ずる不当な影響を排除するため、大阪府暴力団排除条例や大阪府暴力団等排除措置要綱等を定め、暴力団排除につき強い姿勢で臨んでいる。また、昨今は、企業などにおいても詳細な契約条項を整備するなどして、暴力団排除に努めているところである。</p>

このような社会情勢のもと、大阪府の公の施設が暴力団の利用に供されないために万全の措置をとることが必要である。

- 4 そのような視点から見た場合、現在の利用申込書の記載では、その表現がやや狭く、より明確な暴力団排除の姿勢を打ち出すべきであると考えられる。

については、暴力団排除の明確な意思を示すため、利用申込書に以下の趣旨の詳細な定めを記載することを検討されたい。

・利用申込書について

確認事項に「暴力団の利益になるような利用ではありません。」のほかに「利用申込者は暴力団及び暴力団員ではありません。」「利用申込者の団体の役員、構成員等には暴力団員はいません。」「利用申込者の団体の運営・経営には暴力団及び暴力団員は関与していません。」「利用に際しては、暴力団員には利用させません。」などを追加し、「確認事項に反した場合は、利用承認を取り消されても異議ありません。」との記載を追加する。

【監査の結果 13】 利用料金を減免する場合の公表など

対 象 施 設
体育会館
監査の結果 13
大阪府立体育会館条例施行規則第 13 条第 3 号では、利用者間の均衡を失しない範囲において、指定管理者が適当と認めるときは、利用料金を免除又は減額できると定められているが、指定管理者は、減免を行う場合は、予め明確な基準を文書で定め、かつ減免の内容をホームページなどにおいて公表すべきである。
事実関係及び理由
1 本施設の利用料金の額は、条例の別表で定める範囲内で、指定管理者が予め大阪府教育委員会の承認を得て定めることができ、承認された場合はその旨が公告される（条例第 11 条第 3 項、第 4 項）。 利用料金の減免は、規則第 13 条において定められている。第 1 号では天災その他緊急事態での利用の場合、第 2 号では障がい者の利用の場合が定められ、第 3 号では、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるときは利用料金を免除又は減額できると定められている。
2 指定管理者は、上記規則を受け「大阪府立体育会館における利用料金の減免に関する取扱基準」を定め、同取扱基準の第 5 項において「その他指定管理者が適当と認めるとき」は「その都度定める額」を減免できると定めている。 そして、上記第 5 項を受けて、指定管理者は、平日利用の促進を図るため、①アマスポーツ以外の団体が、②営利の目的を有しないで、③平日に本番のために利用する場合（例えば、企業の運動会、総会など）は、第 1 競技場では 30%、第 2 競技場では 25%の減額を実施している。アマスポーツ団体の場合は、もともと利用料金が低いことから減額対象と

はしていない。

平成 28 年度において上記減額を受けた利用は 11 件で、減額金額は合計で約 453 万円である。

- 3 指定管理者が、施設の実情に応じて、利用促進を図るために利用料金に柔軟性をもたせて減免を行うことは、推奨されるべきことである。

ただし、減免を行う場合は、施設利用の平等性や公平性を確保するために、予め基準が明確に定められ、それを公表する必要があると考える。本件については、指定管理者は上記減免の基準を文書では定めておらず、また、ホームページなどにおいて公表していない。減免が公表されていないと、たまたま減免措置があることを知っている一部の者のみが減免を利用することになりかねない。また、施設の利用促進の面からみても限定的にならざるを得ない。

- 4 指定管理者は、減免を行う場合は、予め明確な基準を文書で定め、かつ減免の内容をホームページなどにおいて公表すべきである。

#### 【監査の結果 14】 法定点検

対 象 施 設			
体育会館			
監査の結果 14			
指定管理者は、法定点検において、不備、不具合などの指摘を受けた場合は、その不備、不具合の内容及びそれに対する措置の時期、内容、又は措置をしない場合はその理由などを一覧にして組織として情報を共有し、措置すべき事項については速やかに対応すべきである。			
事実関係及び理由			
1 指定管理者は、平成 28 年度の法定点検において、以下の不具合の指摘を受け、これに対する措置状況（平成 29 年 9 月 21 日現在）は、以下の通りである。			
法令	設備	不具合内容	措置状況
建築基準法	躯体	コンクリートひび割れ	経過観察
	窓サッシ等	ハンドルなし	ハンドル発注後交換予定
	屋上周り	モルタル浮き	経過観察
	建築物の壁の室内に面する部分	タイルひび割れ	経過観察
	機械換気設備	排気音異常	経過観察
	中央管理方式の空気調和設備	配管漏水	経過観察
	防火ダンパー等	防火ダンパーエア漏れ	経過観察

消防法	スプリンクラー	シーリングプレートなし (28 か所) 送水口仕切弁発錆 (建物南) スプリンクラーヘッド変形 (2 か所)	プレート購入後順次交換 経過観察 経過観察
	屋外消火栓	呼水槽ボルトナット不良	平成 29 年度交換予定
	避難器具	救助袋標準板破損 (1 か所) 救助袋標準板劣化 (3 か所)	平成 29 年度交換予定 経過観察
	連結送水管	送水口仕切弁腐食 (4 か所)	経過観察
	防排煙	ダンパー不作動 (2 か所) シャッター手動起動装置アクリル板なし (8 か所)	平成 29 年度休館日調査予定 アクリル板発注
	泡消火設備	加圧及び送液配管バルブ部分発錆及び漏水 泡ヘッド変形 (5 か所) 満減水警報用リレー不良	平成 29 年 3 月 27 日実施済み 経過観察 リレー発注後交換予定
電器事業法	主電気室	絶縁不良 ・ 一般電灯低圧盤No.1 L-BIC ・ 一般電灯低圧盤No.2 L-1A L-2A、L-3A 補助リレー不良 ・ No.2 コンデンサ用回路リレー不良 ・ No.3 コンデンサ用回路リレー不良	経過観察 経過観察 平成 29 年度停電作業時に交換予定 同上

2 法定点検で指摘を受けた場合、指定管理者の担当者はその内容及び措置状況を把握しているが、指摘を受けた不具合及び措置状況が一覧になっていない。そのため、組織として情報が共有できておらず、組織として対応方針が決定されているとはいえない状況にある。

3 公の施設、特に多数が一時に来館する体育会館のような施設では、安全が特に重要である。法定点検において不備、不具合が指摘された場合は、その不備、不具合の内容及びそれに対する措置の時期、内容、又は措置しない場合はその理由などを一覧にして組織として情報を共有し、措置すべき事項については速やかな対応すべきである。

【監査の結果 15】 契約締結時における貸与物品の確認

対象施設
体育会館

監査の結果 15
大阪府は、指定管理者と管理運營業務契約書を締結する際には、必ず貸与物品の存否を確認し、その内容（確認時期、確認者、確認内容など）を記録に残すべきである。
事実関係及び理由
大阪府と指定管理者との管理運營業務契約書には貸与物品の一覧表を添付することとなっているが、所管課は、同一の指定管理者が継続したため、契約時に貸与物品の現物は確認していないとのことである。
しかし、貸与物品の貸与は契約の内容をなすものであり、所管課は、当然に現物の確認をすべきである。特に、体育会館では、平成 18 年度に指定管理制度を採用して以来、南海ビルサービス株式会社又は同社が代表者若しくは構成団体となった共同事業体が指定管理者となっており、所管課は貸与物品を長期間にわたって確認していないおそれがある。さらに、所管課は指定管理者が同一であったため、確認しなかったというが、指定管理者は、南海ビルサービス株式会社から共同事業体（南海ビルサービス・ミズノグループ）に代わっており、指定管理者としては同一ではない。
所管課としては、最低限、契約締結時には貸与物品の存在を確認し、その内容（確認時期、確認者、確認内容など）を記録として残すべきである。

**【意見 8】 再委託契約の締結時期**

対 象 施 設
体育会館
意見 8
指定管理者は、新たに指定管理者として指定を受けた場合は、再委託先との間で新たな再委託契約を締結すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 体育会館の指定管理は平成 18 年度から始まったが、指定管理者の指定の経緯は次の通りである。</p> <p>①平成 18 年度～平成 22 年度 南海グループ（代表者：南海電気鉄道株式会社、構成団体：南海ビルサービス株式会社外 1 社）</p> <p>②平成 23 年度～平成 27 年度 南海ビルサービス株式会社</p> <p>③平成 28 年度～平成 32 年度 南海ビルサービス・ミズノグループ（代表者：南海ビルサービス株式会社、構成団体：美津濃株式会社）</p> <p>2 南海ビルサービス株式会社は、上記②の時期は単独で、①③の時期は共同事業体の構成団体又は代表者として指定管理者になっているが、いずれの場合も施設管理は同社が担当し、同社が再委託先と契約を締結している。南海ビルサービス株式会社は、①の時期には共同事業体の代表者から委任を受けて、②の時期には指定管理者として、③の時期には共同事業体の代表者として、再委託契約を締結したものと考えられる。</p>

南海ビルサービス株式会社は、現在、35社の再委託先に業務を委託しているが、上記①及び②の期間に締結した契約が次の通り多数存在する。

- ・上記①の期間中に締結された契約 17 契約
- ・上記②の期間中に締結された契約 13 契約

上記①②の時期に締結された契約には、自動更新条項がある契約も多数存在するが、①②③では、指定管理者そのものが変更されており、①の時期に締結した契約が②③の時期に、②の時期に締結した契約が③の時期に効果を有しているかについては疑義がある。

指定管理者が交代した場合、再委託の契約は、契約条件などを協議し、大阪府の承認を得て、新たに締結しなおすべきである。

**【監査の結果 16】 再委託先からの暴力団等でないことの誓約書の提出**

対 象 施 設
体育会館
監査の結果 16
指定管理者は、再委託先から、暴力団等でないことの誓約書を徴求し、大阪府に提出すべきである。
事実関係及び理由
<p>指定管理者が再委託をする場合には、再委託先から暴力団でないことの誓約書を徴求し、それを所管課に提出することとなっている（管理運営業務契約書第 23 条第 2 項第 5 号）。指定管理者は、35 社に再委託をしているが、誓約書は徴求していないとのことである。</p> <p>指定管理者は契約書に従って、誓約書を徴求し、それを所管課に提出すべきである。</p> <p>なお、所管課は、大阪府では 500 万円未満の契約については、誓約書の徴求が求められていないという。しかし、上記契約書の条項では、500 万円未満の契約を除外していない。仮に、500 万円未満の契約では誓約書の提出が不要であるというなら、条項に明記すべきである。</p>

イ 門真スポーツセンター（東和薬品 RACTAB ドーム）

【施設の概要】

施設名	門真スポーツセンター（東和薬品 RACTAB ドーム）
所管課	教育庁教育振興室保健体育課競技スポーツグループ
条例・規則等	大阪府立門真スポーツセンター条例 大阪府立門真スポーツセンター条例施行規則
設置目的(条例による)	体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、併せて文化的な集会及び催物の場を提供するため。
開設年月日	平成 8 年 6 月 20 日（屋根大規模改修 平成 23～25 年実施）
所在地	門真市三ツ島 3-7-16
敷地面積	45,393 m <sup>2</sup> （大阪府所有）
建物構造	地上 3 階、地下 1 階（鉄筋コンクリート／一部鉄骨造 1）
延床面積	35,906 m <sup>2</sup> （大阪府所有）
主な施設	<p>【メインアリーナ】</p> <p>春・夏期（プール）メインプール 50m×25.5m（10 コース） 飛び込みプール 25m×25m</p> <p>秋季（フロア）競技フロア 3,500 m<sup>2</sup>（最大 84m×44m）</p> <p>冬季（アイススケートリンク）メインリンク 60m×30m、 サブリンク 18m×30m</p> <p>【サブアリーナ】競技フロア 1,540 m<sup>2</sup>（35m×44m）</p> <p>【サブプール】50m×15m（7 コース）</p> <p>【その他】トレーニング室約 500 m<sup>2</sup>、会議室 5 室、多目的ホールなど</p>
建設費	312.15 億円
運営形態	<p>指定管理者による管理</p> <p>(H18.4～H22.3) 施設維持管理；なみはや OGMP 事業体（株式会社オージースポーツほか 2 者）</p> <p>(H22.4～H27.3) スポーツ振興：株式会社オージースポーツ 施設維持管理：なみはや OGMP 事業体（上記に同じ）</p> <p>(H27.4～H31.3) OGMP なみはやドーム共同事業体 (株式会社オージースポーツほか 2 者)</p>
利用者数	平成 27 年度：501,402 人 平成 28 年度：536,197 人
料金体系	利用料金制（平成 12 年 4 月より）
府費負担（予算）	平成 28 年度 225,009 千円 （大阪府は、別途、修繕費として 11,046 千円を負担）

指定管理者の収 支（平成 28 年度 決算）	(単位：千円)				
	収入	金額	支出	金額	収支
	施設使用料	238,072	人件費	186,165	
	管理運営委託費	236,498	水光熱費	110,731	
	自主事業	62,642	委託料	123,374	
	その他	2,195	その他	138,459	
合計	539,408	合計	558,729	▲19,321	

施設の特徴	<p>本施設のメインアリーナは、春夏はプール、秋はフロア（体育館）、冬はアイススケートリンクと、多目的に利用されている。また、メインアリーナのほかに、サブアリーナ、サブプールを有する本格的なスポーツ施設である。全国的・国際的規模の大会が開催できる施設である。</p> <p>ネーミングライツが導入され、パートナー企業は東和薬品株式会社、施設の愛称は東和薬品 RACTAB ドームとなっている。</p>
-------	--

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

**【意見 9】 一者応募**

対 象 施 設
門真 SC
意見 9
<p>門真 SC では、指定管理者の公募に際し一者応募が続いており、また現地説明会に参加する企業も 1 団体であって、競争性に欠けていることから、大阪府は、類似施設の指定管理者などに新規応募につき障害となっている点をヒアリングするなどして、募集要項に反映させるべきある。</p>
事実関係及び理由
<p>1 門真 SC では、平成 18 年度から指定管理が始まっているが、これまでの応募状況、選定状況は次の通りである。</p> <p>①平成 17 年度募集（平成 18 年度～平成 21 年度指定管理）</p> <p style="padding-left: 20px;">応募者 1 団体</p> <p style="padding-left: 40px;">スポーツ振興団体：財団法人大阪府スポーツ教育振興財団</p> <p style="padding-left: 40px;">維持管理団体（指定管理者）：なみはや OGMP 事業体</p> <p style="padding-left: 80px;">構成団体：株式会社オーグースポーツ</p> <p style="padding-left: 80px;">松下ファシリティマネジメント株式会社</p> <p style="padding-left: 80px;">(株)パティネ商会</p> <p style="padding-left: 40px;">* 指定管理は施設の維持管理のみ</p> <p>②平成 21 年度募集（平成 22 年度～平成 26 年度指定管理）</p> <p style="padding-left: 20px;">応募者 1 団体</p>

指定管理者 スポーツ振興団体：株式会社オーゼスポーツ  
維持管理団体：上記なみはや OGMP 事業体と同じ

\*指定管理はスポーツ振興と施設の維持管理だが、指定管理者は別  
③平成 26 年度募集（平成 27 年度～平成 31 年度指定管理）

応募者 1 団体

指定管理者 OGMP なみはやドーム共同事業体

構成団体：株式会社オーゼスポーツ

MID ファシリティマネジメント株式会社

（株）パティネレジャー

\*スポーツ振興と施設の維持管理につき一体として指定管理

平成 17 年度募集時から応募者数は 1 者であり、かつ、株式会社オーゼスポーツが構成員となった共同事業体である。

2 公募においては、複数の事業者から施設の有効かつ効率的な利用につき多様な提案がされることが、利用者サービスの向上にも役立ち、望ましい。

次回公募においては、所管課は、類似の施設の指定管理者になっている者などから事前にヒアリングを行い、門真 SC の指定管理者に新規応募する場合において問題となる点（例えば、応募期間、現在の指定管理についての情報公開の程度、引継など）などについて調査し、その結果を募集条件などに反映されたい。

#### 【監査の結果 17】 事業報告書の記載事項

対 象 施 設
門真 SC
監査の結果 17
指定管理者は、所管課に提出する事業報告書については、管理運営業務契約書において求められている事項を記載すべきである。
事実関係及び理由
1 大阪府が指定管理者と締結した管理運営業務契約書第 10 条第 2 項では、指定管理者が大阪府に提出すべき事業報告書への記載事項が次のとおり定められている。 第 10 条第 2 項 事業報告書には管理運営業務の実施状況（利用者数、施設利用状況、保守点検実施状況等）及び自主事業の実施状況を、収支報告書には管理運営業務及び自主事業の収支状況を、管理体制報告書には組織体制、勤務体制、個人情報保護及び情報公開の実施状況並びに人権研修の実施状況を記載するものとする。
2 指定管理者から提出された平成 29 年 4 月 25 日付「大阪府立門真スポーツセンター管理業務に係る平成 28 年度事業報告について」においては、自主事業の支出報告及び管理体制報告書がなかった。 指定管理者は契約書で定められた事項を記載して報告すべきである。

【意見 10】 会議や調査などを実施した場合の記録化

対 象 施 設
門真 SC
意 見 10
<p>1 大阪府と指定管理者は、毎月 1 回、定期的に指定管理業務につき協議する会議を開催しているが、議事録は作成されていない。大阪府は、会議を開催した場合は、協議結果につき議事録を作成すべきである</p> <p>2 大阪府は、施設を調査し、又は指定管理者の会計関係書類を確認など行っているが、その場合、調査、確認内容等を報告書などの形で記録化すべきである。</p>
事 実 関 係 及 び 理 由
<p>1 所管課と指定管理者は、毎月 1 回、定期的に指定管理業務につき協議するための会議を開催して、業務内容や施設の修理項目などにつき協議しているが、協議結果につき、所管課も指定管理者も議事録を作成していない。</p> <p>会議を実施した場合、議事録がなければ、後日、協議結果を確認することができない。については、協議結果を後日に確認できるようにするとともに、所管課と指定管理者との間において認識を共通にし、また、各組織においても情報を共有するために、会議を開催した場合は、協議結果につき議事録を作成すべきである。</p> <p>2 所管課は、毎月 1 回、担当者が施設を訪問して、主に施設の不具合箇所を調査しているとのことである。ただし、調査結果につき報告書は作成されていない。</p> <p>また、年度末には、担当者が施設を訪問して、会計関係資料（収入については、利用概算書、申込書、領収書控え、振込実績、通帳等、支出については、見積書、発注書、納品書、支出決議書等）を確認しているとのことである。ただし、確認結果については、報告書は作成されていない。</p> <p>所管課内及び所管課と指定管理者との間で、情報を共有し、今後の指定管理事務の改善につなげるためには、調査や確認を行った場合は、その内容（調査者、調査日時、調査内容、調査結果等）を記録化すべきである。</p>

【意見 11】 キャンセル料

対 象 施 設
門真 SC
意 見 11
<p>本施設では、利用料金徴収前に利用の取消しがなされた場合、指定管理者がキャンセル料を徴求しているが、大阪府は、その可否及び法的根拠について検討すべきである。</p>
事 実 関 係 及 び 理 由
<p>1 門真 SC では、利用承認をされた後に、利用申込者が利用を辞退（キャンセル）した場合、以下のキャンセル料を徴求しており、その旨をホームページに公開している。</p>

**【キャンセル料】**

- ① 利用日の 60 日前～30 日前までにキャンセル 施設利用料金の 50%
- ② 利用日の 29 日前～15 日前までにキャンセル 施設利用料金の 80%
- ③ 利用日の 14 日前～当日までにキャンセル 施設利用料金の 100%

2 指定管理者は、利用者からのキャンセルの場合、上記キャンセル料を請求し、利用申込者は窓口で支払うか、銀行振込みにより支払うとのことである。

なお、平成 28 年度のキャンセルは 49 件で、キャンセル料の合計は 667, 414 円であった。

3 利用料金は上限が条例で定められ、指定管理者はその範囲内で大阪府の承認を得て利用料金を定め、その額は公告される（条例第 11 条）。同施行規則では、申込みの取消（キャンセル）の場合は、既に利用料金を徴収していることを前提に、「利用の申込みの取消の時期に応じて指定管理者が適当と認める額」を還付できると定めている（条例 11 条第 5 号、規則第 12 条 2 号）。しかし、条例及び規則上は、利用料金の徴収前のキャンセルの定めがない。

そのため、利用料金支払い前のキャンセルに対し、キャンセル料を徴収する法的根拠が明確ではない。

なお、臨海 SC でも門真 SC と同様の課題があるが、体育会館では利用承認後は利用料金の支払いを受け、還付手続により返還しているとのことである。

**【監査の結果 18】 法定点検**

対 象 施 設
門真 SC
監査の結果 18
指定管理者は、法定点検において、不備、不具合などの指摘を受けた場合は、その内容及びそれに対する措置の時期、内容、又は措置をしない場合はその理由などを一覧にして組織として情報を共有し、措置すべき事項については速やかに対応すべきである。
事実関係及び理由
1 門真 SC においては、消防などの法定点検において、不具合、不良などの指摘を受けた場合、会議において協議するなどして、改善措置を行っているとのことであるが、法定点検において指摘された事項を、一覧表にして把握するなどはしていなかった。
2 門真 SC は多数の利用者らが来場する施設であり、安全性が極めて重要である。 法定点検において不具合が指摘された場合は、その不具合の内容を一覧にして指定管理者において情報共有し、かつ、改善処理の時期や方策、特に先送りする場合にそのリスクや問題点などを組織として検討し、できるだけ速やかな対応をすべきである。

【監査の結果 19】 貸与物品の確認の記録化及び備品ラベルの貼付

対 象 施 設
門真 SC
監査の結果 19
<p>1 大阪府は、指定管理者と管理運營業務契約書を締結する際には、必ず貸与物品の存否を確認し、その内容を記録に残すべきである。</p> <p>2 大阪府は、大阪府所有の備品に大阪府所定の備品ラベルが貼付されていない場合は、所定の備品ラベルを貼付すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 指定管理者との管理運營業務契約書には貸与物品の一覧表を添付することとなっているが、所管課は、平成 27 年度については同一の指定管理者が継続したため、貸与物品の現物を確認していないとのことである。</p> <p>しかし、貸与物品の貸与は契約の内容をなすものであり、所管課としては、当然に現物の確認をすべきである。特に、門真 SC では、平成 18 年度に指定管理制度を採用して以来、オージースポーツ株式会社が共同事業体の中心メンバーとなっており、所管課は貸与物品を長期間にわたって確認していないおそれがある。</p> <p>所管課としては、最低限、契約締結時には貸与物品の存在を確認し、それを記録として残すべきである。</p> <p>2 貸与物品については、大阪府所定の備品ラベルが貼付されていないものもある。所管課は、大阪府所有の備品に備品ラベルが貼付されていない場合は、所定の備品ラベルを貼付すべきである。</p>

【意見 12】 指定管理者の貸与物品の確認

対 象 施 設
門真 SC
意見 12
<p>大阪府は、指定管理者への貸与物品が多種、大量に存する施設については、貸与物品の管理及び確認方法を検討されたい。</p>
事実関係及び理由
<p>1 門真 SC には、多種かつ大量の貸与物品が存在し、指定管理者はそれらを貸与物品一覧表により管理をしている。</p> <p>貸与物品には、大阪府の分類でいう備品（10 万円以上）、重要物品（100 万円以上）及び消耗分（10 万円未満）が存在する。例えば、消耗品としては仮設椅子 2000 個、フロアゴム 4330 個、ポータブルフロア 3504 個などがあり、確認には相当な時間と手間が必要である。</p>

指定管理者は、3月、9月に貸与物品につき大阪府への報告を義務付けられている。担当者は、報告前に主な物品については相当の時間をかけて確認をしているが、椅子など細かいものまでは確認ができていないものもある、とのことである。

2 貸与物品の管理としては、その全てを確認して年2回報告することが適正な物品管理としてはのぞまれるが、費用対効果も考慮する必要がある。

例えば、大量の貸与物品が存在する施設については、指定管理者による確認報告は年1回とし、確認に際してはチェック表を作成して確認の確実性を確保する、大量の貸与物品については確認方法を簡略化するなど、実態に合致した内容とするよう検討されたい。

### 【意見 13】再委託契約の締結時期

対 象 施 設
門真 SC
意 見 13
指定管理者は、公募により新たに指定管理者となった場合は、再委託契約については新たな契約を締結すべきである。
事 実 関 係 及 び 理 由
<p>1 門真 SC では、平成 18 年度から指定管理が始まっている。平成 18 年度、平成 22 年度、平成 27 年度に新たな指定管理者が選定されているが、いずれもオージースポーツ株式会社を中心とする共同事業体である。</p> <p>現在の指定管理において、指定管理者が第三者に再委託を行っている業務は 83 あるが、そのうち、大部分の再委託契約は現在の指定管理期間より前に締結されており、平成 18 年に締結された再委託契約も相当数存在する。</p> <p>共同事業体は、指定管理者として指定される毎に組成されるものであり、共同事業体の構成団体が同じであっても、共同事業体としては異なる団体である。</p> <p>上記契約書のうち多くの契約には自動更新条項があるが、指定管理者そのものが変更され契約当事者が異なる契約書であり、現在も有効であるかについては、疑義がある。</p> <p>指定管理者が交代した場合は、再委託の契約は、新たに締結しなおすべきである。</p>

ウ 臨海スポーツセンター

【施設の概要】

施設名	臨海スポーツセンター				
所管課	教育庁教育振興室保健体育課競技スポーツグループ				
条例・規則等	大阪府立臨海スポーツセンター条例 大阪府立臨海スポーツセンター条例施行規則				
設置目的(条例による)	府民の保健体育及びスポーツ並びに健全で文化的な集会の用に供するため				
開設年月日	昭和47年6月(昭和59年4月大阪府企業局から教育委員会へ移管。平成27年度耐震改修)				
所在地	高石市高師浜丁6-1				
敷地面積	25,695 m <sup>2</sup> (大阪府所有)				
建物構造	地上2階、地下1階 RC造(一部SRC造、屋根鉄骨造)				
延床面積	12,381 m <sup>2</sup> (大阪府所有)				
主な施設	第1体育室(1,555 m <sup>2</sup> )、第2体育室(1,088 m <sup>2</sup> )、アイススケート場(1,593 m <sup>2</sup> )、会議室(大)定員120名、(小)定員25名 など				
建設費	13.59億円				
運営形態	指定管理者による管理 (H18.4~H23.3) 南海グループ(構成団体:南海電気鉄道株式会社、南海ビルサービス株式会社) (H23.4~H28.3) 南海ビルサービス株式会社 (H28.4~H32.3) ミズノ・南海ビルサービスグループ(構成団体:美津濃株式会社、南海ビルサービス株式会社)				
利用者数	平成27年度:194,541人 平成28年度:200,424人				
料金体系	利用料金制(平成12年12月25日より)				
府費負担(予算)	平成28年度 ▲16,795千円(府の負担はない) (大阪府は、別途、修繕費として533千円を負担)				
指定管理者の収支(平成28年度決算)	(単位:千円)				
	収入	金額	支出	金額	収支
	施設使用料	130,781	人件費	62,714	
	自主事業収入	46,853	部門間接費	17,059	
	その他	20,751	その他	141,016	
	合計	198,385	合計	220,789	▲22,404
施設の特徴	常設のスケートリンクが設置されている大阪府内では稀有な施設である。監査のため、平日の午後に訪問したが、相当数のスケートリンク利用者がいた。入口付近にミズノのショップがあり、華やいだ雰囲気をつくっているが、施設は老朽化し				

	<p>ており、体育館などには冷暖房設備がなく、シャワーも一部のみが温水になっているだけであって、天井が一部破れたままとなっていた。</p> <p>平成 23 年 3 月の東日本大震災後、未耐震施設である本施設のあり方が検討された。平成 24 年、府民の理解を得るために、予定される改修費 3 億円のうち半分が府以外から集められれば、府としても対応するとの方針が示され、匿名寄附（1.3 億円）等により募金額が 1.5 億円を超えた。これにより、耐震化（約 1.1 億円）及び当面、施設を維持するための最低限の改修（約 1.9 億円）を行うこととなり、耐震化は完了し、平成 30 年度にはアイススケートリンクの改修が予定されている。なお、上記以外の大規模修繕は行わない方針とのことである。</p> <p>本施設は、指定管理者から大阪府に納付金が支払われている。年間納付金額は 1300 万円＋（年間利益額に一定率を乗じた額）となっている。平成 28 年度の納付金額は 1300 万円である。</p>
--	--

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

【意見 14】一者応募

対 象 施 設
臨海 SC
意 見 14
<p>臨海 SC では、指定管理者の公募に際し一者応募が続いており、また現地説明会に参加する企業も 1 団体であって、競争性に欠けていることから、大阪府は、類似施設の指定管理者などに新規応募につき障害となっている点をヒアリングなどして、募集要項に反映させるべきある。</p>
事 実 関 係 及 び 理 由
<p>1 臨海 SC では、平成 18 年度から指定管理が始まっているが、これまでの応募状況、選定状況は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年度募集（平成 18 年～平成 22 年度指定管理） <ul style="list-style-type: none"> <li>応募者 2 団体</li> <li>指定管理者 南海グループ（代表者：南海電気鉄道株式会社、構成団体：南海ビルサービス株式会社）</li> </ul> </li> <li>・平成 22 年度募集（平成 23 年度～平成 27 年度指定管理） <ul style="list-style-type: none"> <li>応募者 1 団体</li> <li>指定管理者 南海ビルサービス株式会社</li> </ul> </li> <li>・平成 27 年度募集（平成 28 年度～平成 32 年度指定管理） <ul style="list-style-type: none"> <li>応募者 1 団体</li> <li>指定管理者 ミズノ・南海ビルサービスグループ（代表者：美津濃株式会社、構成団体：南海ビルサービス株式会社）</li> </ul> </li> </ul>

なお、平成 27 年度募集に際して、現地説明会に参加した企業はミズノ・南海ビルサービスグループのみであった。

2 平成 17 年度募集時の応募者数こそ 2 社であったが、平成 22 年度及び平成 27 年度の募集では応募者は 1 団体である。平成 27 年度の現地説明会の参加者も指定管理者となったミズノ・南海ビルサービスグループのみであり、新規に指定管理者になろうとする者にとって魅力のある施設でない可能性がある。

3 公募においては、複数の事業者から施設の有効かつ効率的な利用につき多様な提案がされることが、利用者サービスの向上にも役立ち、望ましい。

次回公募においては、所管課は、類似の施設の指定管理者になっている者などから事前にヒアリングを行い、臨海 SC の指定管理者に新規応募する場合において問題になる可能性がある点（例えば、応募期間、現在の指定管理についての情報公開の程度、引継、納付金額など）について調査し、その結果を募集条件などに反映されたい。

#### 【意見 15】納付金の参考価格

対 象 施 設		
臨海 SC		
意見 15		
大阪府は、指定管理者の公募時の納付金の参考価格を定める際、施設の実情を反映した適正な価格とするよう検討されたい。		
事実関係及び理由		
1 臨海 SC と体育会館においては平成 27 年に指定管理者の公募が実施された。募集要件として指定管理者は大阪府に納付金を支払うこととされており、両施設の納付金の参考価格、応募者の提案価格、平成 28 年度の実際の納付金額及び収支実績は以下のとおりであった。		
	臨海 SC	体育会館
納付金の参考価格	年額 13,000 千円	年額 137,000 千円
応募者の提案価格	1 年目 13,000 千円 (2 年目以後も同額)	1 年目 140,000 千円 (2 年目以後は 142,900 千円)
平成 28 年度の納付金額	13,000 千円	143,305 千円
平成 28 年度の収支（納付金 控除後の収支）	▲22,403 千円	5,723 千円
(注) ①5 年間の納付金の提案価格の合計が参考価格×5 年の金額を下回る場合は審査対象外 ②各年度で利益が生じた場合、一定割合を納付金に加算。 ③審査基準における納付金に対する配点（価格点）は 100 点満点のうち 50 点。その計算方法は以下のとおりである。 得点=50 点×（提案額/提案額のうちの最高額）		

両施設における上記納付金の参考価格はいずれも、過去4年分の指定管理者の収支実績に消費税の増額などを加味した金額の平均値をもとに算出されたものである。

- 2 両施設の応募者は現指定管理者1者のみであるが、納付金の提案価格は臨海SCで参考価格と同額、これに対し、体育会館では参考価格を超える金額であった。

また、平成28年度の収支決算については、臨海SCは赤字であったが、体育会館は黒字で、提案価格を超える金額を納付金として支払っている。

- 3 応募時の審査における価格点は50点と比重が高い。当該施設において納付金の参考価格を超える収益を上げることができると判断される場合は、他の応募者との競争上、応募者は参考価格を超える納付金額を提案することになる。体育会館はそのような施設であったと推測される。また、現に、指定管理1年目の平成28年度の収支決算においては、提案価格を超える収益を計上している。

他方、臨海SCは、一者応募で、かつ納付金額の提案が参考価格である1300万円にとどまっており、民間事業者にとって1300万円以上の収益を上げることが困難な施設と判断されたのではないかと推測される。また、平成28年度の収支決算は、納付金1300万円を支払った後は約2200万円の赤字となっている。

- 4 施設における適正な収支を予想することは難しく、大阪府が納付金の参考価格の算出にあたり、当該施設の過去の実績を参考とすることはやむを得ない面はあるが、施設の実情に十分に配慮して決定すべきであると考えられる。

本施設は、相当老朽化した施設である。今後、アイススケートリンクの改修が予定されているが、現時点では、一見して相当に古びた印象を与える施設である。体育館（二つ）及びトレーニングルームにはエアコンがなく、シャワーも水道水（冷水）であった（一部につき、現指定管理者により温水化された）。天井も一部破れた箇所があるなど、利用者にとって魅力的な施設とはいえない。

公の施設として利用していくためには、大規模修繕とはいかないまでも、利用者目線にたった施設や設備の最低限のリニューアルが必要であると考えられる。このような施設の場合、納付金の参考価格を決定する際に、リニューアルが実施されていない過去の収支実績を参考にするのでは不十分である。新たな指定管理開始後の最低限の施設・設備のリニューアル費用などの支出も含めて、納付金の額を検討することが必要である。

#### 【意見16】 調査などを実施した場合の記録化

対 象 施 設
臨海SC
意見16
大阪府は、施設を調査し、又は指定管理者の会計関係書類の確認などを行っているが、その場合、調査、確認内容等を報告書などの形で記録化すべきである。

事実関係及び理由
<p>所管課は、毎月1回、担当者が施設を訪問して、主に施設の不具合箇所を調査しているとのことである。ただし、調査結果につき報告書は作成されていない。</p> <p>また、年度末には、担当者が施設を訪問して、会計関係資料（収入については、利用概算書、申込書、領収書控え、振込実績、通帳等、支出については、見積書、発注書、納品書、支出決議書等）を確認しているとのことである。ただし、確認結果については、報告書は作成されていない。</p> <p>所管課内及び所管課と指定管理者との間で、情報を共有し、今後の指定管理事務の改善につなげるために、調査や確認を行った場合は、その内容（調査者、調査日時、調査内容、調査結果等）を記録化すべきである。</p>

【意見17】本部経費

対 象 施 設
臨海 SC
意見 17
<p>大阪府は、指定管理者から本部経費の算出方法につき説明を受け、その妥当性を検討すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 指定管理者は、平成28年度の決算として、部門間接費として17,059,998円を費用計上し、収支は次の通りである。</p> <p style="margin-left: 40px;">収入 198,385,913円（うち、利用料金＝130,780,795円）</p> <p style="margin-left: 40px;">支出 220,789,604円（うち、部門間接費＝17,059,998円）</p> <p style="margin-left: 40px;">収支 ▲ 22,403,691円</p> <p>指定管理者の説明によれば、部門間接費は、利用料金収入×13%で計上しているとのことである。また、部門間接費には、本社管理機能費（支払い・振込・内部監査・各運営・人事・運営応援など）と納付金が含まれているとのことである。</p> <p>したがって、本社管理機能費（本部経費）は、部門間接費から納付金1300万円を控除した4,059,998円となる</p> <p>2 指定管理者は、当該施設にかかる経費だけではなく、本部における人件費などが必要である。それを本部経費として、施設の経費に加算することは当然である。本部経費については、各指定管理者の事業内容や体制によって、その算出方法が異なることから、大阪府としては、その内容が不当でない限り、指定管理者の算出方法を尊重することが必要であると考えられる。</p> <p>そして、大阪府が本部経費の相当性を判断する前提として、指定管理者からその算出方法が大阪府に開示され、かつその相当性についての説明がされるべきである。特に、本部経費の算出方法をしばしば変更し、施設の損益の操作に利用されるようなことは許される</p>

べきではない。

- 3 本施設では、所管課において、本部経費の算出方法を確認し、その妥当性を検討した形跡がない。所管課は、指定管理者から本部経費の算出方法につき説明を受け、その妥当性を検討すべきである。

#### 【意見 18】 キャンセル料

対 象 施 設
臨海 SC
意見 18
本施設では、利用料金徴収前に利用の取消しがなされた場合、指定管理者がキャンセル料を徴求しているが、大阪府は、その可否及び法的根拠について検討すべきである。
事実関係及び理由
1 臨海 SC では、利用承認をされた後に、利用申込者が利用を辞退（キャンセル）した場合、以下のキャンセル料を徴求しており、その旨をホームページにも公開している。 【キャンセル料】 ① 利用日より 1 か月前にキャンセル 規定利用料の 50% ② 利用日より 15 日前にキャンセル 規定利用料の 80% ③ ②以後にキャンセル 規定利用料の 100%
2 ホームページの表示によれば、キャンセルの場合、「大阪府立臨海スポーツセンターにおける利用料の還付に関する基準」に基づき、申込者は利用料を一旦は納付し、その後にキャンセル料相当額を控除した残額の還付手続をとることになる。 しかし、実際には、キャンセル料相当額を窓口で支払うか、銀行振込みにより支払うとのことである。 なお、平成 28 年度のキャンセルは 16 件で、キャンセル料の合計は 288,659 円であった。
3 利用料金は上限が条例で定められ、指定管理者はその範囲内で大阪府の承認を得て利用料金を定め、その額は公示される（条例第 11 条）。規則では、申込みの取消（キャンセル）の場合は、既に利用料金を徴収していることを前提に、「利用の申込みの取消の時期に応じて指定管理者が適当と認める額」を還付できると定めている（条例 11 条第 5 号、規則第 12 条 2 号）。しかし、条例及び規則上は、利用料金の徴収前のキャンセルの定めがない。 そのため、臨海 SC では、ホームページでは、一旦は利用料金を全額支払わせ、そのうえでキャンセル料を控除した金額を還付すると表記しているが、実際には、全額を請求することはなく、キャンセル料相当額を支払ってもらっている。利用料金支払い前のキャンセルに対し、キャンセル料を徴収する法的根拠が明確でない。 なお、門真 SC でも同様の問題があるが、体育会館では利用承認後は利用料金の支払いを受け、還付手続により返還しているとのことである。

【監査の結果 20】 法定点検

対 象 施 設
臨海 SC
監査の結果 20
<p>指定管理者は、法定点検において、不備、不具合などの指摘を受けた場合は、その不備、不具合の内容及びそれに対する措置の時期、内容、又は措置をしない場合はその理由などを一覧にして組織として情報を共有し、措置すべき事項については速やかに対応すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 消防法に基づく法定点検</p> <p>指定管理者は、消防法に基づく平成 28 年 6 月 16 日の法定点検において下記（１）の不具合の指摘を受けたが、同年 12 月 15 日の法定点検までに改善措置を講じていなかったため、下記（２）の通り同年 6 月 16 日の指摘と全く同じ指摘を受けるとともに、さら追加の指摘を受けた。なお、指定管理者は、平成 28 年 12 月 16 日以後に一部につき改善の処置を行ったが、一部については経過観察中又は検討中である。</p> <p>（１）平成 28 年 6 月 16 日法定点検における指摘</p> <p>ア 屋内消火栓設備・屋外消火栓設備、共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①消火水槽 給水バルブ閉状態</li> <li>②ポンプメインバルブ グランド部 少量漏水</li> <li>③ポンプ呼水槽減水、消火水槽満水及び減水信号出ず</li> <li>④ポンプ呼水槽ドレイン配管 腐食</li> </ul> <p>イ 自動火災報知設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①未警戒 2 か所</li> <li>②用途変更による未警戒 2 か所</li> <li>③煙感知器 感度不良 1 か所</li> <li>④発信機ベル 音量不足 1 か所</li> </ul> <p>ウ ガス漏れ火災警報設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ガス漏れ受信機にガス漏れ警報信号出ず 2 か所</li> </ul> <p>エ 誘導灯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①避難障害 5 か所</li> <li>②バッテリー不良 2 か所</li> </ul> <p>（２）平成 28 年 12 月 15 日法定点検における指摘</p> <p>ア 屋内消火栓設備・屋外消火栓設備、共通事項</p> <p>上記（１）ア①～④の指摘と同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ポンプ呼水槽下部ピンホールより少量漏水</li> </ul>

イ 自動火災報知設備

上記（１）イ①～④の指摘に同じ

⑤発信機 視認及び操作障害 3か所

ウ ガス漏れ火災警報設備

上記（１）ウ①の指摘に同じ

②ガス漏れ検知器 有効期限切れ 3か所

エ 誘導灯

①避難障害 上記（１）エ①の5か所の指摘に加え、1か所の指摘が追加

②バッテリー不良 上記（１）エ②の2か所の指摘に加え、2か所の指摘が追加

2 水道法に基づく簡易専用水道の法定点検

指定管理者は、水道法に基づく簡易専用水道の法定点検を平成28年12月19日に受け、以下につき不適との指摘を受けているが、平成27年5月28日に実施された法定点検でも全く同様の指摘を受けている。なお、指定管理者によれば、下記の一部については平成29年11月に実施予定であり、一部については高額な費用を要するため今後修繕を行う方向で調整中とのことである。

①マンホールの状態 1件

②オーバーフロー管の状態 3件

③通気管の状態 3件

3 法定点検において、不具合などが指摘されても、上記1、2記載のとおり速やかな対応が行われていない。また、不具合の内容が一覧で分かるようになっておらず、設備関係を担当している南海ビルサービス株式会社の担当者は認識していても、美津濃株式会社を含む共同事業体としての指定管理者において組織的な情報共有は行われておらず、また、組織として対応方針が決定されているとはいえない状況にある。

4 臨海SCのように多数の来場者がある体育施設では安全性の確保が極めて重要である。法定点検において不具合が指摘された場合は、その不具合の内容を一覧にして指定管理者において情報共有し、かつ、改善処理の時期や方策、特に先送りする場合にそのリスクや問題点などを組織として検討し、できるだけ速やかな対応をすべきである。

【監査の結果21】貸与物品の確認の記録化及び備品ラベルの貼付

対象施設
臨海SC
監査の結果21
1 大阪府では、指定管理者との管理運営業務契約書締結時及び指定管理者が毎年3月と9月の貸与物品の保管状況にかかる報告書を提出する前に貸与物品の現物確認を行っているとのことであるが、貸与物品の現物確認を行った場合は、その内容（確認日時、確認者、確認内容など）を書面で記録化すべきである。

2 大阪府は、現物確認を行った際に、大阪府所有の備品に備品ラベルが貼付されていない又は判読できない備品ラベルが貼付されている場合は、所定の備品ラベルを貼付すべきである。
事実関係及び理由
1 所管課は、平成 28 年度に指定管理者と管理運営業務契約書を締結するに際し、貸与物品につき、リストに基づき、現物を確認したが、確認した旨の報告書などは作成していないとのことである。 また、指定管理者は毎年 3 月と 9 月に貸与物品の保管状況を書面で所管課に報告することとなっており、その報告書提出の約 1 か月前に所管課の施設担当者が指定管理者の総支配人又は支配人と貸与物品の現物確認を行っているが、確認を行った報告書は作成していないとのことである。 所管課において貸与物品の現物確認を行った場合は、確認を行った担当者名、確認日時、確認内容などを書面で記録化すべきである。
2 臨海 SC では、一部、備品ラベルが貼付されていない備品が存在した。所管課は、現物確認を行った際に、大阪府所有の備品に備品ラベルが貼付されていない又は判読できない備品ラベルが貼付されている場合は、所定の備品ラベルを貼付すべきである。

【監査の結果 22】再委託契約の締結時期

対 象 施 設
臨海 SC
監査の結果 22
指定管理者は、新たに指定管理者となった場合は、再委託契約については新たな契約を締結すべきである。
事実関係及び理由
1 臨海 SC では、平成 18 年度から指定管理が始まっているが、これまでの指定管理者の選定状況は次の通りである。 ①平成 18 年度～平成 22 年度 南海グループ（代表者：南海電気鉄道株式会社、構成団体：南海ビルサービス株式会社） ②平成 23 年度～平成 27 年度 南海ビルサービス株式会社 ③平成 28 年度～平成 32 年度 ミズノ・南海ビルサービスグループ（代表者：美津濃株式会社、構成団体：南海ビルサービス株式会社）
2 南海ビルサービス株式会社は、上記②の時期は単独で、①③の時期は共同事業体の構成団体として指定管理者になっているが、いずれの場合も施設管理は同社が担当し、同社が再委託先と契約を締結している。 再委託業務は 11 業務であるが、そのうち提出された 5 件の再委託の契約書の締結日は、平成 13 年、平成 14 年、平成 24 年が各 1 件、平成 25 年が 2 件となっており、いずれも現

在の共同事業体として締結したものではない。平成 13 年及び平成 14 年に締結した契約は、そもそも指定管理開始以前に締結されたものである。

上記契約書にはいずれも自動更新条項があるが、指定管理者そのものが変更されるなど契約当事者が異なっており、現在も有効であるかについては、疑義がある。

指定管理者が交代した場合は、再委託の契約は、新たに締結しなおすべきである。

エ 3 施設共通（体育会館、門真 SC、臨海 SC）

【監査の結果 23】 募集要項の内容についての適切性の確保

対 象 施 設
体育会館、門真 SC、臨海 SC
監査の結果 23
大阪府は、募集要項において、申請者の資格として「民法上の公益法人」を記載しているが、民法上の公益法人は制度として存在しないため、削除すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 公の施設の募集要項については、行政経営課が準則例を作成して、所管課に示しており、所管課は上記準則例を参考にして、当該施設の募集要項を定めている。</p> <p>2 今般監査した教育庁教育振興室保健体育課の所管する体育会館、臨海 SC、門真 SC の募集要項においては、以下の記載の誤りがあった。</p> <p style="padding-left: 2em;">【募集要項の申請者の資格に関する記載】</p> <p style="padding-left: 2em;">「次の要件を満たす会社法上の会社、<u>民法上の公益法人</u>、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（NPO 法人）・・・（以下省略）・・・」</p> <p>体育会館及び臨海 SC は平成 27 年に、門真 SC は平成 26 年に実施された公募の募集要項である。しかし、平成 20 年 12 月から「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が施行されており、平成 26 年、27 年には、「民法上の公益法人」は存在していない。募集資格の記載が誤っている。</p> <p>3 募集要項は、管理運営業務契約書の内容となるものであり、法令と齟齬がない内容にすべきである。</p>

【意見 19】 開館日、開館時間に関する民間による柔軟な運営

対 象 施 設
体育会館・門真 SC、臨海 SC
意見 19
大阪府は、民間による柔軟な運営をさせるため、臨時に、閉館日を開館日とすること、開館時間を早めること、閉館時間を延長することについては、大阪府の承認を不要とし、「指定管理者が相当と認めるとき」は行うことができるとの規則改正を検討されたい。
事実関係及び理由
<p>1 体育会館、門真 SC、臨海 SC では、各規則において休館日（臨海 SC では休所日）、開館時間（臨海 SC では開所時間）を次のとおり定めている。</p> <p style="padding-left: 2em;">・休館日（又は休所日）</p> <p style="padding-left: 2em;">体育会館は毎月第 1 火曜日、門真 SC は毎月第 2 火曜日、臨海 SC は毎週木曜日、及び 3 施設ともに 12 月 29 日から 1 月 3 日。ただし、大阪府の承認を受けたときは、</p>

<p>臨時に開館又は閉館できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開館時間（又は開所時間） <ul style="list-style-type: none"> <li>3 施設ともに午前9時から午後9時まで。ただし、大阪府の承認を受けたときは、臨時に変更することができる。</li> </ul> </li> </ul> <p>2 指定管理者は、規則で定められた開館日、開館時間を臨時に変更するには、事前に大阪府に申請書を提出して大阪府の承諾を得る必要がある。</p> <p>しかし、民間のノウハウを使って利用者サービスの向上を図るという指定管理者制度の趣旨からみて、開館日や開館時間を臨時に変更するにつき、大阪府の事前承認を必要とすることは硬直的にすぎる。指定管理者においても、指定管理者の判断で、開館日や開館時間を臨時に変更できることにはメリットがあるとの回答がある。</p> <p>所管課は、指定管理者の都合で、休館日を増やしたり、開館時間を短縮したりすれば利用者の不利益になるという。しかし、休館日に臨時に開館したり、開館時間を臨時に延長したりすることは、利用者サービスの向上につながるものである。当然、近隣との関係については配慮が必要であるが、それについては現場で業務を行う指定管理者に委ねても問題ないと考える。</p> <p>3 したがって休館日を臨時に開館日とすること、開館時間を早め、あるいは閉館時間を延長することについては、大阪府の承諾を不要とし、「指定管理者が相当と認めるときは」できると、規則を改正することを検討されたい。</p>
--

【意見 20】 利用申込日に関する規則の改正及び周知

対 象 施 設
体育会館、門真 SC、臨海 SC
監査の結果 20
<p>1 体育会館、臨海 SC 及び門真 SC の利用申込みは、各規則上は、利用日の 2 か月前までを原則とし、特別の理由があると認めるときはこの限りではない、とされている（各規則第 4 条第 1 項）。しかし、各施設では支障が生じない限り 2 か月前までの申込みでなくても利用承認を行っており、規則と実務には齟齬が生じている。大阪府は規則を実務に合わせるように改正すべきである。</p> <p>2 体育会館及び門真 SC では、2 か月前までの申込みでなくても利用承認をしていることにつきホームページ上で公開していない。体育会館及び門真 SC の指定管理者は上記取扱いをホームページにおいて公開すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 規則と実情とのかい離</p> <p>(1) 体育会館、門真 SC、臨海 SC の各規則では、利用の承認申請は、利用日の 2 か月前までに利用申込書を提出することによって行う、ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときはこの限りではない、と定めている（各規則第 4 条第 1 項）。</p>

(2) しかし、上記各施設では、利用者の便宜と利用率を上げるため、2 か月前までの利用申込みでなくても、利用を受け付けている。

・ 体育会館

体育施設については、1 か月前までの申込みであれば、利用申込みを承認している。また、会議室については、直前の利用申込みであっても、承認している。体育施設も会議室についても、ホームページ上に空き状況を掲示しているが、2 か月前までの申込みでなくても利用承認をしていることはホームページに表示していない。

・ 門真 SC

体育施設、会議室ともにホームページ上に空き状況を掲示し、2 か月前までの利用申込みでなくても、利用を承認している。ただし、2 か月前までの利用申込みでなくても利用を承認していることはホームページに表示していない。

・ 臨海 SC

体育施設、会議室ともにホームページ上に空き状況を掲示し、2 か月前までの利用申込みでなくても、利用を承認している。また、ホームページにおいて、「空きがあれば当日でも予約可能ですので、まずはお電話にてお問合せ下さい。」との表示をしている。

2 大阪府に対し（規則の改正）

上記のとおり、体育会館、門真 SC、臨海 SC の 3 施設は、いずれも利用日の 2 か月前までの申込みではなく、かつ特別な事情があると認められるときでなくても、利用承認を行っている。

施設の積極的な活用及び利用者の便宜を考慮するなら、利用日の 2 か月前までの利用申込みに限定する必要なく、例外的取扱いを特別の理由があると認めるときに限定する理由もない。

上記 3 施設が、団体利用の早期申し込みを促すために、2 か月前までの申込みを原則としつつ、2 か月前でない場合の申込みにも柔軟に対応していることは評価されるべきであり、規則を実務に合わせるように以下の趣旨に改正すべきである

（改正後の条項）

第四条 条例第 2 条第 1 項の承認の申請は、利用日の 2 月前までに利用申込書（様式第三号）を提出することにより行わなければならない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

3 体育会館及び門真 SC の指定管理者に対し（ホームページ上での表示）

体育会館及び門真 SC については、利用日の 2 か月前までの利用申込みにも対応しているが、ホームページではその取扱いを表示していない。しかし、この取扱いは、利用に関する基本的な取扱いであり、利用者の公平・平等な利用を確保するために、臨海 SC のようにホームページ上に記載し、周知を図るべきである。

【意見 21】 評価委員会の活性化

対 象 施 設
体育会館、臨海 SC、門真 SC
意見 21
大阪府は、年 2 回開催されている大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会において、委員からの積極的かつ有意義な発言を促す工夫をすべきである。
事実関係及び理由
<p>1 所管課では、大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会規則に基づき、体育会館、門真 SC、臨海 SC 及び漕艇センター（同センターは今回の監査対象外）の 4 施設につき、一つの評価委員会を設け、指定管理業務の実施状況等に関する評価について調査審議するため、年 2 回の会議を開催している。委員は外部者 5 名である。</p> <p>年度の第 1 回目の会議では、主に当年度の指定管理者の評価方法について協議し、第 2 回目の会議では主に指定管理者の評価及び指摘、提言について協議している。</p> <p>議事録によれば、委員の発言内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度第 1 回 質疑 1 件</li> <li>・平成 27 年度第 2 回 体育会館：質疑なし、臨海 SC：質疑なし、門真 SC：質疑 2 件、漕艇センター：質疑なし</li> <li>・平成 28 年度第 1 回 質疑 1 件</li> <li>・平成 28 年度第 2 回 体育会館：質疑 2 件、臨海 SC：質疑 2 件、門真 SC：質疑 1 件、漕艇センター：質疑 11 件</li> </ul> <p>平成 28 年度第 2 回会議では、漕艇センターについては多くの質疑がされているが、それ以外では活発な議論がされているとはいえない状況である。</p> <p>2 評価委員会は、指定管理業務の実施状況等に関する評価につき外部有識者の視点をいれて、利用者サービスの向上及び効率的な運営を図るためのものであるが、委員にとっては日常的には関与していない業務であり、かつ時間的な制約もあって、委員が専門知識や豊富な社会経験を有していたとしても、有意義な意見を述べることは容易ではない。また、大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会は、4 つの体育施設の評価を対象としており、1 回で 4 施設全部の評価を行うことも容易ではない。</p> <p>上記評価委員会の審議内容では、評価委員会の形骸化が危惧される。所管課（事務局）は、委員会前に各委員に事前説明に訪問するなどの工夫をしているが、以下の点などを考慮して、委員が有意義な意見を述べることができるよう更なる工夫をされたい。</p> <p>① 配布する参考資料の内容及び量</p> <p>委員は、委員会当日に大量に資料を配布されてもそれを読み込み、検討する時間はない。事前に配布されても同様である。そもそも、委員の報酬は、日額 9,800 円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定め、支給は出席日数に応じるとされている（大阪府附属機関条例第 3 条第 1 項、第 2 項）。委員が委員会に出</p>

席した日数は報酬に算定されるが、資料の事前検討に時間を費やしても報酬の対象とはされていない。

上記を前提とすると、所管課は、資料を配布する場合には、その資料の配付とともに、資料の内容を要約した当該施設の課題が一見してわかる書類を準備し、提供すべきである。

② 課題の提示

委員は外部者であり、当該施設の課題を、配布される資料や施設に関する全般的な説明から把握することは容易ではない。委員から有意義な意見を引き出すためには、所管課が委員とともによりよき施設を作っていくという姿勢で、自ら認識している課題を積極的に提示するとともに、ポイントを絞って説明し、それにつき委員の意見を聞くというような工夫が必要である。

【監査の結果 24】 評価委員会の議事録における出席委員、欠席委員の氏名の明示

対 象 施 設
体育会館、臨海 SC、門真 SC
監査の結果 24
大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会の議事録には、出席委員、欠席委員の氏名が明示されていないが、大阪府は議事録を作成する場合、出席委員、欠席委員の氏名を明示すべきである。
事実関係及び理由
体育会館、臨海 SC、門真 SC 及び漕艇センターの所管は、教育長教育振興室保健体育課であり、モニタリングのための評価委員会は、大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会として、4 施設合同で開催される。 平成 27 年度、平成 28 年度の大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会の議事録には、委員の出席状況として、以下の記載はあるが、氏名の明示がない。 <ul style="list-style-type: none"><li>・平成 27 年度第 1 回 出席委員 4 名</li><li>・平成 27 年度第 2 回 出席委員 4 名、欠席委員 1 名</li><li>・平成 28 年度第 1 回 出席委員 5 名</li><li>・平成 28 年度第 2 回 出席委員 5 名</li></ul> 評価委員会は、附属機関として開催されているものであり、議事録には出席委員、欠席委員の氏名を明示すべきである。

オ 2 施設共通（体育会館、臨海 SC）

【監査の結果 25】 開館時間の臨時変更に関する規則の改訂

対 象 施 設
体育会館、臨海 SC
監査の結果 25
大阪府立体育会館条例施行規則第 2 条第 1 項及び臨海センタースポーツセンター条例施行規則第 2 条 1 項ただし書の「特別の理由があると認めるときは、」との文言は不要であり、大阪府はこれを削除すべきである。
事実関係及び理由
<p>大阪府立体育会館条例施行規則第 2 条第 1 項は下記の通りとなっている。臨海センタースポーツセンター条例施行規則第 2 条 1 項も、「会館」が「センター」、「開館時間」が「開所時間」となっている点は異なるが、その余は全く同じ定めとなっている。</p> <p>第二条 会館の開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、<u>条例第四条第一項</u>に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、<u>特別の理由があると認めるときは、</u>開館時間を臨時に変更することができる。</p> <p>上記のただし書は、文章としての整合性がない。開館時間（又は開所時間）を臨時的に変更するにつき、大阪府教育委員会の承認のほかに、さらに「特別の理由があると認める」との要件を付加する必要はない。門真 SC においては、指定管理者は大阪府教育委員会の承認を受ければ、開館時間を臨時に変更できるとしており、「特別の理由があると認めるときは」を条件とはしていない。</p> <p>以上から、規則第 2 条第 1 項ただし書の「特別の理由があると認めるは、」は不要であり、これを削除すべきである。</p>

(3) 少年自然の家

【施設の概要】

施設名	少年自然の家				
所管課	教育庁市町村教育室地域教育振興課社会教育グループ				
条例・規則等	大阪府立少年自然の家条例、大阪府立少年自然の家条例施行規則				
設置目的(条例による)	学校教育と連携して、自然の中での宿泊を伴う団体生活及び野外生活を通じて心身ともに健全な児童・生徒の育成を図る				
開設年月日	昭和 60 年 6 月 1 日 (平成 6 年度研修棟増設)				
所在地	貝塚市木積字秋山長尾 3350				
敷地面積	255,093 m <sup>2</sup> (大阪府所有)				
建物構造	地上 2 階、一部地下 1 階建 (鉄筋コンクリート)				
延床面積	9,071 m <sup>2</sup> (大阪府所有)				
主な施設	宿泊棟 400 人 宿泊室 (8 人) × 50 室、テント 200 人、研修室 3、体育館 1、野外炊飯場、キャンプファイヤー場他				
建設費	23.98 億円 (平成 6 年度研修棟増設 0.87 億円)				
運営形態	指定管理者による管理 (H18.4~H23.3) 財団法人大阪ユースホステル協会 (H23.4~H28.3) 少年自然の家共同事業体 (財団法人大阪ユースホステル協会・財団法人大阪府青少年活動財団) (H28.4~H38.3) 少年自然の家共同事業体 (公益財団法人大阪ユースホステル協会・一般財団法人大阪府青少年活動財団)				
利用者数	平成 27 年度 : 99,721 人 平成 28 年度 : 96,622 人				
料金体系	利用料金制 (平成 12 年 4 月より)				
府費負担 (予算)	平成 28 年度 57,685 千円 (大阪府は、別途、修繕費として 39,610 千円を負担)				
指定管理者の収支(平成 28 年度決算)	(単位 : 千円)				
	収入	金額	支出	金額	収支
	施設使用料	49,712	施設維持費	58,766	
	管理運営委託費	57,401	人件費	98,734	
	その他	122,129	納付金 (予定額)	956	
			その他	69,829	
	合計	229,242	合計	228,285	957
施設の特徴	公共交通機関を利用して本施設に行くためには、水間鉄道の水間駅から、1~2 時間に 1 本程度のコミュニティバスを利用するしかなく、アクセスが悪い。周辺には、コンビニエンスストアなども無いが、その分、大阪府という都会でありながら、自				

	<p>然を体感できる施設となっている。</p> <p>従前の利用者は、主に、小中学校の林間学校であったが、これだけでは冬季の利用が見込めないため、所管課及び指定管理者は、閑散期における利用者の増加を目指している。平成 28 年度からの指定管理者の選定に際しては、閑散期における利用者を増加させるため、指定管理者による設備投資を義務付ける代わりに、指定期間を通常よりも長期の 10 年とすることで、指定管理者による投下資本の回収の機会を与えている。本施設のような公募要件は、大阪府の他の施設には見られず、所管課による工夫が窺えた。</p> <p>本施設では利用料金制を導入しているが、利用料金の設定の仕方に特徴があり、「日帰り」「宿泊」の利用によって利用料金が発生する。「日帰り」や「宿泊」の利用料金さえ支払えば、体育館、バーベキュー場、キャンプファイヤー場等を利用すること自体の利用料金は発生しない。</p> <p>指定管理者制度の導入後から現在まで、公益財団法人大阪ユースホステル協会、又は同団体が構成員となった共同事業体が、指定管理者として指定されている。</p>
--	--

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

**【監査の結果 26】 基本情報の正確性**

対 象 施 設
少年自然の家
監査の結果 26
大阪府は、基本情報において正確な情報を提供すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 基本情報の「大阪府の予算」欄には、大阪府の収入、支出を正確に記載すべきであるが、平成 28 年度の基本情報では、「大阪府の予算」欄に記載すべき「森林保険、職員旅費 29 万円」が記載されていなかった。</p> <p>2 基本情報では、指定管理者の収支が記載されるが、指定管理者の食堂部門の収入が、「自主事業収入」に記載されていた。</p> <p style="padding-left: 2em;">しかし、食堂の運営は指定管理業務であり、自主事業収入に記載すべきではなく、指定管理者の「その他」収入に記載されるべきである。</p> <p>3 基本情報は、公の施設における大阪府の収支、指定管理者の収支を開示することによって大阪府民に情報提供し、公の施設の運営状況につき府民の理解を得るためのものである。したがって、情報開示する内容については、正確性を期すべきである。</p>

**【監査の結果 27】 管理運営業務契約書に添付すべき貸与物品リストの添付漏れ**

対 象 施 設
少年自然の家

監査の結果 27
大阪府は、管理運営業務契約書に添付すべき書類を添付し、適正な管理運営業務契約書を作成すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 管理運営業務契約書第 12 条第 1 項では、次のとおり定められている。</p> <p>「共同事業体は、管理運営業務の遂行に必要な備品、用具、機器、装置、材料等を自己の費用と責任で備えなければならない。ただし、別紙 5 として本契約に添付される「貸与物品リスト」に記載された貸与物品（以下「貸与物品」という。）に限り、大阪府は共同事業体に無償で貸与するものとする。」</p> <p>2 別紙 5 貸与物品リストとして、本来であれば「宿泊棟」「厨房」「前処理室」の貸与物品リストが添付されなければならない。しかし、管理運営業務契約書には、「宿泊棟」「食堂」の貸与物品リストは添付されていたが、「前処理室」の貸与物品リストは添付されていなかった。</p> <p>所管課は、管理運営業務契約書に添付すべき書類を添付し、適正な管理運営業務契約書を作成すべきである。</p>

【監査の結果 28】 事業報告書の提出時期

対 象 施 設
少年自然の家
監査の結果 28
指定管理者は、管理運営業務契約書に定められた事業報告書の提出期限を遵守すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 指定管理者は、毎事業年度終了後 30 日以内に、事業実績と管理体制を記載した事業報告書を提出しなければならない（管理運営業務契約書第 11 条第 1 項）</p> <p>2 平成 28 年度の事業実績及び管理体制が記載された事業報告書は、平成 29 年 6 月 30 日に提出されていた。</p> <p>所管課は、指定管理者から提出された事業実績及び管理体制を記載した報告書により、前年度の指定管理者の業務内容をモニタリングすることができる。そのため、毎事業年度終了後 30 日以内にその提出を求めているのであり、指定管理者は、管理運営業務契約書に定められた事業報告書の提出期限を遵守すべきである。</p>

【監査の結果 29】 自主事業該当性の判断、事業計画書及び事業報告書の記載内容

対 象 施 設
少年自然の家

## 監査の結果 29

- 1 指定管理者は、自主事業に該当する事業を整理した上で、自主事業の収支を正確に把握すべきである。
- 2 指定管理者は、管理運営業務契約書によって定められた事業区分に従い、事業計画書及び事業報告書を作成すべきである。

## 事実関係及び理由

- 1 募集要項には、「自主事業に要する経費に、府が支払う委託料をあてることはできません。」と記載されているが、指定管理者において、自主事業の収支を正確に把握しておかなければ、自主事業に要する経費に管理運営委託料を充てていないかを自ら確認して、大阪府に報告することができない。そのため、指定管理者が、自主事業の収支を正確に把握することが必要である。
- 2 募集要項によれば、自主事業とは、施設の設置目的に応じた自主プログラム、及び、施設の設置目的を損なわない範囲で行う自主的な収益事業を指す。例えば、「おとなのえんそく」「森のコン活」といったイベントは自主事業に分類される。  
しかし、指定管理者には、「おとなのえんそく」「森のコン活」といったイベントが自主事業に分類されるという認識が無かったため（指定管理業務に分類されると認識していたとのこと）、指定管理者は、これらの自主事業の収支について把握していなかった。  
指定管理者は、自主事業に該当する事業を整理した上で、自主事業の収支を正確に把握し、大阪府に報告する必要がある。
- 3 指定管理者には、管理運営業務と自主事業を区分けして、収支計画書及び収支報告書を作成することが求められる（管理運営業務契約書第6条第2項、第11条第2項）。  
しかし、収支計画書中の収入計画書では、「宿泊部門総収入」「食堂部門総収入」「管理運営委託費」という区分けがされ、支出計画書では、「宿泊部門総支出」「食堂部門総支出」という区分けがされていた。同様に、収支報告書中の収入報告書では、「宿泊等部門」「食堂等部門」「府管理運営委託料」という区分けがされ、支出報告書では、「宿泊部門総支出」「食堂部門総支出」という区分けがされていた。  
上記区分は、管理運営業務報告書が求める「管理運営業務」（＝宿泊部門＋食堂部門）と「自主事業」という区分とは異なる。  
指定管理業務の内容及び収支を把握し、検証するためには、指定管理業務（管理運営業務）と自主事業とが区分されて、収支計画が立てられて、事業報告がされることが必要である。指定管理者が、管理運営業務を、宿泊部門と食堂部門に細分化して収支計画書や収支報告書を作成すること自体は問題ないが、自主事業を別に分けて収支計画書や収支報告書を作成すべきである。

【意見 22】 本部経費の明確化

対 象 施 設
少年自然の家
意見 22
<p>指定管理者は、本部経費の金額、本部経費の計算方法及び本部経費を収支報告書のどの費目に計上したのか等が明らかとなるよう収支報告書を作成すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>指定管理者からのヒアリングによれば、本部事務局の人件費の 30%を、指定管理者の「事業費用」中の「人件費」の費目に含めて、収支報告書を作成しているとのことであった。指定管理者の本部事務局の人件費が発生することは当然であり、指定管理者が予め適切な基準を定めているのであれば、当該基準に基づき、指定管理をしている施設の経費に本部経費を上乗せするという処理自体は問題がない。</p> <p>しかし、収支報告書には、指定管理者の「事業費用」中の「人件費」の費目に本部事務局の人件費の 30%が含まれていることや、本部事務局の人件費の総額から本施設に負担させる本部経費をどのように算出しているかなどの記載はされていなかった。</p> <p>指定管理者は、収支報告書のどの費目に、どのような計算によって本部経費を計上しているかを明らかにする収支報告書を作成すべきである。</p>

【意見 23】 民間による柔軟な運営

対 象 施 設
少年自然の家
意見 23
<p>大阪府と指定管理者は、条例によって「日帰り」「宿泊」という利用形態の区分がされている場合であっても、協議により、「日帰り」「宿泊」の時間を季節に応じて柔軟に変更し、利用者サービスの向上を図ることを検討すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 本施設では利用料金制が導入されており、「日帰り」と「宿泊」という利用形態の区分により、利用料金が定められている（条例第 12 条第 3 項、別表）。 もともと、条例や募集要項では、「日帰り」や「宿泊」は何時から何時までを指すかについての定めは無い。</p> <p>2 現行では、「日帰り」が午前 10 時から午後 5 時まで、「宿泊」が午後 3 時から翌日午後 3 時まで、として運用されている。指定管理者によれば、「日帰り」の利用者の利用時間が 1 時間でも伸びてしまうと「宿泊」料金が発生してしまうため柔軟に対応しにくいとのことであった。</p> <p>3 利用時間が 1 時間伸びた場合の追加の延長料金を設定するためには、条例改正が必要である。しかし、「日帰り」や「宿泊」の時間は条例には定められておらず、所管課と指定管</p>

理者との協議によって柔軟に決定することが可能であると考えられる。

指定管理者による利用者サービスの向上という観点からは、日没時間が遅い夏季（例えば5月から9月まで）に限っては、「日帰り」の時間を午後7時までにするなどの工夫をすることを検討されたい。なお、そのような取扱は、ホームページで速やかに公表などすれば、公平性を害することもない。

#### 【監査の結果 30】 貸与物品管理（指定管理期間終了時の確認）

対 象 施 設
少年自然の家
監査の結果 30
従前の指定管理者と同一の指定管理者が選定された場合であっても、従前の指定管理期間の終了に際しては、指定管理者と大阪府の双方が立ち会いのもとで、貸与物品のチェックをして、その結果を記載した報告書を作成すべきである。
事実関係及び理由
1 指定管理者には、契約が終了した時は、貸与物品を大阪府の指定する日までに大阪府の指定する方法で返還することが求められている（管理運営業務契約書第12条第6項）。 2 少年自然の家の指定管理期間は、平成28年3月31日に一旦終了し、同年4月1日から新たな指定管理期間が開始している。平成28年3月31日までの指定管理者と、平成28年4月1日からの指定管理者は、同一の共同事業体である。 指定管理者は、平成28年3月31日までの指定管理期間の終了に際し、次期の指定管理者が同一であることを理由として、貸与物品を大阪府に返還する手続をとっていない。また、所管課も、貸与物品の引継をする手続をとっていない。 前期と次期の指定管理者が同一であった場合、貸与物品を物理的に返還することまで要求すると業務量が増えて、経済効率性に反する。しかし、指定管理期間が終了するに際しては、少なくとも、指定管理者と所管課の双方が立ち会いのもと、貸与物品のチェックをして、そのチェック内容につき報告書を作成すべきである。

#### 【意見 24】 貸与物品管理（確認方法）

対 象 施 設
少年自然の家
意見 24
指定管理者は、貸与物品の有無をチェックする際は、物品の有無確認欄がある備品一覧表を用いるべきである。
事実関係及び理由
1 指定管理者は、各年度9月末日及び3月末日における貸与物品の保管状況を大阪府に書面により報告しなければならない（管理運営業務契約書第12条第2項）。

2 指定管理者が、貸与物品の保管状況を大阪府に報告するために9月末日と3月末日に提出する書面では、備品等一覧表の右側に、貸与物品の有無確認欄を設けるとともに、備品の所在場所を併記している。その上で、貸与物品の有無確認欄にチェックマークを入れて、保管状況を報告する形式をとっている。

3 平成28年9月末日に提出された書面では、宿泊棟の備品等一覧表には、物品の有無確認欄が無く、チェックもされていなかったが、食堂の備品等一覧表には、備品の有無確認欄があり、チェックがされていた。

平成29年3月末日に提出された書面では、宿泊棟の備品等一覧表には、物品の有無確認欄があり、チェックがされていたが、食堂の備品等一覧表には、物品の有無確認欄が無く、チェックもされていなかった。

指定管理者によれば、毎年度9月末日と3月末日に、宿泊棟及び食堂の双方の物品をチェックしているとのことであるため、チェックした記録を残すためにも、チェックの際には、宿泊棟及び食堂のいずれの貸与物品に対しても、物品の有無確認欄がある備品等一覧表を用いるべきである。

**【監査の結果31】 領収書管理**

対 象 施 設
少年自然の家
監査の結果31
<p>指定管理者は、連番が付された手書きの領収書の束を使用する際には、ページを空けて使用すべきではない。また、連番が付された領収書が、ページを空けて使用されているのを発見した場合は、連番を修正すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 指定管理者は、束になった連番が付された手書きの領収書を使っているものの、金庫内には、領収書を連続して使用せずに、10枚ほど空けたあとのページから使用を再開している領収書の束があった。</p> <p>2 平成24年度の財政的援助団体等監査では、「少年自然の家で発行している手書領収書について、連番管理が行われておらず、使用状況について上席者の確認も行われていなかった。」との指摘がなされていた。</p> <p>3 指定管理者は、領収書について、束になった連番が付された手書きの領収書を使用する以上、ページを空けて使用すべきではない。また、ページを空けて使用されている領収書を発見した場合は、連番を修正すべきである。</p>

**【意見25】 再委託における主要な業務**

対 象 施 設
少年自然の家

意見 25

大阪府は、当該施設における主要な業務がどのような業務を指すのかについて、あらかじめ所管課としての見解を指定管理者に対して示した上で、指定管理者と共通認識を持つべきである。

事実関係及び理由

1 管理運営業務契約書第 24 条第 1 項では、業務の再委託について次のとおり定めており、「主たる管理運営業務」であるか否かにより、大阪府の承諾の要否が異なる。

「共同事業体は、主たる管理運営業務を他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ大阪府の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」

そのため、行政経営課の作成する「指定管理者制度 Q&A」（平成 28 年 6 月）では、「具体的にどのような業務が主要な業務にあたるのかについては、施設により異なりますので、施設所管課においてきちんと整理をした上で、指定管理者へ示しておく必要があります。」とし、また同じく行政経営課の作成する「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」（平成 28 年 4 月）に定められた募集要項の準則例では、主要な部分の記載例が掲載されている。

2 しかし、少年自然の家の募集要項等では、指定管理者に対して「主たる管理運営業務」とは何であるかが明示されていなかった。

所管課と指定管理者において、主要な業務の認識が異なるような事態があっては問題であるため、所管課は、指定管理者に対して、主要な業務とは何であるかについて、所管課としての見解を示した上で、指定管理者と共通認識を持つべきである。

【監査の結果 32】 人権研修の実施の有無

対 象 施 設

少年自然の家

監査の結果 32

指定管理者は、事業計画書に全従業員に対する人権研修を行うことを記載しているから、これを遵守すべきである。

事実関係及び理由

指定管理者は、事業計画書において、パートタイマー・アルバイトを含む全従業員に対して、人権研修を実施すると記載している。

しかし、平成 28 年度における実際の人権研修は、正職員は全て受講したものの、一部のパートやアルバイト従業員は受講していなかった。

事業計画書は、指定管理者の大阪府に対する約束であり、全従業員に対する人権研修を実施すると事業計画書に記載している以上、これを遵守すべきである。

【監査の結果 33】 人権研修以外の研修の実施の有無

対 象 施 設
少年自然の家
監査の結果 33
指定管理者は、指定申請書に、防災研修、AED・心肺蘇生法講習を実施することを記載しており、これらの講習を実施すべきである。
事実関係及び理由
指定管理者は、指定申請書において、危機管理マニュアルの実効性を高めるために、防災研修、AED・心肺蘇生法講習を実施すると記載している。 しかし、平成 28 年度において、防災研修、AED・心肺蘇生法講習は実施されていなかった。 指定申請書は、指定管理者の大阪府に対する指定申請時の約束であり、指定管理者は、指定申請書に、防災研修、AED・心肺蘇生法講習を実施することを記載している以上、これらの講習を実施すべきである。

【監査の結果 34】 評価委員会の議事録管理

対 象 施 設
少年自然の家
監査の結果 34
大阪府は、評価委員会において欠席委員がいる場合、出席した委員の氏名、欠席した委員の氏名を評価委員会議事録に記載すべきである。
事実関係及び理由
平成 28 年度第 2 回評価委員会では、議事録上の出席委員が 3 名とされているが、議事録には、出席委員及び欠席委員の氏名が記載されていない。また、別紙の委員名簿では 5 名の委員の氏名が記載されているものの、別紙の委員名簿を見ても、出席委員や欠席委員がどの委員であるかはわからない。 大阪府は、評価委員会において欠席委員がいる場合は、出席した委員の氏名、欠席した委員の氏名を評価委員会議事録に記載すべきである。

(4) 中央図書館

【施設の概要】

施設名	中央図書館				
所管課	教育庁市町村教育室地域教育振興課社会教育グループ				
条例・規則等	大阪府立図書館条例、大阪府立図書館処務規則、大阪府立図書館処務規程、大阪府立図書館条例施行規則				
設置目的(条例による)	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する(条例に設置目的の定めなし。図書館法第2条に基づく。)				
開設年月日	平成8年5月10日(大規模改修:平成21年度実施)				
所在地	東大阪市荒本北1-2-1				
敷地面積	18,500 m <sup>2</sup> (大阪府所有)				
建物構造	地上4階、地下2階(鉄骨鉄筋コンクリート造)				
延床面積	30,770 m <sup>2</sup> (大阪府所有)				
主な施設	書庫(6,524 m <sup>2</sup> )、閲覧室863席(7,145 m <sup>2</sup> )、ホール380席(1,568 m <sup>2</sup> )、国際児童文学館(311 m <sup>2</sup> )、大会議室72席(163 m <sup>2</sup> )、駐車場(5,098 m <sup>2</sup> )等				
建設費	191.00億円				
運営形態	府直営及び指定管理者による管理 (H27.4~H32.3)長谷工・大阪共立・TRCグループ(構成員は上記3社)				
利用者数	平成27年度:608,484人 平成28年度:564,969人				
料金体系	利用料金制(平成27年4月より)				
府費負担(予算)	平成28年度 1,173,956千円				
指定管理者の収支(平成28年度決算)	(単位:千円)				
	収入	金額	支出	金額	収支
	施設使用料	23,191	施設維持費	134,424	
	管理運営委託費	182,000	人件費	57,400	
	自主事業	13,764	その他	29,556	
	合計	218,955	合計	221,380	▲2,425
施設の特徴	<p>本施設は、近鉄けいはんな線荒本駅(地下鉄中央線から直通)から徒歩6分の場所に位置している。平成8年に開設されたものの、平成21年度に大規模修繕が実施されているため、図書館の建物は新しい。図書館の地下には、約200万冊の蔵書があり、地下書庫見学ツアーは人気を博している。</p> <p>本施設では、大阪府、市場化テスト業務受託者、指定管理者の3者が、以下のおり業務分担を果たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府・・・図書館施策の運営、使用購入及び寄贈の選書、調査相談業務等</li> </ul>				

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場化テスト業務受託者・・・図書資料のデータ入力、書庫出納・書架整理、蔵書点検、図書資料の貸出・返却等</li> <li>・指定管理者・・・図書館建物全体の管理、図書館建物内にあるホール、会議室及び駐車場の管理運営、図書館エントランスやカフェスペースの管理運営等</li> </ul>
--

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

**【意見 26】 基本情報の数値に誤りがあった場合の所管課の対応**

対 象 施 設
中央図書館
意 見 26
大阪府は、基本情報に掲載された数値に誤りを見つけた場合、速やかに、基本情報の担当部署である行政経営課に対して、数値の修正を求めるべきである。
事 実 関 係 及 び 理 由
<p>1 本施設における平成 25 年度の実際のホール稼働率は 37.3%であったが、基本情報では 29.2%という誤った数値となっていた。</p> <p>2 基本情報は、公の施設における大阪府の収支等を開示することによって大阪府民に情報提供し、公の施設の運営状況につき府民の理解を得ることを目的としている。そのため、基本情報には、正確な数値が掲載されている必要がある。</p> <p>所管課は、基本情報に掲載された数値に誤りを見つけた場合、速やかに、基本情報の担当部署である行政経営課に対して、数値の修正を求めるべきである。</p>

**【意見 27】 共同事業体間の会議の議事録の作成**

対 象 施 設
中央図書館
意 見 27
指定管理者は、共同事業体の構成団体間における会議の議事録を作成すべきである。
事 実 関 係 及 び 理 由
<p>1 指定管理者によれば、図書館（大阪府）と指定管理者が連絡調整会議を行った後に、指定管理者の構成団体 3 社による会議を行っているとのことであった。</p> <p>図書館との連絡調整会議においては、図書館の担当者（府の職員）が議事録を作成しているが、その後の指定管理者の構成団体 3 社による会議においては議事録が作成されていなかった。</p> <p>2 ヒアリングによれば、図書館（大阪府）及び指定管理者による連絡調整会議では、重要な事項に関する協議がされ、指定管理者の構成団体 3 社による会議では、協議事項の重要性は低いとのことであった。</p> <p>しかし、会議である以上、何かしらの協議がなされているのであるから、会議の欠席者</p>

を含めて協議結果を後日に確認できるようにするとともに、指定管理者の構成団体間において認識を共通にし、各組織においても組織として情報を共有するため、指定管理者の構成団体3社による会議においても、協議結果につき議事録を作成すべきである。

**【監査の結果 35】 共同事業体の預金名義**

対 象 施 設
中央図書館
監査の結果 35
<p>公の施設の指定管理業務に係る出入金に利用する預金口座の名義は、指定管理者である共同事業体の預金であることを明確にするため、共同事業体名に代表者名を冠した名義とすべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 指定管理業務を行うにおいては、当該指定管理者が自身の業務と指定管理業務を分けて収支管理をすることが原則である。また、指定管理者が共同事業体の場合は、指定管理者代表者の固有の財産の口座と指定管理者グループの財産の口座が区分されていることが分かるようにすべきである。区分されていることが明確でないと、指定管理者代表者の債権者が指定管理者グループの財産を差し押さえることも可能になってしまうので、なおさら指定管理者が自身の業務と指定管理業務を分けて収支の管理をすることが重要となってくる。そのため、公の施設に係る出入金を管理する共同事業体の預金口座は、以下のような名義にすべきである。</p> <p>「指定管理グループ名 代表者 株式会社●●」</p> <p>2 また、平成24年度の少年自然の家に対する財政的援助団体等監査においても、問題点として、指定管理者としての少年自然の家共同事業体の預金名義が、構成員の代表者である「公益財団法人大阪ユースホステル協会」の名義となっている点が指摘されていた。</p> <p>3 中央図書館の指定管理業務にかかる金員が出入金される口座の名義人は、共同事業体名にその代表者名を冠した名義ではなく、単に、共同事業体の代表者である「株式会社長谷工コミュニティ」名義となっていた。</p> <p>公の施設の指定管理業務に係る出入金に利用する預金の口座名義は、共同事業体名に代表者名を冠した名義とすべきである。</p>

**【監査の結果 36】 募集要項と契約条項の齟齬（再委託の範囲）**

対 象 施 設
中央図書館
監査の結果 36
<p>大阪府の書面による事前の承諾があった場合に主要な管理運営業務を再委託できるとするのであれば、大阪府は、募集要項にもその旨を記載しておくべきである。</p>

事実関係及び理由
<p>1 指定管理業務の再委託につき、募集要項では、「業務の全部又は主要な部分を、第三者に対して委任し、又は請け負わせることができません。」と記載されているが、管理運営業務契約書第 25 条第 1 項では、「主たる管理運営業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め府の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」と記載されている。</p> <p>2 募集要項によれば、大阪府の書面による事前の承諾の有無にかかわらず、主要な管理運営業務を再委託することは認められない。他方で、管理運営業務契約書によれば、大阪府の書面による事前の承諾があれば、主要な管理運営業務を再委託できることになる。</p> <p>募集要項は、事前に指定申請者に対して、管理運営業務契約の内容を示すものであり、指定申請者は、募集要項を見て、指定申請を行う。ある団体が、募集要項を見て、主要な管理運営業務を再委託することが一切認められないのであれば業務遂行が困難であると判断し、指定申請を見送るという事態が想定される。管理運営業務契約締結の段階になって、大阪府の承諾があれば主要な管理運営業務を再委託できるとすることは公平性を欠く。</p> <p>募集要項と管理運営業務契約書の内容には、齟齬があってはならない。大阪府の書面による事前の承諾があった場合に主要な管理運営業務を再委託できるとするのであれば、募集要項にもその旨を記載しておくべきである。</p>

【監査の結果 37】 施設賠償責任保険への加入など

対 象 施 設
中央図書館
監査の結果 37
<p>指定管理者は、大阪府を施設賠償責任保険の被保険者に追加した上で、所管課に対して保険証券の写しを提出すべきである。また、大阪府は、指定管理者から、施設賠償責任保険の保険証券の提出を受けて、契約内容を確認し、不備があれば指定管理者に対して指導をすべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 公の施設で、利用者等の第三者（以下「利用者等」という。）に損害が発生した場合、大阪府は、指定管理者制度の導入施設であるか否かを問わず、国家賠償法第 1 条第 1 項又は同法第 2 条第 1 項の損害賠償責任を問われる可能性がある。</p> <p>また、指定管理者は、従業員の過失や施設の管理不具合などが原因で事故が発生した場合、不法行為責任、工作物責任、又は、安全配慮義務としての債務不履行責任を問われる可能性がある。</p> <p>2 大阪府は、公の施設について、火災保険に加入しているが、施設賠償責任保険には加入していない。大阪府や指定管理者が、施設賠償責任保険に加入していなければ、大阪府や</p>

指定管理者は、事故により損害を受けた者に対して、損害賠償金を自ら負担しなければならない。具体的には、不測の事故による賠償額が多額となってしまった場合、資力が不十分な指定管理者が賠償金を支払えずに利用者等が賠償を受けられないという事態や、指定管理者自らが賠償金を負担することで財務状況が悪化して指定管理業務に支障が出るという事態が生じ得る。また、大阪府自らが賠償金を負担することになれば、府財政が悪化することが考えられることに加えて、指定管理者に対して求償請求をしたとしても指定管理者の資力次第では確実に回収できるとは限らない。

したがって、所管課は、指定管理者に対して、①自らが被保険者となる施設賠償責任保険に加入すること、②大阪府を被保険者として追加すること、及び、③施設賠償責任保険の契約内容を証する書面を所管課へ提出することを義務付けるべきである。

- 3 本施設では、募集要項及び管理運営業務契約書において、上記2で挙げた①～③を義務付けていた。しかし、指定管理者は、上記②③を履行していなかった。したがって、指定管理者は、大阪府を被保険者に追加した上で、所管課に対して保険証券の写しを提出すべきである。

また、本施設では、所管課が、施設賠償責任保険の契約内容を証する書面の提出を受けていなかったため、所管課は、大阪府が被保険者に追加されていないことに気付いていなかった。所管課は、指定管理者から、施設賠償責任保険の保険証券の提出を受けて、契約内容を確認し、不備があれば指定管理者に対して指導をすべきである。

**【監査の結果 38】 事業報告書の数値が不正確**

対 象 施 設
中央図書館
監査の結果 38
指定管理者は、事業報告書における施設の利用状況について、正確な数値を記載すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 本施設における平成 28 年度の実際の入館者数は 564,969 人であったが、平成 29 年 4 月 30 日に提出された事業報告書には 599,978 人という誤った数値が記載されていた。</p> <p>2 事業報告書は、指定管理者が大阪府に対して、指定管理業務の実績を報告するためのものであり、数値に誤りがあれば、大阪府が、当該施設の状況を正確に把握することができない。</p> <p>したがって、指定管理者は、当該施設の状況を、大阪府が正確に把握できるように、事業報告書の数値を正確に記載すべきである。</p>

【監査の結果 39】 収支報告が不十分（自主事業の支出の報告が無い）

対 象 施 設
中央図書館
監査の結果 39
<p>指定管理者は、収支報告書の作成に際して、管理運営業務契約書で定められた自主事業の支出の報告をすべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 指定管理者には、収支報告書において、管理運営業務及び自主事業の収支状況を記載することが求められている（管理運営業務契約書第 12 条第 2 項）。</p> <p>2 しかし、収支報告書には、自主事業の支出の金額が記載されていなかった。</p> <p>募集要項では、自主事業に要する経費に大阪府が支払う委託料を充てることができないことが記載されているが、自主事業の支出がわからなければ、自主事業に要する経費に府が支払う委託料が充てられたか否かの判断ができない。そのため、自主事業に要した支出の報告が必要である。</p>

【意見 28】 本部経費

対 象 施 設
中央図書館
意見 28
<p>1 指定管理者は、本部経費の金額、本部経費の計算方法、本部経費を収支報告書のどの費目にあげたのか等が明らかとなる内容の収支報告書を作成すべきである。</p> <p>2 指定管理者は、本部経費の金額を事前に決めていたのであれば、指定管理者の収入の多寡により本部経費の額を増減させるべきではない。</p> <p>3 大阪府は、指定管理者の本部経費の金額、本部経費の計算方法、本部経費を収支報告書のどの費目にあげたのか等を正確に把握すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 指定管理者からの聞き取りによれば、中央図書館に係る本部経費は、中央図書館の収支報告書中の「その他の支出」の費目に含まれているとのことであった。</p> <p>指定管理者の本部経費が発生することは当然であり、指定管理者が予め適切な基準を定めているのであれば、当該基準に基づき、指定管理をしている施設の経費に本部経費を上乗せするという処理自体は問題がない。</p> <p>2 しかし、中央図書館の収支報告書中の「その他の支出」の費目を参照しても、同費目に本部経費が含まれていることや、本部経費の金額がいくらであるのかについての記載は無かった。また、指定申請書や事業計画書にも、本部経費の金額についての記載は無かった。</p> <p>指定管理者からの聞き取りによれば、指定申請段階で社内的に本部経費として計上することを予定していた金額は 600 万円であるとのことであったが、指定管理者の収入が想定</p>

よりも低かったため、収支報告の段階で「その他の支出」に含めて計上した本部経費の金額は219万2618円とのことであった。

本部経費の計上方法について、指定申請段階で金額を定めていたのであれば、収支報告の段階でも同様の金額を計上し、収支報告書で明らかにすべきである。

3 本施設の平成28年度の収支明細は、次のとおりである。

収入 2億1895万6000円

支出 2億2138万0000円

収支 ▲242万4000円

平成28年度における収支報告書中の「その他の支出」の金額は、2465万5000円であり、この費目の中に本部経費が含まれることになる。

本施設は、収入が支出を上回れば納付金が発生する施設であるが、収支報告書上は、「その他の支出」の金額があと250万円ほど低ければ、納付金が発生する可能性があった。所管課としては、「その他の支出」の内訳を把握するとともに、同費目に含まれる本部経費がいくらであるか、本部経費がどのように計算されるのかを把握して、指定管理者の収支報告の内訳を正確に認識する必要があるが、実際には上記の把握ができていなかった。所管課は、指定管理者の本部経費の金額、本部経費の計算方法、本部経費を収支報告書のどの費目にあげたのか等を正確に把握すべきである。

#### 【意見29】民間による柔軟な運営

対象施設
中央図書館
意見29
ホール附帯設備の利用料金について、条例の別表では利用時間ごとの料金区分が設定されていなくとも、指定管理者は、所管課との協議を経た上で、大阪府からの承認を得て、条例の別表の範囲内で、利用時間ごとの料金区分をして、利用者が利用しやすいような柔軟な運営に努めるべきである。
事実関係及び理由
1 指定管理者は、条例の別表に掲げる金額の範囲内で利用料金の額を定め、大阪府の承認を得なければならない（条例第13条第3項）。 そして、条例の別表では、「ホール」や「会議室」は、午前・午後・夜間という利用時間ごとの料金区分があるが、例えば、「ホール附帯設備」である「フルコンサートピアノ」は1台1万4000円、「拡声装置」は一式2300円とされており、利用時間帯ごとの料金区分がされていない。
2 現状では、ホールを午前中のみ利用する者が、フルコンサートピアノなどのホール附帯設備を利用するためには、利用者は、フルコンサートピアノ全日分の料金を支払わなければならない、利用しにくい。

しかし、条例の別表の範囲内であれば、指定管理者は、所管課との協議を経た上で、大阪府からの承認があれば、ホール附帯設備の利用料金を、利用時間ごとに区分することも可能であるとする。指定管理者としては、所管課と協議を経た上で、大阪府からの承認を得て、利用者が利用しやすいような柔軟な運営に努めるべきである。

【意見 30】 貸与物品管理（所管課）

対 象 施 設
中央図書館
意見 30
<p>大阪府は、建築予算や設備予算で購入した物品のうち、建物に備え付けられておらず設備に該当しない物品を指定管理者に対して貸与する場合、上記物品を貸与物品リストに追加すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 指定管理者には、貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、各年度9月末日及び3月末日における貸与物品の保管状況を大阪府に書面により報告することが求められている（管理運営業務契約書第13条第2項）。</p> <p>2 指定管理者による貸与物品の保管状況の報告は、所管課が作成した貸与物品リストに基づき行われるが、貸与物品リストには、備品購入費で購入し、備品台帳に掲載されている物品のみが掲載されていた。建物に備え付けられていないため設備には該当しない物品であっても、施設建築時の建築予算や設備予算で購入された物品については、貸与物品リストに掲載されていなかった。例えば、厨房にある冷蔵庫については、施設建築時の建築予算で購入されていることから、備品台帳に掲載されておらず、そのため、貸与物品リストにも掲載されていなかった。</p> <p>3 所管課は、備品台帳に掲載されている物品であるか、建築予算や設備予算で購入したため備品台帳に掲載されていない物品であるかを区別することなく、指定管理者に対して、物品を貸与していると思われるが、指定管理期間終了後は、指定管理者から貸与物品全ての返却を受けなければならない。備品台帳に掲載されていない物品であったとしても、返却を受けなければならないことに変わりはない。</p> <p>また、大阪府の所有物品を、指定管理者に貸与し、その管理を委ねる以上は、所管課は、備品台帳に掲載されていない物品であったとしても、指定期間終了時に指定管理者からの返却を受けるのみならず、指定期間中においても、指定管理者から保管状況の報告を定期的に受けなければならない。</p> <p>4 したがって、所管課は、建築予算や設備予算で購入した物品であったとしても、建物に備え付けられておらず設備に該当しない物品を指定管理者に対して貸与する場合は、貸与物品リストに追加すべきである。</p>

【監査の結果 40】【意見 31】再委託業者の選定

対 象 施 設
中央図書館
監査の結果 40・意見 31
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 指定管理者は、指定管理業務であるカフェスペースの運営業務を、指定管理者ではない者と「協働」運営すべきではない。</p> <p>2 指定管理者は、現在、カフェスペースの運営を行っている業者に関し、大阪府から再委託の承認を受けていないため、速やかに、大阪府と協議の上、大阪府からの承認を受けるべきである。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>大阪府は、今後、指定管理者によるカフェスペースの運営実態が、大阪府による事前の承諾が必要な場合であるか否かを事前に検討すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 本施設では、カフェスペースを管理運営することが指定管理業務となっている。大阪府立中央図書館指定管理者業務仕様水準書では、カフェスペースの運営業務の実施に当たって飲食事業者等への再委託が必要な場合はあらかじめ大阪府との協議の上承認を受けることが必要とされている。指定管理業務を、第三者に対して自由に再委託できてしまえば、厳正な選定手続を経て指定管理者が指定された趣旨が没却されてしまうため、大阪府の承認が必要とされているのである。</p> <p>指定管理者が提出した指定申請書においては、指定管理者と再委託業者である NPO 法人が「協働」してカフェを運営するとされている。しかし、指定管理業務を、指定管理者ではない者と自由に「協働」できるとすれば、厳正な選定手続を経て指定管理者が指定された趣旨が没却されてしまう。したがって、指定管理業務を、指定管理者では無い者と「協働」運営するという形式は認められない。</p> <p>2 また、指定管理者と再委託業者である NPO 法人との契約書の表題は「事業委託契約書」であり、その契約内容は、カフェスペースの運営の再委託そのものであった。</p> <p>そのため、本件は、カフェスペースの運営業務の再委託に該当するため、指定管理者は、事前に大阪府と協議の上、大阪府の承認を受けることが必要である。指定管理者は、現在、カフェスペースの運営を第三者に再委託することに関し、大阪府からの再委託の承認を受けていないため、この違反状態を解消するため、速やかに、大阪府と協議の上、大阪府からの承認を受けるべきである。</p> <p>3 さらに、所管課としても、事前に、指定管理者と委託予定先の NPO 法人の「事業委託契約書」の素案の提出を求めるなどして、大阪府の事前の承認が必要な事案であったか否かを検討すべきであった。</p>

【意見 32】【監査の結果 41】再委託の範囲の確認、暴力団等でないことの誓約書のひな形

対 象 施 設
中央図書館
意見 32・監査の結果 41
<p><b>【意見】</b></p> <p>大阪府及び指定管理者は、暴力団等でないことの誓約書の徴求及び大阪府の承諾が必要とされる主要な業務の範囲について事前に共通認識を有しておくべきである。</p> <p><b>【監査の結果】</b></p> <p>大阪府は、管理運営業務契約書に基づき添付される別紙 7「誓約書」のひな形の記載を訂正すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 管理運営業務契約書第 25 条 1 項、第 2 項(5)は、次のとおり定められている。</p> <p>「第 1 項 長谷工・大阪共立・TRC グループは、主たる管理運営業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ大阪府の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第 2 項 長谷工・大阪共立・TRC グループが前項ただし書の規定により、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、次のとおりとする。</p> <p>(5) 長谷工・大阪共立・TRC グループは、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者ではないことを表明した別紙 7「誓約書」をそれぞれから徴求し、大阪府に提出しなければならない。」</p> <p>2 指定管理者は、指定管理業務に際して、主要な業務の再委託を行っていないと回答していた。主要な業務の再委託を行っていない場合、管理運営業務契約書第 25 条第 2 項(5)の誓約書や、事前の大阪府による書面による承諾は不要であったはずである。</p> <p>しかし、指定管理者は、清掃業務と警備業務については、再委託先から暴力団等でないことの別紙 7 の誓約書を徴求し、所管課もこれに対して承諾手続を取っていた。</p> <p>このような事態が生じているのは、所管課及び指定管理者の双方において、主たる業務が何であるか、及び、どのような場合に誓約書が必要であるかについて、認識が曖昧であることが原因であると考えられる。</p> <p>所管課及び指定管理者は、誓約書の徴求及び大阪府の承諾が必要とされる主たる業務の範囲について事前に共通認識を有しておくべきである。</p> <p>3 管理運営業務契約書には、別紙 7 として、「誓約書」のひな形が添付されているが、この「誓約書」のひな形の誓約者欄には、指定管理者の代表者名が記載されていた。</p> <p>しかし、誓約書を提出する誓約者は、指定管理者から再委託を受ける下請業者等である。そのため、誓約者欄に、指定管理者の代表者名を記載例として記載している別紙 7「誓約書」のひな形は、不適正である。</p>

(5) 狭山池博物館

【施設の概要】

施設名	狭山池博物館
所管課	都市整備部河川室河川環境課環境整備グループ
条例・規則等	大阪府立狭山池博物館条例、大阪府立狭山池博物館条例施行規則
設置目的（条例による）	狭山池の治水及びかんがいに関する資料等を収集し、保管し、及び展示して府民の利用に供し、もって土木事業の歴史的役割に関する府民の理解を深めるとともに、府民の文化的向上に資する。
開設年月日	平成 13 年 3 月 28 日（大規模修繕未実施）
所在地	大阪狭山市池尻中 2 丁目
敷地面積	15,412 m <sup>2</sup> （国土交通省所有）
建物構造	地上 2 階（一部 3 階）（鉄筋コンクリート造）
延床面積	4,948 m <sup>2</sup> （大阪府所有）
主な施設	常設展示室（1,815 m <sup>2</sup> ）、特別展示室（219 m <sup>2</sup> ）、大阪狭山市立郷土資料館（兼情報コーナー）（111 m <sup>2</sup> ）、ホール（126 席、154 m <sup>2</sup> ）など
建設費	53.00 億円
運営形態	大阪府直営による管理 ※大阪府・大阪狭山市・狭山池まつり実行委員会の三者による協働運営
利用者数	平成 27 年度：99,442 人 平成 28 年度：118,147 人
料金体系	入館料無料 ただし会議室等の利用は有料
府費負担（予算）	平成 28 年度 96,079 千円
指定管理者の収支（平成 28 年度決算）	大阪府直営施設であるため、該当なし。
施設の特徴	<p>昭和 63 年から平成 14 年にかけて実施された狭山池の「平成の大改修」の際に埋蔵文化財の調査が行われ、治水・かんがいに関する土木建造物が多数見つかったことから、これらを後世に継承するため、本施設が設置された。本施設は、狭山池の池畔に設置されており、博物館の基礎部分が堤防の止水機能を持つ構造物（堤体）となっている。建設省（当時）の「歴史的ダム保全事業」の採択を受け補助金により建設され、設置目的以外の使用は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に抵触し、補助金の返納が必要となる。</p> <p>本施設への入館にあたっては、スロープや階段の連なるアプローチ部分があり、建物の壁面を流れる滝や水庭や円形コートを見ることができる。</p> <p>博物館内では、狭山池の堤を切り出して特殊加工した巨大な堤体断面（高さ約 15 m、幅約 60m）を展示しており、高度な温度管理や湿度管理が必要となる。</p>

<p>本施設は、53億円を投じて建設された大規模施設であるが（設計は建築家の安藤忠雄氏）、年間入館者は、10万人前後に過ぎない。平成19年までの大阪府による管理費用の支出額は、年間1億8000万円程度であったが、コスト削減により、平成21年度からは年間1億円程度の支出額となっている。今後の修繕維持費を考えた場合、計画的な検討を行い、多額の費用負担をして存続させることの妥当性の検証も必要であると思われる。本施設では、平成21年度より、大阪府・大阪狭山市・地元団体による運営を行っているが、今後も、本施設の価値を高めるために、地元との連携を深めるなどの様々な手段を講じることが期待される。</p>
--

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

【意見 33】 基本情報の更新時期

対 象 施 設
狭山池博物館
意見 33
大阪府は、所管課に変更があった場合は、基本情報を速やかに更新すべきである。
事実関係及び理由
<p>狭山池博物館の現在の所管課は、平成29年4月1日から、「都市整備部 河川室『河川環境課 環境整備グループ』」となっている。</p> <p>しかし、平成29年11月17日時点での基本情報上の所管課は、「都市整備部 河川室『河川整備課 地域河川・ダムグループ』」となっていた。</p> <p>所管課の変更があったのであれば、速やかに最新の情報に更新すべきである。</p>

【監査の結果 42】 保守点検に対する対応の記録方法

対 象 施 設
狭山池博物館
監査の結果 42
<p>大阪府は、保守点検における多数の指摘事項のうち、修繕・取替の必要性が高いのはどの事項であるのか、直ぐには対応しないと判断したのはどの事項であるのか、直ぐには対応しないと判断した理由は何であるのか等について、一覧性のある形で記録しておくべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 狭山池博物館では、保守点検において、以下のとおり、不良などの指摘を受けている。（設備巡回点検 継続項目）</p> <p>平成26年度 冷却塔（CT-1）水槽上部の排水箱のボルト（4本）が外れていました。</p> <p>平成27年度 冷却塔（CT-1）水槽上部の排水箱のボルト（4本）が外れている。</p> <p>平成28年度 冷却塔（CT-1）水槽上部の排水箱のボルト（4本）が外れていました。</p>

(空調冷却水水質管理)

平成 26 年度 CT-2 自動ブロー装置が不良の為、電源 OFF となっている。

平成 27 年度 CT-2 自動ブロー装置が不良の為、電源 OFF となっている。

平成 28 年度 CT-2 自動ブロー装置が不良の為、電源 OFF となっている。

(精密点検)

平成 26 年度 高圧カットアウトスイッチ (PC) のヒューズが経年劣化 (12 年) を過ぎています。受電用キュービクル、No. 1 電灯用 2 件取り替えて下さい。受電用キュービクル、No. 2 電灯用 2 件取り替えて下さい。

平成 28 年度 高圧カットアウトスイッチ (PC) のヒューズが経年劣化 (12 年) を過ぎています。受電用キュービクル、No. 1・No. 2 電灯用 2 件取り替えて下さい。

(精密点検)

平成 26 年度 高圧計器用変圧器 (VT) が経年劣化しています。受電用キュービクル、受電用 2 件取り替えて下さい。

平成 28 年度 高圧計器用変圧器 (VT) が経年劣化しています。受電用キュービクル受電用 2 件

(精密点検)

平成 26 年度 高圧計器用変流器 (CT) が経年劣化しています。受電用キュービクル、受電用 6 件取り替えて下さい。

平成 28 年度 高圧計器用変流器 (CT) が経年劣化しています。受電用キュービクル受電用 6 件、取り替えて下さい。

2 狭山池博物館では、保守点検によって多数の指摘事項が出ており、これらの結果報告書をファイリングして保管している。指摘事項の中には、緊急の修繕・取替が必要なもの、基準値未滿ではあるが使用には耐えられるもの、経過観察で足りるものなど、様々な程度がある。同博物館の担当者は、指摘を受けるたびに、業者から、修繕の必要性・緊急性が高いか否かを聞き取っており、優先順位が高い指摘には順次対応しているとのことである。他方で、メーカーの耐用年数が経過しても、そのまま使える場合などはそのまま使い続けるため、結果として、連続して指摘が出されてしまうことが有るとのことであった。

同博物館では、保守点検における指摘事項が多数あるが、指摘を受けたにもかかわらず直ぐに対応しないという判断をしたのであれば、その判断をした過程及びその理由を、指摘ごとに一覧性のある形で残しておくべきである。

しかし、狭山池博物館では、修繕・取替の必要性が高いのはどの事項であるのか、直ぐに対応しないと判断したのはどの事項であるのか、直ぐに対応しないと判断した理由は何であるのか等について、一覧性のある形にはしていなかったため、組織として情報を共有しているとはいいがたい状況であった。

現在の狭山池博物館の担当者が異動により交代することもあるのであるから、後任者のためにも、多数ある指摘事項のうち、修繕・取替の必要性が高いのはどの事項であるのか、直ぐには対応しないと判断したのはどの事項であるのか、直ぐには対応しないと判断した

理由は何であるのか等について、一覧性のある形で残しておくべきである。

【意見 34】 備品の保管場所

対 象 施 設
狭山池博物館
意見 34
大阪府は、備品の保管場所の変更があれば、備品一覧表の保管場所の記載を変更されたい。
事実関係及び理由
1 備品一覧表に記載の、映画用フィルム「LD 狭山池こころのスケッチ」の保管場所が「券売機置場」と記載されていたが、現在は狭山池博物館に券売機は設置されておらず、保管場所の記載として妥当では無い。
2 備品一覧表に記載の、長椅子「WITTMAN Park AV (カテゴリー3)」6脚の保管場所が「受付前」とされていたが、うち1脚については特別展示室に保管されていた。
3 多数の備品を効率的に管理するためには、施設内における保管場所の把握が必要である。備品の保管場所に変更があれば、備品一覧表の保管場所の記載を変更されたい。

【監査の結果 43】 図録出納簿への検印漏れ

対 象 施 設
狭山池博物館
監査の結果 43
大阪府は、責任者が図録の販売状況を毎日チェックしているのであれば、1 か月分の図録出納簿のデータをプリントアウトした書類にまとめて検印を押捺するのではなく、毎日作成している手書きの図録出納簿に検印を押捺すべきである。
事実関係及び理由
狭山池博物館では、展示物などの図録を作成し、それを受付で販売している。平成 28 年度は、998 冊、45 万 9470 円の図録の販売実績があった。図録の販売に関しては、図録出納簿を手書きで毎日作成し、責任者がその内容を毎日チェックしていることになっているが、手書きの図録出納簿には責任者の検印が押捺されていなかった。
他方、1 ヶ月分の図録出納簿のデータをプリントアウトした書類の各日の検印欄に責任者がまとめて検印を押捺していた。
責任者が、手書きの図録出納簿を毎日チェックしているのであれば、1 ヶ月分の図録出納簿のデータをプリントアウトした書類のほうにまとめて検印を押捺するのではなく、毎日作成している手書きの図録出納簿に、責任者が毎日のチェックのたびに検印を押捺すべきである。

(6) 服部緑地

【施設の概要】

施設名	服部緑地				
所管課	都市整備部都市計画室公園課公園活性化グループ				
条例・規則等	大阪府都市公園条例、大阪府都市公園条例施行規則				
設置目的(条例による)	広域のレクリエーション需要を目的として設置し、もって公共の福祉の増進に資する。				
開設年月日	昭和 25 年 8 月 1 日				
所在地	豊中市服部緑地 1-1				
敷地面積	126ha (大阪府所有 一部借地あり)				
建物構造	公園事務所 (RC2F)、陸上 (RC3F)、プール (RC2F)、植物園 (RC2F) 等				
延床面積	13,918 m <sup>2</sup> (大阪府所有)				
主な施設	園路及び広場 (東中央広場、バーベキュー広場等)、修景施設 (円形花壇、噴水等)、休養施設 (レストハウス等)、遊戯施設 (子供の楽園、ちかくの森等)、運動施設 (陸上競技場、テニスコート、野球場、ウォーターランド、人工芝サッカー場等)、教養施設 (都市緑化植物園、野外音楽堂等)、便益施設 (レストラン、売店等)、管理施設 (公園事務所等)				
建設費	47.00 億円				
運営形態	指定管理者による管理 (H18.4~H22.3) 財団法人大阪府公園協会 (H22.4~H25.3) 服部緑地指定管理グループ (財団法人大阪府公園協会、阪神造園建設業協同組合) (H25.4~H30.3) 服部緑地指定管理グループ (一般財団法人大阪府公園協会、阪神造園建設業協同組合、美津濃株式会社)				
利用者数	平成 27 年度 : 6,748,000 人 平成 28 年度 : 7,039,000 人				
料金体系	利用料金制 (平成 21 年 4 月より)				
府費負担 (予算)	平成 28 年度 1,802,534 千円 (大阪府は、別途、修繕費として 1,385,416 千円を負担) *基本情報に掲載されている 19 の府営公園全体の予算額に基づく。				
指定管理者の収支(平成 28 年度決算)	(単位 : 千円)				
	収入	金額	支出	金額	収支
	施設使用料	327,939	施設維持費	396,806	
	管理運営委託費	199,316	人件費	86,376	
	自主事業	40,645	その他	58,870	
	合計	564,900	合計	542,053	※22,847
	※実際の収支は、2284 万 7000 円から、自主事業の支出額を控除した金額になる。平成 28 年				

	度までは、自主事業の支出額の報告を求めておらず、自主事業の支出額の金額が不明であるが、平成 29 年度からは自主事業の支出の報告を求めている。
施設の特徴	<p>本施設は、北大阪急行緑地公園駅（地下鉄御堂筋線から直通）から徒歩 5 分の場所に位置しており、都心部からのアクセスが良い。本施設は約 126ha の広さがあり、本施設内には、指定管理者が管理する施設以外に、一般財団法人服部緑地振興協会が運営する服部緑地乗馬センターや、公益財団法人大阪府文化財センターが運営する日本民家集落博物館がある。</p> <p>円形花壇、ちかくの森、東中央広場などの公園施設の利用は無料であるが、都市緑化植物園は利用料金制をとっており、同植物園内では多くのイベントが開催されている。</p> <p>指定管理者制度の導入後から現在まで、一般財団法人大阪府公園協会、又は同団体が構成員となった共同事業体が、指定管理者として指定されている。</p>

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

\* 補助者公認会計士道幸尚志は、本施設の監査手続に関与していない。

#### 【意見 35】 基本情報の更新時期

対 象 施 設
服部緑地
意 見 35
大阪府は、事業報告書に基づき、速やかに指定管理者の決算を基本情報に反映すべきである。
事 実 関 係 及 び 理 由
<p>基本情報の目的は、大阪府民に対して、大阪府の公の施設の財政状況を示すことにあり、可能な限り速やかに最新の情報に更新されるべきである。</p> <p>大阪府のホームページに掲載された基本情報の「施設の管理運営を受託等している法人の収支」では、平成 29 年 11 月 14 日現在、平成 27 年度及び平成 28 年度は、予算額が掲載されており、同年度の決算額は掲載されていない。</p> <p>所管課からのヒアリングによれば、所管課は、平成 28 年度の指定管理者の収支を、基本情報の担当部署である行政経営課に対して、平成 30 年 3 月末に提出する予定であるため、平成 28 年度の指定管理者の収支が基本情報に反映されるのは、早くとも平成 30 年 4 月以降となるとのことであった。</p> <p>基本情報は、可能な限り早く更新されることが望ましいため、所管課としては、平成 28 年度の事業報告書が指定管理者から提出されたのち、速やかに、行政経営課に対して、平成 28 年度の指定管理者の決算情報を報告し、基本情報を更新するよう求めるべきである。</p> <p>また、所管課は、平成 27 年度の指定管理者の決算情報を、平成 29 年 3 月末に行政経営課に対して報告しているため、平成 29 年 4 月以降には、平成 27 年度の指定管理者の決算が基</p>

本情報に掲載されなければならない。しかし、上述のように、基本情報上は、平成 27 年度の指定管理者の決算額ではなく、予算額が掲載されている。所管課としては、自らが所管する施設の基本情報の更新が遅れていることに気付いたら、行政経営課に報告し、速やかに更新をするよう求めるべきである。

【意見 36】基本情報における内容

対 象 施 設
服部緑地
意見 36
大阪府は、基本情報に、大阪府営 19 公園の財政状況を合算して掲載すべきではなく、個々の公園ごとの財政状況を掲載すべきである。
事実関係及び理由
<p>基本情報の「大阪府の予算」「大阪府の決算」では、大阪府営の 19 公園分の総額が記載されており、個々の公園の予算額及び決算額が不明である。</p> <p>所管課は、オーパス・システム（府営公園の有料スポーツ施設の予約システム）の使用料は、すべての府営公園の合算額しかわからないため、19 公園分の総額を掲載したと説明している。また、土木事務所や公園課の予算を公園ごとに割り付けることが困難であるとも説明している。</p> <p>しかし、基本情報の目的は、大阪府民に対して、大阪府の公の施設の財政状況を示すことにある。19 公園の合算額しか掲載されていなければ、公の施設ごとの財政状況を府民に示すという基本情報の目的を果たすことができない。</p> <p>例えば、公園ごとのオーパス・システムの利用件数に応じて、オーパス・システムの使用料を各公園に割り付けるなどの方法により、公園ごとの財政状況を示すことができるはずである。また、土木事務所や公園課の予算についても、例えば、公園ごとの管理運営委託料に応じて案分して割付けるなどの方法を所管課が態度決定をして、基本情報の担当部署である行政経営課と協議し、基本情報に、各公園への割付け方法を注記の上で反映させることができるはずである。</p> <p>以上より、所管課は、基本情報に、個々の公園ごとの財政状況を掲載すべきである。</p>

【監査の結果 44】府営公園管理要領と契約条項の齟齬

対 象 施 設
服部緑地
監査の結果 44
大阪府の書面による事前の承諾があった場合に主要な管理運営業務を再委託できるとするのであれば、大阪府は、募集要項及び府営公園管理要領にもその旨を記載すべきである。

### 事実関係及び理由

- 1 募集要項及び府営公園管理要領では、「業務内容の全部又は主要な部分を、第三者に対し、委託し、又は請け負わせてはならない。」と記載されているが、管理運営業務契約書第29条第1項では、「管理業務の全部または主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」と記載されている。
- 2 募集要項及び府営公園管理要領によれば、大阪府の書面による事前の承諾の有無にかかわらず、業務内容の全部または主要な部分を、第三者に対して再委託することは認められない。他方で、管理運営業務契約書によれば、大阪府の書面による事前の承諾があれば、業務内容の全部または主要な部分を再委託できることになる。

募集要項及び府営公園管理要領は、事前に指定申請者に対して、管理運営業務契約の内容を示すものであり、指定申請者は、募集要項及び府営公園管理要領を見て、指定申請を行う。ある団体が、募集要項や府営公園管理要領を見て、主要な管理運営業務を再委託することが一切認められないのであれば業務遂行が困難であると判断し、指定申請を見送るという事態も想定される。管理運営業務契約の段階になって、大阪府の承諾があれば主要な管理運営業務を再委託できるとすることは公平性を欠く。

募集要項及び府営公園管理要領と管理運営業務契約書の内容には、齟齬があってはならない。大阪府の書面による事前の承諾があった場合に主要な管理運営業務を再委託できることとするのであれば、募集要項及び府営公園管理要領にもその旨を記載すべきである。

### 【意見 37】 事業計画書の記載内容

#### 対 象 施 設

服部緑地

#### 意見 37

指定管理者は、事業計画書において、指定管理者が企画するイベントごとに、参加見込人数などの検証可能な具体的数値目標を記載すべきである。

#### 事実関係及び理由

事業計画書には、指定管理者が企画するイベントや庭園・植物の維持管理補修のスケジュール等が記載されている。このうち指定管理者が企画するイベントについては、実施予定時期や実施予定内容の記載はあるが、イベントごとに参加を見込んでいる人数の記載が無い。

年度末の事業報告書では、イベントごとの参加人数が記載されているものの、事業計画書において、イベントごとの参加見込人数が記載されていないため、事業報告書で報告された参加人数を見ても、事業計画がどの程度達成されたかが判然としない。

したがって、年度末に、目標達成が出来たか否かを検証できるように、指定管理者は、事業計画書には、指定管理者が企画するイベントごとに、参加見込人数などの検証可能な具体的数値目標を記載されたい。

【意見 38】 事業報告書の記載内容

対 象 施 設
服部緑地
意見 38
<p>指定管理者は、事業報告書において、事業計画書で提案した事業を履行できたかどうかを、一覧性がある形で記載すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 事業計画書は、指定管理者のマニフェストであり、所管課は事業報告書により、その達成状況を把握することとなる。</p> <p>2 服部緑地では、指定管理者によって多数の事業が実施されている。事業計画書と事業報告書では、多数の事業が列挙されているものの、事業報告書だけを見ても、どの事業が事業計画書の段階で予定されていた事業であったかが判然としない。事業計画書と事業報告書に箇条書きで列挙された各事業を一つ一つ対照して初めて、事業計画書の段階で予定されていたどの事業が実施されたかが明らかになるため、現在の事業報告書では、事業の履行確認が極めて非効率となっている。</p> <p>指定管理者は、所管課が事業の履行を容易に確認できるように、事業計画書及び事業報告書の形式を、事業が対比できる一覧性がある形にすべきである。</p>

【意見 39】 収支報告が不十分（自主事業の支出の報告がない）

対 象 施 設
服部緑地
意見 39
<p>大阪府は、指定管理者に対して、自主事業の収支報告をさせるよう協議するとともに、次回の指定時には、指定管理者に対して、自主事業の収支報告を義務付けるべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>管理運営業務契約書では、指定管理者は、事業報告書における自主事業の収支報告をすることは求められていない。その結果、事業報告書における収支報告では、自主事業の収入は区別して記載されているものの、自主事業の支出は区別して記載されていない。</p> <p>所管課は、指定管理業務の運営及び収支状況を把握するとともに、今後の指定管理者選定の際の募集価格の参考とするためにも、利用料金制の有料施設の収支や自主事業の収支を含めて、指定管理者が当該施設で実施している業務内容及び指定管理者の全体の収支状況を把握し、分析する必要がある。</p> <p>そのため、所管課は、指定管理者に対して、自主事業の収支報告をさせるよう協議するとともに、次回の指定時には、指定管理者に対して、自主事業の収支報告を義務付けるべきである。</p>

【意見 40】 利用料金の減免

対 象 施 設
服部緑地
意見 40
<p>指定管理者は、本施設の利用料金の減免事由をホームページ等で明らかにすることにより、大阪府民の平等な利用の機会を確保すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 条例施行規則第 17 条には、利用料金の減免事由として、次のとおり定められている。  「第 1 号 天災その他緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体が条例別表第一に掲げる公園施設を利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。  第 2 号 前号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。」</p> <p>条例施行規則第 17 条第 2 号の規定だけからでは、いかなる場合に利用料金の減免がなされるかが明らかではない。</p> <p>2 指定管理者は、内規で、利用料金を減免する場合について定めており、障がい者の場合は利用料金が免除され、また、大阪府内の幼稚園・保育園・小中学校が、教師の引率のもと有料施設を利用する際には、利用料金が半額に減額される。</p> <p>3 指定管理者は、ホームページで、障がい者による利用の場合の減免については掲載していたが、大阪府内の幼稚園・保育園・小中学校が教師の引率のもとで利用する場合の減免については、ホームページに掲載されていなかった。</p> <p>現状では、減免基準を知っている団体だけが減免を受けることになりかねない。よって、指定管理者は、本施設の利用料金の減免事由をホームページ等で明らかにすることにより、大阪府民の平等な利用の機会を確保すべきである。</p>

【意見 41】 貸与物品管理（貸与物品の範囲）

対 象 施 設
服部緑地
意見 41
<p>大阪府は、「貸与物品一覧表」を作成する際、「備品」以外の貸与物品についても記載すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>管理運營業務契約書に添付された「貸与物品一覧表」に記載されているのは、「備品」（大阪府財務規則第 73 条第 1 項第 1 号。取得価格が 10 万円以上のもの。）のみである。</p> <p>しかし、指定管理者が、実際に大阪府から貸与を受けている物品は、取得価格が 10 万円未満の物品（消耗品）も多数ある。備品に該当しなくても、大阪府の財産である物品の貸与が</p>

行われていることに変わりはないのであるから、所管課は、備品であるか否かを問わず、大阪府からの貸与物品全てについてのリストを作成すべきである。

【意見 42】 貸与物品管理（指定管理者による報告）

対 象 施 設
服部緑地
意見 42
大阪府は、貸与物品の保管状況につき、指定管理者に報告を義務付けるべきである。
事実関係及び理由
<p>管理運営業務契約書では、指定管理期間中における指定管理者の貸与物品の保管状況について、善管注意義務のみ定めており（第 16 条第 2 項）、それ以外の義務については定めていない。</p> <p>しかし、行政経営課が作成する準則例 11（管理運営業務契約書のひな型）第 8 条第 4 項では、指定管理者が、毎年度 9 月末日及び 3 月末日に、所管課に対して貸与物品の保管状況を報告することを求めている。</p> <p>すなわち、管理運営業務契約書で求められる指定管理者の貸与物品の保管状況及び報告の程度は、行政経営課が作成した準則例 11 よりも後退したものとなっている。所管課によれば、2 カ月ごとの履行確認時に貸与物品の保管状況についての聞き取りをしているとのことであるが、管理運営契約書上は、指定管理者に対して、貸与物品の保管状況についての報告義務は課されておらず、指定管理者が報告をせずとも、契約違反にはならない。</p> <p>貸与物品の保管およびその報告については、貸与物品の種類、量、管理方法など各施設に応じた特色があると考えられるが、所管課は原則的には貸与物品の状況を把握しておくべきであり、行政経営課が作成した準則例 11 も、同様の趣旨であると考えられる。したがって、特段の事情がない限り、貸与物品の報告を義務付ける規定を設けるべきであり、本施設においてもこれを緩和する理由はないと思われることから、大阪府は、指定管理者に対して貸与物品の保管状況を報告させるべきである。</p>

【監査の結果 45】 貸与物品管理（指定管理期間終了時の確認）

対 象 施 設
服部緑地
監査の結果 45
<p>従前の指定管理者と同一の指定管理者が選定された場合であっても、従前の指定管理期間の終了に際しては、指定管理者と大阪府の双方が立ち会いのもとで、貸与物品のチェックをして、返還届に代えて、その結果を記載した報告書を作成すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 指定管理者には、契約が終了した時は、貸与物品を指定期間終了後速やかに大阪府に対</p>

して返還届を添えて返還することが求められている(管理運営業務契約書第16条第5項)。

2 服部緑地の指定管理期間は、平成25年3月31日に一旦終了し、同年4月1日から新たな指定管理期間が開始している。平成25年3月31日までの指定管理者と、平成25年4月1日からの指定管理者は、同一の共同事業体である。

指定管理者は、平成25年3月31日までの指定管理期間の終了に際し、次期の指定管理者が同一であることを理由として、返還届を添えて貸与物品を大阪府に返還する手続をとっていない。また、所管課も、貸与物品の引継をする手続をとっていない。

前期と次期の指定管理者が同一であった場合、貸与物品を物理的に返還することまで要求すると業務量が増えて、経済効率性に反する。しかし、指定管理期間が終了するに際しては、少なくとも、指定管理者と所管課の双方が立ち会いのもと、貸与物品のチェックをして、返還届に代えて、その結果を記載した報告書を作成すべきである。特に、本施設は、平成18年の指定管理開始当初から、同一の指定管理者又はその共同事業体が指定管理者に選定されているため、長年にわたり所管課が貸与物品を確認していないことが懸念される。

#### 【意見43】現金管理

対 象 施 設
服部緑地
意 見 43
指定管理者は、現金管理にあたり、入金機を導入して、1日ごとに売上金を入金して、金庫内で現金を保管することのリスクを最小限に留めるべきである。
事 実 関 係 及 び 理 由
現在、指定管理者は、毎日の売上金を金庫で保管し、現金の輸送及び入金業務を委託している業者に1週間に1回来てもらって、現金を回収してもらっている。
服部緑地では、夏場はウォーターランド(プール)の利用者が多く、1日当たりの売上も多額となるため、1週間分の売上はかなり高額となり、現金管理のリスクが高い。もともと、職員が、毎日銀行まで赴き、売上金の入金手続をすることまで求めると、現金搬送時のリスクや指定管理者への負担が過度になる。
他の指定管理者が管理している施設では、入金機を導入して、金庫内で多額の現金を管理することのリスクを最小限にとどめている例がある。入金機の導入、利用には一定の費用が必要となるが、金庫内で現金を管理することのリスクも勘案して、入金機の導入を検討されたい。
(注) 入金機・・・現金の入金専用の機械であって、現金を入金機に入金した後は、現金は警備会社の管理下となり、盗難のリスクは警備会社が負うことになる。

【意見 44】再委託の確認

対 象 施 設
服部緑地
意見 44
<p>大阪府は、少なくとも、野外音楽堂の運営管理やバーベキュー施設貸出等業務といった業務の再委託については、大阪府による事前の承諾が必要とすべきである。また、指定管理者は、速やかに、これらの業務の再委託に対する大阪府の承諾を得るべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 公の施設に対して指定管理者制度を導入する際、原則として、募集要項に基づく厳正な選定手続を経て指定管理者が指定される。管理業務委託契約書第 29 条第 1 項では、「受注者は、管理業務の全部または主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」と記載されている。指定管理者が、主要な業務を第三者に対して容易に再委託できてしまえば、厳正な選定手続を経て指定管理者が指定される趣旨が没却されてしまうため、指定管理者が主要な業務を第三者に対して再委託する際には、府の承諾が必要であるとされているのである。</p> <p>所管課が主要な業務の再委託を承諾するか否かの判断をするためには、所管課は、指定管理者から、事前に、再委託先の名称、再委託をする業務の内容、再委託先との契約金額等の報告を受ける必要がある。</p> <p>2 服部緑地においては、所管課及び指定管理者は、主要な業務とは、「公園の運営管理又は維持管理のマネジメント業務」であるという認識であった。</p> <p>しかし、主要な業務の範囲をこのように狭く解してしてしまうと、指定管理者は、マネジメント業務さえしていれば、マネジメント業務以外のあらゆる業務を大阪府の承諾を得ることなく第三者に再委託することができてしまう。事業報告書によれば、指定管理者は、大阪府の承諾を得ずに、野外音楽堂の運営管理業務（委託費 1085 万 1000 円）やバーベキュー施設貸出等業務（委託費 665 万 2000 円）といった、マネジメント業務以外の業務を第三者に対して再委託している。より具体的には、指定管理者から、野外音楽堂やバーベキュー施設の管理運営業務の再委託を受けた業者は、利用者から、使用許可申請を受け付けて使用許可を出している。使用許可という行政処分行為は、管理運営業務の中核を占めるものであるから、これを再委託する行為は、主要な業務の再委託に該当するといえる。</p> <p>これらの業務を大阪府の承諾無く第三者に対して再委託することが可能であるとする、募集要項に基づく厳正な選定手続を経て指定管理者が指定される趣旨が没却されてしまう。</p> <p>所管課としては、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は主要な業務を再委託できるとする管理業務委託契約書のもとでは、少なくとも、野外音楽堂の運営管理やバーベキュー施設貸出等業務といった業務の再委託については、所管課による事前の承諾が必</p>

要とすべきである。

また、現在も、大阪府の許可を得ることなく上記業務の再委託が行われているため、指定管理者は、速やかに、上記業務の再委託に対する大阪府の承諾を得るべきである。

#### 【意見 45】 人権研修の実施

対 象 施 設
服部緑地
意見 45
共同事業体を構成する各構成団体が、それぞれ人権研修を実施しているのであれば、共同事業体の代表者は、各構成団体による人権研修の実施状況を把握した上で、事業報告書に記載すべきである。
事実関係及び理由
服部緑地の募集要項には、「指定管理者は、公園の管理運営業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修を行ってください。」と記載されている。 服部緑地の指定管理者は、服部緑地指定管理グループ（一般財団法人大阪府公園協会、阪神造園建設協同組合、美津濃株式会社）であるが、代表者である大阪府公園協会は、自らが実施した人権研修については、事業報告書に記載していたが、阪神造園建設協同組合及び美津濃株式会社による人権研修の実施状況を把握せず、事業計画書にも記載していなかった。 共同事業体を構成する各構成団体が、それぞれ人権研修を実施しているのであれば、共同事業体の代表者は、各構成団体による人権研修の実施状況を把握した上で、事業報告書に記載すべきである。

#### 【監査の結果 46】 業務履行の記録の不備

対 象 施 設
服部緑地
監査の結果 46
指定管理者は、駐車場の売上日報の金額を毎日チェックしたのであれば、売上日報の徴収者と確認者の欄に検印を押捺すべきである。
事実関係及び理由
指定管理者では、駐車場の売上について、毎日、売上日報を作成し、責任者が金額のチェックをしているとのことであった。 しかし、平成 28 年度の駐車場の売上日報には、徴収者と確認者の検印欄に検印が押捺されていなかった。 毎日の売上の確認をしているのであれば、売上日報の徴収者と確認者の欄に検印を押捺すべきである。

【意見 46】 指定管理者による自己評価

対 象 施 設				
服部緑地				
意見 46				
<p>指定管理者は、指定申請時に提案した事業の履行状況を自己評価するに際して、提案時の事業を、自己評価する年度に実施していなければ、「未実施」という自己評価をすべきである。また、提案時の事業から事業内容を変更したのであれば、事業内容を変更して実施したという自己評価をすべきである。</p>				
事実関係及び理由				
<p>1 募集時の服部緑地管理マニュアルでは、指定管理者には、自主事業として、東中央広場において飲食店を設置することが求められており、その飲食店の営業形態は、閑散期を除く通年営業が基本とされていた。また、指定管理者も、指定申請書において、東中央広場におけるオープンカフェの設置を提案していた。</p> <p>年度ごとの飲食店の実際の実施状況は、以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年度 東中央広場にケータリングカーによる出店を開始した。</li> <li>・平成 26 年度 平常時に東中央広場で展開するだけでは、ケータリングカーの売上が上がらず、出店者を募っても応募が無いため、順次、下記の対応策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①東中央広場と西中央広場の双方で出店。</li> <li>②大規模イベントの際の出店。</li> </ul> </li> <li>・平成 27 年度 大規模イベント（キャンドルナイト）でケータリングカーを出店した。</li> <li>・平成 28 年度 大規模イベント（キャンドルナイト）でケータリングカー出店予定も、大雨警報発令により中止となった。</li> </ul> <p>指定管理者は、東中央広場において、閑散期を除き、オープンカフェの形態で飲食店を通年営業することを予定していたが、実際には、上記のとおり、通年営業をしなかった年度や（平成 27 年度）、一度も営業をしなかった年度があった（平成 28 年度）。</p> <p>2 指定管理者は、指定申請時の提案内容を記載した「服部緑地平成 24 年度応募資料の履行進捗状況まとめ〔提案事項一覧表〕」を作成し、年度ごとに事業の履行進捗状況を自己評価することとなっている。東中央広場オープンカフェについては、以下の自己評価をしている（「△」は試行・準備、「○」は実施を意味する。）。</p>				
【自主事業】	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
東中央広場オープンカフェ（ケータリングカー）	△	○	○	○
<p>指定管理者は、平成 27 年度及び平成 28 年度は、閑散期を除く東中央広場オープンカフェの通年営業を行っていないのであるから、「東中央広場オープンカフェ（ケータリングカー）」の平成 27 年度及び平成 28 年度の自己評価としては、実施済みを意味する「○」と記載すべきではなく、未実施を意味する「×」と自己評価すべきであった。また、指定申請</p>				

時の提案内容から事業内容を変更したのであれば、事業内容を変更して実施したと自己評価すべきである。

(7) 堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地）

【施設の概要】

施設名	【港湾施設】 堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地）				
所管課	都市整備部 港湾局 経営振興課 施設運営グループ				
条例・規則等	大阪府港湾施設条例、大阪府港湾施設条例施行規則				
設置目的	港湾の環境の整備（港湾法による）				
開設年月日	汐見公園：平成7年4月3日 なぎさ公園：平成10年12月21日 助松埠頭中央緑地：平成14年3月29日				
所在地	汐見公園：泉大津市汐見町111-1 なぎさ公園：泉大津市なぎさ町35-1 助松埠頭中央緑地：泉大津市小津島町1-1、5-1				
敷地面積	83,204 m <sup>2</sup> （大阪府所有）				
建物構造	助松埠頭中央緑地 管理棟「地上1階建て」				
延床面積	125.12 m <sup>2</sup> （大阪府所有）				
主な施設	汐見公園（面積33,000 m <sup>2</sup> ）：多目的広場 1面 なぎさ公園（面積4,668 m <sup>2</sup> ）：テニスコート 2面 助松埠頭中央緑地（面積45,536 m <sup>2</sup> ）：多目的広場 2面、テニスコート 6面				
建設費	汐見公園：2.70億円 なぎさ公園：泉大津港湾都市株が整備し、大阪府へ譲渡 助松埠頭中央緑地：6.60億円				
管理運営形態	指定管理者による管理 (H18.4～H21.3) 泉大津市 (H21.4～H24.3) 同上 (H24.4～H29.3) 同上 (H29.4～H32.3) 同上				
利用者数	平成27年度：57,145人 平成28年度：36,531人				
料金体系	利用料金制（平成18年4月より）				
府費負担（予算）	本施設のみ予算を策定せず。				
指定管理者の収支 （平成28年度決算）	（単位：千円）				
	収入	金額	支出	金額	収支
	施設使用料	3,767	施設維持費	527	
			人件費	5,191	
			管理費その他	7,366	
	合計	3,767	合計	13,084	▲9,317

<p>施設の特徴</p>	<p>本施設は、港湾法第2条第5項に定める港湾施設のうち第9の3号の港湾環境整備施設に該当する施設である。港湾環境整備施設は、港湾の環境（生活環境、労働環境を含む）を積極的に整備し向上させることを目的とし、港湾で働く人その他一般人に対し、憩いの場、スポーツの場を提供する施設として位置付けられている。</p> <p>広大な面積を誇る本施設内には、テニスコート、野球場、サッカー場、フットサル場及び多目的広場等が整備されている。これらのスポーツ施設は、指定管理者である泉大津市が管理する他のスポーツ施設と一体的に管理されており、同市内でも有数の施設となっている。</p> <p>上記のとおり、港湾法上は港湾環境整備施設として位置付けられているものの、本施設は泉大津市の強い要望によって設置されたという経緯があり、現実には港湾労働者等の港湾関係者による利用はあまりなく、休日を中心として、泉大津市をはじめとする近隣住民が利用するスポーツ施設としての色合いが濃くなっている。</p> <p>施設の設置経過、指定管理者が地方公共団体であること、本施設が港湾施設の一部に過ぎないことなどの特殊性から、大阪府においても管理運営に苦心している様子が感じられた。</p>
--------------	---

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

【意見 47】 公の施設としてのあり方

<p>対 象 施 設</p>
<p>堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地）</p>
<p>意見 47</p>
<p>大阪府は、本施設を泉大津市へ移管することや、指定管理期間を延長することも含め、今後のあり方を柔軟に検討し、早急に対応方針を定め、泉大津市との協議を進めるべきである。</p>
<p>事実関係及び理由</p>
<p>1 本施設の一部は泉大津市の強い要望によって設置されたものであり、当該部分を含む施設全体に関し、同市が長年に渡って管理運営を継続してきたという経緯を重視し、大阪府は、平成18年度から現在まで、非公募により、泉大津市を指定管理者として指定し続けている。</p> <p>2 泉大津市においても、本施設を市内有数のスポーツ施設として重要な存在と位置付けており、大阪府から管理運営委託料を受領することなく、結果的には損失を出しつつも指定管理者として管理運営を続けている。仮に、他の団体を指定管理者として指定した場合、大阪府は相応の管理運営委託料の支払いを余儀なくされることとなる。</p> <p>3 このため、大阪府の経費節減という面を考慮すると、非公募により、泉大津市を指定管理者として指定することは、当面はやむを得ないことであると思われる。</p>

しかしながら、地方公共団体を指定管理者として指定することは、民間の能力やノウハウを活用するという指定管理者制度の本来の趣旨には合致しないものである。

- 4 このため、大阪府としても、施設自体を泉大津市へ移管することも含め、今後の本施設のあり方を検討している。他方、泉大津市からは、指定管理期間を延長して欲しいとの声も挙がっているとのことである。現在の指定管理期間終了まで約2年となっているので、大阪府は、施設の移管や、指定管理期間の延長の可否等も検討した上で、早急に指定管理者との間で実質的な協議を進めるべきである。

#### 【意見 48】 基本情報の内容

対 象 施 設
堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地）
意見 48
大阪府は、府の港湾事業全体の収支ではなく、本施設に限定した収支を算定し、基本情報において開示すべきである。
事実関係及び理由
大阪府が府民等への情報提供を目的としてホームページ上で公開している基本情報の施設運営の収支の項目においては、本施設のための収支を算定していないため、港湾事業の収支の総額が記載されている。このため、本施設に関する収支がいくらであるのか、基本情報を閲覧しても把握することができない。 本施設のための収支が明らかでないため、指定管理者制度を採用することにより、どの程度の経費削減の効果が得られているかを確認することは困難である。また、将来、公募により指定管理者を選定することが必要となった場合、本施設のための収支が明らかでなければ、公募の条件を的確に定めることも困難である。 よって、大阪府は、本施設に限定した収支を算定し、基本情報にて開示すべきである。

#### 【意見 49】 大阪府民に対する効果的な広報

対 象 施 設
堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地）
意見 49
大阪府と指定管理者は、速やかに協議を行い、より効果的な広報活動を行う手段について、検討すべきである。
事実関係及び理由
指定管理者は、泉大津市のホームページ及び同市の広報誌を通じて、本施設の広報を行っているとのことである。もっとも、同市のホームページは、利用申込みの手続に関する事項が中心となっており、写真の掲載等はなされておらず、本施設の魅力を十分に伝える内容であるとはいえない。また、各施設の名称等を用いて検索しても、必ずしも泉大津市のホーム

ページは上位に表示されないため、利用申込みの方法がわかりにくい。

泉大津市の管理する他のスポーツ施設と一体的な運営がなされている以上、同市のホームページにそれ以上の情報を盛り込むことはバランスを欠くのでやむを得ない面もある。しかし、上記のような広報手段のみでは、泉大津市民以外の大阪府民の目に触れる機会が乏しくなり、大阪府の公の施設としての広報としては不十分であるといわざるを得ない。本施設が大阪府の公の施設である以上、府民全般に対する広報活動を行うことが求められる。

よって、大阪府と指定管理者は、速やかに協議を行い、例えば泉大津市のホームページとは別のドメインを利用した本施設のホームページを開設するなど、より効果的な広報活動を行う手段について、検討すべきである。

#### 【監査の結果 47】 施行規則と契約書等との齟齬

対 象 施 設
堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地）
監査の結果 47
1 大阪府と指定管理者は、速やかに協議を行い、大阪府港湾施設条例施行規則の規定と整合するように、管理運営業務基本協定書第 7 条第 1 項の事業報告書の提出期限を「毎年度終了後 30 日以内」に変更する旨の書面による合意をすべきである。 また、大阪府は、今後の指定管理者の選定に際しては、大阪府港湾施設条例及び同施行規則と指定要件書及び管理運営業務基本協定書の記載との間に齟齬が生じないように留意すべきである。
2 大阪府は、速やかに指定管理者と協議の上、管理運営業務基本協定書第 18 条第 2 項の誤記を訂正する旨の書面による合意をすべきである。
3 大阪府は、速やかに指定管理者と協議の上、管理運営業務基本協定書第 21 条第 1 項の「停止させる」との文言を「解除する」に変更する旨の書面による合意をすべきである。
事実関係及び理由
1 平成 28 年度の指定要件書 3 頁には、指定管理者は、大阪府に対し、毎会計年度終了後 60 日以内に事業報告書を提出する旨の記載がある。同様に、管理運営業務基本協定書第 7 条第 1 項にも同様の定めがある。 他方、大阪府港湾施設条例施行規則第 21 条は、指定管理者が毎年度終了後 30 日以内に事業報告書を提出する旨を定めており、指定要件書や管理運営業務基本協定書の記載との間に齟齬がある。 この場合、大阪府港湾施設条例施行規則の定めが当然に優先すると解釈される。 よって、大阪府と指定管理者は、管理運営業務基本協定書の上記の定めを大阪府港湾施設条例施行規則に沿った内容に変更すべきである。
2 管理運営業務基本協定書第 18 条第 2 項において、「第 21 条第 3 項の規定を準用する」旨が定められているが、同協定書には第 21 条第 3 項は存在しない。この点について確認

したところ、「第 21 条第 3 項」というのは誤記であり、正しくは「第 21 条第 2 項である」とのことであった。

もともと、正しくは「第 21 条第 2 項」であることを客観的に認識することはできないため、速やかに訂正する必要がある。

- 3 管理運營業務基本協定書第 21 条第 1 項では、管理運營業務の「停止」との表現が用いられている一方、これを受けた同条第 2 項では「前項の規定により協定を解除したときは」との文言が使用されており、齟齬がある。

この点に関し、大阪府の担当者に確認したところ、解決の見込みがある場合の一時的な「停止」と解決の見込みがない場合等の「解除」とを区別している旨の回答があった。

しかしながら、管理運營業務基本協定書の文言上はこのような区別をしているとは読み取れない。また、同条第 1 項に規定する事由は、いずれも大阪府に対する背信性が極めて大きい行為であり、解除事由とすることが相当である。実質的にも、「停止」という曖昧な措置を認める必要性はないばかりか、法的効果が定かでないため、かえって混乱を招くおそれがある。

よって、管理運營業務基本協定書第 21 条第 1 項の「停止させる」との文言は、「解除する」と訂正すべきである。

#### 【監査の結果 48】 事業計画書及び事業報告書の提出時期

対 象 施 設
堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地）
監査の結果 48
1 指定管理者は、事業計画書、収支計画書、管理体制計画書及び事業報告書の提出期限を遵守すべきである。
2 大阪府は、指定管理者に対し、上記各書類の提出期限を遵守するよう厳格に求めるべきである。
事実関係及び理由
1 指定要件書 4 頁には、指定管理者が毎会計年度末までに次年度に予定する事業計画書、収支計画書及び管理体制計画書を作成し、大阪府に提出する旨の記載がある。管理運營業務基本協定書の冒頭においては、指定要件書に定める事項が同協定に適用される旨が定められているから、指定管理者は提出期限を遵守する義務を負う。 しかしながら、指定管理者が平成 29 年度の事業計画書（事業計画書、収支計画書及び管理体制計画書が一体のものとして提出されている）を提出したのは、平成 29 年 6 月 21 日であり、期限から大幅に遅延している。
2 また、大阪府港湾施設条例施行規則第 21 条は、毎年度終了後 30 日以内に事業報告書を提出することと規定している。なお、管理運營業務基本協定書では、毎年度終了後 60 日以内に提出することとされているが、上記のとおり、大阪府港湾施設条例施行規則の定め

が当然に優先する。

しかし、指定管理者が平成 28 年度の事業報告書を提出したのは、平成 29 年 6 月 15 日であり、やはり期限から大幅に遅延している（管理運営業務基本協定書に記載された期限も徒過している）。

- 3 このような書類の提出の遅延はあってはならず、是正されなければならない。

【監査の結果 49】 事業計画書及び事業報告書の記載内容

対 象 施 設
堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地）
監査の結果 49
<p>1 指定管理者は、速やかに、平成 28 年度の事業報告書について、より充実した内容のものを作成し直し、大阪府へ提出すべきである。</p> <p>2 大阪府は、指定管理者が提出した事業計画書、収支計画書、管理体制計画書及び事業報告書について、その内容を十分に確認し、不十分なものであれば、再提出等を求めるべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 大阪府は指定要件書において、事業計画書、収支計画書及び管理体制計画書の提出を求めており、指定管理者はこれを受けて事業計画書（収支計画書及び管理体制計画書を含むもの）を提出している。</p> <p>しかし、平成 28 年度及び平成 29 年度の事業計画書の内容は非常に簡潔なものである。例えば、事業計画としては、グラウンド管理、テニスコート管理、施設の軽微な補修、植栽管理等の年間を通じて実施する項目が列挙されている他、施設の開場時間の一覧表が添付されているにとどまり、具体的計画は記載されていない。事業計画書の提出を求める趣旨を考慮すると、少なくとも、当該年度はどのような方針で運営管理を行うのかという点に関する具体的な記載は不可欠である。</p> <p>収支計画書については、大まかな支出の内訳は記載されているものの、収入の予定は記載されていない。</p> <p>管理体制計画書についても、泉大津市の担当部署と電話番号が記載されているにとどまり、記載が不十分である。</p> <p>2 大阪府が指定要件書において、事業計画書、収支計画書及び管理体制計画書という 3 つに分けて記載したのは、それぞれの計画書が相応の内容を伴う文書として作成されることを期待してのことであると思われる。しかし、指定管理者が提出したもののように、これらを一体の事業計画書として作成することは、各記載事項を簡潔なものとする誘因となり得る（現にそうなっている）から、適切でない。</p> <p>3 同様に、指定管理者が提出した平成 28 年度の事業報告書の内容も不十分なものであった。管理運営業務実施状況としては、事業計画書と同様に、年間を通じて実施するグラン</p>

ド管理、テニスコート管理、施設の軽微な補修、植栽管理等の項目が列挙されているにとどまる。業務に係る経理の状況については、収支計算書が添付されているものの、収支計画の数値が併記されていないため、一見して目標を達成できたか否かを確認することができない。個人情報の保護及び情報公開体制については、「泉大津市個人情報保護条例による」と記載されているにとどまり、具体的記載はない。しかし、例えば情報公開については、泉大津市個人情報保護条例のみでは対応できないから、記載としては不十分である。これらの他、過去と比較して利用状況にどのような傾向や変化があり、その理由はどういう点にあったのかといった分析的な記載は見当たらない。また、管理運營業務基本協定書第7条では、事業報告書に担当者の氏名を記載することを求めているが、担当者の姓しか記載されていない。

このように、指定管理者が提出した平成28年度の事業報告書は極めて不十分な内容であった。

- 4 よって、指定管理者は、平成28年度の事業報告書を再度、作成の上、大阪府へ提出すべきである（上記のとおり、平成29年度の事業計画書等の内容も不十分ではあるが、既に年度末が迫っていることもあり、再提出までは求めないこととした）。

**【監査の結果 50】 使用許可及び利用料金の収納のあり方**

対 象 施 設
堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地）
監査の結果 50
指定管理者は、再委託先の職員に対し、使用許可及び利用料金の徴収を事実上行わせる運用を廃止すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 本施設の利用申込みは、泉大津市立総合体育館において、指定管理者の職員が受け付けている。しかし、助松埠頭中央緑地においては、日曜日等に限り、同所の管理棟において、指定管理者の再委託先である公益社団法人泉大津市シルバー人材センターの職員が、利用者から使用許可申請書の提出を受け、利用料金を収受して領収証書を発行し、使用を許可するという運用が事実上なされてきた。</p> <p>2 しかしながら、使用許可と利用料金の収受は、管理運營業務の中核を占めるものであるから、再委託先の職員に単独で行わせることは相当でない。特に、使用許可の基準を満たすか否かについて、再委託先の職員が適切に判断する能力を有しているか否かには疑問がある。利用料金の減免の可否についても同様である。</p> <p>3 監査人補助者が現場で監査手続を実施した際、居合わせた再委託先の職員は、収受した利用料金については現金出納簿を作成せず、金庫に入れることなく保管し、本施設閉場後に泉大津市へ引き渡す旨の説明を行ったが、このような現金管理の体制は極めて不適切である。また、本件利用料金は、そもそも泉大津市財務規則第32条に基づく私人に対する</p>

歳入の徴収又は収納の事務の委託の対象とならない債権であると考えられるため、この点でも問題がある。

- 4 このような方式で使用許可及び利用料金の徴収を行うことは不適切であるから、指定管理者は、上記運用を廃止するべきである。

【意見 50】 利用料金の妥当性

対 象 施 設
堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地）
意見 50
大阪府は、指定管理者との間で、本施設のうちなぎさ公園の利用料金を段階的に値上げし、助松埠頭中央緑地のテニスコートと同程度の水準に近付ける方策について協議すべきである。
事実関係及び理由
助松埠頭中央緑地のテニスコートの利用料金は1時間につき800円とされている。他方、なぎさ公園のテニスコートは2時間以内600円とされており、後者は1時間あたり300円相当の計算となるから、実質的に倍以上の差がある。 大阪府によれば、前者は大阪府都市公園条例における府営公園のスポーツ施設の使用料水準を踏まえたものである一方、後者は泉大津港湾都市株式会社が運営していた当時の使用料を引き継いだものであるため利用料金の乖離が生じており、立地や設備の面等において、両者の違いを正当化できるほどの事情は見当たらないとのことである。 なぎさ公園のテニスコートについても、急激に利用料金を高額化することは利用者の減少につながるのを避けるべきではあるが、上記のような不均衡が続くことは好ましくないから、徐々に助松埠頭中央緑地のテニスコートの利用料金の水準に近付けるよう努めるべきである。

【監査の結果 51】 再委託の承諾のあり方

対 象 施 設
堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地）
監査の結果 51
1 指定管理者は、今後、再委託の必要が生じた場合には、「やむを得ない理由」を明示した上で承諾を求めるべきである。 2 大阪府は、今後、指定管理者から再委託の承諾の求めがあった際、具体的に事情を確認した上で、「やむを得ない理由」の有無を検討すべきである。
事実関係及び理由
指定要件書3頁においては、「やむを得ない理由」がある場合のみ、大阪府の承諾を得て、管理運営業務のうち主要な部分を第三者に委託できるとされている。

しかし、本施設の現場の管理等について、公益社団法人泉大津市シルバー人材センターへの再委託を行うに際し、「やむを得ない理由」があるか否かについて、十分に検討された形跡はない。高齢者の活躍の場を創出することの意義は高く評価されるが、まずは指定要件書に沿った方式により、再委託の是非を検討すべきである。

【監査の結果 52】 人権研修の実施

対 象 施 設
堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地）
監査の結果 52
<p>管理運営業務基本協定書第 14 条の定めは、指定管理者が、（再委託先も含め）実際に現場で管理運営業務に従事する職員に人権研修を受講させることを目的とするものであるから、指定管理者は、全員ではないとしても、泉大津市の担当者及び再委託先の職員のうち相当数が出席する形の人権研修を実施すべきである。</p>
事実関係及び理由
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理運営業務基本協定書第 14 条は、業務に従事する者が人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修を行う旨を規定している。</li> <li>2 指定管理者は、毎年度始めに全職員を対象とした人権研修を実施している。しかし、平成 28 年度の人権研修においては、指定管理業務を担当する職員 3 名のうち受講者は存在しなかった。</li> <li>3 他方、再委託先である公益社団法人泉大津市シルバー人材センターにおいては、接遇や人命に係る緊急対応研修を実施しているとのことであるが、その内容は AED の使用方法に関するものなどであり、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるようにすることを目的とする研修とはやや性格が異なる。</li> <li>4 このため、平成 28 年度においては、指定管理業務に従事する職員のうち、管理運営業務基本協定書第 14 条に規定する人権研修を受講した者は存在しない。これでは、人権研修を義務付けた趣旨が没却されることとなるので、指定管理者は、速やかに管理運営業務に従事する者（再委託先を含む）を対象とした人権研修を実施すべきである。</li> </ol>

【監査の結果 53】 不法占拠の解消に向けた措置

対 象 施 設
堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地）
監査の結果 53
<p>大阪府及び指定管理者は、不法占拠者に対し、可能な範囲で必要な生活支援を行うことを検討すると同時に退去の実現に向けて粘り強く説得を続け、それでも退去に至らない場合には、訴訟等の法的措置を講ずることも検討すべきである。</p>

#### 事実関係及び理由

- 1 汐見公園の多目的広場の樹木が茂った一角に1人の男性が事実上居住している。大阪府及び指定管理者に確認したところ、明確な時期は定かでないが、かなり古い時期から居住を続けているとのことであった。
- 2 このように、長期間に渡って不法占拠の状態が続いていながら、大阪府及び指定管理者は、この状況を解消するための具体的措置を講じていない。
- 3 不法占拠者の存在は、少なくともその周辺の施設の利用を妨げるものであり、本施設の価値を著しく低下させるものであるから、速やかに退去を実現させる必要がある。  
そのためには、可能な範囲で必要な生活支援を行うことを検討する一方で、まずは粘り強く説得を続け、それでも退去に至らない場合には訴訟等の法的措置を講ずることも検討すべきである。

(8) 府営駐車場

【施設の概要】

施設名	(府営駐車場) 江坂立体駐車場、新石切立体駐車場、茨木地下駐車場
所管課	都市整備部 交通道路室 都市交通課 公共交通計画グループ
条例・施行規則	大阪府駐車場条例、大阪府駐車場条例施行規則
設置目的	違法路上駐車 of 解消 (条例等で定められてはいない)
開設年月日	江坂：平成4年12月 新石切：平成7年4月 茨木：平成18年4月
所在地	江坂立体駐車場：吹田市豊津町 (御堂筋線江坂駅高架下) 新石切立体駐車場：東大阪市西石切町3丁目 (近鉄けいはんな線新石切駅高架下) 茨木地下駐車場：茨木市春日2丁目 (府立春日丘高校敷地地下)
敷地面積	江坂立体駐車場：6,751 m <sup>2</sup> (大阪府) 新石切立体駐車場：3,062 m <sup>2</sup> (大阪府) 茨木地下駐車場：2,560 m <sup>2</sup> (大阪府)
建物構造	江坂立体駐車場：地上2層構造 (鉄骨造) 新石切立体駐車場：平面構造 (鉄骨造) 茨木地下駐車場：地下2層構造 (鉄筋コンクリート造)
延床面積	江坂立体駐車場：10,350 m <sup>2</sup> (大阪府) 新石切立体駐車場：－ (大阪府) 茨木地下駐車場：5,180 m <sup>2</sup> (大阪府)
主な施設	江坂立体駐車場：193台 新石切立体駐車場：60台 茨木地下駐車場：162台
建設費	江坂立体駐車場：8.70億円 新石切立体駐車場：4.00億円 茨木地下駐車場：28.61億円
管理運営形態	指定管理者による管理 (平成23年度から、3施設を一括して指定) (H23.4～H28.3) パーク24株式会社 (後に、会社分割によりタイムズ24株式会社 社に承継) (H28.4～H33.3) タイムズ24株式会社
利用台数	平成27年度 江坂立体駐車場：106,415台 新石切立体駐車場：55,556台 茨木地下駐車場：83,355台

	平成 28 年度 江坂立体駐車場 : 112,604 台 新石切立体駐車場 : 53,757 台 茨木地下駐車場 : 80,398 台																														
料金体系	江坂立体駐車場 : 200 円/30 分 新石切立体駐車場 : 100 円/20 分 茨木地下駐車場 : 100 円/30 分																														
府費負担 (予算)	平成 28 年度 0 円																														
指定管理者の収支 (平成 28 年度決算)	<p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入</th> <th>金額</th> <th>支出</th> <th>金額</th> <th>収支</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設使用料</td> <td>146,716</td> <td>施設維持費</td> <td>44,234</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自主事業収入</td> <td>386</td> <td>人件費</td> <td>19,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>476</td> <td>管理費その他</td> <td>3,136</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他</td> <td>81,108</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>147,578</td> <td>合計</td> <td>147,578</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 収入の「その他」の 476 千円は、指定管理者が赤字の填補に充てた金額である。支出の「その他」の 81,108 千円は大阪府への納付金である。</p>	収入	金額	支出	金額	収支	施設使用料	146,716	施設維持費	44,234		自主事業収入	386	人件費	19,100		その他	476	管理費その他	3,136				その他	81,108		合計	147,578	合計	147,578	0
収入	金額	支出	金額	収支																											
施設使用料	146,716	施設維持費	44,234																												
自主事業収入	386	人件費	19,100																												
その他	476	管理費その他	3,136																												
		その他	81,108																												
合計	147,578	合計	147,578	0																											
施設の特徴	<p>江坂立体駐車場は、江坂駅北側の高架下に位置する平面構造の駐車場であり、現在、無人での管理がなされている。江坂駅北改札口までの所要時間は徒歩約 2～3 分である。</p> <p>新石切立体駐車場は、新石切駅西側の高架下に位置する 2 層構造の駐車場であり、現在、無人での管理がなされている。新石切駅の改札口までの所要時間は徒歩約 2～3 分である。</p> <p>茨木地下駐車場は、大阪府立春日丘高等学校の地下に存在する駐車場であり、現在、有人管理が行われている。JR 茨木駅までの所要時間は徒歩約 3～4 分である。</p> <p>本施設は、道路法第 2 条第 2 項の「道路の附属物」としての「自動車駐車場」に該当する。いずれの駐車場も、交通量が多く、公共交通機関へのアクセスが便利な地点に位置しており、比較的利用頻度は高い。現在の指定管理者も、交通 IC カードに記録された鉄道の乗車履歴に応じた利用料金の減額を行うなどの工夫をしている。</p> <p>本施設については大阪府による管理運営委託料の支払いがなく、指定管理者は大阪府へ納付金を支払っているため、大阪府の収支は大幅な黒字となっている。</p>																														

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

【意見 51】 基本情報の内容

対 象 施 設
府営駐車場
意見 51
大阪府は、基本情報を開示する際、指定管理者が赤字を補填するために支出した金額は収入として計上せず、管理運営業務の収支の実態が明らかとなるよう表示すべきである。
事実関係及び理由
<p>大阪府は、公の施設に関し、大阪府民への情報開示等を目的として、各施設の基本情報をホームページで開示している。</p> <p>本施設の基本情報においては、平成 25 年度から平成 28 年度までの指定管理者の収支の決算が毎年 0 円とされている。その理由について確認したところ、実質は赤字（平成 28 年度は 47 万 6180 円の赤字）であるが、指定管理者が赤字を補填するために支出した金額を収入として計上することにより、収支を 0 円としたとのことである。</p> <p>このような会計処理の妥当性はともかくとして、少なくとも基本情報として開示する場合には、大阪府民等が管理運営業務の実態を把握することができるように、収支が赤字であることを認識できるように表示すべきである。</p>

【意見 52】 選定基準

対 象 施 設
府営駐車場
意見 52
<p>1 大阪府は、他の公の施設と同様に、納付金の金額とその他の考慮要素を織り交ぜて一段階で審査することにより、指定管理者の選定を行うべきである。</p> <p>2 大阪府は、納付金の金額のみによって選定結果が左右されることが少なくなるよう、同項目に対する配点及び得点の算出方法に関し、十分な検討を行うべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 平成 22 年度の公募の際は、「①収益を確保し、府民へ還元できる方策（70 点）、②施設の効用を最大限発揮するための方策（10 点）、③適正な管理運営業務の遂行を円滑に行うことができる能力及び財政基盤に関する事項（10 点）、④その他管理に際して必要な事項（8 点）」について選定委員会の審理が行われ、特に①で大きく次点者を上回ったパーク 24 株式会社が選定された。同社の提案した大阪府への納付金は年額約 8200 万円であったのに対し、次点者が提案した納付金は年額約 6000 万円であった。しかし、①の点数は、それぞれ 70 点と 37 点であり、提案した納付金の額の比率以上の開きが生じた。</p> <p>2 平成 27 年度の選定委員会においては、二段階の審査を経て指定管理者の選定がなされた。1 次審査においては、①平等利用が確保されるような適切な管理運営を行うための方策、②施設の効用を最大限発揮するための方策、③適正な管理運営業務の遂行を円滑</p>

ことができる能力及び財政基盤に関する事項の3項目について審査を行い、全ての基準を満たした者が合格者とされた。2次審査では、「①納付金の提案価格、②府施策との整合」の2項目について審査を行い、最も評価点数が高い者を最優先交渉権者として選定した。

結果的に、現在の指定管理者のみが応募したため、実質的な競争はなかったが、上記のような方式で審査を行った場合、1次審査で評価の対象となった項目についての得点は、2次審査では全く考慮されないこととなるため、管理運営業務の品質に関する事項は最低基準としてのみ機能し、実質的には納付金の提案価格のみによって指定管理者の選定がなされることとなりかねない。

- 3 上記過去2回の選定委員会で採用された審査基準は、大阪府内部の選定基準のルールに則って設定されたものであるが、いずれも納付金の提案価格を重視し過ぎるものではなかったかという疑問が残る。

**【意見 53】 事業報告書の記載内容**

対 象 施 設
府営駐車場
意見 53
指定管理者は、事業計画書に記載した利用予定台数や収支見込等を事業報告書にも引用し、一見して目標の達成度を確認できるようにすべきである。
事実関係及び理由
指定管理者が提出した平成 28 年度の事業報告書には、利用台数や収支報告等が記載されているものの、当該年度の事業計画書に記載された利用予定台数や収支計画等が併記されていないため、一見して当該年度の目標を達成できたか否かを確認することができない。 大阪府は、事業報告書の内容に基づき、当該事業年度の管理運営業務の内容を評価している。その際、効率よく評価できるようにするため、指定管理者は、少なくとも事業報告書において、事業計画書で定めた目標を達成できたか否かを把握できるよう記載すべきである。

**【監査の結果 54】 事業報告書の記載内容**

対 象 施 設
府営駐車場
監査の結果 54
指定管理者は、速やかに平成 28 年度の人権研修の実施状況を記載した補充の事業報告書を作成し、大阪府へ提出すべきである。
事実関係及び理由
1 募集要項 4 頁においては、事業報告書に人権研修の実施状況を記載するよう規定されている。他方、管理運営業務契約書第 8 条においては、人権研修の実施状況は事業報告

書への記載事項としては規定されていない。

指定管理者が提出した平成 28 年度の事業報告書には、人権研修の実施状況に関する記載はない。これは、上記のとおり、管理運営業務契約書の事業報告書への記載事項として人権研修の実施状況が規定されていないことによるものと思われる。なお、大阪府は、指定管理者から別途、人権研修の実施状況に関する報告自体は受けていたとのことである。

2 しかし、管理運営業務契約書の冒頭部分においては、募集要項が適用される旨が定められているから、事業報告書には、人権研修の実施状況について記載することが必要である。

3 よって、指定管理者は、事業報告書に人権研修の実施状況について記載すべきである。

#### 【意見 54】 管理室の有効活用

対 象 施 設
府営駐車場
意見 54
大阪府は、無人管理を継続するのであれば、江坂駐車場と新石切駐車場の管理室を有効に活用する方策について、検討すべきである。
事実関係及び理由
江坂駐車場及び新石切駐車場には、有人で管理を行っていた時期に設置された管理室が存在する。しかし、現在は駐車場を無人で管理しているため、上記管理室が利用されることはほとんどない。管理室内には監視カメラのモニターが設置されているが、指定管理者の事業所でも同一の画像を確認できることから、モニターを利用する機会もほとんどないとのことである。 管理室内には古い駐車券等の利用価値がないものや、保管期間を経過したと思われる大阪府の資料等が保管されている他、多くは無駄なスペースとなっている。管理室を除去すれば、相応の台数の駐車スペースを設けることが可能となるが、高額のコストを要するため、現実的ではないとのことである。このため、現時点では管理室を有効に活用する方法に関し、具体的検討はなされていないとのことである。 しかしながら、相応のスペースが十分に活用されないままに放置されることは、大阪府の財産の有効活用という観点からは好ましくないため、大阪府は上記管理室を活用する方策について、検討すべきである。

#### 【監査の結果 55】 倉庫室の扉の修繕

対 象 施 設
府営駐車場

監査の結果 55
指定管理者は、早急に江坂駐車場の倉庫室の扉の修繕を行うべきである。
事実関係及び理由
<p>江坂駐車場には、老朽化のため扉が開かない倉庫室が存在する。指定管理者によると、内部には何も入っていないとのことであった。</p> <p>管理運営業務契約書添付のリスク分担表によれば、倉庫室の扉の維持修繕は指定管理者が分担すべき事項とされている。よって、指定管理者は、早急に倉庫室の扉の修繕を行うべきである。</p>

**【監査の結果 56】【意見 55】再委託の確認**

対 象 施 設
府営駐車場
監査の結果 56・意見 55
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>大阪府と、指定管理者は、再委託の承認の内容と実際の契約形態が異なっていること及び「管理運営業務の遂行管理」の再委託に当たる可能性のある広範な再委託がなされていることに関し、どのように対処すべきかを速やかに協議すべきである。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>再委託を承認するか否かを判断する際、大阪府は契約書案の開示を求めるべきである。また、再委託契約の締結後には、指定管理者から契約書の写しの提出を受けるべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 指定管理者は、複数の業者に対し、管理運営業務の一部を再委託することの承諾を求め、大阪府知事の承諾を得ている。</p> <p>しかし、現実には、グループ会社であるタイムズサービス株式会社との間で広範な再委託を行う内容の管理委託契約を締結し、同社が個々の業務を第三者（指定管理者が再委託について大阪府知事の承認を得た者）に再々委託する方式をとっている。これは、募集要項 8 頁で禁止されている「管理運営業務の遂行管理」の再委託に該当する可能性がある。</p> <p>2 このような事態が生じたのは、大阪府が再委託の承認をする際、契約書案の内容の確認をしなかったことに起因するものである。今後は、再委託の承認を行うに際し、契約内容を確認するため、大阪府は、事前に再委託に関する契約書案の提出を受けると共に、事後に同契約書の写しの提出を求めるべきである。</p>

**【意見 56】利用約款**

対 象 施 設
府営駐車場

意見 56

指定管理者は、約款について、文字の大きさにも留意した上で、利用者の目に触れやすい場所に掲示するなどの措置を講ずるべきである。

事実関係及び理由

江坂駐車場では、指定管理者が作成した「タイムズ利用約款」が入場ゲート付近に掲示されている。他の場所に約款は掲示されていない。その内容を確認しようとする、入場ゲート付近で車両を停止させて読むか、駐車後に掲示場所まで戻って読む必要がある。しかし、入場ゲート付近で停車すると、後続車を待たせることになるので、混み合う時間帯に停車して約款を読むことは困難である。また、約款が設置されている入場ゲート付近は、利用者が駐車場外へ出るための経路上に存在しないため、わざわざ立ち寄って約款の内容を確認する利用者はあまりいないと思われる。

約款の文字は小さく、読み取るとは必ずしも容易ではない。指定管理者によれば、約款は指定管理者が全国で営む駐車場と共通のものであり、ホームページにも記載しているとのことである。しかし、指定管理者のホームページで約款を閲覧する利用者がどれほど存在するか、疑問である。

なお、新石切駐車場においても、基本的に同様の状況にある。

このため、現実に約款の記載内容を確認して駐車する利用者はほとんど存在しないのではないと思われる。指定管理者は、約款の文字の大きさにも留意した上で、入場ゲート以外の場所にも約款を掲示するなど、より利用者が認識しやすいように掲示する方法を検討すべきである。

【監査の結果 57】 放置車両への対応

対 象 施 設

府営駐車場

監査の結果 57

指定管理者は、本施設に放置された車両を撤去させる際には、法令の規定に沿った手順によるべきである。

事実関係及び理由

- 1 指定管理者は、長期放置車両が存在する場合、約款の「放置車両の取扱い」に関する項目の記載に基づき、自動車検査証に記載された所有者及び使用者に複数回に渡って連絡するなどした上で当該車両を廃棄している（指定管理者が運営する他の駐車場でも同様の方式を採用しているとのことである）。

このような方式は指定管理者独自のものであり、道路法、公共団体ノ管理スル公共用土地物件ノ使用ニ関スル法律及び大阪府放置自動車条例等の法令や、訴訟・強制執行等の裁判手続に基づくものではない（これらの手続による場合は、指定管理者ではなく、基本的に大阪府が主体になるものと思われる）。

また、約款はあくまでも本施設の利用者のみを拘束するものであり、登録上の所有者や使用者に対する拘束力までは生じないから、所有者や使用者との関係において、指定管理者が採用している放置車両の処分方法を正当化することは困難である。

このような方式により、放置車両を処分することは、違法な自力救済であると判断される可能性が高い。

- 2 上記のとおり、指定管理者が再び同様の方式で放置車両を廃棄した場合、違法な自力救済であるとして、大阪府が国家賠償請求等を受け、敗訴するおそれがあるから、指定管理者は、直ちにこのような取扱いを停止すべきである。

## (9) 男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）

## 【施設の概要】

施設名	男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
所管課	府民文化部 男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ
条例 施行規則	大阪府立男女共同参画・青少年センター条例 大阪府立男女共同参画・青少年センター条例施行規則
設置目的	女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に資し、並びに青少年活動を促進し、青少年の健全な育成に資すること。
開設年月日	平成6年11月11日
所在地	〒540-0008 大阪市中央区大手前1丁目3番49号
敷地面積	3,170 m <sup>2</sup> （大阪府所有）
建物構造	地上10階・地下1階（鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造）
延床面積	14,173 m <sup>2</sup> （大阪府所有）
主な施設	情報ライブラリー、カウンセリングルーム、NPOとの協働フロア（ワークステーション・グループロッカー等）、ホール（500人）、パフォーマンススペース（150人）、会議室（10人・6室、36人・4室、72人・3室、108人・1室、16人・1室、24人・1室、15人・1室、54人・2室、85人・1室）、駐車場（92台）等
建設費	90.56億円
管理運営形態	指定管理者による管理 （H18.4～H23.3）ドーン利用促進事業共同体（構成員は、財団法人大阪府男女共同参画推進財団及びNPO法人ZUTTO） （H23.4～H28.3）ドーン運営共同体（構成員は、財団法人大阪府男女共同参画推進財団、財団法人大阪府青少年活動財団、三菱ビルテクノサービス株式会社関西支社及びNPO法人大阪現代舞台芸術協会） （H28.4～H33.3）ドーン運営共同体（構成員は、一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団、一般財団法人大阪府青少年活動財団、株式会社菱サ・ビルウェア関西支社及びNPO法人大阪現代舞台芸術協会）
利用者数	平成27年度：320,643人 平成28年度：342,712人
料金体系	利用料金制（平成12年4月より）
府費負担 （予算）	平成28年度 70,668千円 （大阪府は、別途、修繕費を負担）

指定管理者の収支 (平成 28 年度決算)	(単位：千円)				
	収入	金額	支出	金額	収支
	施設使用料	135,126	施設維持費	158,452	
	管理運営委託料	15,120	事業費	343	
	自主事業収入	312			
	その他	3,863			
	合計	154,421	合計	158,795	▲4,374

※ 別途、指定管理者の構成員からの負担金収入 4,374 千円が存在するため、収支計算書等においては収支差ゼロとなっている。

施設の特徴

本施設は、天満橋駅から徒歩約 5 分の地点に位置する大型の施設であり、遠くからでも一際目を引く流線型をしている。敷地内には 92 台分のスペースを有する駐車場があり、アクセスは良好である。

館内では、大阪府男女共同参画推進事業にかかる相談事業や、ホール・会議室・セミナー室・調理室等の貸室事業が営まれている他、男女共同参画に関する書籍等を集めた情報ライブラリー、NPO 法人等が自主的な活動のための利用するワークステーション等が設置運営されている。このうち、大阪府男女共同参画推進事業にかかる相談事業については、大阪府からの受託者である一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団(指定管理者の構成員)が実施しているが、その他施設管理にかかる業務は指定管理者が行っている。貸室事業については、男女共同参画又は青少年の健全育成を目的とする場合、その他の目的による場合の半額の利用料金で利用することが可能である。

男女共同参画社会の実現及び青少年の健全な育成のため、本施設のより一層の活用が期待される場所である。

以前は、地下プールが利用されていたが、採算が合わないことなどから、現在はプールとしての利用はなされておらず、その跡地の活用が課題となっている。

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

#### 【意見 57】 中長期の修繕計画

対象施設
ドーンセンター
意見 57
<p>1 大阪府は、本施設の設備に関する補修計画について、指定管理期間とは関係なく、状況に応じ、適宜更新を行うべきである。</p> <p>2 大阪府は、本施設の建物の躯体そのものに関し、早急に現在の状態を把握した上で、中長期的な修繕計画を策定すべきである。</p>

事実関係及び理由	
1	<p>建物内の設備（空調設備、給排水衛生設備及び電気設備等）については、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間の補修計画が策定されている。しかし、これはあくまでも指定管理期間を意識して作成されたものであり、常時、更新されているわけではない。</p> <p>本施設は大型の建物であり、設備の補修費用は高額となるため、大阪府は、指定管理期間とは関係なく、中長期的な補修計画を立案し、適宜更新すべきである。</p>
2	<p>また、建物の躯体そのものに関しては、現時点で修繕計画は策定されていない。大阪府ファシリティマネジメント基本方針に基づき、平成 30 年度には建物の劣化診断を行い、その結果を踏まえ、修繕計画等の立案を検討することが予定されている。将来的に必要な修繕費等を予測し、計画的に躯体そのものの修繕を実施することにより、施設の長寿命化及び経費節減に結び付くことが期待される。</p> <p>よって、大阪府は、早急に本施設の躯体そのものに関する中長期的な修繕計画を立案すべきである。</p>

【意見 58】 基本情報の内容

対 象 施 設	
ドーンセンター	
意見 58	
大阪府は、基本情報を開示する際、指定管理者の収支が実質的に赤字であれば、その旨を確認できるよう表示すべきである。	
事実関係及び理由	
1	指定管理者が提出した平成 28 年度の事業報告書の収支計算書においては、収入が 1 億 5879 万 4924 円、支出も 1 億 5879 万 4924 円と記載されており、収支が完全に一致している。
2	指定管理者に対し、その理由について確認したところ、実質的には 437 万 3149 円の赤字が発生しているが、その損失分を指定管理者の各構成員からの負担金収入として計上することにより、収支をゼロとしたとのことであった。
3	指定管理者が個々の構成員からは独立した共同事業体であることを考慮すると、このような会計処理が誤りであるとはいえないが、その収支計算書の内容がそのまま基本情報として開示されると、実質的に収支が均衡しているかのような誤解を生じさせるおそれがある。
4	よって、大阪府は、基本情報を開示する際、指定管理者の実質的収支が赤字であれば、その旨がわかるように、各構成員からの負担金収入を除外した収支を公表すべきである。

【監査の結果 58】 共同事業体との契約

対 象 施 設
ドーンセンター
監査の結果 58
<p>1 大阪府及び指定管理者は、管理運営業務契約書にドーン運営共同体（現在の指定管理者）の構成員名を明記すべきである。</p> <p>2 大阪府は、指定管理者と協議の上、ドーン運営共同体の各構成員が、大阪府に対し、連帯責任を負う旨の文書を取り交わすよう努めるべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 管理運営業務契約書には、契約者として「ドーン運営共同体」との表記があり、その代表者として一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団と記載されている。しかし、「ドーン運営共同体」の構成員名は記載されていない。</p> <p>指定管理者指定申請書等の書類により、指定管理者の構成員名を確認することは可能であるが、共同事業体の構成員が誰であるかということは、契約における基本的事項であるから、管理運営業務契約書に構成員名を記載しないことには疑問がある。</p> <p>2 また、共同事業体の構成員は、大阪府に対し、管理運営業務契約に基づき連帯責任を負う旨を明記しておくことが望ましいが、管理運営業務契約書にはその旨の条項は存在せず、募集要項にもその旨の記載はない。</p> <p>共同事業体の構成員同士で締結したドーン運営企業体契約書を参照する限り、構成員の責任割合や損益割合は記載されているものの、各構成員が大阪府に対して連帯債務を負う旨の定めはなく、基本的に民法の組合契約に類似するものであると解釈できる。商法第 511 条第 1 項の規定により、連帯債務であると解釈できる可能性はあるものの、この点に関する大阪府と指定管理者の認識を一致させておくことが望ましい。</p> <p>よって、大阪府は、指定管理者と協議の上、ドーン運営共同体の構成員が大阪府に対し、連帯責任を負う旨の文書を取り交わすよう努めるべきである。</p>

【意見 59】 選定基準における価格点の算定方法

対 象 施 設
ドーンセンター
意見 59
<p>1 大阪府は、次回の公募時においては、提案価格（大阪府が支払う委託料）に対する配点が 50 点を占めることの妥当性について、所管課と行政経営課との間で十分かつ柔軟な協議を行い、適切な審査基準を作成するよう努めるべきである。</p> <p>2 大阪府は、選定時に用いる評価基準において、提案価格の点数を「最低価格÷提案価格」との方式で算定するのではなく、より合理的な算定方式を用いることができないか、十分に検討すべきである。</p>

### 事実関係及び理由

- 1 平成 27 年度に実施された公募の際には、2 団体から応募があった。選定委員会の審査においては、「施設の効用を最大限発揮するための方策」、「適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項」及び「その他管理に際して必要な事項」のいずれについても、次点者が現在の指定管理者を上回る評価を得ており、価格点以外の項目で 9 点上回った。しかし、価格点においては、現在の指定管理者が 50 点、次点者が 29.3 点となり、総合計では現在の指定管理者が大きく上回った。なお、98 点満点のうち、価格点は 50 点、その他の項目は合計 48 点が配点されていた。
- 2 選定委員会の審査は、選定基準に基づいて適切になされたものと思われる。指定管理者はその提案内容を評価されて選定されており、その結果、大阪府の経費節減に結び付いていることは高く評価されるべきである。

しかしながら、当時、用いられた選定基準においては、提案価格が過度に重視されていた感が否めない。その理由は以下のとおりである。

第一に、経費節減という目的は、募集要項において参考価格を定めることにより一定程度達成できるから、98 点満点中、価格点に 50 点を配点することが妥当であるのか、疑問の余地がある。

第二に、価格点の算定方法に疑問がある。価格点は、提案価格のうち最低価格を応募者の提案価格で割り、これに 50 点を乗じる方式が採用されている。この方式では、提案価格の点数差が過大となってしまう。なぜなら、本施設における指定管理者の管理運営業務による収入には、委託料だけでなく利用料金も含まれるから、提案価格の本来の価値は「想定される利用料金の額と提案価格とを合計した金額」において比較されるべきであるが、上記選定基準においては、このうち提案価格のみを取り出して単純に比較しているからである。
- 3 このように価格点を重視した選定基準を採用したこともあり、現在の指定管理者は、公募の際、自身にとってかなり厳しい提案価格を提示した結果、平成 28 年度は実質的には赤字決算となり（ただし、指定管理者の構成員からの負担金収入を計上することにより、収支をゼロとした）、平成 29 年度の事業計画書においても赤字予算を策定することとなった。

このように、価格点に大きな比重を置いた選定基準を用いると、大阪府の経費節減に資する一方で、指定管理者の負担は増し、結果として管理運営業務の質の低下を招くおそれがあるので、慎重な検討が必要である。

### 【意見 60】【監査の結果 59】 契約書の不備

対 象 施 設

ドーンセンター

**【意見】**

大阪府は、次回の指定管理者との契約に際しては、利用料金制を採用すること及び基本修繕費の返納に関する事項などの金銭の支払いを伴う重要な事項について、募集要項を援用するだけにとどめず、管理運営業務契約書の本文に明記すべきである。

**【監査の結果】**

大阪府は、指定管理者と速やかに協議の上、管理運営業務契約書第 19 条第 2 項の誤記を訂正する旨の書面による合意をすべきである。

## 事実関係及び理由

- 1 平成 27 年 9 月 1 日付の募集要項 6 頁には、利用料金制を採用する旨が記載されている。他方、管理運営業務契約書には、利用料金制を採用する旨の定めはない。契約書の冒頭に募集要項を遵守する旨が記載されているので、齟齬があるとまではいえない。しかし、指定管理者が選定された後、大阪府との契約締結に向けての交渉を経て、募集要項とは異なる内容の合意をするということも起こり得るのであるから、基本的かつ重要な事項については、募集要項を援用するにとどめるのは適切でないように思われる。  
また、募集要項 15 頁には「指定管理委託料のうち、平成 28 年度は 6,600 千円、平成 29 年度から平成 32 年度は 10,000 千円を基本修繕費としており、年度終了後執行残額については府に返納してください」と記載されているが、管理運営業務契約書の本文には、基本修繕費の返還に関する定めがない（ただし、契約書添付の仕様書には記載されている）。この点についても、少なからぬ金銭が動く可能性がある以上、やはり管理運営業務契約書の本文に規定しておくことが望ましい。
- 2 管理運営業務契約書第 19 条第 1 項は、指定管理者が管理運営業務を行うことが困難である場合、大阪府が指定を取り消すことができると定めている。同条第 2 項は、「前項の規定により指定を取り消した場合においては、第 23 条第 3 項の規定を準用する」と定めている。  
第 23 条第 3 項は、大阪府が管理運営業務の内容を変更したことにより、指定管理者が管理運営業務契約を解除した場合、大阪府に対して損害賠償請求をすることができるという内容であるが、指定の取消しの場合とは状況が異なっており、準用することは不合理ではないかと思われた。この点について、大阪府に確認したところ、『第 22 条』第 3 項の規定を準用する」と記載すべきところを、誤って「第 23 条」と記載したとのことであった。  
第三者から見ると、正しくは「第 22 条第 3 項の規定を準用する」という内容であることが把握できないので、上記誤記を速やかに訂正する必要がある。

【監査の結果 60】 事業報告書の記載内容

対 象 施 設
ドーンセンター
監査の結果 60
<p>指定管理者は、利用者ニーズ（傾向・分析）への対応状況及び人権研修の実施状況に記載した補充の報告書を作成し、速やかに大阪府へ提出すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>募集要項 9 頁には、利用者ニーズ（傾向・分析）への対応状況及び人権研修の実施状況について、事業報告書に記載することが定められている。他方、事業報告書への記載内容について規定する管理運営業務契約書第 7 条には、利用者ニーズ（傾向・分析）への対応状況及び人権研修の実施状況についての記載を求める旨は定められていない。同契約書の冒頭には募集要項に定める事項が適用される旨が規定されているので、指定管理者は上記事項を事業報告書に記載する必要があると解釈される。</p> <p>しかし、指定管理者が提出した平成 28 年度の事業報告書には、利用者ニーズ（傾向・分析）への対応状況及び人権研修の実施状況に該当する記載が見当たらない。</p> <p>よって、指定管理者は、大阪府に対し、これらの事項を記載した報告書を速やかに提出すべきである。</p>

【意見 61】 所管課と指定管理者との協議

対 象 施 設
ドーンセンター
意見 61
<p>大阪府と指定管理者との会議において協議した内容については、少なくともその要旨を記載した議事録を作成すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>大阪府は、指定管理者との間で、平成 28 年度以降、月に 1 度の定例的な会議を実施しているが、自由闊達な意見交換の場とするため、議事録は作成していないとのことである。</p> <p>しかし、会議で話し合った事柄については、会議の参加者だけでなく、大阪府の他の担当者（将来の担当者を含む）において共有すべきものであるから、少なくともその要旨を記載した議事録を作成すべきである。</p>

【意見 62】 納付金の算定方法の明示

対 象 施 設
ドーンセンター
意見 62
<p>大阪府は、次回の指定の際、管理運営業務契約書に納付金の算定方法を明記すべきである。</p>

事実関係及び理由	
1	管理運營業務契約書第8条第1項において、指定管理者は、総収入が総支出を上回った場合、その差額の2分の1相当額を大阪府へ納付する旨が定められている。この場合における「総収入」及び「総支出」との文言が何を示すのか、同契約書を一読しただけでは判断することができない。
2	大阪府によると、募集要項において、「総収入」とは管理運営委託料、利用料金収入及び自主事業の収入の全てを含む旨が記載されているので問題ないとのことであった。他方、「総支出」については、募集要項にも具体的な記載はないが、総収入を上記のように定義しているため、総支出も自主事業による支出を含む全ての支出であると理解しているとのことであった。
3	いずれにせよ、納付金の算定方法は重要な事項であるから、管理運營業務契約書の記載のみにより、明確に判断できることが望ましい。このため、大阪府は、次回の指定の際には、管理運營業務契約書において、納付金の算定方法を明示すべきである。

#### 【監査の結果 61】 利用の優先関係

対 象 施 設	
ドーンセンター	
監査の結果 61	
指定管理者又はその構成員（一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団が大阪府男女共同参画推進事業の受託者として大阪府との契約に基づき利用する場合を除く）がホール又は会議室等の施設を利用する際には、一般の利用者と同様の手続により、予約受付を行うべきである。	
事実関係及び理由	
<p>指定管理者は、大阪府との協議に基づき、「先行予約取扱基準について」との文書を作成し、平成28年4月1日から施行している。同基準においては、指定管理者又はその構成員がホール又は会議室等を使用する場合、一般利用の受付開始日の前日以前に先行して予約受付をすることを認めている。</p> <p>しかし、指定管理者又はその構成員が会議室等を利用する際は、一利用者として利用するに過ぎないから、予約方法に関し、一般の利用者との扱いに差を設けることは正当な理由のない差別的取扱いに該当するのではないかとと思われる。</p> <p>したがって、指定管理者は、先行予約の取扱方法を改めるべきである。</p> <p>なお、大阪府男女共同推進事業にかかる相談事業の受託者である一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団が、同事業にかかる大阪府との契約に基づいて本施設を使用する場合は、上記には該当しない。</p>	

【意見 63】 地下プール跡地

対 象 施 設
ドーンセンター
意見 63
<p>大阪府及び指定管理者は、地下プール跡地を現状のまま放置して衛生面や建物への悪影響が生じるおそれがないか、常に注意を払い、定期的に確認すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>本施設の地下 1 階には、かつて利用されていた広大なプール跡地（25m プール）が存在する。現在、水は入っていないが、プールの形状はそのまま維持されている。監査人及び同補助者らが臨場した際、同所にはカビによるものと思われる強い異臭が漂っていた。</p> <p>大阪府によると、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、本施設の空気環境の測定を行っており、基準を満たしていることを確認しているとのことであった。また、平時はプール跡地を閉め切っているため、近くフロアの利用者に悪影響を生じさせることもないとの説明がなされた。</p> <p>しかしながら、監査人及び同補助者らが現地で体感した異臭は、そのまま放置してよいのだろうか懸念を覚える程度のものであった。したがって、大阪府及び指定管理者は、少なくとも、地下プール跡地を現状のまま放置して衛生面や建物への悪影響が生じるおそれがないか、常に注意を払い、定期的に状況を確認すべきである。</p>

【意見 64】 再委託の承認のあり方

対 象 施 設
ドーンセンター
意見 64
<p>大阪府は、再委託を承認するか否かを検討するに際し、指定管理者に対し、再委託に関する契約書案の提出を求め、再委託先の属性のみならず、再委託する業務の範囲や契約内容等を総合的に勘案した上、承諾の是非を決定するべきである。また、再委託契約締結後、大阪府は、指定管理者に対し、契約書の写しの提出を求めるべきである。</p>
事実関係及び理由
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理運營業務契約書第 21 条において、管理運營業務の再委託は原則として禁止され、あらかじめ大阪府の書面による承諾を得た場合に限り、許される旨が規定されている。</li> <li>2 指定管理者は、約 30 の業者に対し、管理運營業務の再委託を行っている。上記規定に基づき、指定管理者は再委託についての承認を求め、大阪府はこれを承認しているが、大阪府が承認するか否かを判断するに際しては、もっぱら再委託先の属性を確認するにとどまり、契約書案の提出までは受けていないとのことである。</li> <li>3 しかし、あまりに広範な再委託がなされると、指定管理者を選定して管理運営を委ねた趣旨が没却されるおそれもある。また、再委託に関する契約内容に不合理な点があれば</li> </ol>

ば、その後の管理運営業務に悪影響が生じるおそれもある。他方、大阪府が再委託契約の内容や条件等を把握しておくことは、今後の施設の管理運営のあり方を検討する上で非常に有益であると思われる。

- 4 よって、大阪府は、再委託を承認するか否かを判断する際、再委託に関する契約書案の提出を求めるべきである。また、再委託契約締結後には、確認のため、契約書の写しの提出を受けるべきである。

(10) 国際会議場

【施設の概要】

施設名	国際会議場（グランキューブ大阪）				
所管課	府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課 観光振興グループ				
条例・規則等	大阪府立国際会議場条例 大阪府立国際会議場条例施行規則				
設置目的（条例による）	府民に開かれた国際交流の拠点として、学術、芸術及び産業の振興に資する集会及び催物の場を提供し、もって大阪の文化及び経済の発展に寄与する。				
開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日（H28. 4 現在経過年数 16 年）				
所在地	〒530-0005 大阪市北区中之島 5 丁目 3 番 5 1 号				
敷地面積	9,990 m <sup>2</sup> （大阪府、(株)大阪国際会議場、(株)竹中工務店）				
建物構造	地下 3 階、地上 13 階（鉄骨造（地下鉄骨鉄筋コンクリート造））				
延床面積	67,545 m <sup>2</sup> （大阪府所有）				
主な施設	特別会議室 約 393 m <sup>2</sup> 、メインホール 約 3,257 m <sup>2</sup> 、イベントホール 約 2,600 m <sup>2</sup> 、会議室 約 2,869 m <sup>2</sup>				
建設費	696.52 億円				
運営形態	H18 以降指定管理者による管理 【H18～H25】（株）大阪国際会議場（非公募により指定） 【H26 指定管理者】（株）大阪国際会議場（指定期間 H26. 4. 1～H31. 3. 31） 【H27 指定管理者】同上 【H28 指定管理者】同上 【H29 指定管理者】同上				
利用者数	平成 28 年度：1,136,706 人				
料金体系	利用料金制（平成 12 年 4 月 1 日より）				
府費負担（予算）	平成 28 年度 ▲484,425 千円 （大阪府は、別途、修繕費として 375,847 千円を負担）				
指定管理者の収支（平成 28 年度決算）	（単位：千円）				
	収入	金額	支出	金額	収支
	施設使用料	1,836,099	施設維持費	1,074,183	
	自主事業収入	156,256	人件費	272,588	
	その他	104,457		700,000	
	合計	2,096,812		2,046,771	50,041
施設の特徴	本施設は、国際会議等の誘致・開催を通じて大阪の産業振興や地域活性化に貢献することを目的とし、平成 12 年に設置された。平成 18 年度から指定管理者制度が導入されたが、土地貸与の関係（敷地の 8 割を現指定管理者が所有している）もあ				

	<p>り、公募によらず㈱大阪国際会議場を指定管理者として選定してきた。平成 24 年、指定管理者の公募も含めたありかたの検討が開始され、平成 26 年度から指定管理者を公募により選定することになった。なお、大阪府は㈱大阪国際会議場の過半数の株式を保有しており、大阪府の職員が同社の取締役就任している。</p> <p>大阪府の所有する公の施設の中でも特に大型といえる施設であり、特別会議室、メインホール、イベントホールという大規模集会用のスペースの他、通常の会議室も 25 室備えている。これら多数のスペースについて会議の誘致を行うのは大変な作業と思われるが、現指定管理者による効果的な誘致活動により、国際会議については平成 26 年度以降目標を上回る成約を達成している（平成 26 年度は 30 件目標のところ 35 件成約、平成 27 年度は 35 件目標のところ 40 件成約、平成 28 年度は 40 件目標のところ 58 件成約）。医療系の学会から音楽コンサート、高校の芸術祭まで、多様な種類の企画が開催されており、現指定管理者の経験とノウハウが生かされた招致活動が行われている。また、所管課の側でも、例えば指定管理者から夜間の開館時間延長の要請がなされたことに対し包括承認を実現するなど、指定管理者との間で積極的かつ効果的な連携を行っている。指定管理という制度の枠内で、各施設の実情に応じた柔軟な対応を行い、各施設の目的を効果的に達成することが所管課に求められているところ、本施設において所管課にかかる姿勢が認められることは評価できる。</p>
--	---

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

【意見 65】 中長期の修繕計画

対 象 施 設
国際会議場（グランキューブ大阪）
意 見 65
大阪府は、本施設の中長期修繕計画を具体的に策定すべきである。
事 実 関 係 及 び 理 由
<p>1 本施設の開設年（建設年）は平成 12 年であり、現時点で建設完成後 17 年が経過し、施設・設備の経年劣化が進行している。</p> <p>2 指定管理者は大阪府に提出した事業計画書（指定申請書添付のもの）29 頁において、「経年劣化による施設・設備の故障、損傷が大きくなる前に、日常点検・定期点検・法令点検等を確実に実施し、早期発見、早期修繕によって早めに対策を講ずることにより危険性、修繕費を最小限に抑えることに努めます」と記載しており、実際、早期修繕による対応を行っている。</p> <p>3 しかしながら、建設完成後 17 年が経過していることからすると、一般的には大規模改修が必要な時期に差し掛かっているものと思われる。指定管理者も平成 28 年 1 月 27 日に開催された評価委員会において「設備系の修繕が必要。中規模改修工事にさしかかる時期で、</p>

今後、計画的に検証し、大規模工事などは府と協議していく必要がある」旨述べている。

この点、大阪府は施設に関する基金として平成 27 年度末時点で 23 億 5000 万円を積み立てており（「基本情報」中、「大阪府の決算」「貸借対照表」「資産の部」「基金」項目）、当該「基金」を修繕のために用いることを予定しているとのことである。しかし、大規模修繕を行うためには当該「基金」の金額では中長期の修繕には到底足りないことが予想されている。

4 大阪府は平成 27 年 11 月、「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」（大阪府公共施設等総合管理計画）を策定し、大阪府の有する全ての公共施設等を対象として、施設の長寿命化や総量最適化・有効利用に向けた全庁的な取組みを始めている。所管課は財産活用課と連携しながら、施設の利用実績、点検・劣化度調査結果を踏まえた、中長期保全計画・修繕実施計画を策定すべき立場にある（上記方針 36 頁（体制イメージ）、47 頁（予防保全等の実施サイクル））。

5 本施設は、大阪府の中心部で産業振興のために大きな役割を果たしている。国際化が進んでいく中で、今後ますますその役割は重要なものとなっていくことが予想され、適切な維持管理が求められるところである。ファシリティマネジメント推進のためにも、日常点検等による情報集約のもと、所管課が財産活用課と連携しながら、中長期的な補修計画を策定する必要がある。

#### 【監査の結果 62】基本情報の記載の適切性

対 象 施 設
国際会議場（グランキューブ大阪）
監査の結果 62
大阪府は、基本情報に関し、記載の適切性について確認しておくべきである。
事実関係及び理由
1 本施設の基本情報中、「大阪府の予算」のうち、「府支出」欄の下段で、平成 25 年度予算、平成 26 年度予算については「内特財」との記載があるが、平成 27 年度予算以降は当該記載がない。所管課に確認したところ、「内特財」とは「府支出額の財源の内訳を記載したもの」とのことであるが、平成 26 年度までと平成 27 年度以降とで実態に変更はなく、平成 27 年度以降も記載されるべきであるが、なぜ平成 27 年度予算以降の欄で記載がなくなったのか不明であるとのことであった。
2 基本情報の記載内容は、府民が当該施設に関する財務内容を確認する上で重要なものである。上記指摘した項目は基本情報において必須の記載項目とはされていないが、その内容は一貫した方針のもと記載されている必要がある。基本情報の記載内容について、所管課において内容を把握し、記載の適切性について確認すべきである。

【監査の結果 63】 募集要項の適切性（形式的な点）

対 象 施 設
国際会議場（グランキューブ大阪）
監査の結果 63
<p>募集要項における「申請者の資格」中に、「民法上の公益法人」との記載があるが、法改正により「民法上の公益法人」は存在しないので、今回の公募時における募集要項においては、当該記載について大阪府は、「一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人」等の記載に改めるべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>平成 25 年 8 月付の募集要項 4 頁「（1）申請者の資格」に「②民法上の公益法人」との記載がある。所管課としては行政経営課の作成した「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」を参考に記載したとのことであるが、平成 20 年 12 月 1 日から新しい公益法人制度がスタートし、民法に基づく従来の公益法人制度は廃止されており、所管課としても十分な確認が必要であったと思われる。今回の募集時の募集要項においては記載の修正が必要である。</p>

【意見 66】 選定時の審査基準における価格点

対 象 施 設
国際会議場（グランキューブ大阪）
意見 66
<p>大阪府は、指定管理者選定時の審査基準における価格点について、一律に「50 点」とするのではなく、施設に応じた柔軟な選定を行うべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 本施設について平成 25 年に行われた指定管理候補者の選定結果によれば、現指定管理者と次点の候補者それぞれの審査結果の点数は次のとおりである。</p> <p>(1) 平等利用が確保されるように適切な管理を行うための方策（5 点）          現管理者：4.0 点、次点者：4.4 点</p> <p>(2) 施設の効用を最大限発揮するための方策（23 点）          現管理者：18.0 点、次点者：20.2 点</p> <p>(3) 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する能力（12 点）          現管理者：9.8 点、次点者：10.4 点</p> <p>(4) 管理に係る経費の節減に関する方策（府への納付金）（50 点）          現管理者：50.0 点、次点者：46.4 点</p> <p>(5) その他管理に際して必要な事項（10 点）          現管理者：5.8 点、次点者：6.0 点</p> <p>合計 現指定管理者：87.6 点、次点者：87.4 点</p>

上記結果によると、次点者は価格点(4)以外の点数についてはいずれも現指定管理者よりも高い評価を得ているにもかかわらず、選定されない結果になっている。

2 大阪府への納付金の点数(価格点)の配点が50点と非常に高いことについて、所管課は、行政経営課が作成している「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」により価格点が原則50点となっていることを踏まえた旨説明している。

3 しかるところ、本施設は、国際会議等の誘致・開催を通じて大阪の産業振興や地域活性化に貢献することを目的とするものであり、その重要性は今後ますます増加するものと思われる。

とすれば、その指定管理者を選定するには、むしろ国際会議誘致のノウハウ、実績、企画力等を重視して行わなければならない、少なくとも納付金の額の高低のみによって選定結果が事実上左右されるような状況は避けなければならない。

4 しかるに本施設に関する平成25年度の選定においては、価格点が50点である一方、国際会議誘致のノウハウ、実績、企画力等に関する項目である「(2)施設の効用を最大限発揮するための方策」には23点しか配点されていない。その結果、ほぼ価格点によって結果が左右される状態になっているといえる。

5 したがって、所管課は、国際会議誘致のノウハウ、実績、企画力等に関する提案もより効果的に選考結果に反映できるよう、価格点に50点を配点するという現行の運用を変更することも考えるべきである。

#### 【監査の結果64】 契約条項と募集要項の齟齬

対 象 施 設
国際会議場(グランキューブ大阪)
監査の結果64
大阪府は、指定管理者からの再委託を認める業務の範囲について、契約書条項と募集要項との間で齟齬が生じないようにすべきである。
事実関係及び理由
1 本施設の募集要項では、「業務内容の全部又は主要な部分を第三者に委託し、または請け負わせることはできません」(8頁)と記載されている。一方、業務委託契約書22条ではその旨の記載がなく、次のような記載がなされている。 「22条1項 乙は、管理運営業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲と事前協議を行い、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」
2 すなわち、募集要項では、指定管理者は業務内容の「全部又は主要な部分」を第三者に委託することが禁じられている一方で、業務委託契約書では、府の書面による承諾を得た場合にはそれが可能となっている。
3 この点現指定管理者と所管課との間では、再委託の範囲と内容については協議によって

確認されており、両者の間で解釈をめぐる紛争等は発生していない。しかし、契約書と募集要項の齟齬の問題は、単に現指定管理者と所管課のみの問題にはとどまらない。募集要項は、事前に指定申請者に対して、管理運営業務契約の内容を示すものであり、指定申請者は、募集要項を見て、指定を申請する。仮に、ある団体が、募集要項を見て、主要な管理運営業務を再委託することが一切認められないのであれば業務遂行が困難であると判断し、指定申請を見送ったという事態があれば、管理運営業務契約の段階になって、大阪府の承諾があれば主要な管理運営業務を再委託できるとすることは公平性を欠く。

したがって、指定管理者として指定した後の管理運営業務契約書の内容は、募集要領と齟齬があってはならない。大阪府の書面による事前の承諾があった場合に主要な管理運営業務を再委託できるとするのであれば、募集要領にもその旨を記載しておかなければならない。

- 4 なお、本施設に関する平成 24 年度の一般監査において「契約書では管理運営業務の全部又は主要な部分について第三者に対する委託は禁止されているが、どのような業務が主要な部分であるのか明確にしておく必要がある」旨指摘されている。現在の業務委託契約書の文言は上述のとおりであり、一般監査を受けて契約書の文言を変更したものと見受けられるが、募集要項との間で齟齬が生じないようにすべきことは上述のとおりである。

【意見 67】 事業報告書の記載内容

対 象 施 設
国際会議場（グランキューブ大阪）
意 見 67
<p>指定管理者は、募集要項及び契約書で求められている人権研修を実施した場合は、事業報告書において、その実施内容と受講状況を明記すべきである。また、大阪府は、指定管理者に対し、募集要項及び契約書において、人権研修の実施内容及び受講状況を事業報告書へ記載することを求めるべきである。</p>
事 実 関 係 及 び 理 由
<p>1 本施設に関する管理運営業務委託契約書 27 条では、「乙は、管理運営業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする」と規定されており、募集要項 6 頁にも、「指定管理者は、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行ってください」との記載がある。</p> <p>2 公の施設の管理運営業務に従事する者が人権に関する正しい認識をもって業務を遂行することは、公の施設の円滑な運営上不可欠であり、人権研修は極めて重要な意味を持つ。</p> <p>3 本施設においては、指定管理者は毎年 1 月～3 月に全従業員を対象に人権研修を行っているが、その旨が業務報告書に記載されていない。この点、所管課は人権研修の実施についてモニタリング時に指定管理者から内容の報告を受け、把握している。また、評価委員会においても人権研修の実施について報告され、評価基準の対象項目として評価されている。</p>

る。しかるに、人権研修の実施は業務委託契約書及び募集要項に定められた指定管理者の重要な業務の一つであるから、単に所管課への報告や評価委員会での報告にとどめるのではなく、事業報告書において記載させるべきである。

- 4 なお、上述のとおり、本施設に関する管理運営業務委託契約書及び募集要項においては、人権研修の実施について指定管理者に求めながら、その実施状況、受講状況についての報告を求めている。この点、管理運営業務委託契約書及び募集要項に報告義務を記載することも検討すべきである。

**【意見 68】 指定管理者との協議実施時の議事録作成**

対 象 施 設
国際会議場（グランキューブ大阪）
意見 68
大阪府は、指定管理者と定例的な協議を行う際、議事録を作成すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 本施設においては、所管課は指定管理者との間で四半期毎のモニタリング時に協議を行っているが、協議内容について議事録は作成していない。</p> <p>2 指定管理者との協議内容については議事録の形で残しておくことが、後の紛争の予防や議題の確認のために重要である。</p> <p>3 なお、この点所管課は指定管理者と四半期モニタリング協議を行った後は、協議を踏まえた結果通知書を作成し、指定管理者に送付している。当該結果通知書は、モニタリング協議の内容を反映したものであり、一定程度議事録的な役割を果たしていることは間違いないが、結果通知書はあくまで所管課から指定管理者に対する指示もしくは要請が記載されているに過ぎず、四半期モニタリングにおいて指定管理者からなされた報告や要望が記載されているわけではない。この点で議事録を完全に代替するものではない。</p> <p>4 議事録を作成する目的は、協議における双方の発言内容や見解を正確に記録し、もって後日の紛争を防止することにある。かかる目的を実現するために、定例的な協議を行った際は議事録を作成することを徹底すべきである。</p>

**【意見 69】 キャンセル料**

対 象 施 設
国際会議場（グランキューブ大阪）
意見 69
大阪府は、本施設において指定管理者が利用申込みを取消した者に対して請求しているキャンセル料について、請求の可否及び法的根拠について検討すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 本施設においては、一旦利用申し込みをしたもののその後取り消した際の取消料（キャ</p>

ンセル料) について、施設利用案内において次のとおり定められている。

利用承認日	支払期限	支払金額
利用開始日の1年前まで	利用承認日から2週間以内	施設利用料金の30%
	施設利用日の6ヶ月前の前日	施設利用料金の20%
	施設利用日の3ヶ月前の前日	施設利用料金の50%
利用開始日の6ヶ月前まで	利用承認日から2週間以内	施設利用料金の50%
	施設利用日の3ヶ月前の前日	施設利用料金の50%
利用開始日の3ヶ月前まで	利用承認日から2週間以内	施設利用料金の全額
利用開始日の1ヶ月以降	会議場の指定する日	施設利用料金の全額

しかしながら、キャンセル料を請求する根拠が条例にも同施行規則にも存在しない。

- 2 ついては、大阪府は、キャンセル料について、請求の可否及び法的根拠について検討すべきである。

#### 【監査の結果 65】再委託の場合の暴力団等でないことの誓約書

対 象 施 設
国際会議場（グランキューブ大阪）
監査の結果 65
指定管理者は、再委託先から暴力団等に該当しない旨の誓約書を取得した場合は、速やかに大阪府に提出すべきである。
事実関係及び結果
<p>1 本施設に関する募集要項では、指定管理者に対し再委託先から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴求することは求められていないが、業務委託契約書と同時に指定管理者が大阪府に提出した誓約書には「下請人等（契約金額500万未満のものは除く）から誓約書を徴し、当該誓約書を大阪府に提出します」と記載されている（業務委託契約書自体には記載がない）。</p> <p>2 しかるに、所管課は指定管理者に対し、再委託先から徴求した暴力団等に該当しない旨の誓約書の提出は求めておらず、指定管理者も再委託先から受領した誓約書を大阪府に提出していない。</p> <p>3 この点、公の施設に関する業務の再委託を受けた者が暴力団等反社会的勢力であった場合、大阪府が社会的な批判を受け、また公の施設の業務の適正性自体に疑いの目が向けられることは想像に難くなく、再委託先が暴力団等ではないことを大阪府自身で確認することは重要である。</p> <p>4 よって、指定管理者は、再委託先（下請け人等）から暴力団等反社会的勢力でないことの誓約書を取得した場合は、速やかに大阪府に提出すべきである。</p>

(11) 上方演芸資料館

【施設の概要】

施設名	上方演芸資料館（ワッハ上方）
所管課	府民文化部 文化・スポーツ室 文化課 文化振興グループ
条例・規則等	大阪府立上方演芸資料館条例、大阪府立上方演芸資料館条例施行規則
設置目的（条例による）	上方演芸の保存及び振興を図るとともに府民に上方演芸に親しむ機会を提供し、もって大阪文化の発展に資する。
開設年月日	平成 8 年 11 月 15 日（H28.4 現在経過年数 19 年）（大規模改修：平成 25 年度）
所在地	〒542-0075 大阪市中央区難波千日前 12-7 YES・NAMBA ビル 7 階
敷地面積	2,258 m <sup>2</sup> （イエスビルディング（株））
建物構造	地上 8 階、地下 1 階（鉄骨鉄筋コンクリート造）の 7 階の一部
延床面積	609.943 m <sup>2</sup> （大阪府賃借）
主な施設	演芸ライブラリー（兼）事務所（7 階）99.85 m <sup>2</sup> 1 室、収蔵庫（7 階）260 m <sup>2</sup> 1 室、共用部分等 250.093 m <sup>2</sup>
建設費	賃貸借による入居であり、建設費は府が負担していない。
運営形態	H18 年度より指定管理導入。H27 年度より府直営。 <b>【H18～H22.12.31】</b> ニューウェーブ日東大阪（構成団体：特定非営利活動法人ニューウェーブ大阪、日東カスタディアル・サービス株式会社） <b>【H23.4.1～H27.3.31】</b> 吉本興業グループ（株式会社よしもとクリエイティブ・エンジェンシー、株式会社よしもとデベロップメント） <b>【H27 年度】</b> 府直営による管理 <b>【H28 年度】</b> 同上 <b>【H29 年度】</b> 同上
利用者数	H28 年度：14,888 人
料金体系	無料
府費負担（予算）	平成 28 年度 46,166 千円
指定管理者の収支（平成 28 年度決算）	本施設は平成 28 年度において指定管理ではない。
施設の特徴	本施設は、平成 8 年 11 月、上方演芸の保存及び振興を図るとともに府民に上方演芸を楽しむ場を提供することを目的とし、全国初の演芸に関する資料館として設置された。地下鉄なんば駅、近鉄・阪神・南海難波駅から徒歩 5 分という好立地に位置している。 当初は演芸ホール、小劇場等の観劇施設を有していたが、平成 21 年 12 月に開催された大阪府戦略本部会議において、官民の役割分担が見直され、平成 22 年 12 月

	<p>には演芸ホール、平成 25 年 3 月には展示室（演芸ライブラリー除く）、レッスルーム及び小演芸場が順次廃止された。現在は演芸ライブラリーの運営と収蔵資料の管理、閲覧、貸出を行っている。なお、演芸ライブラリーでは過去に放送されたテレビ・ラジオの約 5000 本の演芸番組の視聴と、上方演芸に関する書籍の閲覧がなされており、多いときは一日 100 名を超える来館者を得ている。</p> <p>平成 26 年 7 月に開催された大阪府市文化振興会議アーツカウンシル部会において、「ワッハの使命は上方演芸に関する資料・情報の蓄積と継承」である旨の提言がなされ、当該提言を踏まえて現在では上方演芸に関する約 7 万点に及ぶ資料の整理作業が行われている。</p>
--	---

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

【意見 70】 公の施設の管理の在り方

対 象 施 設
上方演芸資料館（ワッハ上方）
意見 70
<p>大阪府は、本施設の効率的な運営を実現するために、施設の運営方針等について抜本的な改革方法を検討すべきである。</p>
事実関係及び理由
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大阪府立上方演芸資料館条例では本施設の設置目的として、「上方演芸の保存及び振興を図るとともに府民に上方演芸に親しむ場を提供し、もって大阪文化の発展に資するため」との記載がある一方、2014 年（平成 26 年）7 月に開催された大阪府市文化振興会議アーツカウンシル部会から「ワッハ上方の使命は、上方演芸に関する資料・情報の蓄積と継承であり、施設の保持や集客を増やすことは最終目的ではない」との提言がなされたことを踏まえ、所管課では施設の入館者数の目標は設定していないとのことである。</li> <li>2 本施設は難波の繁華街の中心にあり、施設入居に伴うビル賃借料は、賃借部分の延べ床面積が 609.943 m<sup>2</sup>であるのに対し、平成 28 年度で 2158 万円となっている。1 m<sup>2</sup>あたり 3 万 5383 円、1 坪あたり 11 万 6765 円という賃料は、所管課と建物所有者が契約満了前に次の契約に向けて価格交渉を行っているとのことだが、府内全域と比べて高額であるといわざるを得ない。集客を目的としないのであれば、かかる高額賃料が必要となる場所に施設を設置する必要性はなく、実際、平成 20 年前後より、本施設の移転案として、通天閣（運営主体：通天閣株式会社）が検討されてきたという経過がある。</li> <li>3 本施設が現に果たしている役割からすれば、現時点での本施設の利用者数は平成 25 年 3 月に展示室が廃止されたこと等、施設の縮小の影響により、平成 23 年度には 18 万 6478 人であったところ、平成 28 年度には 1 万 4888 人にまで大幅に減少しているのであるから、平成 20 年前後に移転が議論されていた当時よりも、一層、府民サービスという点において低下しているものと</li> </ol>

わざるを得ない。

4 本施設は現時点において府の直営であり、指定管理制度が導入されていないが、直営施設であっても、公の施設として運営されている以上、施設に投下される府の資金と、施設目的の実現の程度がバランスの取れたものになっているのか、効率的な運営がなされているのかについて検討される必要がある。そして、本施設維持のための府費負担が平成 28 年度で賃料も含めて 46,166 千円に上っていることに鑑みると、資料整理を主とする現在の施設が、公の施設として効率的に運営されているのかという点に関し、監査人として疑義を呈さざるを得ない。

5 この点所管課は、平成 29 年夏以降、本施設の在り方について、上方演芸に関する資料収集のみならず、より多くの人々が、上方演芸に触れ、楽しみ、その魅力を知ることができる施設に改修し、体験型施設としても位置付け直すという改革案を示している。本施設でこれまで収集された資料の価値及び数量、本施設の設置場所である難波駅周辺でのインバウンド需要の増加傾向からすれば、十分に検討に値する改革案であるといえる。ただ、資料展示など新たな取り組みを行うためには、賃借部分についての改修工事も必要となり、そのための予算措置も必要となってくるところである。所管課としては引き続き本施設の在り方についての改革案をしっかりと検討しながら、公の施設としての効率的な運用の実現を図る必要がある。

#### 【意見 71】施設の成果指標

対 象 施 設
上方演芸資料館（ワッハ上方）
意見 71
大阪府は、本施設の主目的である資料・情報の蓄積と継承について、当該資料がいかに関市民サービスに供されるのかという利用の視点も踏まえながら、実効的な評価指標を定めるべきである。
事実関係及び理由
1 上述した 2014 年（平成 26 年）7 月に開催された大阪府市文化振興会議アーツカウンシル部会において、本施設の目的は資料・情報の蓄積と継承であり、施設の保持や集客を増やすことは最終目的でないと提言された。したがって、現時点において本施設の入館者数の目標は設定されていない。
2 しかしながら、施設の運用においては成果指標が必要であり、本施設の場合、上方演芸の保存及び振興を図ることを主目的としているのであるから、最終的に収集した資料をどのように活用していくのかを考慮しながら、何らかの指標を定める必要がある。
3 この点所管課としては、登録資料の分類作業について、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて約 5.3 万点の登録資料の分類作業を行うという数値目標を設定し、平成 29 年 10 月現在において当該目標値について 76.4%達成しているとのことである。また、資料の収集

は一定程度完了しており、今後は資料の収集ではなくむしろ資料の整理と活用が施設としての課題となるとのことであった。しかるに、資料の分類作業が完了した場合に、当該資料がどのように活用され、府民のサービスに供されるのかについての将来像が見えないために、資料の分類作業についての数値目標が、施設目的の実現という観点からの実効的な指標となっていない。

- 4 したがって、所管課としては、本施設内に保存されている資料について、単に分類作業の数値目的を定めるのみならず、年間の展示スケジュールなど資料の活用計画や、何点についてデジタル化して閲覧に供するのか等、資料の活用の観点からより実効的な評価指標を定めるべきである。

【意見 72】 事業計画書の作成

対 象 施 設
上方演芸資料館（ワッハ上方）
意 見 72
大阪府は、直営施設であっても毎事業年度において事業計画書を作成することを検討すべきである。
事 実 関 係 及 び 理 由
<p>1 本施設において事業計画書は存在しない。本施設に限らず、大阪府の直営の施設においては、毎事業年度における事業計画書の作成は義務付けられていない。</p> <p>2 しかるに、直営施設であっても、公の施設である以上、その効率的な運営のためには毎事業年度において事業計画書を作成し、年度の終了時に事業計画書の内容がどの程度実現できているのかチェックし、翌年以降の運営につなげることは、施設の効率的な運用という観点から有効であると思われる。</p> <p>3 この点大阪府においては、部局ごとに「部局運営方針」が定められており、府民部文化部のテーマ別個票（平成 29 年度）（「テーマ 1 多彩な都市の魅力があふれ、楽しく快適に過ごせる大阪」に関するもの）には、次のような記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上方演芸資料館「ワッハ上方」の運営による上方演芸の振興</li> </ul> <p>「大阪府立上方演芸資料館資料活用検討委員会」の下、資料整理を実施するとともに、展示事業を実施する。資料館のあり方について検討を進め、取りまとめる。</p> <p>（スケジュール）</p> <p>27～29 年度 約 6 万点の資料の分類作業</p> <p>29 年 9 月～30 年 2 月 館外展示</p> <p>※資料館のあり方については、9 月を目途に取りまとめる。</p> <p>4 しかるに、指定管理にかかる公の施設において事業計画書の作成が要求されているのは、指定管理者と所管課との間で事業についての統一的な認識を図るということのほかに、事業年度終了時に当該事業年度の実績と事業計画書とを照らし合わせることにより、</p>

P D C Aのサイクルを効果的に行うという点にある。とすれば、事業計画書の内容は、事業年度における具体的な業務と照合ができるように、ある程度詳細かつ具体的に記載することが望ましい。

5 本施設について、直営の施設であるために事業計画書がこれまで作成されていなかったこと自体は特にとがめられるものではないが、今後より一層充実した、かつ効率的な運営を実現するためにも、具体的な内容を伴った事業計画書の作成を検討すべきである。この点、所管課として次年度以降の施設運営の在り方についてこれまでと異なる運営を検討しているのであれば、なおさら事業計画書作成の必要性は高くなるものと思われる。

6 なお、本施設においては平成 27 年度まで事業報告書も作成されていなかったが、平成 29 年 3 月付で「平成 28 年度年報」が作成されており、内容からすると事業報告書に該当するものであるかと思われる。今後当該年報の作成を定着させることが望まれる。

(12) 江之子島文化芸術創造センター

【施設の概要】

施設名	江之子島文化芸術創造センター (enoco)				
所管課	府民文化部 文化・スポーツ室 文化 文化創造グループ				
条例・規則等	大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例 大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例施行規則				
設置目的(条例による)	文化芸術の創造及び振興を図り、もって大阪の都市の魅力の向上に資する。				
開設年月日	平成24年4月1日				
所在地	〒550-0006 大阪市西区江之子島2-1-34				
敷地面積	1,866 m <sup>2</sup> (大阪府)				
建物構造	地上4階、地下1階(鉄骨鉄筋コンクリート造)(増築部 鉄骨造 地上4階)				
延床面積	2,943 m <sup>2</sup> (大阪府)				
主な施設	地下1階:多目的ルーム2室(115.8 m <sup>2</sup> ) 1階:多目的ルーム1室(158.2 m <sup>2</sup> ) 2階:多目的ルーム6室(282.7 m <sup>2</sup> ) 3階:保管庫 4階:多目的ルーム3室(361.6 m <sup>2</sup> ) 等				
建設費	不明(1938年建築)				
運営形態	指定管理者による管理 【H28 指定管理者】長谷工コミュニティ・E-DESIGNプラットフォームグループ(指定期間H24.4.1~H29.3.31) 【H29 指定管理者】同上(指定期間H29.4.1~H34.3.31)				
利用者数	平成27年度:126,153人 平成28年度:133,875人				
料金体系	利用料金制(平成24年4月1日より)				
府費負担(予算)	平成28年度 77,627千円				
指定管理者の収支(平成28年度決算)	(単位:千円)				
	収入	金額	支出	金額	収支
	施設使用料	17,525	施設維持費	30,851	
	管理運営委託料	67,371	人件費	37,913	
	補助金・委託料	10,240	事業費	28,980	
	自主事業収入	17,281	委託料	10,240	
	その他	525	その他	6,463	
	合計	112,942		114,447	▲1,505
施設の特徴	本施設は、文化芸術の創造及び振興を図り、大阪の都市の魅力の向上に資することを目的として設置された。芸術作品の展示・制作・作品販売に適した展示室やワークショップ、レッスン、講演会、トークイベント等の実施に適した多目的ルーム、				

	<p>スタジオルームの貸室等を行っている。また、大阪府が別途業務委託を行っているプラットフォーム形成支援事業として、地域の活性化や街の魅力発信、公共空間の賑わい作りなど、行政だけでは解決の難しい社会課題に対して、アーティストやデザイナー、建築家の参画を得ながら、行政と府民が一緒に課題解決に取り組むためのサポート活動も行っている。</p> <p>そのほかにも「えのこ de マルシェ」と銘打った青空市に、出店者を募集し、子どものための手づくりワークショップ、子ども向けの遊戯（ゲーム）屋台、手作りパンの直販等を行っており、近隣の住民が多数参加している状況がうかがえた。そのような機会に来館した府民が、入場料無料のアートギャラリーにも足を運ぶなどの好循環が生まれており、府民がより身近に芸術作品に接する場を提供しているという点でも充実した施設運営がなされている。</p> <p>全体的に単なる貸館事業ではなく、地域の振興、文化芸術の創造に資するために府民の利用を広く促す創意工夫がなされている。施設の目的を十分に達成しようという所管課の熱意と、限られた予算の中で管理業務を遂行している指定管理者のノウハウ、力量が上手く結合され、指定管理者制度の長所を生かした施設運営が行われているといえる。</p>
--	--

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

【意見 73】 自主事業と委託事業の区分

対 象 施 設
江之子島文化芸術創造センター（enoco）
意 見 73
大阪府は、次回の指定管理者募集時には、自主事業に該当するか否かの明確な基準を募集要項において明示すべきである。
事 実 関 係 及 び 理 由
<p>1 本施設の募集要項（平成 28 年 9 月 1 日付）7 頁では、「③自主事業の実施」として「センターの設置目的等を損なわない範囲で、委託事業に加え、自主事業をすることができます。センターが新たな利用者層を獲得し、より多様な人たちの交流・活動の場として、広く府民に認知され、発展していくよう、民間のノウハウを活用した施設の利活用や広報活動等、具体的な事業を積極的に提案してください」と記載されている。そして、平成 28 年度の自主事業としては、「安威川ダムにおける官民協働の体制づくり支援」「大阪府高速鉄道駅リニューアルに関する監修業務」「ハートフルアグリ農福連携支援事業」「大学活性化事業」「国際がんセンターアート展示プロジェクト」「市民居場所づくりのためのアートプログラムの実施業務」が行われている。</p> <p>一方、指定管理業務とは別途に大阪府が指定管理者と同一事業体に対して業務委託を行っているプラットフォーム形成支援事業は、「単独の部局だけでは対応が難しい複合的な</p>

行政課題に対して、住民、専門家、企業、大学、行政など多様な立場の組織や人が集まり、対等な立場で交流・対話を行い、アートやデザイン（コミュニティデザイン含む）を手法として、共に課題の検討や事業推進する体制の支援（プラットフォーム形成支援業務契約書添付の業務仕様書）とされており、平成28年度は「カンヴァススキームの市町村展開わがまちカンヴァス」と「阪南スカイタウンまちづくり支援事業」が実施され、平成29年度も同内容で継続が予定されている。これら本施設における「自主事業」と「プラットフォーム形成支援事業」の区別は、定義上必ずしも明確ではない。平成29年度の事業計画7頁においても、「(7) 自主事業の実施」として「プラットフォーム形成支援事業との緊密な連携を図って enoco のリソースを活用するとともに、大学間連携の推進など、社会課題解決事業に積極的に取り組む」「プラットフォーム形成支援事業や enoco 独自の社会課題解決事業の実施については、enoco 内に大阪府を含めた PF 協議会を設置し、enoco の運営方針に合致することを確認した上で取り組む」等の記載があり、自主事業とプラットフォーム形成支援事業の近接性がうかがえる。

- 2 本施設に関する管理運営業務契約書（H29.4.3 締結のもの）9条では、「乙は、第3条第2項に規定された事業年度の収支実績において、総収入額が総支出額を上回った場合は、決算の収支状況における2分の1相当額を、甲へ納付する」とされており、ここにいう総収入額には、現時点でプラットフォーム形成支援事業が指定管理業務から外されている関係で、自主事業収入は入るがプラットフォーム形成支援事業は除かれている。
- 3 しかるに、本施設の場合、上述したように指定管理業務に関する自主事業と、プラットフォーム形成支援事業との区分は明確でないため、自主事業とプラットフォーム形成支援事業との区分を誤った場合、指定管理者に年間の利益が発生していた場合の府への納付金の額が異なってくることになる。この点所管課としては、施設を使う事業のみを自主事業として扱うとしているが、プラットフォーム形成支援事業についても会議等で本施設を使用することはあるのであり、厳密に言えば、施設を使用することによって直接的に収益が発生するもののみを自主事業であると定義すべきように思われる。
- 4 したがって、所管課としては、指定管理者に対し、自主事業の定義について指定管理者との間で混乱が生じないように、例えば本施設を用いて直接的に収益が発生するもののみを自主事業と定義する等、次回の指定管理者募集時には募集要項において明確な基準を示すべきと思われる。なお、所管課においては、本年度から指定管理者との間で、個別の事業が自主事業に該当するか否かを検討する会合を開催しているとのことであり、その点は自主事業との区分を明確にする作業の一環として評価できる。

【監査の結果 66】 共同事業体の収支

対 象 施 設
江之子島文化芸術創造センター（enoco）

#### 監査の結果 66

大阪府は、指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体の構成員ごとの収支を合算した共同事業体としての収支を報告させるべきである。

#### 事実関係及び理由

- 1 本施設の指定管理者は、株式会社長谷工コミュニティと株式会社E-DESIGNの共同事業体であり、代表者は長谷工コミュニティである。  
本施設の四半期報告における収支報告はあくまで代表者である長谷工コミュニティの収支であり、E-DESIGNの取り分は、「主催・共催事業費」として長谷工コミュニティからの支出項目で挙げられている。そして、E-DESIGNが受け取る「主催・共催事業費」は、人件費と一般管理費を積み上げて算出していることがうかがえる（平成29年9月19日作成の「見積書」）。
- 2 管理運営業務委託契約書9条では「乙は、第3条第2項に規定された事業年度の収支実績において、総収入額が総支出額を上回った場合は、決算の収支状況における2分の1相当額を、甲へ納付することとする」と規定されており、指定管理者の総支出額は大阪府への納付金の額に影響する。そして、条項上、総支出額を算出するにあたり指定管理者の利益を計上することは予定されていない（総収入額から総支出額を控除した残額が指定管理者の利益ということになる）。
- 3 しかるに、本件でE-DESIGNが長谷工コミュニティから受領する上記「主催・共催事業費」にはE-DESIGNの利益が計上されており（それ以外にE-DESIGNは利益を受領していない）、上記契約書第9条との関係で問題があるといわざるを得ない。
- 4 そもそも、E-DESIGN自体、指定管理者の構成員に該当するものであり、「主催・共催事業費」として受領した金額（長谷工コミュニティから受領しているが、もとは大阪府からの管理運営委託料である）については、その使途と収支を明らかにすべきであり、長谷工コミュニティの収支報告の中に「主催・共催事業費」という形で埋没させてしまうことは妥当ではない。そして、E-DESIGNの収支を明らかにした後初めて、上述した契約書第9条にいう「総収入額」及び「総支出額」が明らかになり、大阪府への納付金の額が決定される。
- 5 したがって、所管課としては、指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体の構成員ごとの収支を合算した共同事業体としての収支を報告させるべきである。

#### 【意見 74】 共同事業体の預金名義

#### 対 象 施 設

江之子島文化芸術創造センター (enoco)

#### 意見 74

指定管理者は、指定管理業務に関する収支を明確にするため、グループの名称に代表者名を冠した別口預金口座を作成すべきである。

事実関係及び理由
<p>1 指定管理者の各構成員間で協定されたグループ協定書第 10 条では、「グループの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする」とあるが、本施設において、実際には「株式会社長谷工コミュニティ代表取締役社長某」名義で作成されている。</p> <p>2 グループ協定書は大阪府に対して効力を有するものではなく、グループ協定書第 10 条記載のとおり別口預金口座によって取引がなされていないからといって、大阪府に対する債務不履行とはならない。</p> <p>3 しかしながら、指定管理業務を行うにおいては、当該指定管理者が自身の業務と指定管理業務を分けて収支管理をすることが原則である。また、指定管理者が共同事業体の場合は、指定管理者代表者の固有の財産の口座と指定管理者グループの財産の口座が区分されていることが分かるように『長谷工コミュニティ・E-DESIGN プラットフォームグループ代表株式会社長谷工コミュニティ（代表取締役社長某）』に口座名を変えるべきである。区分されていることが明確でないと、指定管理者代表者の債権者が指定管理者グループの財産に対して差押えをすることも可能になってしまうので、なおさら指定管理者が自身の業務と指定管理業務を分けて収支の管理をすることが重要となってくる。</p> <p>4 したがって、指定管理者は、指定管理業務に関する収支を明確にするため、グループの名称に代表者名を冠した別口預金口座を作成すべきである。</p>

【意見 75】一者応募

対 象 施 設
江之子島文化芸術創造センター (enoco)
意見 75
<p>大阪府は、指定管理者の公募の際、一者応募にとどまった点について、その原因分析を行い、適切な募集の条件を検討した上で、募集要項に反映させるべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 本施設の管理に関しては、平成 24 年（開設時）の入札では現指定管理者グループも含めて 4 グループが入札したが、平成 29 年の入札では、説明会には 2 グループが参加したものの、応札したのは現指定管理者グループの 1 者にとどまった。</p> <p>この点所管課において、入札しなかった企業に対してその理由を問い合わせたところ、募集要項で定められた管理委託料が低廉に過ぎ、採算を下回っているのが応札できなかったとの回答を得たとのことである。</p> <p>2 本施設の募集要項において、平成 29 年度の管理委託料の上限は年額 63,021 千円と規定されているが、平成 28 年以前の 3 年間における管理運営委託料は年額 67,371 千円であり、前年までの金額より 4,000 千円下回る金額での募集がなされていたことになる。募集要項における管理委託料が前年より減額された理由は、平成 28 年度以前の指定管理者の収支状況を反映したものであるが、平成 27 年度の決算においては指定管理者の収支は</p>

ラス 3,384 千円であり、平成 28 年度の決算においては 1,500 千円の赤字となっている。かかる状況で更に管理委託料が 4,000 千円減額されるのであれば、応募の段階で候補者が二の足を踏むようになるのも仕方ないことと思われる。

3 指定管理制度のもと大阪府の経費を節減することの重要性は理解できるが、本施設のように指定管理者募集時の参考価格を前年までの実績を基に更に削減して決定するのでは、新たに指定管理者として参入しようとする企業を限定してしまうほか、経費節減努力により収支を改善しようとしている現指定管理者にとっても次回の募集時に応募しようというインセンティブを低下させることにつながり、結局は指定管理者の候補者を広く募るとい指定管理者制度の趣旨を没却する結果となりかねない。

4 本施設の募集要項では、「管理に係る経費の節減に関する方策」の項目について、行政経営課の定める準則例では原則 50 点と配点されているところ、30 点の配点となっていることなど、価格面だけではなく応募者の創意工夫がより反映されるように、所管課が努力していることは認められる。かかる状況の中で、所管課としては、大阪府の経費を節減する必要があるとしても、一者応募にならないように適切な管理委託料について更に検討するとともに、①現地説明会参加企業で応募しなかった企業へのヒアリング、②類似施設で指定管理を行っている担当課や自治体へのヒアリング、③受託可能性のある企業へのヒアリング等を実施することにより、管理委託料以外の要因で、応募のインセンティブを妨げる事情がないかどうか、また管理委託料を削減しつつも応募のインセンティブを向上させるような募集条件がないかどうか継続的に検討する必要がある。

【監査の結果 67】 事業計画書の提出時期

対 象 施 設
江之子島文化芸術創造センター (enoco)
監査の結果 67
指定管理者は、管理運営業務契約書において定められた期間内に事業計画書を提出すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 事業計画書の提出時期について、平成 24 年 4 月 2 日に締結された管理運営業務契約書第 6 条では次のように定められている（平成 29 年締結の契約書も同様）。</p> <p>「第 6 条 乙は、毎年度の事業開始前に、次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。</p> <p>(1) 管理運営の体制</p> <p>(2) 事業の概要及び実施する時期</p> <p>(3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳</p> <p>(4) その他甲が必要と認める事項」</p> <p>2 しかるに、平成 28 年度の事業計画書は平成 28 年 7 月 6 日に提出されている。</p>

3 指定管理者は、管理運営業務契約書で定められた期限までに事業計画書を提出すべきである。

【監査の結果 68】 利用料金の減免

対 象 施 設
江之子島文化芸術創造センター (enoco)
監査の結果 68
指定管理者は、利用料金の減免基準をホームページ等で公開すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 本施設の利用料金の減免については、大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例施行規則第 11 条において、次のとおり定められている。</p> <p>第 11 条 条例第十二条第六項の知事が定める基準は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用料金を減額し、又は免除することができることとする。</p> <p>一 天災その他緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体がセンターを利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、条例第三条第一項の規定により利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）の間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。</p> <p>2 上記条例施行規則第 11 条 2 号の「均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき」との文言を受け、指定管理者は本施設の利用料金につき、内部的に減免規定（共催・協働事業における減免や、長期貸しの会議等の減免）を定めている。そして、利用者から減免申立てがなされるたびに、内部の減免規定にしたがって減免を実施している。</p> <p>3 しかし、利用料金の減免規定は、外部に公開されている料金一覧表等において記載されておらず、公表されていない。この点、指定管理者は、減免規定を公開した場合、減免申請が多くなる可能性があるため、公表していないと説明している。</p> <p>4 しかし、減免規定の存在を知る者だけが減免を受けられることは不公平であり、妥当でない。公の施設において利用者間の公平を図ることは極めて重要であり、減免の基準はホームページ等により公開すべきである。</p>

【意見 76】 現金管理

対 象 施 設
江之子島文化芸術創造センター (enoco)
意見 76
指定管理者は、本施設において保管する現金の上限を定めるべきである。
事実関係及び理由
<p>1 本施設において、指定管理者は現場で現金 50 万円程度を保管していた。当該現金は出納帳で管理され、金額は出納帳の内容と合致しており、現金取り扱い規定も存在している。貸室の料金は現金で受領することが多く、その現金を保管しているとのことであり、月に 2 回銀行に預け入れに行くという運用がなされている。</p> <p>2 しかるに、現場における 50 万円の現金保管は、本施設の規模からみて多額に過ぎ、事故を誘発するおそれもある。指定管理者は、実際に現場で使用する可能性のある現金額について検討した上で、現場において保管できる現金額の上限を設け、上限を超えた場合には適宜銀行に預け入れるという運用をすべきである。</p>

(13) 労働センター

【施設の概要】

施設名	労働センター (エル・おおさか)
所管課	商工労働部 雇用推進室 労政課 労政・労働福祉グループ
条例・規則等	大阪府立労働センター条例、大阪府立労働センター条例施行規則
設置目的	労働組合の健全な発展並びに労働者の教養の向上及び福祉の増進に資する集会、催物等の場を提供する。
開設年月日	昭和 53 年 10 月 1 日 (H28.4 現在経過年数 37 年) 南館：平成元年 4 月 1 日 (H28.4 現在経過年数 27 年)
所在地	大阪府中央区北浜東 3 番 14 号 南館：大阪府中央区石町 2 丁目 5 番 3 号
敷地面積	2,902 m <sup>2</sup> (大阪府) (府が賃借している南館は含まない。)
建物構造	地上 11 階・地下 3 階 (鉄骨鉄筋コンクリート造) の地上 1～3 階、5～7 階、9 階・ギャラリー、10 階、地下 1～3 階部分 南館：地上 12 階・地下 1 階・塔屋 1 階 (鉄骨鉄筋コンクリート造) の地上 5・7・10 階部分
延床面積	15,885 m <sup>2</sup> (大阪府) 南館：1,320 m <sup>2</sup> (大阪労働協会)
主な施設	大ホール (801 名・1)、南ホール (216 名・1) 会議室 (200 名～18 名：計 17)、視聴覚室 (108 名・1)、 研修室 (72 名～21 名：計 5)、講師控室 (4 名・4)、 講習室 (75 名～30 名：計 8)、駐車場 (66 台) 等
建設費	52 億 7200 万円
管理運営形態	指定管理者による管理 (指定管理期間：H18.7～H23.3) 共同事業体エル・プラン (構成員：(一財)大阪労働協会、大林ファミリーズ(株)) (指定管理期間：H23.4～H26.3) 同上 (指定管理期間：H26.4～H31.3) 同上
利用者数	平成 23 年度：841,105 人 平成 24 年度：839,328 人 平成 25 年度：896,291 人 平成 26 年度：885,792 人 平成 27 年度：791,941 人 (耐震改修工事のため、エル・シアターは平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月まで閉鎖。)
料金体系	利用料金制

府費負担（予算）	平成 28 年度予算 府の負担はなく、6,637 千円の歳入超過				
指定管理者の収支 （平成 28 年度決算）	（単位：千円）				
	収入	金額	支出	金額	収支
	施設使用料	291,580	施設管理事業費	324,561	
	自主事業収入	888	自主事業費	6,732	
	その他	58,120	その他	19,295	
	合計	350,588	合計	350,588	0
施設の特徴	<p>労働センター（エル・おおさか）は、貸し会議室・シアター（ホール）・ギャラリー・宴会場などを利用できる施設で、各種講座やイベント・文化事業も開催している。</p> <p>本施設は、大阪府の所有する本館と指定管理者の構成員である一般財団法人大阪労働協会が所有する南館とからなる。南館の一部（5、7、10 階）は、大阪府が賃借している。</p> <p>南館は、大阪府から大阪労働協会に対する協力依頼に基づき、同協会が有する府からの借地権（信託財産）を活用して、土地信託方式により、建設された。大阪府の意向の反映した建物の仕様、大阪府が使用する部分などの基本的な事項は、府の意向を反映させている。</p> <p>信託期間は、昭和 62 年 4 月から平成 26 年 3 月までの 27 年間であり、平成元年 4 月にオープンし、平成 26 年 4 月に信託契約の終了により、金融機関から同協会に南館の所有権が移転している。</p>				

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

#### 【意見 77】 公募における不適切な対応等

対 象 施 設
労働センター
意見 77
<p>平成 25 年 9 月の指定管理者公募時の募集要項において、本施設の貸会議室内の机・椅子等（会議用物品）を新たな指定管理者が用意する必要がある旨が記載されているが、これは施設内の会議用物品の所有権が指定管理者にあることに起因するものである。この結果、当時の指定管理者を除く応募者は、別途会議用物品につき多額の購入費用を負担することとなる。この募集条件は、他の応募予定者にとっては当時の指定管理者より不利な条件であったといえる。</p> <p>また、応募を検討している者から質問のあった貸会議室に必須である机・椅子類の種類及び数量等について大阪府が実質的に開示しなかったのは、不適切な対応であったといわざる</p>

を得ない。

今後、大阪府では、上記の点を含め、不公平な公募条件にならないように留意するとともに、応募検討者からの質問には不公平が生じないよう真摯に対応すべきである。

#### 事実関係及び理由

1 本施設は、延床面積 15,885 平米（大・中ホール 2、会議室 17、視聴覚室 1、研修室 5、講習室 8）の大規模な貸室施設となっている。

本施設に指定管理者制度が導入された時点（平成 18 年 7 月）では、施設の運営に必要とされる貸し会議室内の机・椅子等の物品（会議用物品）は大阪府の所有であったが、その後、老朽化したため、指定管理者の負担で会議用物品を入れ替えている。大阪府は指定管理者の負担で購入した物品の所有権は指定管理者にあるとしていることから、本施設の貸し会議室内の机・椅子等の物品（会議用物品）の所有権は指定管理者にあると解される。

2 指定管理者募集要項（平成 25 年 9 月）においては、「3. 業務の範囲及び内容において、貸会議室内の机・椅子類、及びホワイトボード、オーバーヘッドプロジェクター、スクリーン、マイク、DVDプレイヤー等の会議用貸与備品は指定管理者で用意戴きます。」としている。募集時点において本施設にある会議用物品の所有権を有する当時の指定管理者を除き、別途会議用物品の購入費用を負担することとなり、現指定管理者が相対的に有利となる募集条件であった。

さらに平成 25 年 9 月の指定管理者募集の応募検討者から、「貸会議室内の机・椅子類、及びホワイトボード、オーバーヘッドプロジェクター、スクリーン、マイク、DVDプレイヤー等の会議用貸与備品は指定管理者で用意するとありますが、具体的な品目と数量をお教えてください。」との質問に対して、「貸会議室内の机・椅子類については、条例では各部屋の定数までは規定しておりませんが、既に予約をしている利用者は現在の指定管理者が公表している定員に応じた数量が設置されていることを前提に申し込まれているものと考えられますので、予約可能な先 1 年間現状定員（説明会で提供済み）に応じた数量をご準備ください。」と回答している。つまり、応募者が必要な品目・数量を推定することを求めている。

所管課に対して平成 25 年 9 月時点で準備すべき机・椅子類の種類、台数及び調達にかかる費用について質問したところ、以下の回答があった。また、「調達に要する費用は積算していない。」とのことであった。

品名	仕様	台数
机（貸会議室用）		505
椅子（貸会議室用）		1,847
机（エル・シアター）		30
パイプ椅子（エル・シアター）		110
会議机（宴会場）		89
円テーブル（宴会場）		15

パーティ用机 (宴会場)		23
椅子 (宴会用)		205
机 (ギャラリー)		14
パイプ椅子 (ギャラリー)		10
机 (予備)		20
椅子 (予備)		30
液晶プロジェクター 中	3,000 ルーメン 中・大会議室用	2
液晶プロジェクター 小	2,600 ルーメン 小会議室用	3
液晶プロジェクター 大・南ホール	3,200 ルーメン 南ホール用	1
テレビデオ		2
DVD/VHS デッキ		
OHP (オーバーヘッドプロジェクター)	650W	2
35mm スライドプロジェクター		1
スクリーン大	100 インチ (1,990×1,490) 中・大会議室用	12
スクリーン小	80 インチ (1,620×1,220) 小会議室用	11
IC レコーダー (大)	プチ・エル用	1
IC レコーダー (小)	会議室用	2
ポータブルマイク	出力 20W ワイヤレスマイク×2 有線マイク×1	3
CD/MD ラジカセ	CD・MD 利用可能	2
ホワイトボード	会議室追加用	23
テーブルクロス	1,400×3,000	20
パネル		18
指示棒	伸縮式	5
電源延長ケーブル	3m~10m	12
LAN ケーブル (本館 7 階会議室のみ)	5m	6

応募者にとっては、会議用物品の購入という費用負担に加えて、その品目、数量を自分で算定し、メーカー等に見積りを依頼し、事業採算を予想・検討し、応募するか否かの意思決定を限られた時間で行うという、新規参入者にとってハードルが高いものとなった。応募を検討した団体は 10 団体以上あったとのことであるが、結局、平成 25 年 9 月の指定管理者の公募に応じたのは、現指定管理者のみとなった。

大阪府が応募検討者から質問のあった貸会議室にとって必須である机・椅子類の種類及び数量等について実質的に開示しなかったのは、不適切な対応であったといわざるを得な

い。

3 地方自治体が指定管理者等の公募を行う場合は、透明性と公平性が求められており、特定の団体が有利にならないように十分な配慮をする必要があるが、平成 25 年度の指定管理者の公募は公平性に疑義があったといわざるを得ない。

大阪府は、今後の公募に際しては、透明性、公平性が確保された公募条件を設定すべきである。また、応募検討者からの質問については、真摯に対応すべきである。

なお、平成 25 年 9 月の同指定管理者募集要項においては、「指定管理期間中に設置された、貸会議室内の机・椅子類の会議用備付備品は指定管理期間終了に際して所有権放棄の上、現状有姿で存置して戴きます。」との記載があり、平成 30 年度末に指定管理期間が終了する時点では、貸会議室内の机・椅子類の会議用備付備品は、指定管理者が所有権を放棄し、大阪府のものとなり、その点に関しては不公正な公募条件は改善されている。

#### 【意見 78】施設の維持補修に関するリスク分担

対 象 施 設
労働センター
意見 78
大阪府は、本施設の施設・設備・外構の経年劣化による維持補修について、大阪府の負担と指定管理者の負担の区分について合理的な基準を検討すべきである。
事実関係及び理由
1 本施設は、昭和 53 年 10 月に開設され、40 年近くが経過しており、老朽化が進んでいる。今後、修繕費の負担も大きくなると思われる。 現時点においても施設の老朽化に伴い緊急修繕工事が増加しており、指定管理者は、施設の緊急修繕費として年間 100 万円の予算措置をしているが、平成 27 年度の緊急修繕工事は約 392 万円、平成 28 年度の緊急修繕工事は約 212 万円となっており、指定管理者にとって当初予想していた以上の費用負担が発生している。
2 管理運営業務契約書添付のリスク分担表において、施設・設備・外構の維持補修に関するリスク分担（費用分担）が次のように定められている。行政経営課が定める準則例 11 も同様である。 <b>【大阪府が負担するもの】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・大阪府の発意による維持補修</li><li>・経年劣化による維持補修</li><li>・事故・火災による維持補修</li><li>・法令改正により必要となった施設躯体の維持補修</li></ul> <b>【指定管理者が負担するもの】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者の発意による維持補修</li><li>・保守点検（法定点検及び日常の維持補修を含む）</li></ul>

- ・経年劣化による維持補修（管理上緊急を要するもの）

**【大阪府と指定管理者の協議事項】**

- ・天災その他不可抗力による施設躯体・外構の維持補修

3 上記のリスク分担は、施設・設備・外構は大阪府の所有であることから、基本的にはその維持補修は大阪府が費用負担すべきものであることを前提に、日常的な保守点検、維持補修及び指定管理者が施設の効用を考慮して自ら行う維持補修は、日常的に施設を管理する指定管理者の負担としたものであると考えられる。

経年劣化による維持補修のうち「管理上緊急を要するもの」につき、指定管理者の負担としたのも、日常的に管理を行う指定管理者が補修を行うことが相当であるとの考え方に基づくものと推測される。しかし、日常的な保守点検、維持補修については、その費用は多額に及ぶことはなく、指定管理者にとっても予測可能なものであるが、経年劣化による維持補修で「管理上緊急を要するもの」については、その補修費が多額に及ぶことも想定され、それを指定管理者に負担させるとすれば、施設の管理者である指定管理者にとって過大な負担となり、収支の予測がつかないことになりかねない。指定管理者に予測困難な費用負担を強いることは合理的ではない。特に、本施設が老朽化していることを考えれば、経年劣化によるもので管理上緊急を要する補修は、現実に起こり得るものである。

4 そもそも施設・設備・外構の経年劣化については、施設所有者である大阪府が負担することが原則であり、その一部分を指定管理者に負担（リスク分担）させるのであれば、過剰なリスク分担が指定管理者による公共サービスの円滑な提供を妨げることはないように留意しなければならない。そして、リスクを適切にコントロールできる者がリスクを負担するという観点から、リスクの顕在化をより小さな費用で防ぎ得る対応能力や、リスクが顕在化する恐れが高い場合に追加的支出を極力小さくし得る対応能力をいずれが有しているのかを検討し、実際のリスク分担を慎重かつ合理的に決定すべきである。

**【意見 79】 中長期修繕計画**

対 象 施 設
労働センター
意見 79
大阪府は、指定管理者の協力を得て、本施設について、中長期の修繕計画を検討すべきである。
事実関係及び理由
1 本施設は、昭和 53 年 10 月に開設され、40 年近くが経過している。その間、大規模改修などは実施されていない。大阪府の財政状況を考えると、既存の施設の延命化が重要となるが、建築後 40 年近くが経過しているにもかかわらず、所管課では当該年度ごとに修繕が必要な箇所については指定管理者と協議の上リストアップしてはいるものの、中長期的な修繕計画を策定していない。例えば本施設におけるエレベーターについて不具合が発生

することがあり、場合によっては貸会議室の運営に影響が出る可能性があるにもかかわらず、エレベーターの抜本的な修繕計画は存在しない。電気関係、配管関係についても、所管課としては不安を感じているが、修繕計画が存在しない状況である。

2 大阪府は平成 27 年 11 月、「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」（大阪府公共施設等総合管理計画）を策定し、大阪府の有する全ての公共施設等を対象として、施設の長寿命化や総量最適化・有効利用に向けた全庁的な取組みを始めている。その中で、所管課は、施設の利用実績、点検・劣化調査結果を踏まえた、中長期保全計画・修繕実施計画を策定すべき立場とされている（上記方針 36 頁（体制イメージ））。

3 施設の計画的な修繕を検討するに際しては、厳しい財政状況や単年度の予算制度という制約があるが、施設につき最も情報を有しているのは所管課と指定管理者であるから、所管課は指定管理者の協力を得て積極的に施設・設備の情報を収集し、将来的な補修の必要性や優先順位を検討すべきである。

【監査の結果 69】 共同事業体における収支の開示

対 象 施 設
労働センター
監査の結果 69
指定管理者は、大阪府に対し、各構成団体の収支を合算した共同事業体としての収支を報告すべきである。
事実関係及び理由
1 指定管理者は、一般財団法人大阪労働協会と大林ファシリティーズ株式会社で構成される「共同事業体エル・プラン」である。大阪労働協会が代表者で、大林ファシリティーズが主として施設・設備等の維持管理を担当している。
2 指定管理者が大阪府に提出した平成 28 年度事業報告書の収支報告書では、大阪労働協会から大林ファシリティーズに対し、一再委託先のように委託料が支出されている。大林ファシリティーズは、受領した委託料から、再委託先に対し委託料を支出し、また担当者の人件費などに充当していると思われる。しかし、収支報告書ではその詳細は不明であり、所管課もその内容を把握していない。
3 しかし、大林ファシリティーズは、指定管理者である共同事業体の構成員であり、再委託先ではない。大阪府は、指定管理者の収支内容を正確に把握し、指定管理業務が適正に実施されているか否かを確認する必要がある。指定管理者は、共同事業体としての収支を収支報告書に記載すべきである。すなわち、大林ファシリティーズが再委託先に支払った委託料や同社が支払った人件費は、いずれも共同事業体の支出として収支報告書に記載すべきである。

【意見 80】 選定時の審査基準における価格点

対 象 施 設
労働センター
意見 80
大阪府は、募集要項における納付金に関する価格点の算出方法について、上限額を設けず、提案価格とより連動した価格点を算出するような審査基準を検討すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 本施設における募集要項 15 頁では、指定管理者選定の際の審査基準として、「施設の管理運営にかかる納付金等の内容」に 50 点が配点されている。そして、納付金の価格点算定の方法として、次のような記載がなされている。</p> <p>「(2) 納付金(年間)の提案価格(50 点) [年度により額が異なる場合は、その平均額] 現指定管理者の納付金(48,500 千円)から、業務から削減される施設(食堂、喫茶コーナー、自動販売機、多目的室)の収入相当額(平成 24 年度実績 21,348 千円)を減算した 27,152 千円を最低条件(1 点)とし、100 千円ごとに 1 点加算する。</p> <p>[27,152 千円(1 点) ~ 32,052 千円(50 点)]」</p> <p>2 かかる算定方法に従えば、納付金の上限が 32,052 千円とされているため、上限である 32,052 千円を提案すれば自動的に 50 点が配点されることになり、価格点においてそれ以上の競争がなされないことになる。価格点についての競争の余地が少なくなる結果、その他の評価項目であるサービスの向上や利用者増加のための具体的手法が審査基準の中で大きな比重を占めることになり、必然的にノウハウと経験を有する現指定管理者に有利な審査基準となっている。</p> <p>3 本施設においてサービス向上や利用者増加のための手法に関するノウハウが重要であることは否定できないが、広く民間の活力を利用して公の施設の管理運営を行い、同時に大阪府の財政的負担も軽くするという指定管理者制度の趣旨からすれば、価格面での競争の余地が少なく、現指定管理者に特に有利な審査基準が定められていることは適切ではないと思われる。</p> <p>4 そもそも大阪府の財政的側面からすれば、募集要項において納付金の額に上限を設ける必要はないはずである。そして、入札者のうち、最高額を入れた者に 50 点を付し、その他の金額を入れた者には適切な算定基準に従って点数を配分することが適切である。この点、大阪府は、審査基準の内容を再検討すべきである。</p>

【意見 81】再委託の承認時の契約金額の確認

対 象 施 設
労働センター
意見 81
大阪府は、指定管理者による再委託を承認するか否かを判断するに際し、委託業務及び再委託先の属性のみならず、契約内容及び契約金額も確認すべきである。
事実関係及び理由
1 管理運営業務基本協定書第 22 条第 1 項では、指定管理者から第三者への委託に関して「乙は、管理運営業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」とされており、事前に再委託の妥当性をチェックできるようになっている。
2 しかしながら、所管課は、再委託の内容について、指定管理者から提出された委託内容と委託先を記載した一覧表のみをもって承諾を行っており、契約内容及び委託金額を把握していなかった。
3 指定管理者の選定にあたっては、指定管理者又はその構成員が自ら施設管理業務を実施することを前提に審査がなされていることから、再委託契約の内容は指定管理者が自ら実施するのと同等のものであることが必須の条件であり、契約金額はその業務量の目安となることから、業務の大きな割合が再委託されることがないように留意する必要がある。
4 そのためには、どの位の業務がどのような条件で再委託されているかを、事業費に占める委託金額の割合を含めて把握する必要がある。また、契約内容及び再委託の金額を確認しておくことは、今後の施設運営方針等を定める上でも非常に有益である。
5 したがって、所管課は、指定管理者と再委託先との間の再委託契約については、業務及び契約相手のみならず、契約内容及び契約金額も確認すべきである。

(14) 北大阪高等職業技術専門校

【施設の概要】

施設名	北大阪高等職業技術専門校
所管課	商工労働部 雇用推進室 人材育成課 技術専門校グループ
条例・規則等	大阪府立高等職業技術専門校条例 大阪府立高等職業技術専門校規則 大阪府立高等職業技術専門校処務規程
設置目的	職業能力開発促進法に基づき、府が設置した公共職業能力開発施設で、求職中の方、転職しようとする方に、職業に必要な知識・技能を身につけていただき、職業の安定を図るため、総合的な職業能力の開発・向上を目的とする。
開設年月日	平成 25 年 4 月
所在地	枚方市津田山手 2 丁目 11-40
敷地面積	14,040 m <sup>2</sup> (大阪府所有)
建物構造	(北棟) 鉄筋コンクリート造 4 階建、(南棟) 鉄骨造 2 階建
延床面積	10,369 m <sup>2</sup> (大阪府所有)
主な施設	事務室、実習場、教室、人材開発センター等
建設費	21 億 7919 万円
管理運営形態	直営
入校者数	平成 25 年度：152 人 平成 26 年度：126 人 平成 27 年度：173 人 平成 28 年度：141 人
府費負担	平成 28 年度決算 1 億 2545 万円
施設の特徴	<p>北大阪高等職業技術専門校は、研究開発型企业 21 社が集積した津田サイエンスヒルズに立地し、地域の企業、大学と連携したものづくり(機械系、制御系)や建築の分野の訓練を行っている。</p> <p>大阪府に 5 校存在する高等職業技術専門校の一つであり、当施設は東大阪校、南大阪校と並んで大阪の産業を支える産業人材育成拠点機能を行う施設として位置づけられている。ものづくりを行っていく人材を企業に継続的に供給することを目的としており、通常のデスクワーク中心の委託訓練施設ではできないような大規模な機械系、制御系を受け持ち、卒業生には大阪の企業の生産力をあげることが期待されている。</p> <p>訓練科目としては、金属加工の技能・技術・知識の習得を目的とする「ものづくり基盤技術科」、機械加工の技能・技術の習得を目的とする「ものづくり加工技術科」、自動制御の技能・技術の習得を目的とする「産業ロボットシステム科」、組み込み制御の技能・技術の習得を目的とする「組み込みシステム科」、建築設計・施工管理の技能・技術の習得を目的とする「建築設計科」、住宅設備の技術・技能の習得を目的とする「住宅設備科」、インテリアや木工の技能・技術の習得を</p>

	<p>目的とする「インテリア木工科」、知的障がいのある方を対象とした「ワークトレーニング科」があり、非常に幅広い技術分野の訓練を行っている。なお、上述した各科の定員は、ワークトレーニング科のみ 20 名、その他の 7 科は各 30 名である。</p> <p>駅からバスで通わねばならない不便な立地であるが、ソーラーパネル設置作業や配管作業の訓練を行うための実物大の家の模型が施設内にあるなど、建物の規模を生かした実践的な職業訓練が行われている。</p>
--	--

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

## 【意見 82】 基本情報の内容

対 象 施 設
北大阪高等職業技術専門校
意 見 82
大阪府は、可能な限り、高等職業技術専門校の各校の情報を開示すべきである。
事 実 関 係 及 び 理 由
<p>現在、大阪府の高等職業技術専門校は、夕陽丘校、北大阪校、東大阪校、芦原校、南大阪校の 5 校である。夕陽丘校は指定管理者制度が採用されているが、他の 4 校は直営である。基本情報においては、利用者数及び施設運営に関する指標並びに大阪府の決算（貸借対照表、行政コスト計算書）は 5 校合算で記載され、大阪府の予算は直営施設 4 校を合算で記載されている。</p> <p>公の施設のあり方を検討するに際しては、各施設ごとの情報及び収支状況が必要である。基本情報は府民に対し、情報を開示することを目的としているが、4 校合算では各施設の抱える課題や収支状況等が把握できず、情報開示としては不十分である。</p> <p>所管課は、基本情報の目的に沿うように、可能な限り各校の情報を開示すべきである。</p>

【意見 83】 定員の充足等

対 象 施 設
北大阪高等職業技術専門校
意見 83
<p>本施設は、職業訓練校として様々な有用な設備を有しているが、定員を充足していない訓練科目が存在している。施設の性質上、入校者の募集方法には様々な制約があるものの、すべての訓練科目で定員を充足するよう、積極的な施策を検討する必要がある。短期のテクノ講座についても、企業ニーズを踏まえた講座内容を検討する等内容の充実を図り、より多くの人々に受講してもらえるように積極的にPRすべきである。</p>
事実関係及び理由
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「施設の特徴」に記載したように、本施設ではその規模と設備を生かした充実した職業訓練が実施されている。一方で、例えば平成 27 年度の事務事業概要書に記載されている生徒応募・受験・入校状況によれば、建築設計科とインテリア木工科を除けば、応募者が定員に満たないという状況になっている。</li> <li>2 この点所管課は、入校時期の多様化（4 月、7 月、10 月）、市政だよりでの広報、本施設見学会の年間 30 回以上に及ぶ実施、ティッシュペーパーの配布、駅貼りポスターに加え、広報対象のエリアを京都や兵庫方面のハローワークに広げることにより応募者の増加を図っているとのことである。</li> <li>3 一方で、入校に向けた願書の配付・受付等については、ハローワークを訪問し、キャリアカウンセリング等を経た上でないと入校できない仕組みとなっており、求職者にとっては煩雑な一面もある。</li> <li>4 本施設は、就職困難者の就職支援を主目的としているが、大阪の企業のものづくり力を高め、産業育成を図るという副次的な目的も有している。</li> <li>5 現在の特に若い世代はハローワークを通じて仕事を探すだけでなく、インターネットを通じて自ら求職活動をする者も多いはずである。そのような求職者に対して訴求力のある媒体で宣伝活動をする必要は高いと思われ、少なくともホームページを見て、ものづくりに興味をもったという人材をハローワークに誘導し、入校させることは、定員割れを起こしている本施設の現況から考えても、十分に検討されるべきである。</li> <li>6 北大阪校においては、現在、職業についておられる方を対象に、職業に関して新しい知識やより高度な技能の習得と資格取得を支援するために、短期のテクノ講座という職業訓練を実施している。</li> <li>7 本施設は、職業訓練校として様々な有用な設備を有しているが、定員を充足していない訓練科目が存在している。施設の性質上、入校者の募集方法には様々な制約があるもの、すべての訓練科目が定員を充足するよう、積極的な施策を検討する必要がある。短期のテクノ講座についても、企業ニーズを踏まえた講座内容を検討する等内容の充実を図り、より多くの人々に受講してもらうように積極的にPRしていく必要がある。</li> </ol>

(15) 夕陽丘高等職業技術専門校

【施設の概要】

施設名	夕陽丘高等職業技術専門校				
所管課	商工労働部 雇用推進室 人材育成課 技術専門校グループ				
条例・規則等	大阪府立高等職業技術専門校条例 大阪府立高等職業技術専門校規則 大阪府立高等職業技術専門校処務規程				
設置目的	職業能力開発促進法に基づき、府が設置した公共職業能力開発施設で、求職中の方、転職しようとする方に、職業に必要な知識・技能を身につけていただき、職業の安定を図るため、総合的な職業能力の開発・向上を目的とする。				
開設年月日	昭和 24 年 4 月 (H28.4 現在経過年数 67 年) (改築：平成 12 年度)				
所在地	大阪市天王寺区上汐 4 丁目 4-1				
敷地面積	1,750 m <sup>2</sup> (大阪府所有)				
建物構造	(本館) 鉄筋コンクリート造地上 7 階地下 1 階建ほか				
延床面積	5,805 m <sup>2</sup> (大阪府所有)				
主な施設	職員室、実習室、視聴覚室、講堂 (体育館) ほか				
建設費	総額 16 億 3456 万円				
管理運営形態	【指定管理者】 株式会社 東京リーガルマインド (指定管理期間 H25. 10. 1～H30. 3. 31)				
入校者	平成 28 年度：325 人				
料金体系	料金は徴収していない				
府費負担	平成 28 年度 1 億 3777 万円				
指定管理者の収支 (平成 28 年度決算)	(単位：千円)				
	収入	金額	支出	金額	収支
	管理運営委託料	137,771	人件費	102,180	
	自主事業収入	373	委託料	11,016	
	その他	8,871	その他	15,670	
	合計	147,015	合計	128,866	18,149
施設の特徴	<p>大阪市中心部の文教地区に立地しており、パソコンを活用したオフィス事務系科目と企画・提案営業系科目を中心とした離転職者向け職業訓練科目を設置している。</p> <p>職業能力開発促進法第 16 条により設置された公共職業能力開発施設であり、職業に必要な労働者の職業能力の開発及び向上により、労働者の職業の安定と地位の向上を図り、経済社会の発展に寄与することを目的としている。</p>				

	<p>本施設は大阪府が設置する 5 校の高等職業技術専門校のうちの一つであり、芦原校と並んで、雇用のセーフティネット機能として、人材育成、支援を行う施設と位置づけられている。当施設では、母子家庭の母、40 歳以上の中高年齢者、39 歳以下の若年無業者といった就職困難層である離職者が、無償でさまざまな職業訓練や支援を受けている。</p> <p>昭和 24 年 4 月に開設された後、平成 25 年 10 月、民間ノウハウの活用により職業訓練の質や就職率の向上を図るため、従来のおおさか府直営から指定管理者制度に移行した。指定管理期間は平成 25 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までであり、その後は本施設で行っている事務系の職業訓練については民間教育訓練機関の委託訓練の中で対応するという方針が決まっている。</p>
--	--

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

**【監査の結果 70】 収支報告書の誤り**

対 象 施 設
夕陽丘高等職業技術専門校
監査の結果 70
指定管理者は、大阪府に提出する収支報告書につき、十分確認の上、誤りのないものを提出すべきである。
事実関係及び理由
<p>指定管理者が大阪府に提出した平成 28 年度の収支報告書について、その正確性および妥当性を検討するために、報告書の元資料である合計残高試算表および帳簿の提出を求め、一部の取引を抽出し、証憑を求めたところ、印刷費について 4,238 円過小計上していた。</p> <p>指定管理者は、大阪府に提出する報告書につき、誤りが無いことを十分に確認したうえで、提出する必要がある。</p>

**【意見 84】 10 万円未満の物品の現物確認**

対 象 施 設
夕陽丘高等職業技術専門校
意見 84
指定管理者は、10 万円未満の物品（消耗品）であっても、施設において必要とされ、使用する物品については、定期的に現物確認を実施すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 夕陽丘校に指定管理者制度が導入された際に、貸付備品一覧表（取得価格 10 万円以上の備品を記載）と引継用物品一覧（取得価格 10 万円未満の消耗品を記載）が作成されている。指定管理者は、貸付備品一覧表に記載の備品については、定期的に現物確認を実施しているが、引継用物品リストにある 10 万円未満の物品については、現物確認が実施され</p>

ていない。

- 2 10万円未満の物品であっても、大阪府から貸与を受けたものであり、指定管理期間の満了時には別の指定管理者に引き継ぐことも予想されるため、指定管理者は、定期的に現物確認を行うべきである。

#### 【意見 85】 指定管理制度の終了

対 象 施 設
夕陽丘高等職業技術専門校
意見 85
本施設において、指定管理者制度を採用して実施されていた事務系の訓練科目については、平成 30 年 4 月以降、民間教育訓練機関の委託訓練の中で対応するという方針が決定している。指定管理者制度の終了にあたっては、5 年間の指定管理期間の総括として、指定管理者制度のメリット・デメリットを分析するとともに、そこで得たノウハウを今後の大阪府の直営校を含めた施策に活かすべきである。
事実関係及び理由
<ol style="list-style-type: none"><li>1 本施設は、大阪府に存在する 5 校の高等職業技術専門校のうち、唯一指定管理者制度が導入されている施設である。本施設以外の 4 校は大阪府の直営であり、大阪府以外でも、職業能力開発校（職業能力開発促進法）はすべて都道府県の直営によるものである。これは、職業能力開発校の設置目的である労働者の職業の安定と地位の向上、経済社会の発展に寄与するということが極めて公共的な性質のものであり、経済合理性のみで運営することは適切ではないとの判断によるものであった。</li><li>2 しかるに、平成 22 年 4 月 28 日付厚生労働省通知では、「都道府県が職業能力開発促進法の規定に基づき設置した公共職業能力開発施設について、当該都道府県以外の者が管理運営することができることとする」「都道府県が公共職業能力開発施設の管理運営を当該都道府県以外の者に行わせるにあたっては地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定に基づく指定管理者制度によることとなる」とされた。当該通知を受け、大阪府では府立高等職業技術専門校の運営形態の見直しについて議論され、その結果、就業困難者向けの事務系の職業訓練に特化していた夕陽丘校（当施設）のみについて、指定管理者制度が導入されるに至った。</li><li>3 当施設に指定管理者制度を導入するにあたっては、以下のリスクが存在すると指摘されていた。<ol style="list-style-type: none"><li>①就職率の低下を招くおそれがある。</li><li>②職業訓練以外の生活指導等のサービスが低下する恐れがある。</li><li>③補講が十分に行われないなど訓練の質が低下する恐れ、時宜に応じた訓練内容の見直しが行われない恐れがある。</li><li>④指定管理者の指定を見直す必要が生じても、他事業者へ容易に変更することは困難</li></ol></li></ol>

(指定期間は通常3年～5年程度。管理スパンが広いため、新たな事業者も十分な準備期間が必要。)

- 4 上記の考えられるリスクについて、大阪府ではそれぞれ次のような対応方針が検討され、本施設への指定管理制度の導入が決定された。
  - ①就職率低下のリスクに対しては、インセンティブ（ペナルティ）として指定管理料の増減等の導入を検討する。また、一定の資格取得率の確保の協定事項化を検討する。
  - ②生活指導等のサービス低下のリスクに対しては、相談対応マニュアルの作成の協定事項化、一定の退校率によるペナルティを検討する。
  - ③十分な補講が行われないリスクに対しては、一定の修了率の確保の協定事項化を検討する。
  - ④その他、訓練の質の維持、時宜に応じた訓練内容の見直しのため、第三者の評価によるチェックを実施し、また受講者アンケートを実施する。
- 5 上記対応方針に基づき、現指定管理者については、所管課が適宜指定管理者と運営方針について協議するほか、管理運営業務委託契約書第6条第4項第2文において、「各期の修了者の就職率（修了3か月後）が60%以上を達成できなかった場合は、就職率向上のための改善計画も併せて作成し、提出しなければならない」とされる一方、第8条第5項では「甲乙協議の上別途締結する協定書に定めるところにより、甲は乙の就職実績に応じて成功報酬を支払う」とインセンティブが付されている。そして、実際に平成28年度4月生の3か月後就職率は91.5%、利用者満足度は28年4月生において86.2%、10月生において90.2%と概ね高い実績をあげている。
- 6 以上のような実績がある一方、指定管理期間が満了する平成29年度末をもって同校における訓練は終了し、平成30年度からは、民間教育訓練機関の委託訓練の中で対応するという方針が決定されている。
- 7 指定管理者制度の終了にあたっては、5年間の指定管理制度期間の総括として、指定管理者制度のメリット・デメリットを分析するとともに、そこで得たノウハウを今後の大阪府の直営校を含めた施策に活かすことが必要である。

(16) 障がい者交流促進センター

【施設の概要】

施設名	障がい者交流促進センター（愛称 ファインプラザ大阪）				
所管課	福祉部障害福祉室自立支援課社会参加支援グループ				
条例・規則等	大阪府社会施設設置条例、大阪府障害者交流促進センター管理規則				
設置目的（所管課の回答）	大阪府における障がい者スポーツの中核拠点として、専門性の高い指導員の養成等のほか、府内の各地域における障がい者スポーツに係る活動等を幅広く支援するなど、府内の障がい者スポーツの振興を図る。				
開設年月日	昭和 61 年 4 月 1 日（大規模修繕：未実施）				
所在地	堺市堺区城山台 5 丁 1 番 2 号				
敷地面積	36,280.55 m <sup>2</sup> （大阪府所有）				
建物構造	地上 3 階建（鉄骨鉄筋コンクリート造）				
延床面積	8,080.03 m <sup>2</sup> （大阪府所有）				
主な施設	温水プール（25m×11m、5 コース、スロープ付）、多目的広場（13,000 m <sup>2</sup> ）、体育館（821 m <sup>2</sup> ）、トレーニング室（278 m <sup>2</sup> ）、アチェリ-場（30m×5 立）、サウンドテーブルテニス室、会議室（収容人員 第 1：24 名、第 2：24 名、第 3：22 名）、研修室（収容人員 第 1：40 名、第 2：60 名、第 3：56 名、第 4：45 名）、大ホール（収容人員 椅子席 210 席）、和室（第 1：12 畳、第 2：12 畳、第 3：18 畳）など				
建設費	36.60 億円				
運営形態	(S61.4～H3.3) 財団法人大阪府総合福祉センター（管理委託） (H3.4～H18.3) 財団法人大阪府地域福祉事業財団（管理委託） (H18.4～H21.3) 財団法人大阪府地域福祉事業財団（指定管理） (H21.4～H25.3) 大阪府（直営） (H25.4～H31.3) ファインプラザ大阪運営事業共同体（指定管理） （構成員は、社会福祉法人大阪障がい者自立支援協会、公益財団法人フィットネス 21 事業団の 2 者）				
利用者数	平成 27 年度：183,271 人 平成 28 年度：211,983 人				
料金体系	利用者区分による使用料（利用料金制未導入）				
府費負担（予算）	平成 28 年度 223,302 千円 （大阪府は、別途、修繕費として 10,000 千円を負担）				
指定管理者の収支（平成 28 年度決算）	（単位：千円）				
	収入	金額	支出	金額	収支
	委託料	232,889	委託事業費	232,946	
	自主事業収入	1,031	自主事業費	1,031	
	その他	57			
	合計	233,978	合計	233,978	0

	※委託料は精算後の金額を計上（毎年、委託料は概算払い後に年度末に精算を行っている。平成 28 年度、概算払額は 233,913 千円、精算による指定管理者の返還額は 1,024 千円）。
施設の特徴	<p>大阪府社会福祉施設設置条例に基づき設置されており、身体障害者福祉法上、身体障害者福祉センターA型施設である。</p> <p>※身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのために必要な便宜を総合的に供与する施設。</p> <p>A型：身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行う。</p> <p>B型：身体障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行う。</p>

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

#### 【意見 86】 中長期の修繕計画

対 象 施 設
障がい者交流促進センター
意 見 86
大阪府は、本施設の中長期の修繕計画を策定すべきである。
事 実 関 係 及 び 理 由
<p>1 本施設は昭和 63 年に建築され、経過年数は 30 年を超えているものの、大規模修繕は実施されておらず、施設の老朽化が進んでいる。</p> <p>募集段階での指定管理者の収支計画では、例えば平成 27 年度、平成 28 年度の修繕費の予算額は 618 千円であったが、修繕費の決算額は平成 27 年度が 6,502 千円、平成 28 年度が 7,488 千円（ただし、大阪府が一部負担）と推移しており、いずれも予算額を上回っている。</p> <p>大阪府と指定管理者とのリスク分担表では「施設・設備・外構の経年劣化による維持補修」は例外なく大阪府が負担することとなっているが、現実には、大阪府の財政上の制約から、施設等の経年劣化に起因すると思われるような維持補修に関する部分についても一部、指定管理者が負担せざるを得ない状況となっている。</p> <p>平成 28 年度、建築基準法第 12 条第 2 項の規定による定期点検調査（平成 28 年 12 月 19 日実施）においても、外壁仕上げの劣化及び損傷、天井の劣化及び損傷、特定天井の天井材の劣化及び損傷が要是正箇所として指摘されている。</p> <p>2 大阪府は、当面の施設整備計画（改修計画）として、①プール西側屋根の雨漏りの補修（平成 31 年度～平成 34 年度計画）、②和室前トップライト上壁面の外壁改修（平成 29 年度～平成 34 年度計画）、③外壁シーリング建具廻りシール補修（平成 29 年度～平成 34 年度計画）、④給水設備受水槽水漏れ補修（平成 31 年度～平成 34 年度計画）を定めているが、施設全体の劣化度を踏まえた中長期的な補修計画策定には至っていない。</p>

- 3 大阪府は平成 27 年 11 月、「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」（大阪府公共施設等総合管理計画）を策定し、大阪府の有する全ての公共施設等を対象として、施設の長寿命化や総量最適化・有効利用に向けた全庁的な取組みを始めている。所管課は、施設の利用実績、点検・劣化調査結果を踏まえた、中長期保全計画・修繕実施計画を策定すべき立場にある（上記方針 36 頁（体制イメージ））。
- 4 施設等の経年劣化に伴う維持補修費用を指定管理者に負担させることは、指定管理者の予期せぬ収支の悪化、ひいては担い手の数の減少につながり得るものであることは上述のとおりであり、ファシリティマネジメント推進のためにも、日常点検等による情報集約のもと、所管課が責任をもって、中長期的な補修計画を策定する必要がある。

【意見 87】中長期的な運営方針

対 象 施 設
障がい者交流促進センター
意 見 87
大阪府は、本施設の目的及び中長期の運営方針を明確にすべきである。
事 実 関 係 及 び 理 由
<p>1 基本情報（平成 28 年 3 月時点）記載の本施設の設置目的は、「障がい者の社会参加を促進するとともに、市町村、障がい者団体、スポーツ団体等と連携を図りながら、広く健常者との交流を深めることにより市民福祉の向上に資する。」であった。</p> <p>また、平成 24 年 8 月の指定管理者募集要項では、本施設の目的を、「障がい者にとってスポーツが生活の質を高める活動であると同時に、心身の機能・体力を維持・増進し、生涯にわたって楽しく健康的な生活を営む上での活力となり、障がい者の社会参加の促進につながることから、幅広くスポーツの振興事業等を通じてスポーツとの出会いと交流の場づくり」としていた。そして、指定管理者は、「関係法令等を遵守し、関係施設・機関との連携を図りながら、専門性の高い職員の指導の下、障がいのあるなしに関わらず利用者の誰もが『安心してスポーツを楽しむことができる。』施設として、最小限の経費で最大の効果が上がる運営を基本方針とします。」としている。</p> <p>このように本施設は、障がい者の社会参加促進を掲げる一方で、障がいの有無に関わらず広く府民を受け入れることを想定した運営方針となっている。</p> <p>2 しかし、施設利用者数については横ばい状況が続いている（年間 20 万人前後を推移）。本施設周辺には、トレーニング室やプール、体育館等を備えた施設として、堺市立鴨谷体育館やコナミスポーツクラブ等の類似施設がある。本施設は泉北高速鉄道光明池駅から離れており、シャトルバスの運行の対応を行っているものの、他の類似施設に比して利便性に劣ること、また、他の施設と比較して設備・器械類での特徴を示せていないことから、今後、本施設利用者全体の大幅な増加を期待することは困難な状況にある。</p> <p>3 一方、本施設は、大阪府障がい者スポーツ協会等の団体と連携のもと、各種障がい者ス</p>

スポーツ大会の開催や、指導員養成に力を入れているとのことである。所管課へのヒアリングでは、本施設の目的は、「大阪府における障がい者スポーツの中核拠点施設として、専門性の高い指導員の育成等のほか、府内の各地域における障がい者スポーツに係る活動を幅広く支援するなど、府内の障がい者スポーツの振興を図る」ことであるとの説明があり、基本情報の設置目的が修正された。

今後、本施設の目的及び運営方針を、募集要項上も明確に標榜し、施設利用者数の増加だけではなく、中核拠点施設としての役割についての具体的方針を明確にすべきである。

**【意見 88】 施設目的に即した目標設定**

対 象 施 設
障がい者交流促進センター
意見 88
大阪府は、本施設の現在の目的・意義に即して、施設の効果を測る適切な指標を設定すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 本施設は大阪府社会福祉施設設置条例に基づき設置された施設であり、同条例第 1 条にて、本施設は身体障害者福祉センターとして分類されている。身体障害者福祉法 31 条において、身体障害者福祉センターは、「無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設」と位置づけられている。</p> <p>2 そして、法令上求められている上記機能をさらに具体化する形で、これまで、本施設の目的は、公の施設基本情報では「障がい者の社会参加を促進するとともに、市町村、障がい者団体、スポーツ団体等と連携を図りながら、広く健常者との交流を深めることにより市民福祉の向上に資する。」とされ、障がい者のみならず広く施設利用を促進することも求められた。</p> <p>3 もっとも意見 87 において述べたとおり、本施設は、障がい者スポーツの中核拠点施設機能を期待されており、専門性の高い指導員の育成その他障がい者スポーツ活動支援を通じて、府内の障がい者スポーツの振興を図っているとのことであり、このような実情を踏まえ、上記基本情報についても、この度の外部監査手続を通じて、修正することとなった。</p> <p>4 これまで、基本情報において施設運営に関する指標は、「障がい者の利用率＝障がい者利用者数÷利用者総数」を用いており、これまで 60～70%台を推移している。しかし、上記のとおり、基本情報における本施設の目的の記載を修正した経緯を踏まえると、その施設運営に関する指標も、その目的・機能により適合した形で設定すべきである。</p> <p>例えば、指定管理者が調整して開催するスポーツ大会数とそれへ参加者・参加団体数、本施設において実施した指導員育成事業数、参加指導者数等、本施設の目的・機能を測るうえで適切な指標を設定すべきである。</p>

【監査の結果 71】 公の施設の基本情報変更にあたっての協議

対 象 施 設
障がい者交流促進センター
監査の結果 71
大阪府は、公の施設の基本情報の記載について、施設の目的や実情が適切に反映されているか否かを常に適切に把握し、修正の必要がある場合は、所管課と行政経営課の間で十分に協議を行ったうえで修正すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 意見 87 のとおり、本監査開始時には、基本情報上の施設目的は、「障がい者の社会参加を促進するとともに、市町村、障がい者団体、スポーツ団体等と連携を図りながら、広く健全者との交流を深めることにより市民福祉の向上に資する。」であったが、その後、所管課のヒアリングにより、「大阪府における障がい者スポーツの中核拠点施設として、専門性の高い指導員の育成等のほか、府内の各地域における障がい者スポーツに係る活動を幅広く支援するなど、府内の障がい者スポーツの振興を図る」と修正された。</p> <p>2 他方、行政経営課は、公の施設に関し、その管理運営マニュアル等を定めるとともに、基本情報の集約を実施する等、横断的に、大阪府の有する施設の管理について、所管課と協議、情報共有すべき立場にある。したがって、基本情報の記載について、施設の目的や実情が適切に反映されているか否かを、常に適切に把握し、修正の必要がある場合は、施設所管課と行政経営課とで十分に協議を行った上で、修正を行うべきである。</p>

【意見 89】 事業計画における数値目標

対 象 施 設
障がい者交流促進センター
意見 89
<p>1 大阪府は、指定管理者に対し、年度ごとの事業計画において数値目標を設定させる等により、年度ごとの評価をより分かり易くすべきである。</p> <p>2 指定管理者は、事業計画において具体的な数値目標を設定すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 指定管理者は毎年度事業計画を策定しているが、その内容は、①競技スポーツ事業、②選手育成・発掘事業、③スポーツ振興事業、④相談事業、⑤自主事業、に大別され、それぞれの事業における大会や練習プログラム等の開催期日・期間、曜日、回数等の詳細が列挙されている。もっとも、当該年度に実施する各事業のうち、指定管理者が当該年度においてどの事業に特に力を入れようとしているのかは読み取ることはできず、これまでの実績を踏まえて目標とする予定される開催数や参加者数も明らかではない。例えば、平成 28 年度に開催された本施設運営協議会においても、障がい者団体から、平成 29 年度の事業計画について、特に今年度にやっけていく事業の柱、方向性について教えてほしい、との声</p>

もあった。

- 2 他方で、指定管理者は事業実施状況報告を提出しており、上記①～⑤の分類に沿う形で、実施した事業の内容、開催数、参加者数を報告しているが、事業ごとに延開催数や延参加者数の総数が記載されているにとどまり、当初計画に照らして、その達成度は判断できない。
- 3 事業計画については、大会や練習プログラム等の予定開催数や予定参加者数を明記するなど当該年度における目標をより明確にするとともに、報告においては実際の開催数や参加者数を明記するなど、その達成度合いをより測定しやすい形とするべきである。

#### 【監査の結果 72】 募集要項と契約書の齟齬（再委託）

対 象 施 設
障がい者交流促進センター
監査の結果 72
大阪府は、指定管理者の募集要項と委託契約書の再委託についての記載の齟齬を正すべきである。
事実関係及び理由
1 指定管理者の募集要項のなかで、再委託について「業務内容の全部または主要な部分を、第三者に対して、委託し、または請け負わせることはできません。」と記載している（4頁(5)の項）。
2 他方、大阪府立障害者交流促進センターの運営管理業務並びに使用料徴収事務及び既納使用料の還付に関する委託契約書第21条は、以下の定めとなっている。 第21条 乙は、管理運営業務等を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 2 乙が前項ただし書の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次のとおりとする。 (以下(1)、(2)省略)
3 上記募集要項及び委託契約の記載を照らし合わせたとき、①業務の全部又は主要な部分についての再委託はそもそも許容されないのか、②業務の全部又は主要な部分であってもあらかじめ大阪府の事前の承諾があれば認められるのか、が判然としない。
4 一方で、募集要項は、事前に指定申請者に対して、委託契約の内容を示すものであり、指定申請者は、募集要項を見て、指定申請を行う。募集要項上、「主要な部分」の再委託が一切認められないと理解し、応募を検討した者が、業務遂行が困難であると判断し、指定申請を見送るという事態も想定される。契約締結段階になって、大阪府の承諾があれば主要な管理運営業務を再委託できるとすることは公平性を欠く。
5 このように再委託に関する規定が整合的ではなく、主要な部分の委託について、事前承諾があれば許容するのであれば、その点を募集要項上明記し、齟齬を解消すべきである。

【意見 90】 一者応募（審査基準見直し・指定管理期間の長期化）

対 象 施 設
障がい者交流促進センター
意見 90
大阪府は、指定管理者の募集段階で、一者応募にとどまった点について、その原因分析等を行うとともに、価格点以外の要素をより評価する方向での審査基準の見直しや指定管理期間をより長期に設定すること等も検討すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 平成 24 年に実施された指定管理者の募集では、現地説明会に参加した団体は 3 団体であったが、申請団体数は本指定管理者 1 者であった。</p> <p>2 その考えられる要因は、参考価格の積算が厳しいという予算上の制約のほか、5 年間に限定されるなかで障がい者スポーツに関する専門的な人員を確保しなければならないという本施設特有の事情が挙げられる。そのほか、現地説明会へ参加したものの、申請に至らなかった他団体には、その理由をさらにヒアリングし、今後活かすことが求められる。</p> <p>3 かつての試算では、直営と指定管理の場合のコスト比較として、指定管理業務を導入することにより、総事業費の 43,913 千円節減とあり、実際、指定管理者制度導入により、直営時の総事業費 277,610 千円に対し、指定管理者制度導入後の府費負担額は、例えば平成 27 年度決算額が 220,880 千円、平成 28 年度決算額が 233,978 千円と推移しており、相当程度のコスト削減は実現している。特に、人件費の大幅な削減が実現している。</p> <p>一方で、更なる経費節減については、指定管理者は電気料金の節減を検討していると説明するものの、その節減の余地は少なくなっている。</p> <p>現状、指定管理者による年度収支報告には、管理運営に関連する間接経費が一切計上されていないこと、指定管理者による修繕費の負担が計画以上に生じていること（前掲）等を踏まえれば、価格面での更なる競争性確保は限界に達しているといわざるを得ない。</p> <p>4 本施設は、一般のスポーツ施設とは異なり、法律上、社会福祉施設として、身体障害者福祉センターの機能を担い、その業務内容の専門的知見、利用者が安心・安全に利用できる体制が求められる。このような福祉的要素の強い本施設の特徴からして、更なるコスト削減競争をさせることは相当でない。また、上記経緯を踏まえれば、他に応募する事業者が現れるとは考えにくく、そもそも担い手がなくなる危惧もある。</p> <p>今後の応募においては、コスト削減のみならず、その他の要素（身体障害者福祉センター A 型の機能及び平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策、施設の効用を最大限発揮するための方策、適切な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項等）をより評価するような審査基準の見直しや、指定管理期間の更なる長期化をも検討すべきである。</p>

【監査の結果 73】 管理運営委託料の返金精算処理

対 象 施 設
障がい者交流促進センター
監査の結果 73
大阪府は、指定管理者の経費削減に向けたインセンティブが損なわれないよう、返金精算処理のルールをより具体的に定めるべきである。
事実関係及び理由
<p>1 所管課は、毎年度末において、指定管理者との間で、概算払いされた管理運営委託料のうち不要となった費用の返金精算処理を行っている。毎年度提出する事業計画に記載されている事業の支出規模が計画を下回った場合等、不要とみなされた費用を返金させているものであり、平成 28 年度は、指定管理者が支出予定であった大阪府障がい者スポーツ大会開催事業委託料の減額分、全国障がい者スポーツ大会派遣業務委託料の減額分、他方で、消火設備の補修工事で指定管理者が支出を要したものの等の精算を行っており、結果、指定管理者が大阪府に対し、金 1,024,070 円を返還している。</p> <p>2 返金精算処理については、大阪府と指定管理者との間の管理運営業務並びに使用料徴収事務及び既納使用料の還付に関する委託契約書第 9 条第 3 項において、「乙は、第 7 条に定める検査の結果、剰余金が生じたときは甲に速やかに返還するものとする。」と記載されている。募集要項は、「管理運営に必要な経費の支払いは、事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で指定管理者と協議のうえ支払います。」「また、不用となった費用については、毎年度末に精算します。」とし（募集要項 9 頁）、委託料を返金する精算を想定している。その具体的な運用は、所管課と指定管理者との協議によっている。</p> <p>3 上記のとおり、事業計画記載の事業に要する費用のうち、不要とみなされたものについて返金処理を行うことは、上記定めからすれば必要な処理であり、また、施設の補修費用について指定管理者が負担した金額を精算することも合理的である。</p> <p>しかし、例えば、指定管理者が光熱水費の削減努力を行い、当初予定よりも削減が実現した場合には、契約書の定めを形式的に当てはめれば、削減分は返金対象となるとも読める。このような場合においても返金精算が必要となれば、指定管理者が経費節減に努め、節減額を施設運営に必要な支出に充てようとするインセンティブは損なわれることとなり、民間のノウハウ等を活用する指定管理者制度を導入する意義も大きく減殺されてしまうことが危惧されるため、そのような経営努力により削減した経費を返金させる処理は望ましくない。</p> <p>また、平成 28 年度の事業実施状況報告においては、当初計画に基づいて実施した事業だけではなく、指定管理業務として、追加で障がい者親子ボーリング大会、大阪府障がい者サッカー教室などが実施され、これらの事業に要した費用は、必ずしも全てが精算対象とはなっていないようである。</p>

- 4 指定管理者がより効率的・効果的な管理運営を行うためのノウハウをより発揮するためにも、委託料の支払及び精算は、指定管理者のインセンティブを損なわないよう配慮すべきである。例えば、委託料については、指定管理者が自らの努力で支出を削減したような場合は返金対象から除外し運営上必要な他の経費への支出に充てることを認めるなど、返金精算の考え方、対象となる内容を具体化し、契約書上も明記すべきである。

【監査の結果 74】 施設賠償責任保険契約

対 象 施 設
障がい者交流促進センター
監査の結果 74
大阪府は、委託契約において指定管理者に施設賠償責任保険の加入を義務づけるとともに、指定管理者が加入する施設賠償責任保険契約については、大阪府を被保険者に追加すること、及び、指定管理業務開始にあたって、その保険証券の写しを提出することを義務づけるべきである。
事実関係及び理由
本監査手続において、指定管理者が各種施設賠償責任保険に加入していることを保険証券の写しとともに確認したが、大阪府と指定管理者間の委託契約上、及び、募集要項上も、指定管理者に施設賠償責任保険への加入に加え、大阪府を被保険者に追加すること、保険証券の写しの提出を義務づけるべきである。

【意見 91】 協議録等の作成保存

対 象 施 設
障がい者交流促進センター
意見 91
大阪府と指定管理者は、毎年実施している運営協議会、その他管理運営に関する協議等について、議事録その他記録の作成保存を徹底すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 本施設においては、毎年、所管課及び指定管理者に加え、障がい者団体、学識経験者が出席する形で、「大阪府障がい者交流促進センター運営協議会」を開催している。</p> <p>平成 28 年度は、平成 29 年 3 月 7 日に開催され、障がい者団体 6 団体の各代表者や学識経験者 1 名が出席し、利用者数の報告や、平成 28 年度事業の実施状況、平成 29 年度の事業計画案、利用者アンケート調査結果等が議題とされている。</p> <p>しかし、本運営協議会の議事録は元々作成されていない。本監査では、たまたま録音データが残っていたため、同データをもとに議事内容を取りまとめたものが提出された。</p> <p>2 関連団体も参加した本施設にかかる運営協議会は、本施設の運営管理においては貴重な場である。また、所管課においても、運営協議会で、どのような議論がなされたかについて</p>

て、その情報を共有し集積しておくことが重要である。

- 3 今後の運営協議会、その他、運営管理に関する会議については、議事録等の作成・保存を徹底すべきである。

【意見 92】本部経費

対 象 施 設
障がい者交流促進センター
意見 92
大阪府は、毎年度、指定管理者が提出する収支報告等において、本部経費が計上されているか否かを明記するよう求めるとともに、計上されている場合、その計算方法、考え方についても報告を求めるべきである。
事実関係及び理由
1 指定管理者は、毎年度、所管課に対し、決算報告書を提出し、指定管理業務について収支内容を報告しているが、報告書類上、計上されている経費が全て直接経費なのか、一部、本部経費（間接経費）が含まれているかが判然としない。 指定管理者へのヒアリングにおいては、所管課への収支報告においては本部経費（間接経費）は計上していないとの説明があった。
2 本部経費（間接経費）を計上するかどうかは、指定管理者の判断に委ねられるべきところではあるが、所管課が、指定管理者の収支実態を正確に把握するためにも、指定管理者に対し、本部経費が含まれているか否かを明記するよう求めるとともに、本部経費を計上している場合には、その計算方法、考え方について報告を求めるべきである。

【監査の結果 75】物品管理

対 象 施 設
障がい者交流促進センター
監査の結果 75
1 大阪府は、大阪府所有の貸与物品の一覧表作成を徹底すべきである。
2 大阪府は、指定管理者が購入した備品等について、指定管理期間終了後の取扱いについても委託契約書上明記すべきである。
事実関係及び理由
1 本施設の「大阪府立障害者交流促進センター管理運営業務並びに使用料徴収事務及び既納使用料の還付に関する委託契約書」（以下「委託契約書」という。）には貸与物品一覧表が添付され、品目名称、商品名、規格、当初受入年月日、保管場所名称が記載されている（243点）。また、スポーツ部門（58点）、管理部門（26点）の貸与物品一覧表も添付されている。所管課及び指定管理者の説明によれば、貸与物品一覧表は、大阪府が備品（購入金額が10万円以上のもの）として取り扱うものが列挙されており、10万円未満の物品に

については、一覧表は作成されていない。また、貸与物品一覧表には、物品番号の記載もなく、物品の特定も容易ではない。

2 委託契約書添付の貸与物品一覧表とは別に、「障がい福祉室\_\_管理備品一覧」（以下「管理備品一覧」という。）という一覧表が存在し、委託契約書添付の貸与物品一覧表に記載されている項目に加え、一連番号、所属、物品番号、品種名称が記載され、実際の管理は、委託契約書添付の貸与物品一覧表ではなく、管理備品一覧をもとに、備品管理を行っているとのことであった（一連番号は108～352の合計245項目）。

3 委託契約書添付の貸与物品一覧表は、管理備品一覧と比較して、物品の掲載順序が異なり、項目数も異なることから、委託契約書添付の貸与物品一覧表は実際の物品管理において機能していない。したがって、委託契約書に添付する一覧表は、管理備品一覧を用いることが効率的である。

4 もっとも、管理備品一覧において管理されているのは、備品のみであり、10万円未満の物品は掲載されていない。

本来、大阪府が貸与している物品については、備品であるか否かを問わず、所管課は一覧表にて特定のうえ、貸与すべきである。

なお、委託契約書第10条（備品等の費用負担）第3項は、「甲は、前項に定めるほか、管理運営業務を遂行するために別記に示す備品等を乙に無償貸与するものとする。」、第4項は、「乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。」としており、「備品等」「物品」という記載からしても、一覧表を作成する対象は必ずしも備品に限定されていない。

したがって、取得価格が10万円未満の物品についても、所管課は一覧表を作成のうえ、貸与物品の管理が行えるようにすべきである。

5 なお、指定管理者は、指定管理者の負担のもと購入した備品等は、大阪府の所有にあるかのような説明を行っていた。本来、指定管理者が購入した備品等は指定管理者の所有である。委託契約書上も、指定管理者が購入した備品等が大阪府に所有権が移転するとの記載もない。

もっとも、指定管理者が購入した備品等は、本施設外で使用したり、又は売却可能性のある備品等は少ないと思われる。それゆえ、指定管理者が上記のような説明をした可能性が考えられるが、指定管理期間終了時の備品等の取扱い（必要物品は、大阪府が無償で譲り受けるのか、買い受けるのか等）についてルールを明確にする必要がある。

#### 【意見 93】 人権研修の実施

対 象 施 設
障がい者交流促進センター
意見 93
指定管理者は、本施設の運営管理に携わる職員に広く人権研修を実施すべきである。

事実関係及び理由
<p>1 「大阪府立障害者交流促進センター管理運営業務並びに使用料徴収事務及び既納使用料の還付に関する委託契約書」（以下「委託契約書」という。）は人権研修について以下のよう</p> <p>に定める。</p> <p>「第 16 条 乙は、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。」</p> <p>2 平成 28 年度、指定管理者は「サイバー犯罪と人権侵害」（4 名）、「障害者差別解消法について」（3 名）に関する外部研修を実施したとのことである。指定管理者の説明によれば、受講するのは管理職クラスの職員に限られており、本施設現場スタッフが幅広く人権研修を受講しているわけではない、との説明であった。</p> <p>3 委託契約書は、業務に従事する者全員が外部研修を受講することまでを求めるものではないが、本施設は障がい者が多数来場する施設であり、人権に対する意識は極めて重要である。指定管理者は、内部のミーティング等の場を活用するなど、本施設にて業務に従事する者が広く人権に対し認識をもてるよう内部の研修を実施するべきである。</p>

【監査の結果 76】 使用料減免手続

対 象 施 設
障がい者交流促進センター
監査の結果 76
<p>1 大阪府及び指定管理者は、大阪府立障がい者交流促進センター使用料徴収等事務取扱要領に則って使用料減免手続をすべきである。</p> <p>2 同要領が、本施設の運用実態にそぐわない場合には、より効率的な要領に改めるか、利用料金制の導入も検討すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 大阪府と指定管理者との間では、「大阪府立障がい者交流促進センター管理規則」（以下「規則」という。）に基づき、「大阪府立障がい者交流促進センター使用料徴収等事務取扱要領」（以下「本要領」という。）を定め、使用料徴収事務や減免手続の詳細を定めている。</p> <p>本施設は、障がい者団体等の利用が多く、使用料の減免手続が日頃多く行われているが（平成 28 年度の免除総額は金 60,864 千円）、本要領は、その手続を以下のとおり定める。</p> <p>「第 10 指定管理者は、利用申込者から規則第 7 条の定めるところにより、使用料の減免の申し出を受けたときは、次の手続を行うものとする。</p> <p>(1)利用証所持者の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">使用料減額（免除）申請書（様式第 11 号）を徴し、委託者に当該申請書を送付する。</p>

(2) その他の利用者の場合

ア 使用料減額（免除）申請書の委託者への送付

使用料減額（免除）申請書（様式第12号）を徴し、委託者に当該申請書を送付する。

イ 使用料減額（免除）申請書受付簿への記載

使用料減額（免除）申請書（様式第13号）に記載する。

ウ 申請者への通知

使用料減額（免除）申請書を委託者へ送付したとき、遅滞なく申請者に対し、当該申請が不承認の場合のみ、大阪府から指定管理者を通じ、通知がある旨を連絡する。」

2 障がい者団体等による利用の場合には、上記要領の特に(2)その他の利用者の場合に基づく手続が必要となるが、実際の運用としては、使用料減額（免除）申請書を指定管理者の職員が受領し、それを所管課に送付することはない。

実態は、大阪府立障害者交流促進センター管理規則（以下「管理規則」という。）第7条（減免）規定を具体化した「使用料減免対象取扱要領」に基づき、減額（免除）要件の該当性を指定管理者の職員が判断している。減額（免除）申請の都度、使用料減額（免除）申請書を所管課に送付することなく、また、事後的に、まとめて使用料減額（免除）申請書を所管課に送付することもない。それゆえ、所管課が、事前にも事後にも申請内容を判断し、使用料減額（免除）決定を行う運用とはなっていない。

3 規則第7条は以下のとおり定める。

第七条 条例第七条に規定する特別の理由があると認めるときは、次に掲げるもの(第六号から第八号までに掲げるものにあつては、障害者の福祉の増進を目的として利用する場合に限る。)が利用するときとする。この場合において、減額し、又は免除する額は、別表の上欄に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

三 知的障害があると判定されて療育手帳の交付を受けている者

四 前三号に掲げる者に準ずる者であつて知事が特に認めるもの

五 前各号に掲げる者を介護する者(これらの号に掲げる者一人につき一人に限る。)

六 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項に規定する社会福祉事業のうち障害者の福祉の増進を目的とする事業を営むる団体

七 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十二条に規定する特別支援学校

八 前二号に掲げるものに準ずる団体であつて知事が特に認めるもの

九 第一号から第四号までに掲げる者のスポーツ活動、文化活動等を支援するためにセンターを利用する者(第五号に掲げる者を除く。)

十 第一号から第四号までに掲げる者のスポーツ活動、文化活動等を支援する者の養成を目的としてセンターが開催する研修等に参加する者

- 4 管理規則第7条第1号～第4号、第6号～第8号については、「使用料減免対象取扱要領」において、その確認方法も明記しているが、第9号及び第10号については、同取扱要領は触れていない。また、同取扱要領では、例えば第8号団体については、①障害者福祉の増進を目的とした事業を営む社会福祉法人、財団法人、社団法人等公益法人、②障害者福祉の増進を目的とした事業を営む公的補助を受けている団体、③上記以外の団体であって障害者がその構成員の半数以上占めているもの（精神障害者地域作業訓練所を含む）が、例示されているものの、例えば、「障害者福祉の増進を目的とした事業」の該当性など、その要件判断の解釈に幅が生じうることも想定される。
- 5 使用料の減額（免除）手続は、公権力の行使に該当するものであり、本来、民間事業者に委託することは許容されないとする理解が一般的であり、上記使用料徴収等事務取扱要領が、使用料減額（免除）については所管課が判断することを想定しているのは、上記理解からである。したがって、現在の使用料減額（免除）の運用は、右要領に反するものであって、直ちに是正されるべきである。

もともと、本施設の約7割程度が障がい者団体等の利用であって、減額（免除）申請の都度、所管課に申請書を送付するということは現実的では無く、非効率な面がある。例えば、月単位で、指定管理者が減額（免除）申請書を所管課に送付し、所管課が包括的に減額（免除）決定を出す、というような形で要領を改める、あるいは利用料金制を導入し、指定管理者における減免判断を可能とする等の対応が考えられる。

(17) 青少年海洋センター・ファミリー棟

【施設の概要】

施設名	青少年海洋センター・ファミリー棟（マリンロッジ海風館）
所管課	政策企画部青少年・地域安全室青少年課健全育成グループ
条例・規則等	大阪府立青少年海洋センター条例、大阪府立青少年海洋センター条例施行規則
設置目的	青少年に自然と親しむ健康で文化的なレクリエーション活動の場を提供し、もって青少年の健全な育成を図る。
開設年月日	【青少年海洋センター】昭和50年7月20日 【ファミリー棟】平成6年7月23日
所在地	泉南郡岬町淡輪 6190 番地
敷地面積	【青少年海洋センター】79,806 m <sup>2</sup> （大阪府所有） 【ファミリー棟】17,581 m <sup>2</sup> （大阪府所有）
建物構造	【青少年海洋センター】宿泊管理棟：地上5階、地下1階（鉄筋コンクリート造）、体育館：平屋建（鉄筋コンクリート造）、集会展示棟：地上3階建（外壁耐候性鋼材造） 【ファミリー棟】地上4階・地下1階（鉄筋コンクリート造）
延床面積	【青少年海洋センター】13,819 m <sup>2</sup> 【ファミリー棟】3,537.2 m <sup>2</sup>
主な施設	【青少年海洋センター】宿泊室：36室（8人用）、6室（4人用）、食堂、スタッフルーム、体育館：812 m <sup>2</sup> 、集会展示棟：集会室6、展示室、資料室ほか、駐車場（20台） 【ファミリー棟】宿泊室：2室（8人）・2室（5人）・12室（4人）・2室（2人）・2室（1人） 附帯施設：広間、グループワークルーム、多目的ルーム、展望風呂他、テニスコート2面、駐車場（52台）
建設費	【青少年海洋センター】23.81億円 【ファミリー棟】23.65億円
運営形態	指定管理者による管理 【青少年海洋センター】 (H18.4～H23.3) NPO法人NAC、ナブフードサービス(株)、(株)BSC・インターナショナル 【ファミリー棟】 (H17.4～H21.9) (有)フジコーポレーション (H21.10～H23.3) ナブフードサービス(株) 【一体管理】 (H23.4～H28.3) NPO法人NAC、ナブフードサービス(株)、(株)BSC・インターナショナル (H28.4～H33.3) NPO法人NAC、ナブフードサービス(株)、(株)BSC・インターナショナル
利用者数	【青少年海洋センター】平成27年度：67,594人 平成28年度：66,916人 【ファミリー棟】（宿泊利用者数）平成27年度：8,653人 平成28年度：6,229人

料金体系	利用料金制				
府費負担（予算）	【青少年海洋センター】平成28年度 96,224千円 (大阪府は、別途、修繕費として25,268千円を負担) 【ファミリー棟】平成28年度 -238千円				
指定管理者の 収支(平成28年 度決算)	【青少年海洋センター】 (単位：千円) ※千円未満切り捨て				
	収入	金額	支出	金額	収支
	施設使用料	102,408	施設維持費	73,413	
	管理運営委託料	103,877	人件費	141,710	
	食堂利用料	63,941	その他	68,228	
	自主事業収入	9,466			
	その他	4,933			
	合計	284,625	合計	283,351	1,274
	【ファミリー棟】 (単位：千円) ※千円未満切り捨て				
	収入	金額	支出	金額	収支
	施設使用料	28,767	施設維持費	23,316	
	自主事業収入	38,297	人件費	34,527	
その他	1,011	その他	26,523		
合計	68,077	合計	84,366	-16,289	
施設の特徴	<p>南海本線淡輪駅から徒歩約10分に位置している。淡輪海岸に隣接し、近くには大阪府営せんなん里海公園や淡輪ヨットハーバーなどがある。</p> <p>青少年海洋センター内の体育館や集いの広場がある区域は全体が大型の船舶を模した形となっており、宿泊棟の各宿泊室は「カンリン丸」や「サンタマリア」等の船舶の名称をつけられている。また、ファミリー棟も大型客船の形をイメージしている。利用者が海洋自然活動に慣れ親しめるような工夫が各所に施されている。</p>				

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

【意見 94】 中長期の修繕計画

対 象 施 設
青少年海洋センター・ファミリー棟
意見 94
大阪府は、本施設の中長期の修繕計画を策定すべきである。
事実関係及び理由
<p>1 青少年海洋センター（以下「海洋C」という。）は昭和50年築、ファミリー棟（マリンロッジ海風館）は平成6年築であるが、これまで大規模修繕は実施されておらず、特に海洋Cの施設老朽化が進んでいる。</p> <p>海洋Cにおける指定管理者の支出のうち、基本修繕費が平成26年度7,890千円、平成</p>

27年度 5,198千円、平成28年度 9,231千円であり、平成28年度は計画7,000千円を大幅に上回る状況にある。また、大阪府の補修費・舟艇更新費支出（予算）は平成26年度 41,809千円、平成27年度 15,702千円、平成28年度 25,268千円と高く推移している。

- 2 大阪府と指定管理者とのリスク分担では「施設・設備・外構の経年劣化による維持補修（建物所有者の発意による維持補修を含む）」は大阪府の負担となっているが、「施設・設備・外構の経年劣化による維持補修（管理上緊急を要するもの）」は指定管理者の負担となっている。

本来、建物の経年劣化については所有者である大阪府がその補修費用を負担するべきであるものの、そのうち「管理上緊急を要するもの」の場合は指定管理者が負担するとなれば、例えば、大阪府の財政上の制約から、経年劣化の補修対応が適時になされなかったことにより、緊急に補修対応が必要という形となれば原則、指定管理者が負担することとなるが、そのような事態は必ずしも合理的とはいえない。また、指定管理者にとってみれば、管理期間において必要となる補修費用が予測不能となり、収支悪化を招く一要因ともなる。

- 3 所管課は、「海洋センター施設整備計画（H29-34）」を策定しているものの、補修が必要であるものの予算が付かなかったものや、補修年度が後ろ倒しとなった補修項目も複数ある等、今後、指定管理者が、緊急対応として補修費用を負担しなければならない事態が十分想定される。

- 4 大阪府は平成27年11月、「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」（大阪府公共施設等総合管理計画）を策定し、大阪府の有する全ての公共施設等を対象として、施設の長寿命化や総量最適化・有効利用に向けた全庁的な取組みを始めている。そのなかで、所管課は、施設の利用実績、点検・劣化度調査結果を踏まえた、中長期保全計画・修繕実施計画を策定すべき立場とされている（上記方針36頁（体制イメージ））。

- 5 施設の老朽化に伴う維持補修費用を指定管理者に負担させることは、指定管理者の予期せぬ収支の悪化、ひいては担い手の数の減少につながり得るものであることは上述のとおりであり、ファシリティマネジメント推進のためにも、日常点検等による情報集約のもと、所管課が責任をもって、中長期的な補修計画を策定する必要がある。

#### 【意見95】ファミリー棟の今後のあり方

対 象 施 設
青少年海洋センター・ファミリー棟
意見 95
大阪府は、特にファミリー棟の今後のあり方を踏まえて、本施設の中長期の運営方針を策定すべきである。

## 事実関係及び理由

- 1 ファミリー棟（海風館）の利用者減少は喫緊の課題である。ファミリー棟の収支は指定管理者制度を導入した平成 17 年度以降、単年度の収支が黒字であったのは平成 19 年度のみであり、その他の年度は赤字が継続している。

平成 28 年度からの指定管理事業計画（指定管理者作成）においても、「海風館の運営は、非常に厳しい状況にあり、5 年間で通算収支状況が 0 になることを目標に運営に取り組む」として、納付金は 0 円との提案をしている。

その具体的方策として、平成 23 年度～平成 26 年度の平均収入額 88,762 千円（消費税 8%含む）の毎年 5%強の収入増額を図るとして、宿泊利用者数の目標値として、5 年間の平均利用者数を 12,500 人（宿泊者数 8,000 人・日帰り者数 4,500 人、年間最大目標利用者数 13,700 人）を掲げ、その目標達成のため、指定管理者は海洋 C との一体的な運営のほか、旅行会社を通じた学校や企業等の団体利用の誘致や外国人旅行者の利用促進等を掲げている。

平成 27 年に開催された選定委員会においても、「提案されている海洋センターファミリー棟（海風館）の利用促進に向けて、海洋センターとの一体的な運営や地元岬町との連携などを着実に進められたい。」との意見が述べられている。

- 2 しかし、平成 28 年度のファミリー棟の総収入額は 68,077 千円（消費税含む）にとどまり、上記過去平均収入額 88,762 千円の約 23%減収となっている。そして、ファミリー棟の施設総損益は-16,289 千円となっており、提案段階での収支計画上の損失 7,384 千円を大幅に上回っている状況にある。

平成 28 年度に開催された指定管理者評価委員会では、事業継続そのものを危ぶむ意見も出ている。

- 3 このようにファミリー棟は利用者数が伸びないなかで厳しい運営状況が続いており、公の施設として、大阪府が今後も維持する必要性があるかを検討すべき時期にあると思われる。

海洋 C 及びファミリー棟は、青少年に自然と親しむ健康で文化的なレクリエーション活動の場を提供し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的として設置された施設であるが、ファミリー棟は宿泊機能が中心であり、自然と親しむレクリエーション活動の場は、施設や設備面からも、海洋 C が中心を担っているといえる。

社会福祉施設のように、厳しい運営状況においても存続させる必要性の高い施設とは異なり、宿泊施設においてはその採算性も無視しえない。海洋 C 内にも宿泊施設があることも踏まえれば、ファミリー棟を存続させる意義は低下していると思われる。

今後、ファミリー棟の廃止、民間譲渡も含めたゼロベースの検討を実施のうえ、ファミリー棟の中長期的運営方針を策定すべきである。

【意見 96】 事業計画における数値目標

対 象 施 設
青少年海洋センター・ファミリー棟
意見 96
指定管理者は、事業計画において当該年度に重点的に取り組む目標を明確にすべきである。
事実関係及び理由
<p>1 指定管理者は毎年度事業計画を策定している。例えば、平成 28 年度事業計画書は、39 頁にも及ぶものであり、「1. 施設管理運営の基本方針」「2. 平等な利用を図るための取り組み」「3. 利用者の増加を図るための取り組み」「4. サービス向上を図るための取り組み」「5. 管理運営業務の取り組み」「6. 自主事業の取り組み」「7. 施設・設備の改修・整備の取り組み」「8. 海洋センター及び海風館の管理運営経費」「9. その他管理に際して必要な取り組み」「10. 府や町が実施する事業等への協力」「11. 府民・NPO との共同の取り組み」「12. 環境問題への取組みについて」「13. 海洋センター運営基本体制」「14. 職員の指導育成方針、研修体制」と内容は多岐にわたる。</p> <p>2 他方で、平成 29 年度事業計画書も、同一頁数、同一項目であり、その内容は前年度をほぼ踏襲するものであって、メリハリがなく、当該年度において具体的に達成しようとする目標が分かりにくいものとなっている。それゆえ、当該年度の評価も容易ではない。</p> <p>3 指定管理者は、毎年度の事業計画において、指定管理期間 5 年間を通じて設定する目標とは別に、計画策定年度において、特に重点的に取り組むべき課題を明確にしたり、施設利用者全体数以外の達成目標を示したり（例えば、海洋 C 主催事業の参加人数の目標値）する等、当該年度の目標をより明確にされたい。</p>

【監査の結果 77】 共同事業体における契約書（当事者欄）

対 象 施 設
青少年海洋センター・ファミリー棟
監査の結果 77
大阪府は、大阪府立青少年海洋センター管理運営業務契約書の受託者（乙）欄には、共同事業体名及び代表法人の表示を求めるべきである。
事実関係及び理由
<p>1 本施設は共同事業体が指定管理者としての指定を受け、管理運営主体となっているが、大阪府の指定管理者制度運用マニュアルに沿い、「大阪府立青少年海洋センター管理運営業務契約書」（以下「委託契約書」という。）の当事者欄の受託者（乙）欄には、共同事業体の一構成員（代表企業）である「ナンブフードサービス株式会社」の記名及び同社の押印があるのみで、共同事業体名及び代表者である旨の表記は一切ない。このような表記では、共同事業体が当事者として契約したと認められない可能性もないとはいえず、適切で</p>

はない。

- 2 受託者欄の表示は、共同事業体の代表法人がナンブフードサービス株式会社であることを明示し、また共同事業体構成員3者が契約書上も明らかになるよう、例えば、「NPO 法人 NAC、ナンブフードサービス株式会社、株式会社 BSC・インターナショナル 共同事業体 代表法人ナンブフードサービス株式会社」と記載させるべきである。

#### 【意見 97】 一者応募

対 象 施 設
青少年海洋センター・ファミリー棟
意見 97
大阪府は、指定管理者の募集段階で、一者応募にとどまった点について、その原因分析等を踏まえ、競争性を確保できる応募のあり方を検討すべきである。
事実関係及び理由
1 平成 27 年に実施された指定管理者の募集では、現地説明会に参加した団体、申請団体数は現在の指定管理者 1 者であった。平成 22 年に実施された前指定管理者募集においては、現地説明会参加者が 2 者、申請者が 1 者であり、指定管理者募集における競争性が十分に発揮されているとはいいがたい。
2 その要因について、所管課は、かつて現地説明会へ参加したものの、申請に至らなかった他団体には、その理由をさらにヒアリングしているが、その他、他の受託可能団体の調査等の情報収集のうえ、今後活かす必要がある。
3 なお、ファミリー棟における指定管理者の収支は、平成 17 年度の指定管理者制度導入以降、平成 19 年度を除いて赤字で推移している。 ファミリー棟の宿泊利用者の減少、収入減の打開策が見いだせていないなか、ファミリー棟の管理運営業務が重荷になっている可能性も考えられる。意見 95 のとおり、ファミリー棟の存続意義を再検証し、そのうえで応募のあり方も引き続き検討する必要がある。

#### 【監査の結果 78】 施設賠償責任保険加入の義務付け

対 象 施 設
青少年海洋センター・ファミリー棟
監査の結果 78
大阪府は、委託契約において指定管理者に施設賠償責任保険の加入及び大阪府を被保険者とするを義務づけるとともに、指定管理者が加入する施設賠償責任保険契約については、指定管理業務開始にあたって、その保険証券の写しを徴求すべきである。
事実関係及び理由
本監査において、指定管理者が各種施設賠償責任保険に加入していることを保険証券の写しとともに確認した。大阪府と指定管理者間の管理運営業務契約書及び募集要項では、指定

管理者制度運用マニュアルに沿って整備されているが、施設賠償責任保険への加入を義務付ける定めがない。また、大阪府は追加被保険者とはなっておらず、大阪府の損害賠償リスクへの対応が十分ではない。

管理運営業務契約書及び募集要項において、指定管理者に保険への加入及び大阪府を被保険者に加えることを義務づけ、管理業務開始時に、指定管理者に対し、保険証券の写しの提出を求めるべきである。

**【意見 98】 協議録等の作成保存**

対 象 施 設
青少年海洋センター・ファミリー棟
意見 98
大阪府と指定管理者は、施設の運営管理に関する協議を行う際には、議事録その他記録の作成・保存を徹底すべきである。
事実関係及び理由
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管課と指定管理者は、適時メールのやり取りをするほか、日常的に、現地や電話での協議をしているとのことであるが、それらの協議内容の記録化については、必ずしも明確なルールはない。</li> <li>2 所管課におけるノウハウの蓄積や、担当者の変更に備えた円滑な業務引継等のためにも、施設の運営管理に関する協議等に関わる重要なやり取りについては、議事録や電話協議録等の作成・保存を徹底すべきである。</li> </ol>

**【意見 99】 本部経費**

対 象 施 設
青少年海洋センター・ファミリー棟
意見 99
大阪府は、毎年度、指定管理者が提出する収支報告書等において、本部経費が計上されているか否かを明記するよう求めるとともに、計上されている場合、その計算方法、考え方についても収支報告書等において明記させるべきである。
事実関係及び理由
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定管理者は、毎年度、所管課に対し、決算報告書を提出し、指定管理業務について収支内容を報告しているが、報告書類上、計上されている経費が全て直接経費なのか、一部、本部経費（間接経費）が含まれているかが判然としない。 指定管理者へのヒアリングにおいては、本部経費を一定の計算式にて計上しているとの説明があった。</li> <li>2 本部経費（間接経費）を計上するかどうかは、指定管理者の判断に委ねられるべきところではあるが、所管課は、指定管理者の収支実態を正確に把握するため、指定管理者に対</li> </ol>

し、収支報告に本部経費が含まれているか否かを明記するよう求めるとともに、本部経費を計上している場合には、その計算方法、考え方について収支報告の際に明記させるべきである。

【意見 100】 備品管理

対 象 施 設
青少年海洋センター・ファミリー棟
意見 100
<p>大阪府は、施設内にある府貸与備品の備品ラベルを契約書添付の貸与備品一覧と照合しやすいうよう現在の備品番号や所管課を反映した新たな備品ラベルを貼付しなおすとともに、備品のみならず大阪府の貸与する物品の一覧表を作成すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 大阪府青少年海洋センター管理運営業務契約書（以下「委託契約書」という。）には、貸与備品一覧表が添付されており、同一覧表に基づき大阪府の貸与する物品を管理しているところ、施設の往査において、貸与備品一覧表の物品番号に即したシールが貼付されていない状況が確認された。</p> <p>かつての古い管理シールが貼付されているもの（台帳の通し番号と異なる）（冷蔵庫、厨房機械、チェア、テーブル、イス、テレビ、ベッド、望遠鏡、ヨット、ピアノ等。）や、貸与備品一覧表掲載の物品であるものの、シールが一切貼付されていないもの（ヨット運搬車、製氷機、高圧洗浄機等）があった。</p> <p>貸与備品一覧表に基づく管理シールの貼付は漏れなく行うべきである。</p> <p>2 また、貸与備品一覧表には記載がなく、かつ、シールの貼付もなく、外形上、大阪府の物品と指定管理者所有の物品の区別が判然としないものがあった（海洋C内の貝殻の展示品、長椅子、ファミリー棟内の厨房内ウォーマー、受付台、座敷テーブル等）。</p> <p>3 加えて、貸与備品一覧表に掲載されているのは、備品のみであり、10万円未満の物品は掲載されていない。</p> <p>本来、大阪府が貸与している物品については、備品であるか否かを問わず、所管課は一覧表にて特定のうえ、貸与すべきである。</p> <p>なお、委託契約書第10条（備品等の費用負担）第3項は、「甲は、…管理運営業務を遂行するために別記に示す備品等を乙に無償貸与するものとする。」、第4項は、「乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理し」としており、「備品等」「物品」という記載からしても、一覧表を作成する対象は必ずしも備品に限定されていない。</p> <p>したがって、取得価格が10万円未満の物品についても、所管課は一覧表を作成のうえ、貸与物品の管理が行えるようにすべきである。</p>

【監査の結果 79】 現金管理

対 象 施 設
青少年海洋センター・ファミリー棟
監査の結果 79
<p>1 指定管理者は、利用料金収入と釣り銭用（両替用）現金とを明確に区別して管理すべきである。</p> <p>2 指定管理者は、金庫内管理現金額が一定額以上の高額になった場合には金融機関への預入処理を速やかに実施する等、その管理方法を見直すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 施設利用料等の収入の扱いについては、指定管理者は業務手順書を策定し、それに則り取り扱っている。業務手順書によれば、受付で入金があった場合の処理として手提げ金庫への入金の際の金額確認・日別入金票への転記、1日分のまとめと収入伝票の発行、また収入伝票の決裁の一連の手続を行う。そして、金融機関担当者が、毎週月曜日に集金に来る際に、1週間分の収入金の預入処理を行う。</p> <p>2 業務手順書では、施設利用料を受領した場合には、「現金と利用申込書の額面をチェックし、手提げ金庫に入金する」と定められており、実際、利用料金を受領した際、金額が記載された利用申込書の控えと共に、封筒に入れて金庫に保管されていた。</p> <p>ただし、海洋Cにおいては、釣り銭が生じる場合でも、利用者から受け取った金額そのものを保管し、釣り銭は別途釣り銭袋（両替用）から出金され、金庫内の保管金額と利用申込書に記載された金額と一致しない形となっていた。</p> <p>往査の際、サンプルとして2つの封筒の中身を確認したが、いずれも釣り銭が反映されていないため、金庫内現金と、利用申込書と金額は一致しなかった。本来、釣り銭用（両替用）現金と利用料金とは区別して管理すべきである。</p> <p>3 また、收受した現金は、金融機関担当者が集金に来訪するまでの間は施設内の金庫で保管することとなるが、収入状況によっては、金庫内の保管金額が高額に及ぶこともあるとのことである。高額の現金を金庫内で管理することは極力避け、一定額以上の保管の場合には金融機関へ適宜預け入れる等のルールを定め、対応すべきである。</p>

【監査の結果 80】 在庫管理

対 象 施 設
青少年海洋センター・ファミリー棟
監査の結果 80
<p>指定管理者は、海洋センター内で実施している物品販売について、棚卸しを実施するなど、在庫管理を適切に行うべきである。</p>

事実関係及び理由
<p>指定管理者は、海洋C内で、歯ブラシセットやシャンプー等、利用者向けの物品販売を行っており、一定数の在庫を保管している。しかし、各物品については棚卸しを実施しておらず、指定管理者は在庫状況について把握ができていなかった。</p> <p>棚卸等の在庫管理を行うべきである。</p>

**【監査の結果 81】 収入管理事務の徹底（領収印の漏れ）**

対 象 施 設
青少年海洋センター・ファミリー棟
監査の結果 81
<p>指定管理者は、利用料金収入の収受の際の領収印漏れのないよう領収事務を徹底すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>指定管理者に対する往査において、利用料金収入の事務手続に関し、領収関係書類のサンプル調査を実施したところ、領収印漏れの処理が1件検出された。</p> <p>ファミリー棟における連泊利用客について、後納扱いで、後日、現金受領していたにも関わらず、領収印が漏れていたものであるが、領収手続に脱漏がないよう徹底されたい。</p>

**【監査の結果 82】 自動販売機収入の計上**

対 象 施 設
青少年海洋センター・ファミリー棟
監査の結果 82
<p>指定管理者は、大阪府に提出する収支報告において、自動販売機による収入を全て計上すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 海洋C内の食堂スペースに、清涼飲料水の自動販売機4台及び酒類の自動販売機1台の合計5台が設置されていた。これらの自動販売機は、所管課が、平成16年に管財課（現在の財産活用課）との協議により、海洋Cの設置目的に含まれるとして、目的外使用許可すべき場合に当たらないものとして分類し、設置されたものとのことである。</p> <p>2 大阪府の海洋Cの収支報告において、海洋Cの自動販売機収入は「その他」項目で計上されているとのことであるが、平成28年度の収支報告において、清涼飲料水の自動販売機4台分の収入の一部が計上されていなかった。</p> <p>大阪府が指定管理者の収支を正確に把握できるよう、指定管理者は、今後、自動販売機全ての収支を計上すべきである。</p>

(18) 花の文化園

【施設の概要】

施設名	花の文化園
所管課	環境農林水産部 農政室 推進課 地産地消推進グループ
条例・施行規則	大阪府立花の文化園条例、大阪府立花の文化園条例施行規則
設置目的	花きに学び、花きに憩う場を府民に提供し、もって府民の花きに関する理解に資すること。
開設年月日	平成2年9月25日
所在地	〒586-0036 河内長野市高向 2292-1
敷地面積	98,468 m <sup>2</sup> (大阪府 76,121 m <sup>2</sup> 、河内長野市 22,347 m <sup>2</sup> )
建物構造	大温室 (地上2階・鉄骨鉄筋コンクリート造)、センター棟 (地上2階・鉄筋コンクリート造)、イベントホール (地上1階・鉄筋コンクリート造)、花の工房 (地上1階・木造、一部鉄筋コンクリート造)、エントランスゲート (地上1階・鉄筋コンクリート造)、休憩舎2カ所 (地上1階・木造)、車庫棟 (地上2階・鉄骨造)、汚水処理場 (地上1階・鉄筋コンクリート造)、レストラン (地上1階・鉄筋コンクリート造)、倉庫 (地上1階・鉄筋コンクリート造)、売店 (地上1階・鉄筋コンクリート造)、多目的活動拠点施設 (地上1階・木造)、太陽光発電施設 *主要なもののみを記入
延床面積	5,734 m <sup>2</sup> (大阪府)
主な施設	大温室 (2059 m <sup>2</sup> )、センター棟 (756 m <sup>2</sup> )、多目的活動拠点施設 (60 m <sup>2</sup> ) イベントホール (216 m <sup>2</sup> )、花の工房 (357 m <sup>2</sup> )、太陽光発電施設、エントランスゲート (182 m <sup>2</sup> )、レストラン (210 m <sup>2</sup> )
建設費	33.00 億円
管理運営形態	指定管理者による管理 (H18.4~H23.3) 大阪府みどり公社 (H23.4~H28.3) 花の文化園共同事業体 (一般社団法人大阪府みどり公社、NPO 法人フルル花と福祉の地域ネット) (H28.4~H33.3) 住友林業緑化・E-DESIGN 共同企業体 (住友林業緑化株式会社、株式会社 E-DESIGN)
利用者数	平成27年度: 141,347 人, 平成28年度: 99,723 人
料金体系	利用料金制 (平成11年4月1日より)
府費負担 (予算)	平成28年度 一般財源額 108,000 千円 (大阪府は、別途、修繕費として 15,977 千円を負担)

指定管理者の収支 (平成 28 年度決算)	(単位：千円)				
	収入	金額	支出	金額	収支
	施設使用料	30,000	施設維持費	10,000	
	管理運営委託料	108,000	人件費	90,000	
	その他	32,000	事業費	68,000	
			その他	2,000	
	合計	170,000	合計	170,000	0

施設の特徴	<p>河内長野駅からバスで約 10 分の地点に「道の駅・奥河内くろまるの郷」があり、花の文化園は、そこから徒歩約 10 分の地点に位置している。両施設は連携しているため、花の文化園の利用者は、道の駅の無料駐車場を利用することが可能である。近年、道の駅はたいへん人気を博しており、花の文化園とセットで訪れる利用者が多いのではないかと推測される。</p> <p>花の文化園の敷地は約 10 万㎡と広大であり、季節ごとに咲き乱れる美しい花と大小さまざまな樹木が栽培されている。その配置や周辺の歩道の整備など、展示方法には工夫が凝らされている。園内の売店では花や樹木の種苗を購入することも可能である。レストランも設置されており、年間を通じて幅広い年齢層に親しまれている施設である。</p> <p>園内の土地については、範囲を指定して借りることが可能であるため、例えば、団体で花を鑑賞するために、本施設の土地の一角を借り切るといった利用が可能である。この他、園芸室、工芸室、調理室、研修室及びイベントホール等についても、施設の貸出しがなされている。</p> <p>本施設については、指定管理者制度が導入された平成 18 年度から平成 27 年度まで、一般社団法人大阪府みどり公社又は同法人を中心とする共同事業体が指定管理者として管理運営業務を行ってきたが、平成 27 年度に実施された公募の際は、現在の指定管理者がわずかに従前の指定管理者を上回る評価を受け、新たな指定管理者として選定された。このように競争原理が機能し、指定管理者が交替した施設は、大阪府においては必ずしも多くないので、その点でも注目に値する。</p> <p>監査人及び同補助者らは、本年度の監査において、多くの大阪府の公の施設に関する監査手続を実施したが、本施設は、大阪府の担当者による監督が比較的行き届いており、かつ、指定管理者も民間ならではのノウハウを活用して施設の価値を高めようという意欲に溢れており、好印象を持った。</p>
-------	---

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

【意見 101】 中長期の維持管理計画

対 象 施 設
花の文化園
意見 101
大阪府は、施設・設備の中長期的な維持管理に関する計画を早期に策定すべきである。
事実関係及び理由
<p>大阪府環境農林水産部は、平成 27 年 11 月に大阪府が策定した大阪府ファシリティマネジメント基本方針に基づき、平成 29 年 4 月、大阪府環境農林水産施設長寿命化計画を策定した。同計画には、大阪府立花の文化園長寿命化計画と題する本施設の長寿命化のための計画が含まれている。しかしながら、その内容は未だ抽象的な内容にとどまっており、中長期的な維持管理に関する具体的計画とはなっていない。</p> <p>大阪府の担当者によれば、これまでに設備等に不具合が生じた場合、大阪府の予算面における制約から、予算の範囲内で修繕等を実施するというやや場当たりのともいえる対応をせざるを得なかったとのことである。例えば、平成 27 年夏に空調設備の故障が生じた際は、当該年度内に修理することができず、翌年度になってようやく修理が完了している。</p> <p>現在は、大阪府ファシリティマネジメント基本方針及びこれを受けた大阪府環境農林水産施設長寿命化計画に基づき、施設の維持管理に関する中長期的な計画が策定されつつあるとのことであるが、経済効率性を確保しつつ施設を長期的に維持するためにも、早期に中長期的な維持管理に関する具体的計画が策定されることが望ましい。</p>

【監査の結果 83】 共同事業体との契約

対 象 施 設
花の文化園
監査の結果 83
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大阪府及び指定管理者は、管理運営業務契約書に共同事業体の全構成員名を明記すべきである。</li> <li>2 大阪府は、速やかに指定管理者と協議の上、指定管理者の構成員が大阪府に対し、連帯して責任を負う旨の書面による合意をするよう努めるべきである。</li> </ol>
事実関係及び理由
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管理運営業務契約書には、共同事業体の名称（住友林業緑化・E-DESIGN 共同企業体）と代表者名（住友林業緑化株式会社）が記載されているにとどまり、共同事業体の構成員の名称までは記載されていない。このため、管理運営業務契約書を見ただけでは、指定管理者の構成員を確認することができない。  <p>しかし、契約書は指定管理業務の根幹をなす重要な書類であるから、構成員名を明記すべきである。</p> </li> <li>2 指定管理者の構成員間で締結された平成 27 年 10 月 20 日付住友林業緑化・E-DESIGN 共</li> </ol>

同企業体協定書第 10 条には、構成員が大阪府に対して連帯責任を負う旨の定めがあるが、管理運営業務契約書には、共同事業体の構成員が、大阪府に対し、連帯責任を負う旨の規定が存在しない。

商法第 511 条第 1 項の規定により、共同事業体の構成員が連帯責任を負うと解釈できる余地はあるものの、大阪府と指定管理者との間で明確に合意しておくことが望ましい。

よって、募集要項及び管理運営業務契約書において、共同事業体の構成員が、大阪府に対し、連帯責任を負う旨の条項を設けるべきである。

#### 【監査の結果 84】 売店及びレストランの収支の帰属

対 象 施 設
花の文化園
監査の結果 84
大阪府は、速やかに指定管理者と協議を行い、指定管理者に売店及びレストランの収支を帰属させることの根拠を明確にしておくべきである。
事実関係及び理由
大阪府立花の文化園条例においては、入園料や各施設の室料等が定められており、利用料金制が採用されたことによって、指定管理は、これらの料金を収受している。 しかし、現在、指定管理者が収受している園内の売店及びレストランの収入については、同条例で利用料金が定められていない。売店及びレストランの収支が指定管理者に帰属することについて、大阪府と指定管理者の認識は一致しているが、利用料金制の枠内では説明がつかない。 したがって、指定管理者に売店及びレストランの収支を帰属させるためには、利用料金制の採用とは別の根拠（合意等）が必要であると思われる。

#### 【意見 102】 参考価格（指定管理料の算定根拠）

対 象 施 設
花の文化園
意見 102
大阪府は、過去の実績値のみを考慮するのではなく、独自に他の要素も勘案した上、総合的な見地から参考価格を算定すべきである。
事実関係及び理由
1 大阪府の担当者によると、平成 27 年度に実施された公募の際の参考価格について、光熱水費については、過去 5 年度分の平均値を用いて算定した金額を使用し、その他の費用については、平成 26 年度の実績に基づき算定した金額を使用して決定したとのことである。光熱水費については、天候の影響等により、年度によるばらつきがあるため、過去 5 年度分の平均値を採用し、その他の費用については、単価の変動があるため、直近の数値

を使用したとのことである。このような算定方法自体は合理的なものであると思われる。  
現に、直近の公募時においては、現在の指定管理者と次点者との間で提案価格が拮抗し、結果として参考価格の設定が有効なものとして機能したことが推測される。

- 2 しかしながら、過去の実績のみに基づいて参考価格を算定することとした場合、指定管理者が努力して収支を改善した場合、それが実績値となってしまう、次の公募の際の参考価格を引き下げることになるから、収支改善のためのモチベーションを低下させると共に、現在の指定管理者の次回も応募しようというモチベーションを低下させるおそれがある。
- 3 したがって、大阪府は、過去の実績値を重視するのは当然のこととしても、それだけを考慮するのではなく、本来あるべき支出額や指定管理者が確保すべき利益など他の要素も勘案した上、参考価格を決定すべきである。

**【監査の結果 85】 事業計画書の提出時期**

対 象 施 設
花の文化園
監査の結果 85
指定管理者は、今後、事業計画書の提出期限を遵守すべきである。
事実関係及び理由
<p>管理運営業務契約書第 6 条第 1 項において、指定管理者は、大阪府に対し、毎年度開始前までに事業計画書を提出することとされている。しかしながら、指定管理者が平成 28 年度の事業計画書を提出したのは、同年 6 月 16 日であった。</p> <p>実質的にも、毎年度 4 月には当該年度の事業が開始されるので、年度当初から計画的な管理運営を行うためには、指定管理者は、それ以前に事業計画書を作成しておかなければならない。</p> <p>よって、指定管理者は、今後、事業計画書の提出期限を遵守すべきである。</p>

**【意見 103】 会議室などの利用促進**

対 象 施 設
花の文化園
意見 103
指定管理者は、ホームページ（特にトップページ）において、施設の貸出しを行っていることをよりわかりやすく表示するなど、より効果的な利用促進策を講ずるべきである。
事実関係及び理由
<p>本施設内の土地、イベントホール、研修室、園芸室、工芸室及び調理室等の施設については貸出しが可能であるが、必ずしも利用頻度が高いとはいえない。</p> <p>ホームページを経由して施設の貸出しの予約をすることが可能であるが、トップページに</p>

おいては、当該部分は画面の上の端の方に表示され、文字が小さく、背景に埋もれているような印象があるため、目立ちにくく、アクセスし辛い面があるのではないかと推測される。

このため、指定管理者は、施設の貸出しを行っていることを、よりわかりやすく認識できるようホームページでの表示の方法を改善すべきである。この他、指定管理者は、より効果的な利用促進策について検討し、実施すべきである。

#### 【意見 104】再委託の承認

対 象 施 設
花の文化園
意見 104
1 大阪府は、再委託を承諾するか否かを検討するに際し、指定管理者より、事前に契約書案を提出させ、再委託の対象となる業務の範囲、再々委託の可否、営業秘密や個人情報の取扱い、指定管理者による再委託先に対する監督体制は十分であるかといった要素を含めて総合的に判断すべきである。
2 また、大阪府は、再委託を承認した後、承認したとおりに再委託がなされているか否かを確認するため、指定管理者が再委託先と締結した契約書の写しを提出させるべきである。
事実関係及び理由
管理運営業務契約書第 20 条第 1 項において、指定管理者による管理運営業務の再委託は、大阪府の書面による承諾があった場合を除き、禁止されている。
本施設においては、指定管理者から、設備の保守管理等を中心とする各種業務に関し、再委託の承諾を求める旨の申請がなされ、大阪府は書面による承諾をしているので、手続的には問題はない。ただし、再委託の承認をする際、大阪府においては、主として再委託先の属性を確認するにとどめており、再委託先との契約書案の内容の確認までは行っていないとのことである。
しかし、あまりに広範な再委託がなされると、指定管理者を選定して管理運営を委ねた趣旨が没却されてしまう。また、再委託に関する契約内容に不合理な点があれば、その後の施設の管理運営業務に悪影響が生じる可能性もある。他方、大阪府が再委託契約の内容や条件等を把握しておくことは、今後の施設の管理運営のあり方を検討する上で有益であると思われる。
よって、大阪府は、再委託を承認するか否かを判断する際、再委託に関する契約書案の提出を求めるべきである。また、再委託契約締結後には、確認のため、契約書の写しの提出を受けるべきである。

(19) 大阪府民の森（北河内地区）（くろんど園地、ほしだ園地、緑の文化園むろいけ園地）

【施設の概要】

施設名	大阪府民の森（北河内地区） （くろんど園地、ほしだ園地、緑の文化園むろいけ園地）
所管課	環境農林水産部みどり推進室みどり企画課総務・自然環境グループ
条例・規則等	大阪府民の森条例、大阪府民の森条例施行規則
設置目的	府民に自然の風景地と親しむ場を提供し、もって府民の健康で文化的な生活の質の確保に資する。
開設年	【くろんど園地】昭和 53 年、【ほしだ園地】昭和 55 年、【緑の文化園むろいけ園地】平成 3 年
所在地	【くろんど園地】交野市大字私部及び大字傍示地内 【ほしだ園地】交野市大字星田地内 【緑の文化園むろいけ園地】四條畷市大字逢坂、大字清滝及び大字南野地内
敷地面積	【くろんど園地】105ha（大阪府所有） 【ほしだ園地】105ha（大阪府所有） 【緑の文化園むろいけ園地】49ha（大阪府所有）
建物構造	【くろんど園地】キャンプ場管理棟 121 m <sup>2</sup> （木造 2 階）、休憩所（ログハウス）89 m <sup>2</sup> （木造 1 階）等 【ほしだ園地】ピトンの小屋 172 m <sup>2</sup> （鉄筋コンクリート造 1 階）等 【緑の文化園むろいけ園地】森の工作館 306 m <sup>2</sup> （木造 1）、園地案内所 80 m <sup>2</sup> （木造 1 階）等
延床面積	【くろんど園地】500 m <sup>2</sup> 【ほしだ園地】278 m <sup>2</sup> 【緑の文化園むろいけ園地】654 m <sup>2</sup>
主な施設	【くろんど園地】キャンプ場、キャンプ場管理棟、木製アスレチック遊具、駐車場等 【ほしだ園地】ピトンの小屋、競技用登はん壁、吊り橋、森林鉄道風歩道橋、駐車場等 【緑の文化園むろいけ園地】水辺自然園、森の工作館、湿生花園、森の宝島等
建設費	51 億円
運営形態	指定管理者による管理 (H18. 4～H23. 3) 財団法人大阪府みどり公社 (H23. 4～H28. 3) 府民の森北河内地区管理共同事業体（財団法人大阪府みどり公社、大阪府森林組合、特定非営利活動法人里山サロン） (H28. 4～H34. 3) 府民の森北河内地区管理共同事業体（一般財団法人大阪府みどり公社、大阪府森林組合、特定非営利活動法人里山サロン）
利用者数	(3 園地分) 平成 27 年度：1, 195, 682 人 平成 28 年度 1, 147, 546 人（いずれも推計）

料金体系	利用料金制				
府費負担（予算）	平成 28 年度 89,506 千円				
指定管理者の 収支(平成 28 年 度決算)	(単位：千円)				
	収入	金額	支出	金額	収支
	施設使用料	15,311	施設維持費	46,264	
	管理運営委託料	94,312	人件費	48,276	
	自主事業収入	5,513	その他	21,866	
	その他	1,270			
	合計	116,406	合計	116,406	0
施設の特徴	<p>大阪府民の森は、府政 100 周年記念事業として設置された北河内地区（くろんど園地ほか 2 園地）、中河内地区（くさか園地ほか 3 園地）、南河内地区（ちはや園地）と、環境教育施設として設置されたほりご園地の合計 9 園地からなる自然公園施設である。</p> <p>北河内地区の 3 園地は、くろんど園地は京阪私市駅、ほしだ園地は JR 星田駅、むろいけ園地は JR 四条畷駅からそれぞれアクセス可能であり、ほしだ園地及びくろんど園地は駐車場があるため車でのアクセスも可能である。ほしだ園地の吊橋「星のぶらんこ」は人気スポットであり、また、クライミングウォール施設では平成 28 年度には講習会 4 回、クライミングフェスティバル 1 回が開催されるなど、クライミングウォールの幅広い利用促進のためのイベントが開催されている。</p> <p>敷地が広大であるため、植林や自然道等の日常の巡回、点検を効率的に実施することは容易ではないところ、指定管理者は、巡回・点検コースを明記するなど、その他細かな日報を作成しており、指定管理者の工夫を感じた。</p>				

\* 基本情報及び大阪府からの提供資料などをもとに監査人において作成

#### 【意見 105】 事業計画における数値目標

対 象 施 設
大阪府民の森（北河内地区）
意見 105
<p>1 大阪府は、指定管理者に対し、年度ごとの事業計画において数値目標を設定させる等により、年度ごとの評価をより分かり易くすべきである。</p> <p>2 指定管理者は、事業計画において具体的な数値目標を設定すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 指定管理者は毎年度事業計画を策定している。平成 28 年度事業計画においては、園地管理の年間計画のほか、各種イベントの行事計画等が定められている。</p> <p>2 一方、平成 28 年度事業実績報告書においては、実施した園地管理の内容のほか、開催</p>

した各種イベントの開催日の一覧が報告されている。また、利用者数に関しても、園地ごとの来園者数、施設利用人員等の数字が掲載されており、およその事業の全体像が分かるものとなっている。

- 3 毎年度実施されている各種イベントについては、頻繁に開催されているものの、事業計画書には目標とする参加予定人数は記載されず、事業報告書にも参加人数は記載されていないため、そのイベントの規模や事業の目標達成度を把握することはできない。

今後は、事業計画書において各種イベントの目標数値を設定し、事業報告書においては参加人数を記載することにより、指定管理業務の成果をより府民に見える形にし、年度ごとの評価をより分かり易くすべきである。

- 4 なお、公の施設基本情報では、利用者数（来園者数）の推移が掲載されているが、そもそも広大な敷地内への来園者数は把握が容易ではない。現在、来園者数のカウントは、基本的に駐車場利用台数から現地職員が推計する手法をとっており、あくまでも推測値にとどまるものである。したがって、利用者数の目標数値を設定することには性質上限界がある。

【意見 106】一者応募・継続受託

対 象 施 設
大阪府民の森（北河内地区）
意 見 106
大阪府は、指定管理者の募集段階で、一者応募にとどまった点について、その原因分析等を行い、参考価格設定に活かすとともに、価格点の見直しも検討すべきである。
事 実 関 係 及 び 理 由
<p>1 本施設は平成 18 年度以降指定管理者制度を導入しているが、導入以降、一貫して、一般財団法人大阪府みどり公社が単独又は共同事業体の構成員として指定管理者としての指定を受けている。もともとは、本施設開設当初から、一般財団法人大阪府みどり公社の前身団体である財団法人大阪府緑化・環境協会が管理委託により管理しており、指定管理者制度の導入前後を含めて、同一事業者が継続して管理している。</p> <p>指定管理者制度の導入が決まって以降、平成 17 年に実施した現地説明会への参加者は 13 者、応募者は 5 者、平成 22 年に実施した現地説明会参加者は 7 者、応募者は 1 者、平成 27 年に実施した現地説明会参加者は 2 者（ただし、現共同事業体の構成員である一般財団法人みどり公社及び大阪府森林組合）、応募者は 1 者、となっており、直近の指定管理者の公募においては、競争性が十分に働いていない状況がうかがえ、事実上、指定管理者が固定化している。</p> <p>2 一者応募の理由については一概に特定できないが、所管課によれば、指定管理業務の委託料の参考価格が低下し、応募する魅力がなくなっている可能性や、審査基準に関し、（価格点：品質点）の割合が、平成 17 年が（25：75）、平成 22 年が（50：50）、H27 年は</p>

(60 : 40) と、年々価格点重視の傾向が強まり、新規参入を断念する要因になっている可能性があるとの説明であった。

- 3 参入事業者にとって、魅力ある応募条件、審査基準となっているかを改めて検討する必要がある。

本施設の場合、平成 28 年 4 月からの指定管理期間の参考価格は、平成 26 年度の収支実績を踏まえて設定しているとのことであり、基本的には指定管理者の努力によりコスト削減した結果が考慮されるため、年々参考価格が低下することになり、それにより、応募する側にとっての魅力低下にもつながる。したがって、所管課は、過去の収支実績を踏まえた参考価格を設定するとしても、現在の指定管理者の収支状況に照らし、課題がないかを改めて検証することも求められる。

また、行政経営課の策定する「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」上は、審査基準における価格点は 50 点を原則としているなか、本施設について、あえて 60 点として価格点をより重視する積極的理由は見出し難い。平成 27 年 10 月に開催された指定管理者選定委員会においても、「選定基準の内容および配点が、管理運営経費の削減に偏っている」と明確に指摘されているところである。価格点の見直しも含め、今後、魅力ある応募条件を検証し、競争性を実現できるような工夫を行うべきである。

#### 【意見 107】 収支報告と本部経費

対 象 施 設	
大阪府民の森（北河内地区）	
意見 107	
1	指定管理者は、指定管理者の収支報告のうち「一般管理費・諸経費」として計上されている金額については、収支差額を計上するのではなく、指定管理事業に関して直接支出した費用あるいは本部経費等の間接経費として算出した金額を計上すべきである。
2	指定管理者は、本部経費等の間接経費を計上する場合は、その計算方法及び考え方を収支報告において明記すべきである。
事実関係及び理由	
1	<p>本施設の指定管理者の収支報告は、毎年、収入と支出が均衡している。</p> <p>平成 28 年度の収支は、支出計 116,405 千円、収入計 116,405 千円であり、同一金額である。支出の内訳は、①園地管理費、②園地運営費、③一般管理費・諸経費、④自主事業支出、⑤その他に大別されるが、③一般管理費・諸経費は、収入合計額から①②④⑤の支出合計額を控除した差額の 17,766 千円が計上されており、それゆえ収支が均衡することとなっている。なお、過去の一般管理費・諸経費は、平成 24 年度 15,898 千円、平成 25 年度 12,222 千円、平成 26 年度 10,215 千円、平成 27 年度 13,067 千円と推移している。</p> <p>この一般管理費・諸経費は、実際の支出額を基礎に計上されたものではないため、毎年、指定管理者が黒字である可能性もあれば、直接経費や本部経費等の間接経費を計上す</p>

れば赤字となっている可能性もあり、そのいずれかであるかは収支報告書上は判断がつかない。

- 2 今後の参考価格の検討等のためにも、所管課が指定管理者の運営状況をより正確に把握することは極めて重要である。したがって、指定管理者は、収支報告における一般管理費・諸経費について、総収入額から他の支出を控除した残額を計上する方法を改め、実際に発生している費用を計上すべきである。
- 3 また、指定管理者が本部経費等の間接経費を計上する場合は、その計算方法及び考え方について収支報告上明記すべきである。

#### 【意見 108】再委託

対 象 施 設
大阪府民の森（北河内地区）
意見 108
大阪府は、「大阪府民の森（北河内地区）管理運営業務契約書」あるいは募集要項において、大阪府の事前の書面承諾が必要な再委託の範囲について、基準を明確にすべきである。
事実関係及び理由
<p>1 指定管理者の再委託について、「大阪府民の森（北河内地区）管理運営業務契約書」（以下「委託契約書」という。）第 22 条は次のように定める。</p> <p>第 22 条 乙は、指定管理業務の全部又は主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て管理運営業務の主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、この限りではない。</p> <p>2 平成 28 年度において、本施設に関する再委託契約は 12 件あり、そのうち、大阪府の事前承諾を得ているのは、①ほしだ園地クレーンクワール施設利用講習会等企画運営業務（委託先：大阪府山岳連盟、委託金額 378,000 円）、②自然ふれあい活動推進業務（委託先：NPO 法人日本パークレンジャー協会、委託金額 216,000 円）の 2 契約であった。</p> <p>一方、他の再委託契約には、ほしだ駐車場管理運営業務として 3 契約が締結されている。3 契約は、平成 28 年 4 月から 6 月（委託金額 1,318,680 円）、同年 7 月から 9 月（委託金額 619,380 円）、同年 10 月から平成 29 年 3 月（委託金額 1,753,380 円）の 3 期間に分けて締結されているものであり、いずれの契約も同一委託先（アマノマネージメントサービス株式会社）との間のものである。委託内容は利用料金の回収業務も含み、年間の合計委託金額が 3,691,440 円に上り他の委託契約と比較しても高額なものであることからすれば、上記委託契約書上の「主要な部分」の再委託に該当するようにも考えられるが、実務上は、所管課は「主要な部分」に該当しないとの判断のもと、委託契約第 22 条による大阪府の承諾を経たおらず、「主要な部分」の内容やその判断基準は判然としない。</p> <p>3 所管課は、行政経営課とも協議のうえ、委託契約書あるいは募集要項において、「主要な部分」の基準を明確にすべきである。</p>

【監査の結果 86】 施設賠償責任保険への加入義務

対 象 施 設
大阪府民の森（北河内地区）
監査の結果 86
大阪府は、委託契約において指定管理者に施設賠償責任保険の加入及び大阪府を被保険者とするを義務づけるとともに、現在、指定管理者が加入する施設賠償責任保険契約については、大阪府を追加被保険者として追加するよう求めるべきである。
事実関係及び理由
<p>1 大阪府民の森（北河内地区）管理運営業務契約書（以下「委託契約書」という。）においては、リスク分担表別紙において、「管理上の瑕疵による事故等に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険への加入を義務付けます。」と欄外に付記されている。</p> <p>2 損害賠償のリスクへの損害保険対応は、委託契約書の条項として施設賠償責任保険契約への加入義務を明記するとともに、また、大阪府の損害賠償リスクへの対応としても、大阪府を追加被保険者とするよう義務づける規定を設けるべきである。</p>

【意見 109】 物品管理

対 象 施 設
大阪府民の森（北河内地区）
意見 109
大阪府は、大阪府所有の貸与物品を特定するとともに、指定管理者購入の物品類について、一覧表を作成のうえ、貸与物品の管理が行えるようにすべきである。
事実関係及び理由
<p>1 本施設に関する「大阪府民の森（北河内地区）管理運営業務契約書」（以下「委託契約書」という。）には貸与備品一覧が添付され、品名、備品番号、形状、写真、数量など9項目が明記されており、備品管理において特段問題点は見受けられない。</p> <p>2 しかしながら、貸与備品一覧には、10万円未満の物品は掲載されていない。指定管理者は10万円未満の物品でも大阪府から貸与されてものである限り、適正に管理すべきであり、その前提として、所管課及び指定管理者間で貸与物品につき共通の認識を持つべきであるから、所管課は、備品以外の物品についても、一覧表にて特定すべきである。</p> <p>なお、委託契約書第11条（備品等の費用負担）第3項は、「甲は、…管理運営業務を遂行するために別記に示す備品等を乙に無償貸与するものとする。」、第4項は、「乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理」しなければならないとしており、「備品等」「物品」という記載からしても、一覧表を作成する対象は必ずしも備品に限定されていない。</p> <p>したがって、取得価格が10万円未満の物品（例：クライミングウォールのホールド）についても、所管課は一覧表を作成し、貸与物品の管理が行えるようにすべきである。</p>

【意見 110】 駐車サービス券の管理

対 象 施 設
大阪府民の森（北河内地区）
意見 110
指定管理者は、駐車サービス券の管理については、残数把握が正確にできるよう管理台帳を作成すべきである。
事実関係及び理由
1 指定管理者は、ほしだ園地駐車場について駐車サービス券を発行しており、同券をほしだ園地事務所内金庫にて保管している。駐車場サービス券には連番が振られており、1 番から 500 番までをレジ管理分、500 番から 1,000 番までを園地出入業者分として、保管、適宜発行している。
2 もっとも発行の際には番号順に発行するとは限らないとのことであり、残枚数の把握が直ちにはできない状況にあった。金庫内に保管されるべき駐車サービス券枚数との照合が随時行うことが困難であることから、残枚数の随時把握が可能となるよう台帳による管理を行うべきである。

2 各施設に共通した課題についての結果・意見

【意見 111】 基本情報の更新及び内容

対 象 施 設
施設全般
意見 111
<p>1 大阪府は、基本情報に記載されている内容につき、速やかに最新の情報を把握し、その内容に更新すべきである。</p> <p>2 大阪府は、できる範囲内で基本情報の内容をチェックし、正確な情報の開示に努めるべきである。</p> <p>3 大阪府は、基本情報につき、可能な限り個々の公の施設の情報を記載するようにすべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 公の施設の基本情報は、府民に対して公の施設の活動や財務、収支の情報をホームページにおいて開示することにより、施設の必要性や有効性を検討するための材料を提供することを目的とするものである、基本情報では、公の施設ごとに以下の情報が掲載されている。</p> <p style="margin-left: 2em;">【基本情報の記載内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の概要</li> <li>2 料金体系</li> <li>3 施設運営に係る収支 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府の予算</li> <li>・大阪府の決算 <ul style="list-style-type: none"> <li>貸借対照表、行政コスト計算書</li> </ul> </li> <li>・施設の管理運営を受託等している法人の収支</li> </ul> </li> <li>4 主な代替・類似施設</li> <li>5 利用者の満足度調査</li> </ol> <p>しかし、基本情報の目的に照らして、以下のような問題点があった。</p> <p>2 開示情報の速やかな更新</p> <p>監査人が大阪府の公の施設の最新の情報を得るために、平成 29 年 5 月、大阪府のホームページ上の「平成 27 年度公の施設の基本情報及び各施設の点検結果等一覧」を閲覧したところ、当該ページの更新日は平成 28 年 11 月 14 日と記載され、各施設の「公の施設基本情報」の作成日は平成 28 年 3 月末と記載されていた。</p> <p>しかし、「公の施設基本情報」のなかの、「利用者数」「施設運営に関する指標」「大阪府の決算」「施設の運営管理を受託等している法人の収支」は、いずれも平成 26 年度までの記載にとどまり、平成 27 年度は記載されていなかった。</p>

「利用者数」「施設運営に関する指標」「施設の運営管理を受託等している法人の収支」については、当該施設に指定管理者制度が導入されていれば、毎年4月末又は6月末までには指定管理者が事業報告書により各所管課に報告しており、7月以後であれば、情報の更新が可能である。また、「大阪府の決算」については毎年11月頃までには確定しており、12月以後であれば情報の更新は可能である。しかるに、現行の基本情報では、平成29年度に入っても、なお平成27年度の情報が開示されておらず、情報開示としては遅きに失する。

行政経営課は、基本情報に記載されている内容につき、速やかに最新の情報を把握し、更新すべきである。

### 3 開示内容の正確性の確保

基本情報は、行政経営課が所管課からの情報を集約して、ホームページに掲載している。行政経営課では、「公の施設基本情報作成要領」を作成して、所管課に配布し、情報の正確性と統一性の確保に努めている。

しかし、本監査において、指定管理者の年間の収入と支出が一致している施設が複数あった（近つ飛鳥、ドーンセンター、府営駐車場）。指定管理者の1年間の収入額と支出額が一致することは通常は考えられず、一見して不自然な決算となっていた。指定管理者に確認したところ、いずれも当該施設での指定管理者の収支は赤字であったが、指定管理者又はその構成員が赤字額を補填して、収支を一致させたとのことであった。基本情報は、大阪府の収支だけではなく、指定管理者の収支も開示することにより、公の施設のあり方を検討する材料を府民に提供するものであり、収支は正確に開示されなければならない。

行政経営課では、所管課が指定管理者から受領した決算については正しいものであるとの前提で掲載しているとのことであるが、一見して不自然な数値についてはその内容を確認し、開示内容の正確性を期すべきである。

### 4 施設ごとの情報開示

基本情報には、施設ごとの情報が記載されているが、以下のとおり施設ごとの情報が記載されていない施設がある。

#### 【服部緑地】

大阪府の予算、大阪府の決算（貸借対照表、行政コスト計算書）につき、公園ごとの数値を把握していないとの理由で、大阪府が保有する19公園分の総額を記載。

#### 【堺泉北港の緑地】

大阪府の予算、大阪府の決算（貸借対照表、行政コスト計算書）につき、堺泉北港の緑地のみの数値を把握していないとの理由で、大阪府の予算については数値の記載がなく、大阪府の決算（貸借対照表、行政コスト計算書）については、港湾事業の総額を記載。

#### 【大阪府民の森】（くろんど園地、ほしだ園地、緑の文化圏むろいけ園地）

大阪府の決算（貸借対照表、行政コスト計算書）につき、園地ごとの数値を把握していないとの理由で、9園地分の総額を記載。

**【高等職業技術専門校】**

5校（直営：北大阪校、芦原校、東大阪校、南大阪校、指定管理者制度：夕陽丘校）あるが、利用者数及び施設運営の関する指標並びに大阪府の決算（貸借対照表、行政コスト計算書）は5校合算で記載され、大阪府の予算は直営施設4校を合算で記載。

**【府営駐車場】**

江坂、新石切、茨木の3つの駐車場につき、大阪府の予算、決算（貸借対照表、行政コスト計算書）、施設の管理運営を受託等している法人の収支を合算で記載。

基本情報は、府民に施設の情報を提供することにより、その施設のあり方を検討する材料を提供するものである。しかるに、情報が他の施設と合算で提供されれば、施設ごとの必要性や有効性は検討できない。上記のような合算での情報開示では、情報開示としての目的を果たしていない。行政経営課は、基本情報の目的に沿うように、可能な限り施設の個別の情報を開示すべきである。

**【意見 112】 施設のホームページのあり方**

対 象 施 設
施設全般
意見 112
大阪府は、指定管理者が作成する公の施設のホームページの内容につき、一定の基準を示すことを検討すべきである。
事実関係及び理由
1 指定管理者は、その管理している公の施設の広報活動の一環としてホームページを作成している。大阪府では、指定管理者が作成するホームページの内容につき、募集要項や管理運營業務契約書などにおいて何らの定めを設けていない。
2 本監査において、スポーツ関係の以下の3つの公の施設を監査した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・体育会館（エディオンがネーミングライツを取得している。「エディオンアリーナ大阪」）</li><li>・門真 SC（東和薬品がネーミングライツを取得している。「東和薬品ラクタブドーム」）</li><li>・臨海 SC（ネーミングライツなし）</li></ul> 各施設のホームページは、それぞれの指定管理者が作成しているが、体育会館については「エディオンアリーナ大阪」、門真 SC については「東和薬品ラクタブドーム」というネーミングライツの名称がトップに表示され、指定管理者名は末尾等に記載されているだけである。
他方、臨海 SC については、指定管理者の代表である美津濃株式会社（以下「ミズノ」という。）の商標がホームページのトップページのトップに表示され、全体的にミズノが使用している濃紺色が使用されている。また、近隣施設や各種スクール・スポーツ施設（スクール一覧、施設一覧、スポーツイベント一覧）のリンク先も全てミズノ関連となっている。

さらに、「施設事業主のお客様」との表示のもとミズノの事業内容を紹介している（ミズノは指定管理者の一構成員であり、施設の事業主ではない）。ホームページには、「大阪府立臨海スポーツセンター」との表示があるが、ミズノの宣伝色が強いものとなっている。

ミズノが臨海 SC で作成し使用している上記ホームページは、ミズノが他で指定管理者となっている多数の公の施設のホームページと同一のデザインになっている。

- 3 指定管理制度は、公の施設の管理運営を民間に委ねることによって、民間のノウハウを活用し、利用者へのサービスを向上させるとともに、経費の軽減を図ることを目的としている。

公の施設に指定管理制度を導入した場合、公の施設であることを広報することによって集客力が増す場合もあれば、指定管理者が管理していることを広報することによって集客力を増す場合もあると考えられる。当該施設が后者であれば、指定管理者が前面に出て、公の施設を広報することにより利用者の増大を図ることが、民間活力の利用という指定管理制度の趣旨に合致すると考えられる。しかし、他方で、指定管理制度を採用したとしても公の施設は大阪府の施設であり、指定管理者が当該公の施設を自らの宣伝広報のために全く自由に利用できるというものではない。特に、当該施設につきネーミングライツの導入が考えられる場合に、ネーミングライツを導入することなく、ホームページ上においてネーミングライツを取得したのと同様とも思われる表示を行うことには問題があると考えられる。

- 4 現在の臨海 SC のホームページは、指定管理者の構成員であるミズノが施設への最大限の集客を目的に、最も効果的と考えられるホームページを作成したとしたものと推測されるが、大阪府の他の公の施設のホームページと比較して、指定管理者の表示が突出している。

指定管理者は、公の施設の指定管理者との立場においてホームページを作成すべきである。行政経営課においては、以下の点などを考慮して、公の施設のホームページにつき、一定の基準を設けることを検討すべきである。

- ・ホームページのトップには、大阪府の公の施設であること明記する。
- ・指定管理者の名称等を表記する場合には、指定管理者であることを明記する。
- ・リンク先は、指定管理者又はその構成員の関連先に限定することなく、当該施設の利用者にとって有益な先を掲載する。

#### 【監査の結果 87】 共同事業体との契約書の整備

対 象 施 設
施設全般
監査の結果 87
1 大阪府は、共同事業体が指定管理者となる場合の管理運営業務契約書において、 (1) 共同事業体の構成員名を明記すべきである。

(2) 共同事業体の各構成員が、大阪府に対し、連帯責任を負う旨の文言を記載すべきである。

2 大阪府は「運用マニュアル」において、共同事業体を指定管理者とする場合の記載内容を前項に従って改訂すべきである。

3 大阪府は、共同事業体が指定管理者になる場合、事業の収支計画及び事業報告の収支報告において、構成員ごとの管理運営委託事業にかかる収支を合算した金額を報告するよう「運用マニュアル」「募集要項」において記載し、各所管課に周知を図るべきである。

#### 事実関係及び理由

1 現在、大阪府の公の施設の指定管理者として多くの共同事業体が指定されている。共同事業体が指定管理者となること自体は当然想定されており、「運用マニュアル」においても「複数の法人等の構成するグループ」という表現があり、また、準則例3の「募集要項」の応募にあたっての提出書類の項には「複数の法人等が共同で応募する場合」に①代表者を定めることと②委任状を提出すること、を求める規定がある。しかし、これ以外に共同事業体との関係についての記載はなく、また準則例11の管理運営業務契約書についても共同事業体を予定した記載は一切ない。

2 その結果、共同事業体を指定管理者とする各施設において、契約書の記載は統一されていない。契約書の記名押印欄の記載についても、共同事業体の表示もなく、代表という記載もない単独の法人だけが契約書に記名押印している例（青少年海洋センター・ファミリー棟）、契約書からは共同体の構成員が不明なもの（ドーンセンター、花の文化園、少年自然の家、その他多数）、構成員の名称を記載した上で代表の表示をしているもの（江之子島）等様々である。

3 共同事業体は民法上の組合と解されており（平成10年4月14日最高裁判所判決等）、その場合、組合として行う行為について生ずる債権債務の処理は、民法第667条以下の条項に従うことになる。この条項によると、仮に指定管理者に対し、大阪府が損害賠償請求権を取得したとしても「各組員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。」（民法第675条）とされるか、あるいは構成員間の損益分配割合を大阪府が知っている場合は、その割合の範囲に限定されることになり、いずれにしても構成員の資力状態によっては損害を回復できなくなることもあり得る。

4 よって、大阪府と共同事業体との関係を規定する契約において、各構成員それぞれが当事者としての責任を負うことを明確にするため、契約書に構成員名を明記するとともに構成員各々が府に対し連帯責任を負うことを明記すべきである。なお、株式会社が共同事業体に加わっている場合は、共同事業体の各構成員は、共同事業体がその事業のために第三者に対して負担した債務につき連帯債務を負うことになるが（商法第511条）、共同事業体が非営利法人のみから構成されている場合には同条の適用の余地はなく、いずれにせよ共同事業体構成員の連帯責任に関しては契約書に明記することが望ましい。

5 共同事業体が指定管理者となっている公の施設において、事業計画書や事業報告書にお

ける収支計画や収支結果の報告について、各施設でその記載内容は統一的ではない。管理運営委託事業の収支において共同事業体の構成員への支払いが代表の構成員からの委託料と記載され、再委託の収支の記載と区別がないケースも複数ある。個々の構成員も管理運営業務を大阪府から直接受託している立場にあり、府から支払われた委託料がどのように使われたのか、その収支を明らかにすべき立場にあるところ、現在の共同事業体の収支における計画や報告では内容が不明確なままである。よって、共同事業体が指定管理者となる場合、その収支計画や収支報告においては、構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支が明らかにされる必要がある。

【意見 113】再委託の範囲、再委託に関する事前承諾

対 象 施 設
施設全般
意見 113
<p>1 大阪府は、運用マニュアル準則例 11 の管理運営業務契約書第 19 条（第三者への委託の禁止等）の文言を改訂し、管理運営業務の全部または主要な部分の再委託を禁止するとともに、主要な部分を各公の施設に応じて具体的に特定するよう求める文言を記載すべきである。</p> <p>2 大阪府は、同準則例において、業務の一部の再委託については事前の承諾が必要であるとする文言を記載すべきである。</p> <p>3 大阪府は、同準則例において、事前の承諾に際しては再委託契約の内容を所管課において十分に把握する仕組みを設ける旨の記載をすべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 行政経営課作成にかかる「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」（平成 28 年 4 月）で示されている管理運営業務契約書のひな形（準則例 11）第 19 条では、次のとおり案が示されている。</p> <p style="padding-left: 2em;">（第三者への委託の禁止等）</p> <p style="padding-left: 2em;">第 19 条 乙（指定管理者）は、管理運営業務の全部または主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲（大阪府）の書面による承諾を得て管理運営業務の主要な部分を第三者に委任し、または請け負わせる場合は、この限りでない。</p> <p style="padding-left: 2em;">（2 項以下省略）</p> <p>この条項によると、全部でなければ主要な業務についても、指定管理者は大阪府の書面による承諾があれば再委託でき、かつ、主要な業務以外は承諾も不要ということになる。そして、何が主要な業務に当たるのかについては、当該ひな形上明確ではない。</p> <p>そもそも再委託に制限が設けられた趣旨は、管理運営業務の遂行能力などを第三者の関与する選定委員会で公正にかつ厳格に判断するという仕組みの下で評価された上で指定</p>

管理者として指定を受けた者が、管理業務について第三者に無制限に再委託できることになると、選定委員会の判断が実質的に無意味となる恐れがあると考えられるからである。そうであれば、全部及び主要な部分の再委託は禁止とし、全部または主要な部分以外については、事前の承諾を要するとすることが望ましい。

2 また、主要な部分という概念を設ける以上、その範囲を明確にしておく必要がある。なお、大阪府以外の自治体においては、主要な部分という概念を用いず、全部の再委託は例外なく禁止とし、それ以外は全て事前承認を要する、としているところも少なくない。この点行政経営課は、主要な部分とは、施設の利用承認等の公権力の行使に該当する業務と、公の施設の設置目的のために実施する事業の企画立案業務を想定していると説明している。しかし、行政経営課の上記説明には、以下のとおり問題がある。

① 行政経営課が説明するとおりであれば、大阪府の承認を得れば、施設の利用承認等の公権力の行使に該当する業務や公の施設の設置目的のために実施する事業の企画立案業務も第三者に委託できることとなるが、それでは上記のとおり厳格な指定管理者選定手続を定めた趣旨が没却される。

② 上記説明によると、施設の利用承認等の公権力の行使に該当する業務と公の施設の設置目的のために実施する事業の企画立案業務以外は、大阪府の承諾なく第三者に再委託できることとなる。現に、行政経営課の上記考え方に基づき、第三者への委託の全てにつき、大阪府の承認がとられていない施設が存在した（例えば服部緑地等）。しかし、大阪府が所有する公の施設で、誰がどのような業務を実施しているかは大阪府が当然に把握しておくべきことであり、公権力の行使と企画立案業務以外は全て大阪府の関与なく第三者に委託できるとすることは相当ではない。

3 なお、主要な業務の解釈については、行政経営課と同様に解する所管課もあれば、それよりも広く解釈し、指定管理者の再委託につき幅広く承諾を求めている所管課もあった。

4 指定管理制度は、厳格な選定手続を経て、公の施設の管理者として相応しいとして選定された団体に管理を委ねる制度である。したがって、再委託については、原則として大阪府の承諾を要することとし、承諾に際しては再委託業務の内容、再委託先名、再委託金額などを確認し、委託契約書の写しの提出を求めることが望まれる。監査人が参考例を示せば次のとおりである。

（第三者への委託の禁止等）

第19条 乙は、管理運営業務の全部または主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 主要な部分とは以下の業務を言う。（・・・略）

3 乙は、管理運営業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、事前に甲の書面による承諾を得るものとする。

4 乙は、前項の承諾を得るに際しては事前に、第三者に委託等を行う業務の内容・範囲、第三者の住所・氏名、第三者との契約金額などを甲に届け出るとともに、第三者との契約締結後はその契約書の写しを提出するものとする。（以下、省略）

【意見 114】 施設の維持補修に関するリスク分担

対 象 施 設
施設全般
意見 114
大阪府は、各施設の施設・設備・外構の維持補修について、府の負担と指定管理者の負担の区分について合理的な基準を検討するべきである。
事実関係及び理由
<p>1 行政経営課の提供する指定管理者運用マニュアル (H28.4 改正) 中の準則例 11 では、【別表：リスク分担表】において、施設の「維持補修」に関するリスク分担が次のとおり定められている。</p> <p style="margin-left: 2em;">＜府が負担するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府の発意により行う施設・設備・外構の維持補修</li> <li>・施設・設備・外構の経年劣化による維持補修 (建物所有者の発意による維持補修を含む)</li> <li>・法令改正により必要となった施設躯体の維持補修</li> </ul> <p style="margin-left: 2em;">＜指定管理者が負担するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の発意により行う施設・設備・外構の維持補修</li> <li>・施設・設備・外構の保守点検 (法定点検及び日常の維持補修含む)</li> <li>・施設・設備・外構の経年劣化による維持補修 (管理上緊急を要するもの)</li> <li>・事故・火災による施設・設備・外構の維持補修</li> </ul> <p>上記リスク分担表では、施設・設備・外構の経年劣化による維持補修について、「管理上緊急を要するもの」については指定管理者、それ以外を大阪府が負担するとされている。指定管理者との間の管理運営契約書において上記リスク分担表をそのまま引用している施設は、労働センター、夕陽丘高等職業技術専門校、江之子島文化芸術創造センター等、数多く存在する。</p> <p>2 しかるに、上記リスク分担表によれば、施設・設備・外構の経年劣化の場合、「管理上緊急を要する」段階に達しているか否かによってリスク分担の帰属が異なることになり、指定管理者としても、指定管理期間中にどの箇所の補修が求められるのかについて応募の時点で合理的に予測することができないという立場に置かれる。かかる事態は、指定管理者への応募者の予測可能性を奪うものであり、妥当ではない。</p> <p>3 そもそも施設・設備・外構の経年劣化については、施設所有者である大阪府が負担することが原則であり、その一部分を指定管理者に負担 (リスク分担) させるのであれば、過剰なリスク分担が指定管理者による公共サービスの円滑な提供を妨げることはないように留意しなければならない。そして、リスク分担を具体的に検討する場合、リスクを適切にコントロールできる者がリスクを負担するという観点から、リスクの顕在化をより小さ</p>

な費用で防ぎ得る対応能力や、リスクが顕在化するおそれが高い場合に追加的支出を極力小さくし得る対応能力をいずれが有しているのかを考慮した上で決定すべきである。

4 いかなるリスク分担が望ましいかは一概にはいえないが、例えば大阪国際会議場においては、指定管理者との間のリスク分担を次のように定めている（平成 26 年 4 月 1 日締結の大阪府立国際会議場管理運営業務契約書添付の【別記 2】）。

＜府が負担するもの＞

- ・ 施設・設備の改修・更新（施設・設備の全体の入替）
- ・ （施設・設備の損壊復旧）地震、津波、洪水等の天災、テロ等の緊急事態等の不可抗力が原因の場合

＜指定管理者が負担するもの＞

- ・ 設備の維持補修・修繕
- ・ 備品の補充・取替
- ・ 保守点検（施設、設備、備品）
- ・ 指定管理者自らの発意で行う施設・設備の改修・更新
- ・ （施設・設備の損壊復旧）指定管理者の故意・過失が原因の場合

上記リスク分担は、施設及び設備の全体の入替を大阪府に負担させ、その他の設備・備品の改修レベルにとどまるものについては指定管理者に負担させるという区分が明確であり、指定管理者に対しいかなるリスクについて負担する必要があるのかの予測を可能とする。また、リスクを適切にコントロールできる者がリスクを負担するという観点からしても、全体の入替に及ばない設備の維持補修・修繕については指定管理者が対応能力を有しているものといえ、かかるリスク分担は一定の合理性を有するものと思われる。

5 したがって、行政経営課としては、上記国際会議場におけるリスク分担例も参考にしながら、施設・設備・外構の維持補修について、大阪府の負担と指定管理者の負担の区分について合理的な基準を更に検討した上で準則例 11 の改訂を行い、各所管課に対し指導すべきである。

**【意見 115】再委託の場合の暴力団等でないことの誓約書の徴求**

対 象 施 設
施設全般
意 見 115
大阪府は、指定管理者が業務委託（再委託）を行う場合、契約金額の多寡にかかわらず、すべての再委託先から暴力団等でないことの誓約書（反社誓約書）を取得するよう求めるべきである。
事 実 関 係 及 び 理 由
1 行政経営課の提供する管理運営業務契約書（指定管理者運用マニュアル（H28.4 改正）中の準則例 11）第 19 条第 3 項には、次のような記載がある。

第 19 条第 3 項 乙は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例 58 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が 500 万円未満の場合は、この限りでない。

- 2 平成 23 年 3 月 11 日付の大阪府総務部契約局作成の書面「大阪府暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について」では、「公共工事等の受注に際し、大阪府と契約を締結する、元請人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります」とあり、「対象」として、「契約金額 500 万円以上の元請負人及び下請負人等」と記載されている。すなわち、暴力団等でないことの誓約書の提出を求める元請人及び下請人の範囲は、契約金額 500 万円以上の者に限定されている（なお、下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、元請負人を通じて大阪府へ提出するものとされている）。

上記書面に則って、行政経営課の提供する上記管理運營業務契約書においても再委託先と指定管理者の契約金額が 500 万円未満のものは除かれているものと思われる。

- 3 上記書面で 500 万円という基準が設定されている理由については、大阪府総務部契約局の作成した「大阪府暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの誓約書の提出について F A Q」（平成 23 年度）には、「Q 5 - 3 契約金額 500 万円未満は誓約書提出を要さないことが暴力団にとっての公共事業への関り方の基準として逆利用されないか」との質問に対する回答において「500 万円という金額は、今まで暴力団関係企業を排除した実績を踏まえて設定した金額である。」「誓約書の徴収に実効性を持たせるため、基準はなるべくシンプルにという考え方で、元請、下請双方とも同じ 500 万円以上という契約金額を基準とした」「また、契約金額が 500 万円未満の場合であっても、元請人及び下請人等に関し暴力団との関係があるなどの情報等を入手したときには、その契約金額にかかわらず、契約局に報告し、契約局から府警本部に対して当該情報について照会を行う」との記載がなされている。

- 4 しかし、契約金額 500 万円未満なら公の施設に関して業務を行う業者が暴力団等に該当しても問題ないとはいえないはずである。これまでに暴力団関係企業を排除した実績から 500 万円という基準を設定したとの理由は、かえって 500 万円未満であれば排除されないという誤ったシグナルを暴力団関係企業に与えることになる。また、誓約書の徴収の実効性という理由に関しても、複数の所管課において、契約金額にかかわらず全ての再委託契約について事後的にでも再委託契約書を提出させるという運用がとられている以上、誓約書を求めることが不可能もしくは著しく実効性を欠くということにはならない。契約金額 500 万円未満の場合に関係情報を入手した際は府警本部に照会を行うという点についても、契約締結までに情報の確認ができるかどうか定かではない他、かかる情報があった場合にこそ、事後的な解除を可能にするために暴力団等でないことの誓約書の徴収が不可欠であるといえる。

5 そもそも、上記平成 23 年 3 月 11 日付の書面は大阪府暴力団排除条例を受けて作成されたものであるが、誓約書提出に関する同条例の記載は次のとおりである。

第 11 条第 2 項 知事は、前項各号(第三号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

そして、同条例上、契約金額が 500 万円未満の事業者が誓約書の提出を免れさせるような記載は見当たらない。

6 反社会的勢力とのかかわりがますます問題視されている昨今の情勢からすれば、平成 23 年度に作成された上記 500 万円の基準は既に合理性を失っている可能性がある。少なくとも、企業においては、委託先もしくは再委託先からの誓約書の徴求を契約金額が 500 万円未満の場合は免除するという例は一般的ではない。なお、この点は、公の施設に関する再委託だけではなく、大阪府全般にかかわる問題であるように思われる。のみならず、上記契約局作成の書面は「公共工事等」を対象としているところ、本件は公共工事と異なり、公の施設に関する業務であるので、その再委託業務に携わる業者自体も、府民と直接に接することとなる。その点で、暴力団等の排除の要請は、公の施設に関する業務である場合は、公共工事の場合より更に強いものといえる。

したがって、上記指定管理者運用マニュアル（H28.4 改正）中の暴力団等でないことの誓約書第 5 項において、契約金額が 500 万円未満の下請人に対し誓約書の提出を免除していることの合理性について、行政経営課として再検討すべきである。

#### 【監査の結果 88】 指定の取消しと契約の解除

対 象 施 設
施設全般
監査の結果 88
大阪府は、運用マニュアル、準則例 3「募集要項」、準則例 11「管理運営業務契約書」の各記載について、大阪府や指定管理者の契約解除権を定める記載・条項は削除し、指定管理者への指定の取消しを基本とする規定とするべきである。
事実関係及び理由
1 大阪府は、指定管理期間中に指定管理者との関係を解消するための規定として、指定の取消しと、契約の解除を定めている。準則例 11「管理運営業務契約書」では以下のような条項があり、大半の公の施設における具体的な契約書においてもこれに従った条項がある（以下「甲」は大阪府、「乙」は指定管理者をそれぞれ指す）。
（甲の指定取消し）
第 17 条 甲は乙に継続して管理運営業務を行わせることが困難であると認めたときは、指定を取り消すことができる。

2 前項の規定により指定を取り消した場合においては、第20条第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消した場合において、乙が損害を受けたときには、甲はその損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(甲の解除権)

第20条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、乙が指定管理業務に着手しないとき。

(2)～(8) (省略。いずれも乙に契約違反や不都合がある場合を列挙)

2 前項の規定により契約を解除したときは、乙はそれによって生じた甲の損害をしなければならない。その賠償額は甲乙協議して定める。

3 第1項の規定により、契約を解除された場合において、乙が業務を実施した相当部分を超える委託料を甲から受け取っている場合は、超えた部分の委託料を甲に返還する。

(乙の解除権)

第21条 乙は、甲が管理運営業務の内容を変更したことにより、管理運営業務を完了することが不可能となるに至ったときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により乙が契約を解除したとき、乙の業務を実施した相当分の委託料を甲が支払っていない場合は甲はその不足分の委託料を支払う。

3 第1項の規定により、契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議して定める。

2 指定管理者制度における「指定」は、行政処分であり、一般に、指定管理業務に関する自治体と指定管理者との間の「契約書」「協定書」等の具体的な取り決めは、行政処分の附款(条件)と解されている。この理解を前提とすれば、大阪府と指定管理者が締結する「管理運営業務契約書」は、指定という行政処分に付された従たる条件である。それ故、多くの自治体においては、自治体と指定管理者との関係解消には指定の取消しのみを定め、あるいは指定の取消しがなされた場合には契約(協定)を解除する旨の定めをしている。そもそも、指定が取り消されればその附款である契約書の内容も効力を失うことから、別途契約の解除をする必要はないと考えられる。

3 しかし、大阪府の定めは、指定の取消しにかかる条項は簡単に記載し、契約の解除について甲乙双方からの解除権を詳細に定めている。

このような定めをした理由について、行政経営課の説明は、管理者の指定が行政処分であり、契約が附款であるとの認識ではあるが、指定管理者の業務状況に問題がある場合に、いきなり指定取消しを行うのではなく、契約を解除し、指定管理者と改善協議をし、改善されない場合に指定の取消しをする、という段階を踏むことを想定している、とのことであった。しかし、指定管理業務は、募集要項や契約書の内容を条件として行われるものであり、契約だけを解除し指定という行政処分だけが残るという状況は、複雑な法律関係を生じさせることになり、大阪府にとっても有益な状態とはいえない。

契約書第 20 条第 1 項各号に記載するような指定管理者に帰責事由のあるような場面では、大阪府が取消権を行使しうる状況にあることを前提に、指定管理者に改善を求め、あるいは協議することはできるのであって、あえて、解除権を定める意味はない。

さらに契約書第 21 条は、指定管理者による解除権を定め、大阪府が管理業務の内容を変更したことによって管理運営業務を完了することが不可能となる事態を想定するが、通常、具体的な条件の変更は大阪府と指定管理者が協議のうえ行うものであり、大阪府が管理業務内容を一方的に変更する事態が想定し難い。そもそも指定管理者による一方的な意思表示により、指定処分の附款（条件）の効力を消滅させることができると、指定の効力との関係においても、指定管理に関する法律関係が錯綜し、極めて不安定な関係となる。

4 指定取消を定める第 17 条第 1 項は、乙に継続して管理運営業務を行わせることが困難と認められる場合を規定しており、同条第 3 項でそのような場合に、「乙が損害を受けたとき」は大阪府が賠償する旨定めているが、不合理な賠償リスクを大阪府が負担する規定であり削除されるべきである。

5 いずれにしても、指定取消しという行政処分をしないままでの契約解除を認める条項は削除し、例えば、契約解除事由として列挙されている事項を指定取消しの具体的要件として例示したり、指定取消し後の処理についての条項を設ける等整備すべきである。

【意見 116】本部経費

対 象 施 設
施設全般
意見 116
大阪府は、指定管理者の募集に際し、公の施設の管理運営業務にかかる収支計画の中に、本部経費を計上するか否か、及び、本部経費を計上する場合にはその計上の基準を明示させるべきである。
事実関係及び理由
<p>1 今回外部監査の対象とした公の施設において、指定管理者の経費における本部経費に関して調査を行った。そもそも本部経費を計上していない施設もあり、計上している施設においても、その基準は様々であった。例えば、計上している場合も、複数の事業を行っている法人で、各事業所の売上高で本部経費を案分しているもの、施設での人件費に一定割合を上乗せして計上しているものなどである。</p> <p>また、所管課において、本部経費について、十分に把握していない施設が多くあり、指定管理者へのヒアリングで具体的内容が明らかとなった施設もある。</p> <p>2 指定管理者が、施設の管理運営業務の経費に、本部経費を計上することは通常であり、そのこと自体、否定されるべきものではない。しかし、本部経費を計上する以上は、大阪府が指定管理者の収支を正確に把握するためにも、その額、計算方法などは恣意的であつ</p>

てはならず、指定管理者の判断のみで変更されるべきものではない。指定管理者の収支は大阪府の財政支出にも影響する。すなわち、納付金制度を採用している施設は、指定管理者の収支によって納付金の有無、額が左右される。また、納付金制度のない施設でも、委託料の算定や、募集時の参考価格の算定に影響する。

- 3 よって、指定管理者の募集時に、本部経費を計上するか否かを応募者には収支計画において明らかにさせ、計上することを予定している場合は、その計上基準を明示させるよう大阪府として統一的に取り扱うべきである。

**【監査の結果 89】 施設賠償責任保険への加入など**

対 象 施 設
施設全般
監査の結果 89
<p>1 大阪府は、公の施設の各所管課に対し、公の施設の利用者に損害が発生した場合に備えて、速やかに、次の指導をすべきである。</p> <p style="margin-left: 2em;">①指定管理者に対して、指定管理者が被保険者となる施設賠償責任保険に加入させること</p> <p style="margin-left: 2em;">②指定管理者に対して、大阪府を被保険者として追加させること</p> <p style="margin-left: 2em;">③指定管理者に対して、施設賠償責任保険の契約内容を証する書面を提出させること</p> <p>2 大阪府は、今後の指定管理者の募集時においては、「運用マニュアル」準則例 3 の指定管理者募集要項や準則例 11 の管理運営業務契約書に関し、上記 1 ①～③を追記するよう訂正すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 公の施設は、府民の利用を前提としているため、指定管理者の従業員の過失や施設の管理不具合などによって、利用者である府民に損害が発生することが起こり得る。現在の「運用マニュアル」の準則例 3 の募集要項や準則例 11 の管理運営業務契約書においては、事故による損害賠償義務が発生した場合の大阪府と指定管理者とのリスク分担に関する定めはあるものの、保険契約に関する約定はない。</p> <p>2 公の施設で、事故が発生した場合、大阪府は、指定管理者制度の導入施設であるか否かを問わず、国家賠償法第 1 条第 1 項又は同法第 2 条第 1 項の損害賠償責任を問われる可能性がある。</p> <p style="margin-left: 2em;">また、指定管理者は、従業員の過失や施設の管理不具合などが原因で事故が発生した場合、不法行為責任、工作物責任、又は、安全配慮義務としての債務不履行責任を問われる可能性がある。</p> <p style="margin-left: 2em;">事故により損害を受けた者としては、大阪府と指定管理者双方を相手として損害賠償を求めることが少なくないと想定される。大阪府では、老朽化した公の施設が多いため、特に、大阪府が営造物責任（国家賠償法第 2 条第 1 項）を問われたり、指定管理者が工作物</p>

責任を問われたりする可能性が高いといわざるを得ない。

- 3 大阪府や指定管理者が、施設賠償責任保険に加入していなければ、大阪府や指定管理者は、事故により損害を受けた者に対して、損害賠償金を自ら負担しなければならない。具体的には、大阪府が、施設賠償責任保険の被保険者で無い場合は、大阪府が、損害賠償金を自ら負担することになり、大阪府の財政が悪化するおそれがある（指定管理者の資力が不十分な場合に、大阪府が、指定管理者からの求償金の回収ができない事態が考えられる）。また、指定管理者が、施設賠償責任保険の被保険者では無い場合は、指定管理者が損害賠償金を自ら負担することによって指定管理者の財政状況が悪化し、指定管理業務に支障が出るおそれがある。さらに、指定管理者が、施設賠償責任保険の被保険者では無く、且つ、指定管理者の資力が不十分な場合は、被害を受けた者が十分な賠償を受けられないおそれがある。

このたび監査を行った施設の中では、指定管理者が自発的に施設賠償責任保険に加入していたものの、募集要項や管理運営業務契約書においては指定管理者に対する施設賠償責任保険への加入を義務付けていなかった施設や、募集要項で、指定管理者が施設賠償責任保険に加入の上で大阪府を被保険者として追加することが求められていたにもかかわらず、大阪府を被保険者に追加していなかった施設があった。

大阪府が被保険者となっていなかった後者のような場合には、速やかに、被保険者として大阪府を加えることが検討されるべきであろう。

- 4 以上の理由により、行政経営課は、所管課に対し、次のとおり指導すべきである。
- ① 指定管理者に対して、指定管理者が被保険者となる施設賠償責任保険に加入させること。
  - ② 指定管理者に対して、大阪府を被保険者として追加させること。
  - ③ 指定管理者に対して、施設賠償責任保険の契約内容を証する書面を提出させること。
- また、行政経営課は、次回の指定管理者の募集時には、保険加入を義務化するよう「運用マニュアル」準則例 3 の指定管理者募集要項や準則例 11 の管理運営業務契約書に、上記①～③を追記するよう訂正すべきである。

#### 【意見 117】 自主事業の収支報告

対 象 施 設
施設全般
意見 117
大阪府は、指定管理者が行う自主事業について、収入支出のいずれについても区分して事業報告書に記載するよう、「運用マニュアル」準則例 3 の指定管理者募集要項及び準則例 11 の管理運営業務契約書を改訂すべきである。

## 事実関係及び理由

- 1 指定管理者制度における指定管理者の自主事業については必ずしも明確な定義がなく、その扱いも各地方公共団体において様々である。

大阪府では、「運用マニュアル」準則例 3 の指定管理者募集要項において「指定管理者は、施設の設置目的等を損なわない範囲で、委託事務に加え、自主的に事業を実施することができます。自主事業での収入を活用して施設の維持補修や委託料の削減を行うことを含め、民間のノウハウを活用した幅広い提案をお願いします。ただし、実際の事業実施にあたっては具体的な事業内容等について、府との協議が必要となります。」と記載している。しかし、準則例 11 の管理運營業務契約書においては全く自主事業に触れていない。
- 2 今般、包括外部監査人が監査対象とした公の施設において、指定管理者が自主事業を行っている施設は数多くあったが、自主事業の収支に関して、公の施設を使つての事業である以上指定管理者から所管課に報告させることが当然であるという扱いの施設もあれば、自主事業は本来の管理運營業務ではなく指定管理者が独自に行っている事業であるという理由からその自主事業の収支の報告を不要としている施設もあった。

さらに、自主事業の報告をさせている施設でも、収入は区分して計上されているが、支出は計上していないか少なくとも区分して計上されていない施設があった。
- 3 しかし、施設によって自主事業の収支報告が区々である現状は、妥当ではない。

利益が出れば納付金を納めるといった納付金制度をとっている施設では、自主事業の収支も含めて施設全体の収支を算定する必要があるし、利益が出た場合に委託料の精算（一部返金）を定めている施設では、自主事業の収支を把握する必要性が高い。また、これら以外の施設であっても、次の募集時の委託料や納付金を検討するうえで、自主事業の収支の把握は必要である。

つまり、いずれの場合においても、自主事業を承認する以上、大阪府は、本来の管理運營業務と区別して、自主事業の収支を把握すべきである。
- 4 なお、自主事業とは、当該公の施設を使用して行われる事業であり、多くの場合、本来の指定管理業務に関与する職員が自主事業にも関与すると思われる。そのため、本来の指定管理業務の人件費や事業費等の中に、自主事業の支出経費も一部含まれている可能性がある。指定管理者は、可能な限り、自主事業についての支出も明確に区分して報告すべきである。

行政経営課としては、自主事業の収支報告に対する各施設・各所管課の認識を共通のものとするため、自主事業の収入支出のいずれについても区分して事業報告書に記載されるよう、「運用マニュアル」準則例 3 の指定管理者募集要項及び準則例 11 の管理運營業務契約書を改訂すべきである。

【意見 118】 選定時の審査基準における価格点

対 象 施 設
施設全般
意見 118
<p>1 大阪府は、指定管理者の選定委員会における審査基準において、提案価格に対する配点を原則 50 点とすることに関し、施設所管課と行政経営課との間で十分な協議を行い、施設の特質等に応じ、より柔軟に価格点の割合を定めるべきである。</p> <p>2 大阪府は、選定委員会の審査基準において、価格点の算定方式について、単純に提案価格自体に得点を比例させる計算式（満点×提案価格のうち最低の価格÷提案価格＝得点）によって算定するのではなく、より実情に即した合理的な算定方式を用いるよう十分に検討すべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 今年度の監査対象とした施設においては、多少のバラツキは見られるものの、指定管理者選定委員会における審査基準において、指定管理者へ支払う委託料又は指定管理者に納付させる納付金の額に対する得点（価格点）を 100 点満点中 50 点とする施設が多く見受けられた。これは、公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル 7 頁において、『管理に係る経費の縮減に関する方策』については、原則 50 点とする。」と記載されていることに沿った運用によるものと思われる。この配点は、大阪府財政の深刻な課題を克服するための様々な努力の一環として評価できる。しかし、限度を超えた経費節減を実行しようとするれば、施設の設置目的を達成することが困難となってしまう。</p> <p>上記マニュアルには「前回選定時に 50 点と異なる配点割合で選定している施設も含め、50 点としない場合は、事前に行政改革課（現行政経営課）に相談すること。」と記載されており、行政経営課との協議により、価格点の割合を変更する余地を認めている。実際に、いくつかの施設において、管理の品質を重視する施設所管課が価格点の割合を引き下げたため、行政経営課に相談したものの、価格点を引き下げることなく公募を実施した事例が見受けられた。</p> <p>こうした施設の各所管課の意見は、募集要項において最低基準として参考価格を定めている以上、それによって経費節減という目的は一定程度達成されるので、審査基準においては管理運営業務の品質をより重視したいとする点で共通していた。施設所管課のこのような考え方には、一定の合理性が認められる。例えば、福祉を目的とする施設等においては、価格点よりも品質点を重視し、価格点を 40 点ないし 30 点程度に引き下げるといった運用もあってもよいのではないかと思われる。</p> <p>このため、施設所管課と行政経営課は審査基準を定める際に十分な協議を行い、施設の特質に応じ、価格点と品質点とのバランスに関し、価格点をより柔軟に定めるよう努力すべきである。</p>

2 審査基準における提案価格に対する価格点の算定方法については、上記マニュアル 8 頁の「価格点の計算方法」の欄に示された「満点 (50 点) × (提案価格のうち最低の価格 ÷ 提案価格) = 得点」との計算式により、価格点が算定されている (納付金の場合は、分子が「提案価格のうち最高の価格」となる)。すなわち、応募者の価格点は、提案価格に比例したものとなる。

しかしながら、この方式では、提案価格の点数差が過大となるきらいがある。実際に、多くの施設において、選定時に価格点で多大な得点差が生じ、結果的に価格点のみによって選定がなされた (品質点の得点差が意味をなさなかった) と評価できるケースがいくつか存在した。

指定管理者へ支払う委託料は、利用料金等と共に指定管理者の収入の一部を占めるに過ぎない。同様に、納付金は人件費や再委託費などと共に指定管理者の支出の一部を占めるに過ぎない。したがって、価格点を正當に評価するためには、想定される指定管理者の収入全体 (委託料の場合)、あるいは支出全体 (納付金の場合) とのバランスにおいて、価格点を算出する必要があるように思われる。収入又は支出の総額を考慮することなく、委託料又は納付金の額のみを比較することは、バランスを欠いているように思われる。

以下、参考までに、監査人が考える価格点の算定方式の一例を示す。仮に、委託料に関する A の提案価格が 9000 万円、B の提案価格が 6000 万円であり、想定される利用料金が 1 億 5000 万円であるとする。この場合、それぞれの提案価格の価値は、

$$\begin{aligned} A : B &= (9000 \text{ 万円} + 1 \text{ 億 } 5000 \text{ 万円}) : (6000 \text{ 万円} + 1 \text{ 億 } 5000 \text{ 万円}) \\ &= 2 \text{ 億 } 4000 \text{ 万円} : 2 \text{ 億 } 1000 \text{ 万円} \\ &= 8 : 7 \end{aligned}$$

と評価することが可能である。しかしながら、A と B の提案価格だけを取り出して比較すると、

$$\begin{aligned} A : B &= 9000 \text{ 万円} : 6000 \text{ 万円} \\ &= 3 : 2 \end{aligned}$$

となり、実際の提案価格の価値以上に両者の差が拡大してしまう。

※ 考慮すべき要素は他にも存在するが、簡易な説明のために単純化した。

以上はあくまでも一例であるが、今後の公募の際には、価格点において、実際の価値以上の得点差が生じないように、より合理的な算定基準を考案すべきべきではないかと思われる。

#### 【監査の結果 90】 文書管理

対 象 施 設

施設全般

## 監査の結果 90

- 1 大阪府は、指定管理者に係る運用マニュアルにおいて、指定管理者による文書の保管義務、大阪府への提出義務及び後任の指定管理者への引継義務等について記載すると共に、準則例 11 の契約書においても、少なくとも指定期間を含む一定期間の文書保管義務、大阪府への提出義務及び後任の指定管理者への引継義務に関する規定を設けるよう改訂すべきである。
- 2 大阪府は、現在の指定管理者との間で協議し、管理運営業務に関する文書について、保管義務、大阪府への提出義務及び文書引継義務を定めた合意文書を締結するよう努めるべきである。

## 事実関係及び理由

- 1 本年度の監査手続の対象とした公の施設のうち、指定管理者制度を採用している施設については、指定管理者が管理運営業務に関するさまざまな文書を作成・保管している。  
そのうち、事業計画書及び事業報告書等の大阪府へ提出された文書については、行政文書として、大阪府情報公開条例や大阪府文書管理規程に基づき管理がなされている。  
他方、これらを除く指定管理者が保管する文書の管理方法については、大阪府との関係において、指定管理者を拘束するルールは何ら存在しない。多くの施設において、指定管理者内部のルールに沿ってその管理がなされているにとどまる。また、施設によっては、指定管理者が文書の管理に関する内部ルールを定めていないケースすら見受けられた。
- 2 しかし、例えば、利用者から国家賠償法に基づく損害賠償請求がなされたものの、指定管理者が保管する文書が既に廃棄されており、管理運営業務の詳細が把握できないような場合には、大阪府は効果的かつ十分な反論をなし得ない可能性がある。  
また、指定管理者は、大阪府に対し、収支報告を含む事業報告書を提出するが、それらの基礎となる証憑等を提出することは原則としてない。仮に、ある年度の収支について大阪府が検査を実施する場合や、監査委員が監査をする場合等においては、上記証憑類が存在しなければ、実効性のある検査や監査を実施することは困難である。  
さらに、指定管理者が交替した場合、前任の指定管理者が保管していた文書を後任の指定管理者へと引き継ぐことができれば有益であるが、文書に関し、明示的に引継ぎを義務付ける規定は存在しない。
- 3 現状では、指定管理者が上記文書を破棄してしまったとしても、その責任を問うことはできないから、重要な文書が短期間のうちに破棄されてしまうおそれがある。また、前任の指定管理者が後任の指定管理者への文書の引継ぎを拒否したとしても、これを是正する根拠がないため、大阪府や後任の指定管理者の業務が非効率なものとなりかねない。  
このため、指定管理者が管理運営業務に関し、作成又は保管する文書については、少なくとも指定期間及び指定期間終了後の一定期間は保管を義務付けると共に、必要に応じ、大阪府への提出を指示したり、後任の指定管理者への引継ぎを求めたりすることができるようにしておくことが望ましい。

4 よって、大阪府は、指定管理者との契約において、上記文書の保管義務、大阪府への提出義務及び後任の指定管理者への引継義務を指定管理者に負わせる旨明記するよう「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」を改訂すべきである。

また、大阪府は、現在の指定管理者との間で協議し、管理運営業務に関する文書について、保管義務、大阪府への提出義務及び文書引継義務を定めた合意文書を締結するよう努めるべきである。

【意見 119】物品管理

対 象 施 設
施設全般
意見 119
<p>1 大阪府は指定管理者制度を採用する施設における物品の管理については、大阪府の備品管理のルールに加え、一層管理を適正に行うようルールを定め、運用マニュアルや、準則例 11(管理運営業務契約書)に明記することを検討すべきである。</p> <p>2 指定管理業務に必要な物品については、指定管理者が購入した物品も含め、その引継ぎが円滑にすすめられるよう、運用マニュアルや準則例 11 に、規定を設けるべきである。</p>
事実関係及び理由
<p>1 大阪府における物品の管理は、地方自治法第 239 条第 1 項や大阪府財務規則第 6 章などを基に整備されている。同規則においては物品を備品、消耗品などに区分し、備品は比較的長期間にわたって使用され、取得価格が 10 万円以上の物、消耗品は比較的短期間に消耗され取得価格が 10 万円未満の物という目安が示されており、その期間は 3 年をめどとすることになっている(大阪府財務規則の運用第 73 条関係第 1 項(1))。そして、物品管理者において備品には、細分類、番号及び課名を表示しなければならない(規則第 74 条第 2 項)とされ、いわゆる備品ラベルが貼られることになっている。</p> <p>2 これらの規定は、府において直接使用する物品を主眼に整備されていると思われ、消耗品に分類されるものはリストや備品ラベルのような管理方法がとられていない。</p> <p>しかし、指定管理者制度を採用する場合にこのルールだけで物品管理に対応することには問題がある。</p> <p>現在指定管理者に関する物品についてのルールは、運用マニュアル準則例 11 の第 8 条や Q&amp;A において、もっぱら貸与物品の管理のルールを定め、しかも原則年 2 回の確認を指定管理者に求める内容となっている。しかし、同じ指定管理者が 5 年、場合によっては 10 年も管理している間には当然様々な物品の移動、損耗、補充などがあるはずであるが、当初の貸与物品リストの内容が更新されていない施設があった。さらに、備品に該当すると思われるものの備品ラベルが見当たらない施設や、施設に存在しているものの、貸与物品リストに記載がなく、かつ指定管理者の所有でもない物品がある施設、等々、施設によってさまざまな問題が散見された。すなわち、適切な物品の管理が行われているとはいいが</p>

たい施設がいくつも存在した。指定管理者制度における貸与物品については、備品に限らず、消耗品も含めた物品全体の管理のあり方を再考する必要がある。

3 まず、大阪府の貸与物品とそれ以外の区別は適切に行うべきである。

指定管理者が指定管理業務遂行のために購入した物品の所有権の帰属については準則例 11 第 8 条には明確な規定はないが、本来、特段の合意がない限り、当該物品は指定管理者の所有に帰属すると考えられる。そして、指定管理者が日々購入する物品と、大阪府所有の物品とが混在するなかで、大阪府の貸与物品を特定可能な状態とすることは不可欠である。

それは、大阪府の定義する備品に限らず、物品全体の管理の問題である。例えば机、椅子など、一つ一つは取得価格 10 万円未満の物品で、府の区分では消耗品の扱いとされる物であっても、その総体としては相当の価値を有し、また施設利用においても不可欠な物品であり、所有権の帰属は明確にしておくべきである。したがって、10 万円未満の物品であっても、大阪府の貸与物品については一覧表の整備（所在、品目、数量等）は最低限実施すべきであり、実際に、そのような一覧表を作成している施設もある。大阪府の所管する指定管理施設について、統一的なルールを設けるべきである。

4 さらに、指定管理者が購入した物品について、指定管理業務終了時における物品取扱いのルールを明確にするべきである。

会議室等で用いる大量の机や椅子など、次期指定管理者の業務を遂行するうえでも必要不可欠な物品も考えられ、そうした物品の扱い（大阪府が取得し、次期指定管理者が貸与を受け、引き続き使用できるのか）は施設の管理運営業務の内容に大きな影響をもち、次期指定管理者の応募条件として重要な意味をもつ。平成 25 年の募集の際の労働センターのように、大量の什器備品が、それまでの指定管理者の所有ということになると、次の指定管理者の募集に際しては、新規参入をしようとする団体はこれらの備品の取得を計画に入れてそのコストを負担して応募することになり、すでに什器備品を所有している団体と比べると不利な立場となる。

例えば、指定管理者が指定管理期間中、管理業務に必要不可欠な物品を購入し施設に備えた場合、当該物品の所有権は指定管理期間満了又は指定取消時に、指定管理者から大阪府に所有権を移転する旨を契約書等に明記することや、指定管理業務に必要不可欠な物品を購入し施設に備えた物品は、その所有権を原則として大阪府に帰属することを契約書等に明記すること等の工夫が必要と考えられる。

【意見 120】管理運営業務契約書におけるその他の問題点

対 象 施 設

施設全般

意見 120

- 1 大阪府は、募集要項の内容と管理運営業務契約書の内容との間で齟齬が生じないように留意すべきである。
- 2 大阪府は、指定管理者との間で締結する管理運営業務契約書において、利用料金制の採用のような基本的かつ重要な事項については、募集要項を援用するにとどめず、契約書本文中に明記すべきである。

事実関係及び理由

- 1 本年度の監査手続の対象とした複数の施設において、募集要項の内容と管理運営業務契約書の内容との間に齟齬が存在する例が複数見受けられた。

例えば、再委託を認める条件として、募集要項においては、管理運営業務のうち主要な部分は第三者への委託を禁止する旨を記載しているにもかかわらず、管理運営業務契約書においては、管理運営業務のうち主要な部分であっても、大阪府の書面による承諾があれば委託を認める条項が設けられているといったケースが存在した。上記の例のように、募集要項で指定管理者に課した条件を契約段階で緩和することになると、指定管理者以外の応募した団体又は応募を検討した団体との間で公平性を欠く結果となるおそれがあるから、このような事態は解消すべきである。

また、事業報告書への記載事項についても、例えば人権研修の実施状況の記載を求めるか否かについて、募集要項と管理運営業務契約書との間で齟齬が存在し、その結果、事業報告書への記載項目が不十分である例が散見された。

このような齟齬のある状況は関係者間の認識の不一致のもとにもなりかねず、大阪府は、募集要項と管理運営業務契約書との間で齟齬が生じないように留意すべきである。

- 2 利用料金制を採用する多くの施設において、管理運営業務契約書には、その旨が規定されていないものが複数存在した。これらの管理運営業務契約書においては、冒頭で募集要項の内容が大阪府及び指定管理者を拘束する旨が定められており、募集要項に利用料金制を採用する旨が記載されているため、実質的に問題は生じないと思われる。しかし、管理運営業務契約書は大阪府と指定管理者の合意内容を示すものであるから、利用料金制の採用の有無のような基本的かつ重要な事項については、募集要項を援用するだけにとどめず、契約書に明記すべきである。

【意見 121】 キャンセル料

対 象 施 設

施設全般

意見 121

大阪府は、公の施設の利用料金徴収前に利用申込みが取り消された場合のキャンセル料について、指定管理者による徴収の可否及び法的根拠の検討を行った上、各施設における取扱いを統一すべきである。

## 事実関係及び理由

1 大阪府の各施設の中には、利用申込者が一旦利用申し込みをしたもののその後取り消した際にキャンセル料を請求する旨を、利用規則等で定めている施設が存在する（臨海スポーツセンター、門真スポーツセンター、青少年海洋センター・同ファミリー棟、国際会議場、中央図書館等）。

例えば、門真スポーツセンターでは、以下のとおりキャンセル料を設定・徴求しており、その旨がホームページに公開されている。

- ① 利用日の 60 日前～30 日前までにキャンセル 施設利用料金の 50%
- ② 利用日の 29 日前～15 日前までにキャンセル 施設利用料金の 80%
- ③ 利用日の 14 日前～当日までにキャンセル 施設利用料金の 100%

2 利用申し込みがありながら実際の利用がなされなかった場合、大阪府もしくは指定管理者（利用料金制が採用されている場合）は当該施設の有効活用が損なわれ、他の利用者の利用に供して利用料金を徴求する機会を逸することになるのであるから、当該利用者（キャンセルした者）に対して何らの費用請求もできないのは、公の施設の効率的な利用という点で望ましいことではない。

3 この点、利用料金を徴収していることを前提として、条例及び規則上の「利用料金の還付」の規定をもとに、キャンセル料を徴求している施設も存在する。例えば門真スポーツセンター条例第 11 条第 5 号、規則第 12 条第 2 号には、「利用の申込みの取消の時期に応じて指定管理者が適当と認める額」を還付できると定められている。しかしながら、当該「還付」の規定による場合は、一旦利用料金が支払われていることが必要であり、「還付」の規定は利用料金の徴収前にキャンセル料を請求する根拠にはなりえないと思われる。

4 利用申し込みがなされた時点で指定管理者に利用料金請求権が発生したことを前提として、条例及び規則上の「利用料金の減額」の規定をもとにキャンセル料を徴収することが可能であると解釈する余地もある。

例えば大阪府立国際会議場条例第 11 条第 2 項では、「前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、会議場を利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。」と記載されており、利用申し込みの時点で利用料金請求権が発生すると解釈する余地はある。そして同条第 6 項では「指定管理者は、知事が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる」と定められている。

しかしながら、同条第 6 項を受けた大阪府立国際会議場条例施行規則第 11 条では、利用料金の減免ができる場合として次のように定めてられており、キャンセル料に関する明示的な基準は定められていない。

第 11 条 条例第十一条第六項の知事が定める基準は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用料金を減額し、又は免除することができることとする。

- 一 天災その他緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体が会議場を利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。

二 前号に掲げるもののほか、条例第二条第一項又はこの規則第四条第二項の規定により利用の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)の間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき

また、そもそも「減額」の規定によりキャンセル料を請求する場合、既に指定管理者に利用料金請求権が発生していることが前提となるが、上記大阪府立国際会議場条例第 11 条 2 項の記載を前提としても、実際の利用がなされなかった場合に、申込の時点で確定的に利用料金請求権が発生していると構成することは疑問が残る。上記施行規則第 11 条で記載されている減免事由についても、いずれも施設の利用がなされていることが前提となっているように思われ、条例及び規則上の「利用料金の減額」の規定をもとにキャンセル料の徴求を行うことには疑問の余地がある。

5 公の施設を経済的かつ効率的に運営するためには、キャンセル料を設けることが有益であることは疑いのないところである。しかしながら、地方自治法の規定及び現在の大阪府の各施設の条例等を前提として、キャンセル料の徴収が可能であるか否かについては、曖昧な部分が残る。

このため、大阪府は、指定管理者によるキャンセル料の徴収の可否及び法的根拠の検討を行った上、各施設における取扱いを統一すべきである。

### 3 総括的意見

#### (1) 【意見 122】

大阪府は、指定管理者制度を採用する施設について

ア 民間団体が、指定管理者になろうとするインセンティブを高めるため、以下のような項目について、柔軟な制度設計により運用するよう検討すべきである。

(ア) 利用料金制や自主事業などにおいて指定管理者の創意工夫により公の施設が活性化することで生まれた利益の相当部分を指定管理者に配分すること。

(イ) 当該施設の設置目的、状況に応じ、①募集時の指定管理委託料や納付金の参考価格決定方法、②納付金を納付した後に生じる利益の配分、③選定時の評価項目の配点、計算法、④指定管理期間、⑤利用料金、⑥自主事業、⑦奨励金の導入、など柔軟に検討すること。

イ 前項の運用改善とあわせて、指定管理者の当該施設の収支状況をより一層明確に把握できるよう運用マニュアル、募集要項、管理運営業務契約書を改善すべきである。

#### (2) 事実関係および理由

ア 本年度の包括外部監査は、大阪府直営の3施設を含む22の公の施設を対象とした。行政経営課、各施設を所轄する16の所轄課及び指定管理者からの資料提供やヒアリングにより、これら多様な施設の管理運営の実情を調査することにより、多数の監査の結果・意見を提出することとなった。そして、多数の施設を監査した結果、大阪府における公の施設の管理運営全般の将来像に関し、意見を述べることにした。こうした全般的意見は、特定の所轄課だけの対応を求めるものではなく、むしろ大阪府における関係する部署の横断的な取り組みを必要とするものである。

イ 公の施設の管理運営に、民間活力を活用して住民サービスの向上を図り、あわせて経費の削減を図るという制度目的で、指定管理者制度は導入された（平成15年度の地方自治法改正）。大阪府においても平成18年度から本格的に導入が進められ、以来10年余が経過した。指定管理者制度の第一の目的は住民サービスの向上を図ることにあつたが、大阪府に限らず多くの自治体においては、それぞれの厳しい財政状況の下で、指定管理者制度について、経費節減により比重を置いた運用がなされてきた。このことは、様々な文献や報告書で指摘されている。そのため、総務省において、住民サービスの向上が第一義であるとの注意喚起を各自治体に通知する状況が生まれた（平成22年12月28日付総務省自治行政局長「指定管理者制度の運用について」）。

また、地域総合整備財団の報告によると経費節減効果は制度導入時が最大であり、年を重ねるごとに乏しくなると指摘されている。そのような状況下でさらなる経費節減を推し進めるならば、民間団体が指定管理者に応募しようとする意欲は薄れ、結果的に住民サービスの低下をもたらし、制度自体の存在意義が失われることになりかねない。

ウ このような危惧は大阪府においても当てはまると考えられる。すなわち、「第3 公の施設及び指定管理者制度の概要」で述べたように、大阪府の財政の今後の見通しは極めて厳しいものとなっている。大阪府のファシリティマネジメント基本方針の枠組み

によると、公の施設についても現状のままでは、売却や撤去・廃止といった方針がとられる施設が増大することが考えられる。財政状況と公の施設の目的(住民の福祉)とのバランスの中で府民の理解を得られる範囲で、こうした方向が採用されることがあるのはやむを得ない。しかし、住民の福祉の増大という地方公共団体の基本的な使命を達成するため、府民の利用を目的とする公の施設については、現在の法制度の下で最大級の工夫と努力をすることが求められる。

指定管理者制度の下、これまでの経費削減の効果を維持し、あるいは経費の増加を抑える一方で、住民サービスの向上を図るためには、まさに民間活力の活用を最大限図る必要がある。しかし、現在の多くの施設では民間活力の活用という面よりも、経費削減に比重を置いた運用がなされている。たとえば、指定管理者募集時に設定される指定管理委託料の参考価格は、前年までの実績を基に更に削減する傾向にある。また現状でも指定管理者の収支が赤字となっている施設が少なくない。指定管理者が経費削減努力により収支を改善したとしても、次の募集時の指定管理委託料の参考価格が更に減額され、あるいは納付金の参考価格が更に増額されることになれば、民間団体が応募するインセンティブは働かなくなる。また、納付金制度が採用されている施設において納付金納付後の利益についてもその相当部分を大阪府に納入する仕組みとなっている施設もある。指定管理者選定時の審査基準では、価格点を50点とすることを原則とし、その計算方式も比較的少額の差が大きな点数の差となる計算方式がとられている。価格点以外の項目における有意な点差が、少額の価格の差で逆転するということが起こっている。経費節減のためやむを得ない面はあるものの、当該施設の特色を踏まえ、柔軟な対応が望まれる(行政機関内部の役割分担を考えると、施設の実情をよく知る所管課において、柔軟な運用の必要性をより具体的、説得的に説明する必要がある)。

こうした状況下で、指定管理者は、コスト削減の圧力もあり、長期展望に立って、施設の改善を検討することや人的あるいは物的投資を行うことが困難となっていると考えられる。施設で働く職員についても、長期雇用を前提とした採用は困難である。

過去の地方自治法の発想もそうであったように、公の施設で利益を得ることは否定されるべきだという考え方がいまだに強く残っていると考えられる。公の施設の管理運営が直営や公共的団体、第三セクターなどへの委託に限定されていた制度の下では、こうした発想を肯定することになる。しかし、現在の指定管理者制度はその発想の変革を求める制度であると考えべきである。とりわけ、厳しい財政状況の中で住民福祉の増大を目指すのであれば、こうした従来の発想からの脱却が必要であると考えられる。

エ 今回監査対象とした施設の中には、指定管理者への応募者を確保するため、募集にあたって所管課が様々な関係団体などに働きかけを行っている場合もある。一者応募や、指定管理者の固定化など、競争原理が働いていないか働きが乏しい状況が生まれている。こうした状況の下では、所管課が次期指定管理者募集時において応募者が出現しないことをおそれ、現在の指定管理者に厳格に対応することが困難となるのではないかと懸念も生じる。自主事業の扱いも施設によって区々であり、その収支を所管課に

報告する必要がないとする施設や収支の報告が不十分である施設もある。施設の改修修繕についても、そのリスク分担が必ずしも明確でないため、応募時におけるリスク判断が困難であると考えられるとともに、指定管理期間においても指定管理者が把握している改修や修繕の必要性が所管課に十分に伝わっていないのではないかと懸念される施設もある。また、本部経費の計上のルールが明確でない施設、共同事業体の代表から他の構成員への支払いが委託費という名目で支払われ、受け取った構成員の収支が報告されていない施設、再委託契約の内容の把握が十分でない施設など、課題のある施設が多数存在した。こうした状況は、指定管理者制度の適正かつ健全な運用という観点からは問題がある。本報告書で各施設について監査の結果あるいは意見を述べている内容の多くは、このような運用の現状を改善しようとするものである。

しかし、先に述べたように、指定管理者制度が有効かつ効率的に運用されるためには、指定管理者の管理運営業務の適正さとその収支状況の透明化を求めるだけでは十分ではない。

指定管理者制度を採用する以上、指定管理者が民間のノウハウや活力を発揮し、住民サービスの向上を図ることができるようにしなければならない。そのためには、指定管理者が民間事業者として、当該施設での管理運営業務により、適正な利益を確保できるようにすることが必要である。

そうした状況を作り出すためには、まず、様々な民間団体が管理運営のノウハウを競う状況が用意されなければならない。公募時に、民間事業者が指定管理者になろうとするインセンティブを高める条件設定が必要である。条件設定にあたっては、文化施設、スポーツ施設、福祉施設、公園等各施設の設置目的と特色を十分に考慮すべきことになる。募集時の、指定管理料や納付金の参考価格の決め方への配慮、納付金納付後の利益配分割合への配慮、選定時の審査基準の配点や計算方法の柔軟性、指定管理期間の検討、利用料金制導入の検討、自主事業の範囲やその収益についての扱い方の検討、さらには、一定の成果に対する報奨金制度の導入など、種々の方策が総合的に検討される必要がある。

オ 究極的には、公の施設として施設を維持してゆくかどうかの判断が前提となるが、公の施設として維持管理してゆく以上、経費をなくすことはできず、また、無限の経費節減はありえない。公の施設の管理運営を、利益を得ることを目的とする団体にゆだねる以上、その管理運営の内容や自主事業も含めたすべての収支が透明化される制度設計と民間事業者のインセンティブを高める制度設計が制度運用の両輪としてなされることが、指定管理者制度の目的達成のためには必要である。

- (3) 大阪府においては、本監査結果報告書に記載した監査の結果及び意見を参照していただき、より充実した府民へのサービスの提供及び経費節減を達成できるよう尽力いただきたい。